

---

# 環境基本計画年次報告書

— 令和 6 年度版 —

[令和 5 年度現況報告]

---

～環境と調和して暮らし、働くまち あまがさき～

令和 7 年 3 月  
尼 崎 市

❀ ひと咲き まち咲き あまがさき ❀

# 「環境基本計画年次報告書」について

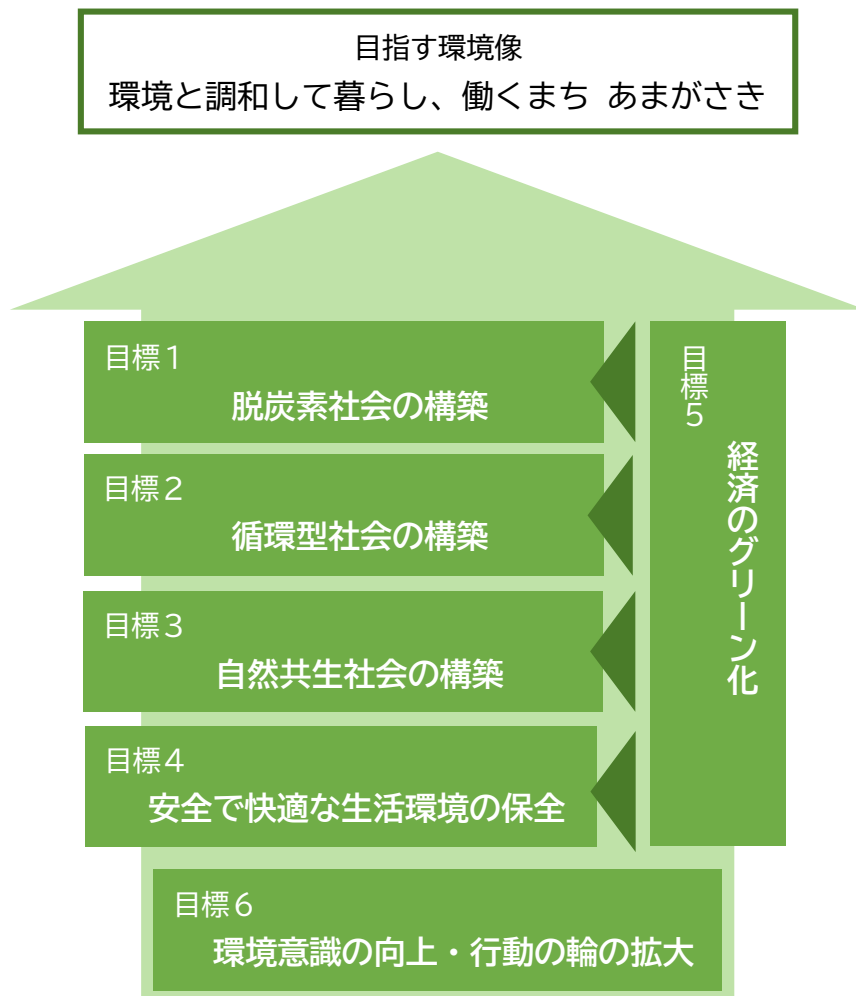
## ●環境基本計画年次報告書とは

本市の環境に関する情報をとりまとめたもので、毎年度の環境に関する取組内容やその実績、環境の状況に関する基礎的なデータを公表することを目的としています。

また、環境に関する取組については、尼崎市環境基本計画（令和 6 年 3 月）における目標ごとに整理しており、計画に基づく取組状況がわかるようになっています。

## ●尼崎市環境基本計画とは

尼崎市環境基本計画は、尼崎市の環境をまもる条例に基づき策定される良好な環境を確保するための施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。計画では、国・兵庫県における上位計画や市内における関連計画と連携・整合を図りつつ、尼崎市の最上位計画である尼崎市総合計画における「ありたいまち」を環境面から実現するために 6 つの目標を定めており、市民・事業者・市が協力しながら目標を達成するために、取組を行う際の方針や施策を示しています。



## 【目 次】

### 本編

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| <b>目標 1 脱炭素社会の構築</b>             | 1  |
| 方針① 消費するエネルギーを削減・脱炭素化します         | 3  |
| 方針② エネルギー効率の高い都市に転換します           | 7  |
| 方針③ 気候変動のリスクに備えます                | 12 |
| <b>目標 2 循環型社会の構築</b>             | 17 |
| 方針① ごみの発生を抑制します                  | 19 |
| 方針② ごみを適正に処理します                  | 26 |
| <b>目標 3 自然共生社会の構築</b>            | 28 |
| 方針① 生物多様性を理解し、自然からの恵みを活かします      | 29 |
| 方針② 生物の生息・生育環境を保全・創出します          | 39 |
| <b>目標 4 安全で快適な生活環境の保全</b>        | 42 |
| 方針 空気・水・土・静けさを大切にします             | 44 |
| <b>目標 5 経済のグリーン化</b>             | 58 |
| 方針① 環境配慮型のモノ・サービスを消費・普及します       | 60 |
| 方針② 環境に配慮した事業活動を行います             | 61 |
| <b>目標 6 環境意識の向上・行動の輪の拡大</b>      | 63 |
| 方針① 環境問題を知り、行動します                | 65 |
| 方針② 多様な主体と連携し、様々な場面に環境の視点を取り入れます | 73 |

### 資料編

※ 数値は特に注釈がない限り、令和 5 年度末現在におけるものです。

※ 図表中に示す「H」は平成、「R」は令和を示します。

#### 「環境と調和して暮らし、働くまち あまがさき」

##### 表紙のタイトルについて

環境・資源には限りがあることを前提とし、一部の環境意識の高い市民・事業者だけが取り組むのではなく、かつて尼崎の市民・事業者・行政が互いに協力し、努力しながら深刻な公害問題に取り組んできた経験を踏まえ、私たち一人ひとりの意識・行動を変えていくことが環境問題の解決につながることを認識し、環境と調和したまちの実現を目指します。

# 各目標の見方について

令和 5 年度の取組を、目標ごとにまとめています。各目標の内容の見方は次のとおりです。

## 目標〇 ○○○○○

尼崎市環境基本計画で定められている  
「目指す環境像の実現に向けた目標」を  
示しています。

### ■ 方針・施策

方針〇 ○○○○○

施策ア ○○○○○ …

尼崎市環境基本計画で定められている  
「方針」と「施策」を示しています。

### ■ 指標

| 項 目     | 基 準 | R〇 | 目 標 | 方向性 |
|---------|-----|----|-----|-----|
| ○○○○○ … | 〇〇  | 〇〇 | 〇〇  | ↓   |
| ○○○○○ … | 〇〇  | 〇〇 | 〇〇  | ↓   |
| ○○○○○ … | 〇〇  | 〇〇 | 〇〇  | ↑   |

「目標」ごとに把握している指標の現状  
などを示しています。

### ■ 現状

・○○○○○ …

### ■ 取組状況

方針 ○○○○○

● ○○○○○ (○○○○課)

○○○○○ …

「方針」に基づいた具体的な取組内容を  
示しています。  
「✎」のマークが付いているものは今  
年度版から新たに掲載した項目です。

# 目標 1 脱炭素社会の構築

## ■ 方針・施策

### 方針① 消費するエネルギーを削減・脱炭素化します

施策ア 地球温暖化を防止する行動の実践・定着

施策イ 省エネルギー型の設備・建築物の普及

施策ウ クリーンエネルギーの利用

### 方針② エネルギー効率の高い都市に転換します

施策ア エネルギー管理の観点を活かしたまちづくり

施策イ 環境負荷の低い交通手段の利用・交通環境の整備

### 方針③ 気候変動のリスクに備えます

施策ア 気候変動の影響・被害の理解・認識

施策イ 気温の上昇・降水パターンの変化への対応

## ■ 指標

| 項 目                                 | 基 準             | R5                | 目 標               | 方向性 |
|-------------------------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-----|
| 二酸化炭素排出量 (kt・CO <sub>2</sub> )      | 3,502<br>(H25)  | 2,439 ※1<br>(R4)  | 1,737 ※2<br>(R12) | ↓   |
| エネルギー消費量 (TJ)                       | 37,990<br>(H25) | 31,738 ※1<br>(R4) | 26,752<br>(R12)   | ↓   |
| 太陽光発電設備導入量 (kW) ※3                  | 2 万<br>(R4)     | 2.2 万             | 4 万<br>(R12)      | ↑   |
| 地球温暖化を防止するための行動を<br>実践している市民の割合 (%) | 46.1<br>(R4)    | 54.1              | 66.6<br>(R15)     | ↑   |
| 地球温暖化による危機を認識している<br>市民の割合 (%)      | 31.0<br>(R4)    | 35.3              | 57.1<br>(R15)     | ↑   |

※1 令和5年度実績が未公表のため、令和5年度の欄に令和4年度（速報値）の実績を記載している。

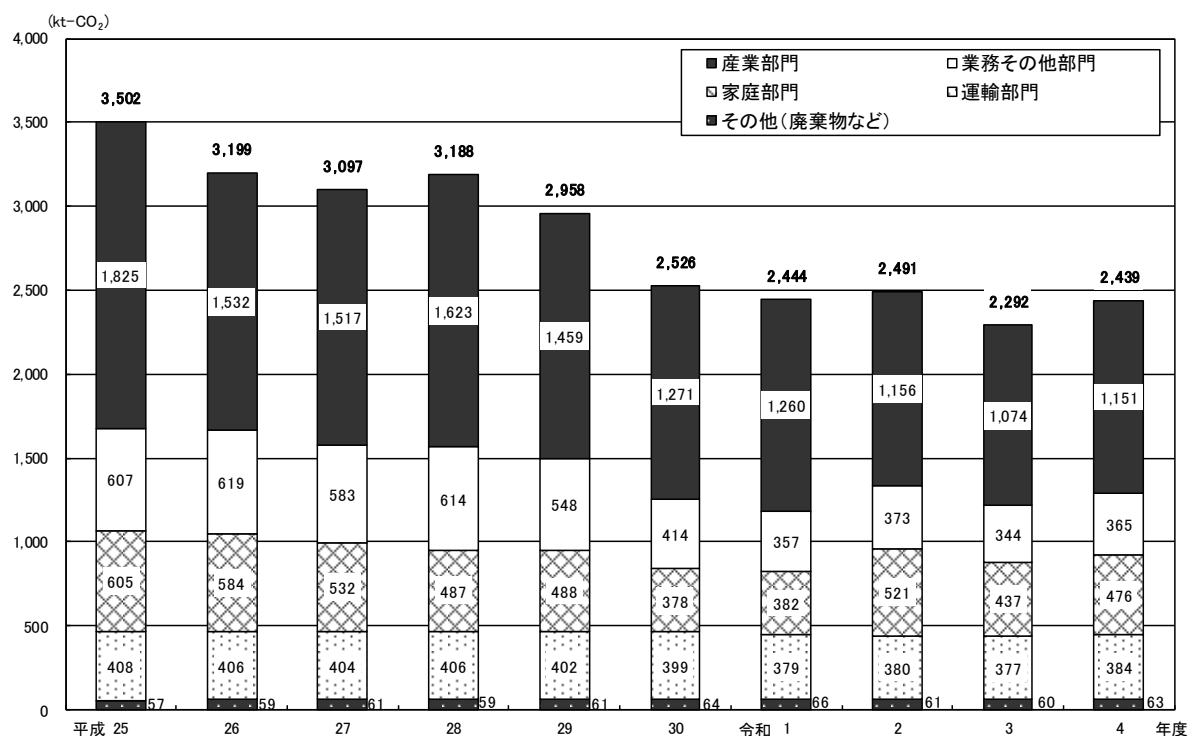
※2 令和4年3月に改訂した尼崎市地球温暖化対策推進計画では、「令和12年度の二酸化炭素排出量を平成25年度比で50%以上削減」することを目標としている。

※3 固定価格買取制度の対象となる10kW未満の設備のみ

## ■ 現状

- ・ 二酸化炭素排出量の推移をみると、増減を繰り返しながら近年は減少傾向にあります。本市における令和 4 年度（速報値）の二酸化炭素排出量は 2,439 kt-CO<sub>2</sub> となっており、尼崎市地球温暖化対策推進計画における削減目標の基準年度である平成 25 年度の実績と比べ、30.4 % の削減となっています。
- ・ 尼崎市地球温暖化対策推進計画は令和 4 年 3 月に改訂し、「令和 12 年度の二酸化炭素排出量を平成 25 年度比で 50 % 以上削減」することを目標としています。

図 二酸化炭素排出量の推移（部門別）



備考 1 令和 4 年度の値は速報値

備考 2 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

備考 3 二酸化炭素排出量の推計を行う際に用いる国の統計資料が平成 30 年度まで遡って改訂されたことに伴い、本市の実績についても遡って修正を行っている。

## ■ 取組状況

### 方針① 消費するエネルギーを削減・脱炭素化します

#### ● 尼崎市気候非常事態行動宣言の表明（環境創造課）

地球温暖化による危機を市民や事業者と共有し、この危機を乗り越えるために行動していくことを目的に、令和3年6月5日に「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする脱炭素社会を実現するため、日々の行動を変えていくことを宣言しました。

#### 主な宣言内容

- ・2050年までに脱炭素社会を実現するため、2030年の二酸化炭素排出量を2013年比で50%程度削減することを目指します。
- ・消費するエネルギーを徹底的に削減するとともに、再生可能エネルギーなどへの転換を目指します。
- ・一人ひとりがライフスタイルを見つめ直し、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会からの脱却を目指します。
- ・地球温暖化による危機を正しく認識・共有するとともに、この危機を乗り越えるために行動します。

また、宣言に基づき本市の地球温暖化対策の中長期的な方向性を示す尼崎市地球温暖化対策推進計画で定める削減目標を28%から50%に引き上げを行うとともに、市民や事業者の皆さまと地球温暖化による危機の共有や宣言内容を周知するための取組などを行いました。

表 令和5年度の実施内容

| 実施日・期間 | 取組の概要                                                                                 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 市報6月号  | 宣言内容や地球温暖化問題に関する取組などを記載したリーフレットを作成し、市報と併せて全戸に配布した。                                    |
| 6月10日  | エコあまフェスタ2023で燃料電池自動車のMIRAI等を使って環境啓発を行った。                                              |
| 6月・12月 | 宣言が発せられていることを周知するため懸垂幕・横断幕を作製し、公共施設など11箇所に設置したほか（6月・12月）、ポスターを作成し、コミュニティ掲示板に掲示した（6月）。 |

#### ● クールシェアスポットの開放（環境創造課）

夏の暑い日には、家庭の電気使用量の半分以上をエアコンが占めているとされており、家庭内の各部屋でエアコンを使うのを止め、涼しさを分け合える場所（クールシェアスポット）に行くことや催し（クールシェアイベント）に参加することで家庭でのエアコンによる電気の使用量を削減するとともに、それに伴う二酸化炭素排出量を削減することができます。

令和5年度は公共施設等24施設をクールシェアスポットとして開放し、本市ホームページで公開して利用を呼びかけました。

#### ● COOL CHOICE・デコ活の普及（環境創造課）

「COOL CHOICE（クールチョイス）」とは、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動などを積極的に選んでいくという国民運動のことです。本市もこの運動に賛同して「COOL CHOICE」宣言を行い、市民の皆さまへの啓発活動に取り組んできました。

令和5年7月、環境省は、国民・消費者の行動変容、ライフスタイルの変革を強力に後押しするため、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」を開始。「COOL

CHOICE」は、「デコ活」に移行しました。尼崎市も「デコ活」に取り組む団体として、令和 5 年 9 月 14 日にデコ活宣言を行いました。

表 令和 5 年度の主な取組内容

| 実施日・期間                                         | イベント・取組名      | 概要                                                                                                                   | 実績        |
|------------------------------------------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 7月28日<br>7月31日<br>8月2日<br>8月5日<br>8月7日<br>8月9日 | 打ち水イベントの実施    | 市内企業や市民団体と連携して、市内6か所で打ち水イベントと地球温暖化講座を行った。<br>※あまがさき環境オープンカレッジとの共催                                                    | 参加者数：523人 |
| 通年                                             | 本庁でのテレビモニター表示 | 「尼崎市気候非常事態行動宣言 発令中！」と題して、脱炭素社会の実現に向け地球温暖化を防ぐための具体的な実践例と、一括して入札、発注することで価格低減を促す太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入事業について、本庁テレビモニターで紹介した。 | 表示期間：1年間  |

#### ●電子地域通貨を活用した環境配慮行動の促進（商業観光課、環境創造課）

本市では専用アプリや専用カードを利用したキャッシュレス決済サービスである尼崎市独自の電子地域通貨「あま咲きコイン」を運用しており、健康づくりや省エネ行動、ボランティア活動などSDGsの達成に資する取組に対して、ポイントを付与しています。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現金の受け渡しの機会を減らすだけでなく、SDGsの達成に貢献する活動と地域経済の活性化の両立を目指すものであり、西日本初の取組となっています。

令和 5 年度は、SDGsの達成に資する取組に対して 7,443,187 ポイントを発行しました。そのうち省エネ行動についてはその効果を身近に感じてもらえるよう、削減される二酸化炭素排出量に応じて電子地域通貨を付与することとしており、2,116 件（1,386,793 ポイント分）の付与を行いました。



表 ポイントの付与対象と付与ポイント数

| 環境配慮行動                      |      | CO <sub>2</sub> 削減見込量/<br>件 | ポイント付与実績（件） |       |       |       |
|-----------------------------|------|-----------------------------|-------------|-------|-------|-------|
|                             |      |                             | 令和2年度       | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 省エネ家電への買い<br>替え             | 冷蔵庫  | 290 kg/年                    | 78          | 137   | 202   | 228   |
|                             | 空調機器 | 230 kg/年                    | 17          | 32    | 71    | 92    |
| バス通勤への転換                    |      | 290 kg/6カ月                  | 249         | 13    | 41    | 32    |
| 環境学習への参加                    |      | 2 kg/回                      | 553         | 629   | 1,372 | 1,591 |
| うちエコ診断の受診                   |      | 100 kg/年                    | 3           | 1     | 86    | 36    |
| CO <sub>2</sub> フリー電気への切り替え |      | 90 kg/月                     | 9           | 6     | 25    | 43    |
| EVカーシェアの利用                  |      | 20kg/回                      | —           | —     | 10    | 5     |
| エコカーの購入                     |      | 690kg/台                     | —           | —     | —     | 17    |
| 電気使用量の削減                    |      | 0.362kg/kWh                 | —           | —     | —     | 72    |

備考 1 令和 2 年度は、(株)まいぶれ withYOU が運営するポイントサービスである「まいポ」を活用した実績を示す。

## ● 尼崎市環境マネジメントシステムによる省エネルギー等の意識啓発（環境創造課）

本市では、独自の環境マネジメントシステムを運用しており、環境管理総括者（市長）が定める環境方針に基づき、事務事業に伴う環境への負荷の低減や環境関連施策全般について、自ら目標を設定し、取組を行っています。職員全員がシステムの内容とその重要性を理解し、各所属の事務事業が環境に及ぼす影響と各自の役割を考え、日常の業務においてどのように環境配慮に取り組んでいくべきかを考える機会の一環として環境管理研修を行っています。

## ● 照明の省エネルギー化の推進

### ・ 町会灯のLED化の補助（道路維持担当）

公益性が高く公道を補完している私道において、町会が町会灯としてLED照明を新設する場合や既設の町会灯をLED化する場合、その費用の一部を市が補助しています。

令和5年度は、42団体、153灯に対して補助を行いました。

## ● 環境に配慮した飲料自動販売機の設置（公有財産課）

本市では、公有財産の有効活用と自主財源の確保の観点から、平成20年度から飲料自動販売機を設置しています。

令和5年度に設置した21台については、省エネ性能が高く、冷媒としてオゾン破壊物質等を使用していないなどグリーン購入法に適合した自動販売機を導入しました。

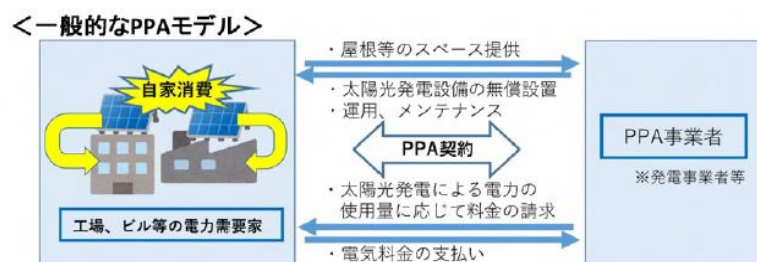
## ● 公共施設への太陽光発電設備の導入（教育委員会事務局施設課）

学校施設の防災機能の強化や児童生徒に対する環境教育の一環として、改築の際に太陽光発電設備の導入を行っており、発電した電力は教室の照明などに利用されています。

令和5年度において導入はありませんでした。

## ● PPAモデルを活用した公共施設への再エネ導入の促進（環境創造課）

企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を発電事業者が借り、無償で設置した発電設備で発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、企業・自治体は初期費用を負担せず太陽光発電システムを導入できるという新たなビジネスモデルであるPPA（Power Purchase Agreement）モデルを活用して、公共施設への太陽光発電設備や蓄電池等の導入を進めていましたが、電気代の負担が大きくなることが分かったことから、今後は、PPAモデルではない方法を検討していきます。



PPAモデルのイメージ図

## ● 環境にやさしい住宅の普及（環境創造課）

ZEH（net Zero Energy House：住宅の一次エネルギーの年間消費量が正味で概ねゼロになる住宅）の市内への普及促進や家庭での CO<sub>2</sub> 排出量削減を図るため、市内において ZEH を新築・改築する場合に補助を行っています。また、ZEH の施工に合わせて蓄電池や V2H（Vehicle to Home：電気自動車等に蓄えられた電気を家庭で使うための装置）、電気自動車等の蓄エネ設備を導入する場合は、さらに補助額を加算しています。

令和 5 年度は ZEH のみが 1 件、ZEH と蓄電池の導入が 2 件の計 3 件の補助を行いました。



ZEH のイメージ図

## ● 太陽光発電設備および蓄電池の共同購入（環境創造課）

市民から太陽光発電設備および蓄電池の購入希望者を募り、一括して入札、発注することでスケールメリットを活かした価格低減を促す共同購入事業を活用し、太陽光発電設備の更なる普及拡大を図っています。また、スケールメリットを最大限活用し、より安価な設備購入ができるよう近隣自治体と連携して実施しています。

令和 5 年度の参加登録数は 160 件、契約締結は 8 件でした。これにより、太陽光発電設備 7 基、蓄電池 5 基が導入されました。

尼崎市

みんなのおトクに  
太陽光

太陽光パネル 蓄電池

みんなでおトクに購入しませんか？  
グループパワーで、かしこくおトクな一歩

電費削減はもう一歩、環境の改善にも！

導入プランは3パターン

1. 太陽光パネルのみ  
2. 太陽光パネル+蓄電池  
3. 蓄電池のみ

電費削減率23.8%~25.9%

参加登録期間：令和5年4月1日~令和5年6月30日  
申込受付：令和5年4月1日~令和5年6月30日

申込方法：https://group-buy.jp/solar/nyagahome

QRコード

チラシ

## 方針② エネルギー効率の高い都市に転換します

### ● 尼崎版 SDGs スマートマンションの認定（環境創造課）

二酸化炭素排出量を削減するために各戸のエネルギー（電力）の使用状況を管理するシステム（HEMS：Home Energy Management System）を導入し、入居者の省エネ行動を促進するとともに、地域経済の活性化や社会課題への対応といった環境・経済・社会の3分野に関する取組を兼ね備え、SDGsの達成にも寄与する集合住宅を「尼崎版 SDGs スマートマンション」として認定し、支援する制度を設けています。

令和5年度は、新たな認定はありませんでした。



SDGs スマートマンション認定ロゴマーク

### ● エネルギーの地産地消の推進（環境創造課）

クリーンセンターでは廃棄物を焼却する際に発生する廃熱を利用して発電を行っており、発電された電気は化石燃料の燃焼を伴う火力発電とは異なり、廃熱を利用しているため、発電時の二酸化炭素排出量がゼロのCO<sub>2</sub>フリーの電気として扱われることとなっています。

そこで、CO<sub>2</sub>フリー電気を地産地消することで、市内事業者の脱炭素経営を支援するとともに、電気の調達・供給に関する費用の市外への流出抑制などに資する取組を始めました。

令和2年度から供給先を募集し、令和5年度末時点で34者に対して供給しています。なお、33者とモデル施設として供給先に選定した公共施設2施設（尼崎城、尼崎市立歴史博物館）での電気使用量は、令和5年度は約11,599 MWhとなっており、年間約6,032 tの二酸化炭素排出量の削減効果がありました。

#### 供給先

尼崎信用金庫、株式会社アイブラネット、株式会社研文社、尼崎商業事業株式会社、三興自動車整備株式会社、泉興業株式会社、株式会社サンニシイチ、株式会社魚里本家、大日電気工業株式会社、株式会社栄水化学、塚口南地域学習館管理運営協議会、株式会社大城工業所、内藤建設興業株式会社、株式会社小川電設、社会福祉法人阪神共同福祉会、木村化工機株式会社、ひまわり医療生活協同組合、共栄電器工業株式会社、株式会社ホライズン、協同シャフト株式会社、株式会社まいぶれwithYOU、株式会社グリーンテック、株式会社みつば電気、むこのそう司法書士事務所、大日通信工業株式会社、ウイングエンジニア株式会社、合同会社botan、マイン・フーズサービス株式会社、阪神医療生活協同組合、株式会社浜の家、株式会社特発三協製作所、平井工業株式会社、株式会社エヌエープロテック



認証書

## ● 脱炭素先行地域の推進（産業政策課、環境創造課、公園計画・21世紀の森担当）

環境省では、2050年カーボンニュートラルを目指し、他地域に先行して、民生部門（家庭部門や業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出量実質ゼロの実現や、運輸部門などその他の部門について地域特性を考慮して国の地球温暖化対策計画と整合する取組により温室効果ガス削減を実現する地域を「脱炭素先行地域」として公募しており、第1回の公募に阪神電気鉄道(株)と共同事業を提案し、令和4年4月に採択されました。



市内の脱炭素先行地域のイメージ

提案事業の内容は阪神タイガースファーム施設（2軍本拠地）などを整備予定の小田南公園のほか、市内の阪神電車の各駅、尼崎車庫、大物公園、大物川緑地において、徹底した省エネルギー化や再エネ設備の導入、電力の地産地消等の取組により、2030年度までに電力消費に伴う二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指すというものです（尼崎車庫は令和5年度に区域に追加）。

令和5年度は、阪神電気鉄道(株)が小田南公園への野球場、選手寮及び各設備の整備、杭瀬駅及び大物駅への太陽光発電設備設置工事、阪神電車の駅舎や車内への広告掲示等様々な広告媒体によるゼロカーボンベースボールパークの取組周知、EVバス2台の取得、市が効果促進事業に係るアンケートを行いました。

## ● 公共交通利用への意識の啓発（都市戦略推進担当）

平成30年度から「エコ通勤トライアルウィーク」を実施してきましたが、令和3年度にテレワーク（在宅勤務）の実施・普及を考慮しつつ、日ごろ自動車やバイクにより通勤している方で、一定期間内に公共交通や自転車、徒歩などの通勤方法に3日以上取り組んだ民間事業所の従業員にあま咲きコインを付与する「あま咲きモビリティ・マネジメント」へ見直しを行いました。

令和5年度は、事業内容の見直しにより実施を見送りました。



チラシ

## ● バスへの愛着の醸成（都市戦略推進担当）

本市の市営バス事業が移譲された阪神バス(株)と協力して、バスへの愛着を醸成することにより公共交通としてのバス事業のイメージアップと利用促進、利用時のマナーなどを学ぶことを目的として行う、市内小学生を対象とした「1日バスふれあい体験」を実施しています。

令和5年度は、事業内容の見直しにより実施を見送りました。

## ● サイクル・アンド・バスライドの試験実施（都市戦略推進担当）

サイクル・アンド・バスライドとはバス停の近くに駐輪場を設置することで、バス停までの移動を自転車で行い、バスに乗り換えて目的地に向かう仕組みのことで公共交通機関の利用促進

や自動車の過度な利用の抑制につながります。

本市では、臨海部における事業所の進出を見据え、従業員がバスを利用しやすい環境を整備するために、クリーンセンター第2工場の敷地内に専用駐輪場を設置し、サイクル・アンド・バスライドの試験実施を行っています。



駐輪場の案内板

## ● エコカー（次世代自動車）の普及促進（環境創造課、業務課）

### ・民間導入の推進

平成4年度から民間事業者等がエコカーを導入する際に導入費用の一部を補助しています。

令和3年度からは本市の一般廃棄物の収集運搬業務の受託者を対象に新たにじんかい収集車を補助対象に加えています。

令和5年度は、電気自動車21台燃料電池自動車2台の計23台に対して補助しました。

表 民間への補助状況

| 区分 \ 補助年度      | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 電気自動車          | 2   | 1   | 0   | 4   | 3   | 6  | 5  | 5  | 20 | 21 |
| 燃料電池自動車        | —   | 2   | 0   | 0   | 1   | 0  | 0  | 2  | 0  | 2  |
| 天然ガス自動車        | 7   | 7   | 1   | 1   | 0   | 1  | 0  | 0  | 0  | —  |
| ハイブリッド自動車      | 4   | 10  | 7   | 15  | 7   | 9  | 19 | 12 | 2  | —  |
| プラグインハイブリッド自動車 | 0   | 0   | 0   | 2   | 0   | —  | —  | —  | —  | —  |
| 天然ガスじんかい収集車    | —   | —   | —   | —   | —   | —  | —  | 0  | 0  | 0  |

備考1 —は補助の対象となっていないことを示す。

### ・市内における率先導入

平成2年度から公用車の購入の際には、エコカーを率先導入しています。

表 導入状況

| 区分 \ 導入年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 電気自動車     | 2   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 2  | 21 |
| 燃料電池自動車   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 天然ガス自動車   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| ハイブリッド自動車 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |

## ● 公用車を活用したEVカーシェアの実施（環境創造課）

カーシェアやEVの普及啓発を図り、市内の運輸部門における二酸化炭素排出量の削減を図るため、公用車として電気自動車（トヨタ自動車(株)製「C+pod」）2台を導入し、公用車として使用しない休日については(株)トヨタレンタリース兵庫と連携して市民に広く活用してもらうカーシェアを令和4年5月から実施しています。



電気自動車（C+pod）

令和 5 年度は、平日に公用車として 288 回、休日に市民向けカーシェア車両として 26 回利用されたほか、エコあまフェスタや中央地区まつり等で展示を行い、EV やカーシェアの普及啓発を行いました。

また、令和 5 年 10 月から市内で「落第忍者乱太郎 尼崎地名めぐりデジタルスタンプラリー」が開催されたことを機に、C+pod 2 台にキャラクターのイラストをラッピングしました。



電気自動車（ラッピング後の C+pod）

## ● 自転車の利用環境の向上

### ・自転車道・自転車レーンの整備（道路維持担当）

本市は平坦な地形であり、市域が中心地から東西南北ともに約 5 km ほどであることなどから、自転車利用に非常に適したまちであるといえます。そこで、市内の道路を管理する国・県・市・警察が一体となって、市域の自転車ネットワーク整備方針を策定し、自転車道、自転車レーン、矢羽根型路面表示や自転車歩行者道等の整備により、自転車の利用環境の改善、安全性・快適性の向上を図っています。

平成 28 年 7 月に国のガイドラインが改定されたことに伴い平成 30 年度に整備方針の改定を行いました。平成 31 年 4 月の道路構造令改正及び市事業の進捗に伴い、令和 4 年度に整備方針の改定を行いました（令和 5 年 3 月。ネットワーク路線延長約 85 km から約 87 km に変更）。

令和 5 年度は、自転車レーン 0.7 km、矢羽根型路面表示 1.9 km、自転車ピクトグラム 0.6 km を整備したことにより、市道の整備済延長は 16.8 km となっています。県道においても令和 5 年度末までに 12.5 km が整備され、市内の整備済延長は 29.3 km となっています。



自転車道（車道の両端の部分）



自転車専用通行帯（自転車レーン）

- 備考 1 歩行者、自転車、自動車が通行する場所がそれぞれ分離されている構造の道路のうち、自転車が通行する部分を自転車道という。自転車は双方向に通行できる。
- 備考 2 車道のうち自転車が通行する部分を視覚的に分離したものを自転車専用通行帯（自転車レーン）、矢羽根型路面表示という。自転車は自動車と同一方向にのみ通行できる。
- 備考 3 自転車歩行者道（普通自転車通行指定部分あり）とは、自転車が通行できる歩道のうち自転車が通行する部分を視覚的に分離したものをいう。自転車は双方向に通行できるが、徐行する必要がある。

#### ・駐輪マナーの向上（道路維持担当）

駐輪マナー向上のため、地域だけでなく、鉄道事業者や商業者、警察と連携しながら自転車利用者が自転車を路上に放置しにくい環境づくりに努めています。具体的には、各鉄道駅の自転車放置禁止区域の電柱への標識シートの設置やトライやるウィークと連携し、市立駐輪場の運営や放置自転車の撤去作業を通じて中学生に問題意識をもってもらい取組を行っています。

また、各鉄道駅の駐輪場マップを作成し、駐輪場やレンタサイクルの場所の周知を図っています。



標識シート

#### ・自転車の利用に関する意識啓発（生活安全課）

平成 29 年 10 月から施行されている「尼崎市自転車のまちづくり推進条例」を広く周知するとともに、自転車の安全で適正な利用を呼び掛けるためにイベントや交通安全教室などを開催しています。

表 令和 5 年度の取組内容

| 実施日・期間                          | イベント・取組名                       | 概要                                                                    | 参加者（人） | 実施主体 |
|---------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|--------|------|
| 随時                              | 自転車交通安全教室                      | 自転車の遵守すべき交通ルールやマナーについて、小・中学校や高校等で体験型の自転車教室を実施し、知識の理解・定着を図った。          | 9,558  | 尼崎市  |
| 毎月23日<br>(23日が休日の場合<br>などはその前後) | 自転車安全運転の日キャンペーン<br>※1月、3月は雨天中止 | 毎月23日を「自転車安全運転の日」と定め、警察や交通安全協会等の関係機関と連携し、自転車の安全利用についての啓発キャンペーンを実施した。  | 131    | 尼崎市  |
| 随時                              | 自転車適正利用指導                      | 平成29年10月に施行した「尼崎市自転車のまちづくり推進条例」に基づき、市職員による、市民等の自転車の安全適正利用に係る街頭指導を行った。 | —      | 尼崎市  |

#### ・自転車関連事故マップを活用した啓発（生活安全課）

自転車に関連する事故が身近に起こっていることを周知するために、市内にある警察署の協力を受け、小学校区ごとに自転車関連事故マップを作成しています。

令和 5 年度も、マップから、自転車関連事故対策の重点地区（明城・浜小学校区）を選定し、重点地区内における事故多発交差点や危険箇所などで自転車適正利用指導を実施しました。また、小学校での自転車教室において、マップを用いたグループワークを実施しました。

#### ・コミュニティサイクル事業の実施（生活安全課）

市域内における交通の利便性向上を目的としたコミュニティサイクル事業（現：シェアサイクル事業）は、平成 30 年度から令和 2 年度までの実証実験期間を経て令和 3 年度から本格実施段階に移行し、地域交通の手段として寄与しています。

令和 5 年度は、115 ステーション、年間利用回数 105,515 回となっており、ステーション数、利用回数共に大幅に増加しています。



チラシ

## ● レンタサイクルの貸出（道路課）

阪急武庫之荘駅にある市立駐輪場において、平成 29 年 1 月から駐輪スペースを有効活用し 15 台のレンタサイクルを始め、平成 29 年 6 月には 30 台に増設し、令和 5 年度も継続して運用しました。

## 方針③ 気候変動のリスクに備えます

### ● 治水対策

都市化に伴い建築物や道路で土地が被覆されることにより地中に浸透する雨水が減少することで、局所的・短期的な大雨が降り、大量の雨水が河川や下水道に流れ込んだ場合には、浸水被害が発生するおそれがあります。そこで、雨水を地中に浸透させる施設を整備することで、河川や下水道への雨水の流入の抑制を行っています。

また、洪水や溢水による水害を防止するため、河川の護岸整備や河床の掘削などを行っています。

#### ・ 雨水浸透ます・雨水浸透管の設置（下水道建設課）

車道と歩道の間のスペースに有孔性・多孔性の特殊なますや管を設置し、雨水を地中に浸透させることで、下水道に流れ込む雨量を抑制しています。

令和 5 年度は、雨水浸透管を 61m 整備し、市内の整備実績は雨水浸透ますが 368 箇所、雨水浸透管が 3,199 m となっています。



雨水浸透管・雨水浸透ますの設置

#### ・ 歩道における透水性舗装の整備（道路維持担当）

舗装を隙間の多い構造とすることで、雨水を地中に浸透させ、下水道施設への負担の軽減を図ることができます。

令和 5 年度は、328 m<sup>2</sup>の整備を行いました。

#### ・ 河川の治水機能の向上（河港課）

市街化により庄下川上流部は遊水・保水機能が低下していることに加え、護岸の老朽化や狭小な河川断面により洪水時の護岸崩壊や溢水などが懸念されています。そのため、老朽化護岸の改修や河床掘削による河川断面積の増加を行っています。

令和 5 年度は、護岸の改修を約 54 m、河床掘削を約 66m 行いました。

#### ・ 雨水貯留タンク設置の促進（下水道計画課）

雨水の流出抑制や水資源の有効活用などを目的として、市内の公共下水道計画区域内に雨水貯留タンクを設置しようとする市民や事業者に対して助成金等を交付することで、設置を促進しています。

令和 5 年度は、41 件の助成を行いました。



各地区庁舎における設置の様子  
 〔 左：武庫西生涯学習プラザ 〕  
 〔 右：園田東生涯学習プラザ 〕

#### ・武庫川流域内の市立小・中学校における雨水の校庭貯留整備（河港課）

武庫川流域内の市立小・中学校において、校庭などのまわりに周囲堤をつくり、敷地内に振った雨水を一時的に表面に貯留することで武庫川への雨水の流入を抑制し、洪水災害の防止を図る校庭貯留整備を行っています。

令和 5 年度において整備は行われませんでした。



雨水貯留施設

### ● 感染症対策

感染症と地球温暖化の関係については研究事例が少ないため不確実性を伴うものですが、気温の上昇や降水パターンの変化は、感染症の媒介生物の分布・生息可能域を変化させ、感染症の発生のリスクが増加する可能性があるとしており、感染症の媒介生物の駆除や注意喚起を行うことは、地球温暖化の影響による感染症の発生リスクを低減させることにつながります。

#### ・感染症の媒介生物の駆除（生活衛生課）

感染症の蔓延を防止するため、公共の水路や側溝で発生した蚊などの駆除の相談があった際に、必要に応じて薬剤の散布を行っています。

令和 5 年度は、89 件の駆除及び予防のための薬剤散布を行いました。

#### ・蚊媒介感染症についての注意喚起（感染症対策担当）

蚊が媒介する感染症であるマラリアやデング熱、ジカウイルス感染症などに関する注意喚起や予防方法などを本市ホームページで公表しています。

### ● 熱中症対策

熱中症は、従来、労働や運動中に多く発生していましたが、近年はヒートアイランド現象や地球温暖化の進展により、気温が上昇することで、日常生活においても発生が増加しているとされています。体温調節機能が低下している高齢者や体温調節機能が十分に発達していない小児・幼児は、成人よりも熱中症のリスクが高く、特に注意が必要となっています。

#### ・熱中症対策に関する啓発（保健企画課）

近年は気温が上昇傾向にあり、気温の上昇に伴い、日常生活においても熱中症患者が増加しています。広く市民の熱中症の予防に取り組むために、本市ホームページ、市報において注意喚起を行うとともに、保健所窓口でポスターやリーフレット、うちわなどを配付し、熱中症予防について啓発を行っています。

また、令和4年度からはSNSを利用し、環境省と気象庁が運用する熱中症警戒アラートを周知しています。



リーフレット

#### ・学校施設における熱中症対策（保健体育課）

市立学校園の児童生徒等の運動時の熱中症事故の防止のため、令和2年度に各学校園に熱中症計を配付し、学習活動の実施の可否を判断する「熱中症予防運動指針（尼崎市版）」に基づき、対応を行っています。

#### ・予防救急に関する講習会の開催（救急課）

救急搬送につながる事故を予防するための講習会において熱中症についても取り上げ、熱中症の予防と的確な対策を普及啓発することで、発生件数や重症化の軽減につなげています。令和5年度は、42回の講習会を開催し、1,027人が受講しました。

### ● 農作物対策

地球温暖化が農業に及ぼす影響は、地域や作物の種類によって様々ですが、気温の上昇により作物の品質低下や栽培に適した品種の変化、害虫の生息域の拡大などが考えられます。

気温の上昇に適した作物の選択や栽培管理技術などの習得に関する情報提供を行っていく必要があります。

#### ・水稻講習会の実施（農政課）

農業における損害防止の一環として、兵庫県や農業協同組合（JA）と協力して水稻作付農家を対象とした講習会を実施しています。

講習では気象データや病害虫の防除など地球温暖化も想定した米作りを周知しています。

令和5年度の実施はありませんでした。

### ● 水資源対策

地球温暖化の影響により降水パターンが変化することで、渇水による水源水量の減少、集中豪雨に伴う急激な濁度上昇による処理工程の増加などが生じる可能性が考えられ、安定的に水道水を供給していくために、備えておく必要があります。

#### ・渇水時の連絡・調整体制（水道計画課）

水道水の供給において渇水の影響を最小限にとどめるために、日頃から河川管理者など関係機関との連絡調整や各種情報の収集・伝達を行える体制を構築しています。

・濁度異常への対応（浄水センター）

集中豪雨に伴う河川底質の巻き上げや上流における土砂災害などによる河川への濁質の混入により水源（河川水）に濁度異常が生じた場合における対応措置をあらかじめマニュアルとして整備しており、対応を行うこととしています。

● 災害対策（危機管理安全局企画管理課、災害対策課、重層的支援推進担当）

地球温暖化により降水パターンが変化し、局所的・短期的な大雨や長雨が増えることにより水害などのリスクが増加する可能性があります。減災の取組に加え、避難や応急活動、事業継続のための備えや防災意識の向上に努めていく必要があります。

表 取組内容

| 取組              | 概要                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害マネジメントシステムの導入 | 「災害マネジメントシステム」を活用し、警報発表の可能性や大雨などが事前に予想される早期の段階から、庁内での情報共有を行っている。なお、令和6年1月に発生した「令和6年能登半島地震」においても、本システムを活用しており、トップ画面を被災地（珠洲市）の地図情報に置き換え、派遣職員から避難所や道路等の状況を写真付きで報告を受けることで、被災地の状況をリアルタイムにすべての職員が把握でき、派遣職員の後方支援に役立てた。                                           |
| 被災者支援システムの導入    | 大規模災害発生時における避難者の避難所への入退所管理や被害家屋の調査、り災証明の発行など様々な事務が集中するため、一元的に情報を管理することで迅速な被災者支援事務を行うためのシステムを導入している。<br>令和5年度の運用実績については、台風等により被害を受けた方へのり災証明書の発行業務などに活用しており、導入後も、災害により被災された方への様々な支援業務を迅速かつ正確に行えるよう努めている。                                                    |
| 各種訓練の実施         | 令和5年度は、南海トラフ巨大地震の発生確率が高まる中、あらゆる災害に対して、迅速かつ的確な災害対応能力の向上を目的としたブラインド式の図上訓練を実施し、市災害対策本部における情報収集や各部における対応状況の入力など、全庁的な情報共有体制のさらなる充実を図ることができた。<br>また、洪水、高潮の発生に備え左門橋防潮鉄扉点検操作訓練の実施や、水害時に職員が迅速・的確に対応できるよう、水防工法訓練を実施した。                                              |
| 高潮の啓発           | 令和4年5月、兵庫県が県内の沿岸全域を水防法に基づく水位周知海岸として指定により、高潮特別警戒水位に到達した際には、「高潮氾濫発生情報（レベル5相当）」が兵庫県より発表されることとなったため、高潮災害に係る避難の考え方や高潮のメカニズムなど、市民の皆さんが災害から生命を守るための啓発として、令和6年3月には、「高潮からいのちを守るために」と題した動画を市公式YouTubeへアップし、本市ホームページや市報で周知を行った。その他、市政出前講座や事業者へのチラシ配布等を行い、周知啓発を図っている。 |
| 備蓄・マイ避難カードの啓発   | 備蓄をより身近なものとして捉えていただくことを目的とした移動式ディスプレイ（サンプル品）作成し、公共施設や地域の訓練などで展示を行うほか、市内の郵便局や尼崎信用金庫での家庭内備蓄の啓発ポスターの掲示を行った。適切な避難行動の促進のため、「マイ避難カード」について、これまでの取組に加えて、多層的な情報媒体を活用して、子どもから親（子育て世代）、働き世代から高齢者のようにそれぞれの年齢層をターゲットにした学校園や地域のイベント、さらには事業所等を通じた普及啓発の取組を行った。            |
| 地域防災リーダーの養成     | 兵庫県が実施する「ひょうご防災リーダー講座」は、地域防災に取り組む人材の育成と地域住民による主体的な防災活動の活性化を目的に市内在住又は市内在勤の受講者に対し、必要な経費の一部の補助（令和5年度補助実績：3件）を行っている。                                                                                                                                          |

| 取組              | 概要                                                                                                                                                                           |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 情報伝達体制の充実       | 災害時における市民などへの情報伝達体制の充実を図るため、防災情報伝達システムの導入等によるデジタル化を進めたほか、耐用年数を経過した防災行政無線機器の更新を行っている。                                                                                         |
| 受援ガイドラインの作成     | 大規模災害時における応援要請をはじめ、外部からの応援や支援を効果的に受けるためのガイドラインを作成している。                                                                                                                       |
| 災害時要援護者支援連絡会の開催 | 要配慮者に対して、行政等と地域が連携して支援活動等を行うため、意見交換及び課題解決に向けた検討を行う連絡会を開催している。                                                                                                                |
| 案内板・誘導板の整備      | 避難場所である小・中学校、高校等の位置や入口などを示すとともに避難場所について日頃から意識づけを行うことで洪水などの水害時の円滑な避難行動につなげるため、案内版・誘導板の整備を行っている。なお、令和5年度に老朽化していた大火災ひなん場所標識柱28基の撤去を行った。                                         |
| 水防システムの整備       | 雨量計や水位計、河川監視カメラ、降雨観測システムの保守運用を行うとともに、耐用年数を経過したシステム関連機器の更新を行い、水防活動に必要なデータを収集し、的確な避難情報の発令の判断や実施につなげている。                                                                        |
| 市政出前講座の開催       | 各地域団体や市内の企業等から依頼を受け、災害への備えや災害時に取るべき避難行動、家庭内備蓄、マイタイムラインの啓発（マイ避難カード作成）など、防災に関するテーマで市政出前講座を開催しており、令和5年度は56回を開催し、1,970人の参加があった。                                                  |
| 地域における防災訓練      | 阪神・淡路大震災の経験と教訓を次世代に継承し、次の大災害への備えや対策の充実を図るため、地域防災力の向上を目的とした、「1.17は忘れない」地域防災訓練を実施し、児童、地域住民、近隣事業等が一体となり、自助・共助の取組みを中心とした訓練を行った。<br>また、各自主防災会における防災訓練の中で、個別避難計画に基づく避難誘導訓練をサポートした。 |

#### ・産業活動における減災支援（産業政策課）

台風・地震などの自然災害から中小企業の経営資源（従業員・設備など）を守り、事業の中断を防ぐことで災害被害を最小限とする減災対策に関する取組を支援していくために、減災アドバイザーの派遣やセミナーの開催などを行い、減災意識の向上や事業継続の体制強化を促進しています。

令和5年度は、減災アドバイザーを7社へ派遣するとともに、南海トラフ巨大地震等の自然災害に備えるため減災セミナーを実施しました。また、関西大学社会安全学部と連携し、東日本大震災により被災した多賀城市へ被害調査を実施するなど、中小企業における減災支援について研究しています。

#### ・マンホールトイレの設置（下水道建設課）

台風・豪雨や地震などの自然災害が生じると停電や断水などによって水洗トイレが使用できなくなることがあります。このような状況に備え、マンホールに簡易便座を設置し、テントで個室を作ることで応急用トイレとして避難所におけるトイレ機能を確保しているほか、災害時にトイレを設営できるよう周知、訓練を行っています。これまでに、小学校21校に126基を設置しており、令和5年度は、明城小学校、難波の梅小学校、金楽寺小学校、武庫東小学校、武庫庄小学校、園田東小学校の6校に36基を設置し、合計で27校に162基を設置しています。



マンホールトイレ

## 目標 2 循環型社会の構築

### ■ 方針・施策

#### 方針① ごみの発生を抑制します

施策ア リデュース・リユースの実践・定着

施策イ リサイクルの推進

#### 方針② ごみを適正に処理します

施策ア 適正処理の更なる推進

施策イ 地域環境の美化

### ■ 指標

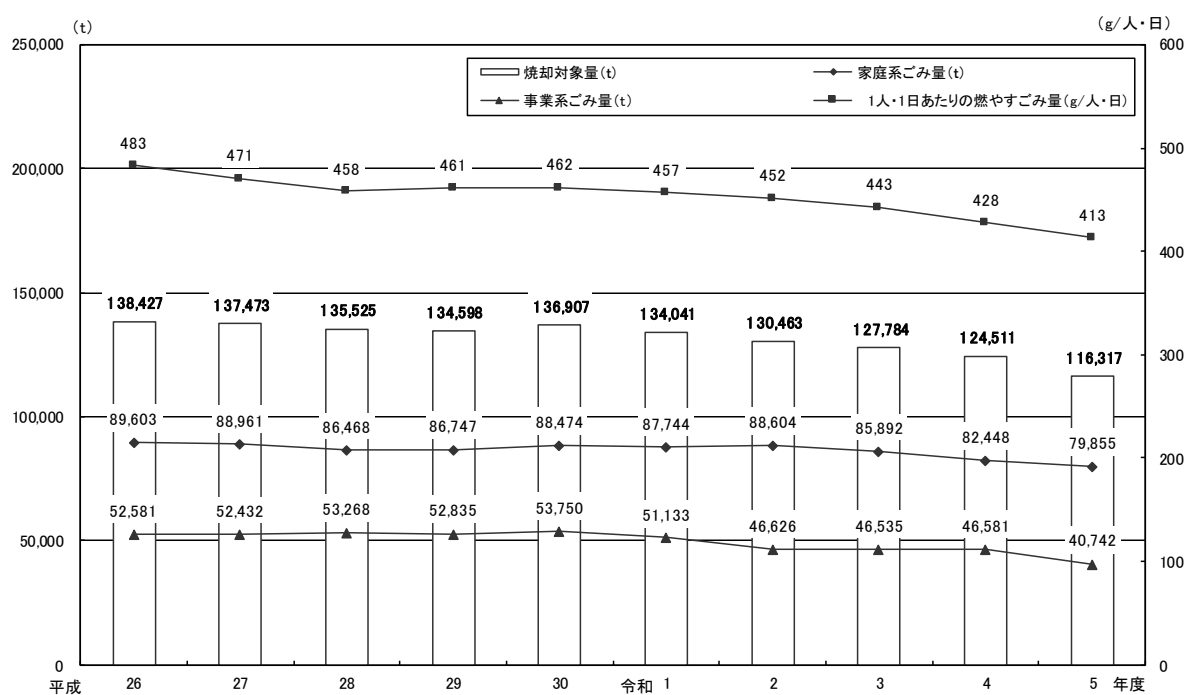
| 項 目                            | 基 準             | R5      | 目 標                | 方向性 |
|--------------------------------|-----------------|---------|--------------------|-----|
| 焼却対象ごみ量 (t)                    | 134,041<br>(R1) | 116,317 | 119,501 ※<br>(R12) | ↘   |
| 1人1日あたりの燃やすごみ量<br>(g / 人・日)    | 457<br>(R1)     | 413     | 410<br>(R12)       | ↘   |
| 事業系ごみ量 (t)                     | 51,133<br>(R1)  | 40,742  | 46,020<br>(R12)    | ↘   |
| 廃棄物処理に係る不利益処分等の<br>件数 (件)      | 0<br>(R4)       | 0       | 0<br>(R15)         | →   |
| ごみを発生させない取組を行って<br>いる市民の割合 (%) | 26.6<br>(R4)    | 27.3    | 50.0<br>(R15)      | ↗   |

※ 令和2年度に策定した尼崎市一般廃棄物処理基本計画では、「令和12年度の焼却対象ごみ量を令和元年度比で11%削減」することを主要目標としている。

## ■ 現状

- ・焼却対象ごみ量の推移をみると、増減を繰り返しながら近年は減少傾向にあります。本市における令和 5 年度の焼却対象ごみ量は 116,317 t となっており、尼崎市一般廃棄物処理基本計画の目標値の基準年度である令和元年度の実績と比べ、13.2 %の削減となっています。
- ・計画では「令和 12 年度の焼却対象ごみ量を令和元年度比で 11 %削減」することを目標としており、令和 5 年度時点において計画目標を達成しました。
- ・一時的な達成とならないよう、引き続き、啓発活動等に取り組むとともに、新たな減量目標の設定についても検討を進めます。

図 ごみ量の推移



## ■ 取組状況

### 方針① ごみの発生を抑制します

#### ● 生ごみ処理機等の購入に関する補助（資源循環課）

生ごみを自家処理する機器等（生ごみ処理機、たい肥化容器、剪定枝粉碎機（ガーデンシュレッダー））の購入を補助することで、ごみの減量・リサイクル及び環境問題に対する意識を高めるとともに環境配慮に向けた市民の行動変容を促進しました。

令和 5 年度は、20 件の補助を行いました。

#### ● 食品ロスの削減

##### ・食品ロスの組成成分（資源循環課）

世界的な課題となっている食品ロス（まだ食べられるのに捨てられてしまう食品）の削減を進めていくために、家庭からの燃やすごみの組成分析や市内事業者への啓発を行いました。

令和 5 年度に実施した組成分析の結果では、家庭からの燃やすごみのうち約 32 %が厨芥ごみ（調理くず、食べ残し、手つかずの食品など）であり、その内訳は調理くず約 59 %、直接廃棄（購入後、全く手を付けずに捨てられたものなど）約 22 %、食べ残し（手つかずの食品を除く）約 19 %となっていました。

##### ・食品ロスダイアリーの普及（資源循環課）

家庭から廃棄される手つかずの食品や食べ残しを日記形式で記録する「食品ロスダイアリー」により食品ロスを見える化することで、削減に向けた意識を高め、行動変容につなげることができます。

「食品ロスダイアリー」の様式は本市ホームページで公開しているほか、家庭ごみべんりちょうに掲載し、食品ロス削減の取組を推進しました。

##### ・フードドライブの実施（資源循環課）

食品ロスを削減するため、家庭で余っている食品を回収し、福祉団体・施設に寄付することで食支援につなげる活動であるフードドライブの取組を行っています。

令和 5 年度は、本市主催のフードドライブを 20 回実施し、合計 84.7 kg の食品を回収しました。

##### ・食べ残しの削減に向けた啓発（資源循環課）

宴会時は食べ残しなどの食品ロスが多く発生することから、忘年会・新年会シーズンには乾杯後 30 分と宴会終了前 10 分を離席せずに料理を楽しみ、食べ残しを減らす「30・10 運動」を、市内の事業者及び家庭に対して呼びかけています。

令和 5 年度は、外食時等の食べ残しを減らす「おいしい食べきり運動」に関するチラシを尼崎商工会議所、協同組合尼崎工業会、尼崎経営者協会、尼崎市食品衛生協会の会員に対し計 1,180 枚配布し、この運動への協力を呼びかけたほか、12 月から 1 月の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン期間に合わせて市報に食品ロス削減に関する記事を掲載しました。

### ・食品ロスの削減に関する啓発（生活安全課）

食べることができるのに捨てられてしまう「食品ロス」の問題に対する意識を高め、削減に向けて行動を改めてもらうことを目的に啓発講座を開催しています。

令和5年度は、身近な牛乳・乳製品を通じた環境問題や食育について、牛乳の飲み比べ体験とともに考える講座や、豊かな海を守るための海底耕運や水揚げされても捨てられてしまう未利用魚の活用などを、その試食を交え、食品ロス問題を身近に感じながら学べる講座を開催しました。



チラシ

表 取組内容

| 開催日    | 概要                    | 参加者（人） |
|--------|-----------------------|--------|
| 12月25日 | もぉ〜っと知ろう！牛乳のこと        | 45     |
| 1月31日  | 豊かな海を考える 兵庫の漁業とお魚のはなし | 39     |

### ● マイボトルの普及（産業政策課、環境創造課、資源循環課）

使い捨てプラスチックを削減するため、公共施設や市内の事業所、観光施設において、給水機メーカーと連携して、無料で給水できる給水機を設置するとともに、オリジナルマイボトルを作成し、販売・配布することで、マイボトルを持ち歩くきっかけとし、プラスチックごみの削減などに向けた啓発を行っています。

#### ・給水スポットの整備

本市はウォータースタンド(株)と「プラスチックごみの削減の推進に関する協定」を締結しました。協定に基づき、マイボトルの利用を促すため、公共施設や民間施設において、市民の皆さまが無料で利用できる給水スポットの整備を進めています。

令和5年度末現在、市内に41施設（43台）の給水スポットを整備しており、年間約40万L（500mLペットボトル約20万本相当）が給水されています。

#### ・オリジナルマイボトルの作製・販売

使い捨てプラスチック製品であるペットボトルの使用を抑制するために、飲料を持ち歩くための容器として、繰り返し使用のできる水筒（マイボトル）の普及を行っています。マイボトルを持ち歩くきっかけとなるよう本市オリジナルデザインのマイボトルを作製し、イベントでの販売やノベルティとしての配布などを行っています。

令和5年度は、548本を販売しました。



尼崎市オリジナルマイボトル

## ● イベントにおけるプラスチックごみ削減の推進（資源循環課）✍

市民・事業者におけるプラスチックごみ削減の取組拡大を図るため、市内で実施するイベントの主催者に対し、イベントで使用する使い捨てプラスチック製品の代替品への転換等を促し、リユース食器や紙製容器等のエコ容器のレンタル費及び購入費の補助を行いました。

令和 5 年度は、2 件の補助を行いました。

## ● 親子エコクッキングの開催（資源循環課）

食品ロス削減の意識向上を図るために食材を無駄なく活用したり、余計なエネルギーを使わずに調理したりするなど、環境を大切にしながら「料理」や「片付け」を実践する親子エコクッキングを開催し、食にまつわる一連の行動だけでなくガス使用量の節約方法などについても親子で理解を深めました。

令和 5 年度は、保護者 8 人、小学校 1 年生から 6 年生までの児童 9 人の計 17 人が参加しました。

## ● 不用品の再使用の促進

### ・市民工房の運営（資源循環課）

資源リサイクルセンターにある市民工房では、ごみの減量・リサイクルに関する啓発やリサイクル商品の展示、家庭から排出された家具類の提供を行っています。また、エコあまフェスタ等のイベントなどにおいても出前市民工房を実施しています。

令和 5 年度は、市民工房を 546 人が利用し、259 個の家具等が再使用されました。



市民工房

### ・インターネットを活用したリユース機会の創出（資源循環課）✍

民間リユース事業者である(株)ジモティー及び(株)マーケットエンタープライズと令和 5 年度に協定を締結し、インターネットを活用したリユースを推進しています。

令和 5 年度は、本市ホームページを経由して、(株)ジモティーが運営する「ジモティー」は 2,512 件、(株)マーケットエンタープライズが運営する「おいくら」は 1,272 件の利用がありました。

### ・図書館の本の再使用（中央図書館）

寄贈いただいた本のなかで所蔵できなかったもの、また所蔵していた本が所蔵対象外となったものについて、リサイクル・ブックフェアを通じて再使用を促し廃棄図書の減量につなげました。

令和 5 年度は、中央図書館ではリサイクル・ブックフェアに 146 人、北図書館ではチャリティ・リサイクルブックフェアに 213 人が参加しました。



リサイクルブックフェアの様子

### ● 一般廃棄物のリサイクル（資源循環課、クリーンセンター）

家庭から出されたびん・缶・ペットボトル、大型ごみ、金属製小型ごみについては、資源リサイクルセンターにおいてリサイクルを行っています。

これまでは資源ごみとして収集されたびん・缶・ペットボトルを選別した後に残るガラス残渣については焼却処分としていましたが、平成 29 年度から再資源化することで、焼却対象ごみのさらなる減量化に取り組んでいます。

使用済みの小型家電に含まれるレアメタルなどの有用金属のリサイクルを推進するために、搬入されたごみの中から小型家電を選別し、小型家電リサイクル法に基づく国の認定事業者への引き渡しを行っています。なお、全国で宅配便による回収サービスを行っている国の認定事業者と協定を結ぶことで、回収の利便性の向上を図っています。

これらの取組等により、令和 5 年度は、資源リサイクルセンター等において 4,385 t がリサイクルされ、宅配回収では 22 t が回収されました。

### ● 蛍光管の拠点回収（資源循環課）

蛍光管は月 1 回の「金属製小型ごみ」の日に廃棄する必要がありますが、蛍光管に含まれる水銀の回収・資源化を促進するために市内 3 箇所に家庭で使用された蛍光管を回収するためのボックスを設置し、拠点回収を行いました。

令和 5 年度は、550 kg の蛍光管を回収しました。



蛍光管回収ボックス

### ● スペシャルオリンピックス日本 応援プログラムへの参加（資源循環課）

小型家電のリサイクルの更なる普及に向け「スペシャルオリンピックス日本 応援プログラム」に参加しています。本市が主催するイベントで回収した携帯電話などをリサイクル業者へ引き渡すことで、資源の売却益の一部が知的障がいのある方々にスポーツトレーニングの機会とその成果発表の場である競技会を提供している組織であるスペシャルオリンピックス日本へ寄付されています。

令和 5 年度は、市主催のイベント開催時に回収ブースを設け、携帯電話を 170 個回収しました。

## ● 紙資源のリサイクル（生涯、学習！推進課、庁舎管理課、資源循環課、保健体育課、社会教育課）

NPO 法人あまがさきエコクラブが運用するリサイクルシステムを活用して、本市の地域振興センターや市立学校・園などから排出される事業系古紙のリサイクルを行っています。集められた古紙はトイレトーパー「エコあま君ロール」にリサイクルされ、市内の公衆便所や尼崎市民まつりのトイレで使用されています。

令和 5 年度は、市立学校・園からは 252,206 kg、生涯学習プラザ・消防署・大高洲庁舎からは 27,110 kg、市内 6 箇所に設置している白ポストからは約 1,500 kg の古紙が回収されました。

これとは別に、市役所本庁舎においては、紙資源として古紙を回収しており、令和 5 年度は 49,530 kg が回収されました。



エコあま君ロール

提供：NPO 法人あまがさきエコクラブ

## ● 資源集団回収運動奨励金交付制度（資源循環課）

燃やすごみ量の削減や資源の有効活用を図るために、家庭から出る紙類（新聞、雑誌、ダンボール等）、缶類や布類の資源を、社会福祉協会、子ども会やマンションの管理組合などの市に登録している団体が回収する場合、回収量に応じて奨励金（3 円/kg）を交付しています。

令和 5 年度は、本運動により 3,928 t の資源が回収されました。

表 交付団体数の推移

| 年度<br>区分 | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 交付団体数    | 550 | 534 | 511 | 494 | 474 |

## ● ごみの分別・出し方の啓発（資源循環課）

### ・ さわやか推進員制度

地域や環境のために、ごみに関する活動を自主的に行う市民をさわやか推進員（登録制ボランティア制度）として委嘱し、ごみ減量状況等の情報提供や活動で必要とする物品を支給することにより活動を支援しています。

令和 5 年度は、191 人に委嘱しており、各地域で活動されています。

### ・ ごみ分別アプリの配信

ごみ出しに関する情報を提供していくためにごみ分別アプリ（さんあ〜る）を配信しています。市民の皆さまのごみ出しをサポートするため、出し忘れ防止アラート、ごみの種類ごとの出し方・料金などの様々な情報を提供しています。

令和 5 年度は、5,913 件のダウンロードがありました。

## ・分別収集等に関する啓発

市政出前講座の実施、「集積所掲示ポスター」や「家庭ごみべんりちょう」の配布等により、リサイクル可能な資源の分別や燃やすごみの減量に向けた市民向けの啓発活動を実施しました。

令和 5 年度は、市政出前講座を 6 回実施し、参加者は 156 人でした。



集積所掲示ポスター



家庭ごみべんりちょう

## ・雑がみ保管袋の配布

市民が排出する紙類のうち、分別が難しい雑がみの適正な分別方法を周知し、資源化を図るため、市内転入者などに家庭ごみべんりちょうと併せて雑がみ保管袋を配布しています。雑がみ保管袋を配布することで、市民に雑がみの分別を意識してもらうとともに、雑がみ保管袋の表面に雑がみの分別の仕方等を記載することにより、リサイクル可能な雑がみの周知にもつなげています。



雑がみ保管袋

## ● もったいない！あまがさき 推進店の認定（資源循環課）

食品ロス及びプラスチックごみの削減を推進するため、小盛りメニューの導入などの食品ロス削減に対する取組や、スプーン等のプラスチック使用製品の要否の確認などのプラスチックごみ削減に対する取組を行う飲食店、小売店および宿泊施設などを「もったいない！あまがさき 推進店」として認定する制度を令和 4 年度から行っています。また、推進店に対しては、本市ホームページなどに掲載するとともに、ステッカーやポスターなどの啓発資材を提供し、来店客などに向け廃棄物削減に関する啓発を行っています。

令和 5 年度は、15 店（累計 78 店）を認定しています。



ロゴマーク

## ● 市の事業により排出される廃棄物のリサイクル

### ・ 学校給食における廃食用油のリサイクル（学校給食課、学校給食センター担当）

市立小学校や特別支援学校、学校給食センターの給食室から出る廃食用油を売却しており、売却された廃食用油は塗料インクの原料、配合飼料や石鹼等へリサイクルされています。  
令和 5 年度は、50,013kg 分の廃食用油を売却しました。

### ・ 廃棄消防ホース有効活用プロジェクト（消防局財務担当）

従来、産業廃棄物として処理されていた消防ホースについて、丈夫であり防水性に優れるという特徴を活用できる事例を収集し、有効活用できる事業所や本市関係所属等に譲渡を行っています。

令和 5 年度は、廃棄予定であった消防ホース 16 本を譲渡し、研修等に利用されています。

## ● クリーンセンター等の施設見学（クリーンセンター）

ごみ処理の現状やごみ減量・リサイクルに関する学習の場として、クリーンセンター第 2 工場（ごみ焼却施設）や資源リサイクルセンター（破碎選別施設）の施設見学を学校や希望する市民などを対象に実施しています。

令和 5 年度は、クリーンセンター第 2 工場（ごみ焼却施設）には市内の学校 14 校を含む 1,413 人が見学に訪れ、資源リサイクルセンター（破碎選別施設）には市内の学校 15 校含む 1,384 人が見学に訪れました。

## 方針② ごみを適正に処理します

### ● ごみの焼却による発電（クリーンセンター）

クリーンセンター第 1 工場・第 2 工場において、ごみを焼却する際に発生する熱を回収・利用して発電を行っています。

令和 5 年度は、第 1 工場で 6,667,440 kWh、第 2 工場で 44,257,310 kWh の発電が行われました。

### ● 事業系廃棄物適正処理ルールブックの活用（資源循環課）

令和 5 年 4 月に改正した尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例を施行し、事業系廃棄物の減量、リサイクル及び適正処理を促進するための正しい処理ルールなどをまとめた、事業系廃棄物適正処理ルールブックを作成の上、令和 4 年度に市内のすべての事業者配付しました。

令和 5 年は、市内で不適正処理が疑われる事業者等に対する立ち入り検査などで活用しました。



事業系廃棄物適正処理  
ルールブック

### ● 優良管理ごみ集積施設認定制度（業務課）

環境美化及び市民の良好な生活環境の確保を推進するために、分別排出ルールが遵守され、適正な管理が行われている共同住宅のごみ集積施設を優良管理ごみ集積施設として市が認定しています。認定することで、入居者のごみ分別やリサイクルの意識が高まり、ごみ集積施設の適正な維持管理につながります。

令和 5 年度は、22 か所の施設を認定しました。

### ● ごみの適正搬入の指導（クリーンセンター）

事業者や家庭などからクリーンセンターに持ち込まれるごみについて、家電リサイクル法の対象となるごみや産業廃棄物が搬入されていないかの確認を行っています。これにより、ごみの搬入者に対する適切な搬入の意識付け、ごみの減量化を進めています。

令和 5 年度は、18,118 件の持ち込みごみの確認、420 件の事業系ごみに対して展開検査を行いました。

### ● ごみ減量及び適正処理に向けた啓発・指導（資源循環課）

#### ・事業系廃棄物の適正処理に関する啓発・指導

市内で一定規模以上の事業用建築物を所有する事業者（以下「特定事業用建築物所有者等」という。）に対して、廃棄物減量計画書の提出を義務付けするとともに計画の取組状況を確認するため、立入検査を実施しました。

また、市内で不適正処理が疑われる事業者等に対し、ルールに則った分別など適正処理の指導・啓発を実施しました。

令和 5 年度は、特定事業用建築物所有者等に対する立入検査は 42 件、不適正処理が疑われるなどの事業者等に対する立入検査を延べ 61 件実施しました。

#### ・資源物の持ち去り禁止に関する啓発・指導

市の分別ルールに基づき出された資源物のリサイクル・適正処理を図るため、令和 5 年 4 月 1 日に改正した尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例により市等以外による資源物の持ち去りを禁止しました。

令和 5 年度は、民間事業者による市内全域を対象としたパトロールを 254 回実施しました。加えて、市に寄せられる情報等をもとに、禁止行為者が多く見られる地区を対象として重点パトロールを 40 回実施し、延べ 102 人に指導を、延べ 12 人に勧告を行いました。

また、持ち去り行為が多発する集合住宅等のごみ集積場に掲示するポスター等を作成し、持ち去り行為に関する通報が寄せられている住宅の管理組合等を対象に配布しています。



持ち去り禁止ポスター  
・ステッカー

#### ● 産業廃棄物処理に関する研修会の開催（産業廃棄物対策担当）

市内に事業場又は事業の本拠を有する産業廃棄物の処理業者や排出事業者を対象に、廃棄物を適正処理するために法令で定められた基準や法違反に対する処分事例など、排出事業者の処理責任のもと、産業廃棄物の適正処理の推進と処理業者の資質向上を図ることを目的として法令上の責任を認識してもらうための研修会を開催しました。令和 5 年度は、94 人の参加者がありました。

#### ● 産業廃棄物処理業の許可業者への立入検査（産業廃棄物対策担当）

産業廃棄物処理業の許可業者が産業廃棄物処理基準に則した処理を適正に行っているかどうかを確認するため、各業者に対して原則 2 年に 1 回の立入検査を行っています。基準違反等の問題があれば指導を行い、地域の生活環境の保全を図っています。

令和 5 年度は、排出事業者や処理業者、通報があった建設工事現場などに延べ 121 回の立入検査を行いました。

## 目標３ 自然共生社会の構築

### ■ 方針・施策

#### 方針① 生物多様性を理解し、自然からの恵みを活かします

施策ア 生物多様性への理解と配慮行動の実践・定着

施策イ 農地の保全・活用

施策ウ 自然を活用した社会課題の解決

#### 方針② 生物の生息・生育環境を保全・創出します

施策ア 地域性に配慮した生物の生息・生育環境の保全

施策イ 生物の生息・生育に配慮した緑地・水辺の保全・創出

### ■ 指標

| 項 目                            | 基 準              | R5  | 目 標              | 方向性 |
|--------------------------------|------------------|-----|------------------|-----|
| 生物多様性の認知度（％）                   | 35.9<br>(R4)     | —※  | 50.0<br>(R15)    | ↑   |
| 確認される種の数（種）                    | 2,233<br>(R4・R5) | —※  | 現状より増やす<br>(R15) | ↑   |
| 自然観察や自然保護活動に参加<br>している市民の割合（％） | 0.8<br>(R4)      | 1.0 | 4.0<br>(R15)     | ↑   |

※ 生物多様性地域戦略の策定・改定時に把握する。

## ■ 取組状況

### 方針① 生物多様性を理解し、自然からの恵みを活かします

#### ● 自然環境の保全・創出

##### ・ 自然と文化の森構想の推進（園田地域課）

猪名川と藻川に囲まれた地域とその周辺に残る自然環境や歴史・文化資源の「価値」を再発見し、財産として守り、活かしながら多くの人が憩い、楽しみ、学ぶことができる地域にするための取組を進めるため、自然と文化の森協会により、園田地区を中心に生き物観察、農業体験や歴史探索などが行われています。

また、園田地域の自然や農業、歴史を活かして取り組みたいことの提案や意見交換をする場として偶数月にプラットフォームを実施しています。

令和5年度は、プラットフォームでの提案を基に、「レンゲ畑で遊ぼう&お話し『ヒメボタルの生態を知ろう！』&農業市」、「お話し『藻川ってどんな川？』&藻川で魚とり&農業市」、「お話し『お米ができるまで』&稲刈り体験会&農業市」、「稲わらでしめ縄づくり&農業市」、「みんなで写真を見る会」、「『園田の魅力』写真展」を開催しました。



プラットフォームの様子

##### ・ 尼崎21世紀の森構想の推進（公園計画・21世紀の森担当）

臨海部において、自然環境の回復・創造、都市のアメニティ空間の創出や操業環境の向上などにより「森と水と人が共生する環境創造のまち」をテーマとして、魅力と活力のあるまちに再生するための取組を進めており、例年、尼崎の森中央緑地や運河で、森の会議や CANAL FRIDAY などの各種イベントが行われています。また、臨海部の工場緑化を推進するため、平成21年度にガイドブックが作成されており、企業においては尼崎21世紀の森型工場緑化が進められています。令和5年度には環境省が運営する、生物多様性の保全に取り組む地域の認定制度である「自然共生サイト」に尼崎の森中央緑地が認定されました。



CANAL FRIDAY



森の会議

表 主なイベントの開催状況

| 開催日            | イベント名        | 概要                                                                 | 実績          | 実施主体                             |
|----------------|--------------|--------------------------------------------------------------------|-------------|----------------------------------|
| 毎月第4<br>日曜日    | オープンキャナルデイ   | 北堀キャナルベースや水質浄化施設を拠点に、憩いの場として利用するため、水質浄化活動や「水上さんぽ」などを行った。           | 開催回数：12回    | 兵庫県、運河〇〇クラブ                      |
| 毎月第1<br>土曜日    | 森の会議         | 尼崎21世紀の森構想を推進するため、団体・個人が集まり、仲間集め、企画・告知を行うためのプラットフォームを開催した。         | 開催回数：12回    | 尼崎の森中央緑地パークセンター、兵庫県、尼崎市          |
| 6月3日           | 尼崎の森間学校2023  | 森の会議のアイデアを実現し、多様な市民の参画と協働によるイベントとして、尼崎の森中央緑地の夜の活用の可能性を探る企画として実施した。 | 参加者数：150人   | 尼崎の森中央緑地パークセンター、森の会議の参加者         |
| 6月18日          | 森の文化祭        | 尼崎の森中央緑地をさらにたくさんの方に知ってもらい、来て楽しんでもらえる場所にするために開催した。                  | 参加者数：4,800人 | 森の文化祭実行委員会<br>(尼崎市社会福祉協議会大庄支部ほか) |
| 9月22日<br>9月23日 | CANAL FRIDAY | 週末の夜に、尼崎運河で、企業で働く人々が気軽に立ち寄れるイベントを開催した。                             | 参加者数：400人   | CANAL FRIDAY PARTNERS            |

## ●尼崎市みどりのまちづくり計画の策定（公園計画・21世紀の森担当）✍

令和6年3月に緑の基本計画を改定し、新たな「尼崎市みどりのまちづくり計画」として令和6年度からスタートさせました。

新たな計画では、公園、河川、民有地の樹木等緑の空間に加え、これらを活用した人々の活動を「みどり」と表現し、身近な公園の機能分担やローカルルールづくり、Park-PFI制度等の民間資金を活用した大規模公園のリノベーションなどに取り組む「みどりでまちつなぎ」、みどりの普及啓発の新たな担い手を育てる講習会の実施や魅力を感じる情報発信の充実などに取り組む「みどりでひとつなぎ」、防災、生物多様性の保全、環境教育などに取り組む「みどりで未来つなぎ」の3つを基本方針として、今後10年間で、みどりによってまちの価値を高めよりよいまちを目指し、これまで培ってきたみどりを未来へ継承します。

## ●生き物に対する理解の醸成

### ・尼崎市生物多様性地域戦略の策定（環境創造課）✍

令和6年3月に環境基本計画のうち生物多様性や生態系の保全などに取り組むうえで必要な事項を示す個別計画として尼崎市生物多様性地域戦略を策定しました。また、生物多様性基本法第13条に基づく「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」（生物多様性地域戦略）を兼ねるものとしています。

私たちの暮らしに不可欠な生物多様性の価値を理解し、自然に対する感性を育みながら、本市における自然の成り立ちを踏まえた身近に四季を実感できるまちの実現を目指します。



尼崎市生物多様性地域戦略

#### ・ 尼崎の自然ハンドブックの作成（環境創造課）

生物多様性とはなにか、わかりやすく漫画で解説するとともに、本市の自然や生き物たちをまとめたハンドブックを作成しました。

「公園」「川」「田畑」などの場所ごとに生息・生育する生き物をまとめており、本ハンドブックを持って、尼崎の自然へ出かけられるようになっているとともに、場所ごとの自然との親しみ方（虫の取り方など）や、市民が参加できる活動なども紹介しています。

また、本市ホームページにも掲載し情報を発信しています。



尼崎の自然ハンドブック

#### ・ 公園等の自然を活用したイベントの開催（公園計画・21世紀の森担当）

市内の公園にある自然を活用して野鳥や昆虫を観察するなどのイベントが行われており、身近な緑に生息する生き物や自然に触れる機会を提供しています。

令和5年度は、「セミ羽化観察会」や「園内の川で生き物探し」などの子育て世帯の親子を対象とした体験型の教室である「みどりの学校」や園内にある見ごろの植物のガイドなど計26回のイベントが行われ、800人が参加しました。

#### ・ 魚つり公園の管理（公園維持課）

本市には武庫川河口に栈橋型の魚つり公園があり、様々なイベントが行われているとともに、魚釣りを通じて、スズキやクロダイをはじめ様々な魚と触れ合うことができます。

魚つり公園は昭和57年10月8日にオープンし、橋長200m（幅8m）の釣り栈橋のほか、展望台や管理等が設置されており、ファミリーフィッシングの場として広く市民に利用されています。

令和5年度は、49,879人の利用がありました。

#### ・ ヒメボタルの生息環境の保全啓発（環境創造課）

市民団体と協力して尼崎市農業公園においてヒメボタルの観察会を実施しました。ヒメボタルはゲンジボタルやヘイケボタルのような水生のホタルとは違い、陸生のホタルで、雌は翅が退化しており、飛ぶことができません。そのため、生息環境が悪化した場合に、容易に生息場所を移動することができず、現在の生息環境を保全することが重要とされています。

令和5年度は、65人が観察会に参加しました。

#### ・ 野良猫不妊手術助成金交付説明会の開催（生活衛生課（動物愛護センター））

本市では、野良猫によるトラブルを低減させるために生息数を減らすことを目的とした不妊手術費用の助成を行っています。

効果的に野良猫対策を進めていくために、助成にあたっては、猫の特性や野良猫対策に関する活動の仕組みや注意点、事例などを学ぶための説明会への出席が必要となります。

令和5年度は、82人が受講しました。

## ● 花・緑と触れ合う機会の創出

### ・あまがさきグリーンフェスタ 2023 の開催（公園計画・21 世紀の森担当）

緑化普及啓発の一環として長年にわたり開催してきた恒例行事「春の花と緑のフェスティバル」を、新型コロナウイルスによる中断期間を経て 4 年ぶりに再開しました。

再開にあたり、子育て世代に緑や自然にふれあう機会を提供することに一層重点を置くため、これまでの賑わい創出型のイベントから、各種講座や教室を中心とした体験参加型のイベントにコンセプトを変更し、名称も「あまがさきグリーンフェスタ」に改めて開催しました。令和 5 年の参加者数は約 4,500 人でした。

### ・園芸・緑に関する講習会の開催（公園計画・21 世紀の森担当）

上坂部西公園の緑の相談所を中心に、自宅で楽しめるインドアグリーンや寄せ植え、しめ縄づくりなど時宜にあったもの、盆栽等伝統園芸の管理方法を学ぶ講習等、多様な視点から緑に関する講習会を行いました。

また、緑に関わる人の裾野を広げるため、植物に関する学びの観点に「国際交流・理解」を加えた講習会「世界の植物と暮らし」シリーズを開催しました。この講習会は、緑の相談所だけでなく、生涯学習プラザでも開催した他、当該シリーズのエッセンスを詰め込んだ出前講習会も開催しました。

表 講習会の開催状況

| 講習会名     | 概要                                                            | 回数 | 参加者（人） |
|----------|---------------------------------------------------------------|----|--------|
| 一般講習会    | 花と緑の普及・啓発を目的に、上坂部西公園などにおいて、菊作り・小品盆栽・皕月盆栽など、各種テーマに沿って講習会を実施した。 | 70 | 1,260  |
| 依頼講習会    | 自治会などからの依頼に応じて寄せ植えやフラワーアレンジメントなどについて出張講座を実施した。                | 4  | 79     |
| 体験型花壇講習会 | 上坂部西公園などにおいて花壇の植え替えなどの講習会を実施した。                               | 6  | 60     |

### ・農業公園管理ボランティア講習会の実施（農政課）

農業公園内の植物（バラ・ボタンなど）の管理や除草作業をボランティアの方々と協力しながら行っています。植物の管理作業を通じて植栽管理のノウハウの習得や農業に対する意識の醸成を図っています。

令和 5 年度は、12 回の講習会を開催し、延べ 192 人のボランティアが参加しました。

### ・緑に関する展示会の開催（公園計画・21世紀の森担当）

市民の緑に関する意識の向上を図るため、様々な展示会を開催しました。

令和5年度は、32回の展示会を開催し、10,495人の来場者がありました。

また、例年開催している尼崎さつき展、尼崎菊花展について、令和5年度は、尼崎城址公園（尼崎城の南側広場）で開催し、それぞれ1,002人、2,448人の来場者がありました。



尼崎きく祭（第72回尼崎菊花展）

表 展示会の開催状況

| 展示名    | 概要                                                      | 期間・回数             | 来場（人）  |
|--------|---------------------------------------------------------|-------------------|--------|
| 緑化展示会  | 上坂部西公園の緑の相談所や温室、展示施設などにおいて小品盆栽展や洋ラン展など各種緑化に関する展示会を実施した。 | 32回               | 10,495 |
| 尼崎さつき展 | 尼崎城址公園において、伝統的な花の魅力を楽しんでもらうことや花・緑に対する関心を深め緑化意識の向上を図った   | 5月20日<br>～5月28日   | 1,002  |
| 尼崎市菊花展 |                                                         | 10月29日<br>～11月11日 | 2,448  |

### ・緑に関する相談（公園計画・21世紀の森担当）

花と緑づくりの指導・相談を行うため、上坂部西公園に相談所を設置し、（公財）尼崎緑化公園協会園芸相談員や緑化協力団体が市民の相談に応じています。現在は、ホームページでのFAQの充実を図り、インターネットでの対応も行っています。

令和5年度は、上坂部西公園で4,511件（2,592人）の相談を受けました。



緑の相談所（上坂部西公園）

表 「緑の相談所」における利用状況

| 相談数   | 相談内容  |     |     |     |      |       |     |      |     |     |
|-------|-------|-----|-----|-----|------|-------|-----|------|-----|-----|
|       | 花卉    | そ菜  | 果樹  | 樹木  | 地被菌類 | 土壌・肥料 | 病虫害 | 植栽計画 | 同定  | その他 |
| 4,511 | 1,177 | 315 | 192 | 712 | 6    | 712   | 481 | 393  | 469 | 54  |

備考1 市外居住者からの相談263件を含む

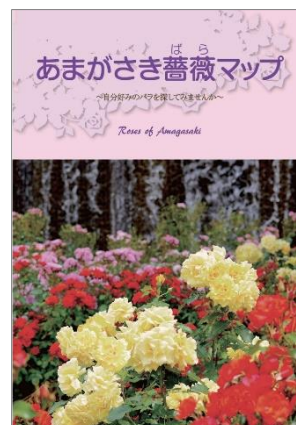
備考2 電話相談1,117件を含む

#### ・情報の発信（公園計画・21世紀の森担当）

緑化に関する情報の発信として「緑の相談所だより」を発行しています。

四半期に1回の発行で、四季それぞれに開催する講習会などの内容をコンパクトに市民に周知しました。また、ブログやホームページでも緑に関する情報を発信しているほか、Facebook ページ「アマグリ〜amagasaki greening〜」を開設し、市民への周知を図っています。

令和5年度は、「あまがさき桜マップ〜駅からめぐるサクラの名所100選〜」につづき、「あまがさき薔薇マップ〜自分好みのバラを探してみませんか〜」を作成し、市内にある全7箇所のバラ園の見所や、尼崎市オリジナルの品種「ローズあまがさき 2016」を紹介しました。



あまがさき薔薇マップ

### ● 花・緑づくりの推進

#### ・街なみ街かど花づくり運動（公園計画・21世紀の森担当）

市民自らの手で街を花で飾ることにより、美しい街なみ景観の向上を図り、尼崎のイメージアップを目的とする「花の世話役さん」と呼ばれる市民（企業の従業員を含む。）からなる花づくりボランティアグループ「あまがさき花のまち委員会」が公園、駅前、河川沿い、公共施設の入り口や街なかの空地等で多くの人目を楽しませることができ的花壇スペースを見つけ、花づくり運動を進めています。

令和5年度は、118グループ（466人）と個人会員19人の花の世話役さんが活動しました。



花がきれいに植えられたスペース

#### ・花のまちあまがさきチューリップ運動（公園計画・21世紀の森担当）

栽培が簡単で幅広く親しまれているチューリップを市民・事業者・市が身近な場所に咲かせることにより、花のまちのイメージを内外に発信することを目的とし、平成11年度から市民と市の協働で「花のまちあまがさきチューリップ運動」に取り組んでいます。「チューリップから始まる四季花咲くまち」をキャッチフレーズに市民や事業者等に幅広く協力を呼びかけ、同運動の普及・啓発を行っています。

令和5年度には市内の23箇所に大型市民花壇が作られ、JR尼崎駅周辺（約13,200本）や阪急武庫之荘駅周辺（約2,700本）のチューリップは市民や来訪者を楽しませています。



JR尼崎駅南ロータリー

## ● 武庫川髭の渡しコスモス園の整備（公園計画・21世紀の森担当）

武庫川河川敷の古くから「髭の渡し」と呼ばれている一帯は、ごみの不法投棄などで一時は荒れ果てていました。しかし、地元住民が中心となる市民グループ「髭の渡し花咲き会」のメンバーをはじめとする多くのボランティアの努力により、見事なコスモス園として生まれ変わらせることができました。

秋には約 13,000 m<sup>2</sup> の敷地に、約 550 万本のコスモスが咲いています。また、コスモス園の魅力を広く発信するために Instagram を活用したフォトコンテストを開催しています。

令和 5 年度は、地域住民や一般参加の市民を募り、種まきを行いました。



令和 5 年度フォトコンテスト（優秀賞）

## ● 水辺の保全

### ・ 21 世紀の尼崎運河再生プロジェクトの推進（公園計画・21 世紀の森担当）

臨海部では産業が集積しているという特色を活かしながら、運河や河川を核に、自然と人と産業との良好な共生関係による持続的発展が可能な 21 世紀の環境先進都市の創造を目指しています。これまでに PR 用の DVD、冊子等の作成や社会実験等を実施するとともに、市域の小学生に広く運河のことについて知ってもらうために、環境体験事業の充実を図っています。

兵庫県が運河を学ぶための施設として整備した水質浄化施設や北堀キャナルベースを利用し、令和 5 年度は、2 回の環境学習を行い、延べ 117 人が参加しました。

また、臨海地域の魅力を広く伝えるため、尼崎キャナルガイドの会がキャナルウォークを 4 回実施し、53 人の参加があり、魅力発信の一翼を担っています。



環境学習の様子

### ・ むこっ子ロードの整備（武庫地域課）

清流にこころふれあう道づくり事業として、むこっ子ロード整備実行委員会に委託し、武庫幼稚園、武庫小学校と武庫中学校の間の道路・水路とそれを含む学校園の空間を地域に開放して清流や生き物と触れ合うための交流の場として整備を行っています。

令和 5 年度は、武庫小学校と連携し、3 年生が環境学習として、ホテルの飼育小屋でカワニナや幼虫を育てるなどホテルの住む環境づくりに取り組みました。また、むこっ子ロード水路周辺の整備として、花壇の整備や草抜き、水路の清掃等を行いました。



ピカリンガーデン開所式の様子

## ● 農地の利用・保全

### ・市民農園・学童農園・体験型市民農園の整備（農政課）

児童を含むあらゆる市民を対象に、土と触れ合う機会を提供し、都市農業への理解を深めるとともに、農地の有効利用と保全を図っています。

表 地区別市民農園・学童農園・体験型市民農園

| 区分<br>地区 | 市民農園 |                     | 学童農園 |                     | 体験型市民農園 |                     |
|----------|------|---------------------|------|---------------------|---------|---------------------|
|          | 数    | 面積（m <sup>2</sup> ） | 数    | 面積（m <sup>2</sup> ） | 数       | 面積（m <sup>2</sup> ） |
| 中央       | —    | —                   | —    | —                   | —       | —                   |
| 小田       | —    | —                   | —    | —                   | —       | —                   |
| 大庄       | —    | —                   | —    | —                   | 1       | 1,322               |
| 立花       | 4    | 3,217               | 2    | 934                 | —       | —                   |
| 武庫       | 7    | 5,808               | —    | —                   | —       | —                   |
| 園田       | 8    | 10,153              | —    | —                   | —       | —                   |
| 計        | 19   | 19,178              | 2    | 934                 | 1       | 1,322               |

### ・生産緑地の指定（都市計画課）

市街化区域内の農地は、都市の中での貴重な緑のオープンスペースとして機能し、災害時の避難場所となるなど豊かで安全な都市生活の実現に貢献しています。このような農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するために、土地所有者等の申出に基づき、指定基準を満たす農地については、「生産緑地地区」として指定しています。近年、農家の高齢化や後継者不足等の問題から、農地が年々減少しているため、生産緑地地区の追加指定に努めています。

表 市街化区域内農地・生産緑地面積

| 市街化区域内農地（ha） | 生産緑地（ha） |
|--------------|----------|
| 75.2         | 66.6     |

（令和 6 年 1 月 1 日現在）

### ・防災協力農地の登録（農政課）

甚大な災害時に備え、緊急的な逃げ場所、安否確認や負傷者の応急処置のための空間等、災害発生時の多目的な用地として活用するとともに、農地の重要性について広く住民の関心と理解を深め、農地の保全と都市農業の振興を図るため、農地所有者へ「防災協力農地」への登録を募っています。

令和 5 年度は、約 6.7 ha の農地を登録しました。

### ・農地の担い手マッチング（農政課）

相続や高齢等により農地の維持が難しくなったなど、農家のさまざまな事情により営農が難しくなった農地を有効活用するため、農業をしたいと考えている方とのマッチングを行っています。

令和 5 年度は、4 件で 3,107 m<sup>2</sup> の農地の貸借が実現しました。

表 年度別農地の担い手マッチング件数・面積

| 年度 | 件数 | 面積 (m <sup>2</sup> ) |
|----|----|----------------------|
| R1 | 6  | 6,977                |
| R2 | 0  | 0                    |
| R3 | 6  | 6,765                |
| R4 | 4  | 4,721                |
| R5 | 4  | 3,107                |
| 合計 | 20 | 21,570               |

#### ・農業の振興（農政課）

農業振興を目的に、令和 3 年度から農家が希望するメニューを自由に選択できる補助制度を新設しました。また、農業祭においてそ菜品評会を行うなど、市民の都市農業に対する理解を深めるとともに、農家の営農環境や意欲の向上を図っています。

令和 5 年度は、肥料、結束帯、「あまやさい」ロゴ入りの防曇加工を施した鮮度保持袋に加え、農業残渣、有害鳥獣、施設園芸や露地栽培、農機具等に関するメニューについて、124 世帯に補助金を交付しました。



ロゴマーク

#### ・「あまやさい」の普及啓発（農政課）

尼崎市内産の野菜を「あまやさい」としてブランド化し、都市農業について多くの消費者に知ってもらうことを目的として、「あまやさい」のロゴ入りのエコバッグやリーフレットを作成し、JA 兵庫六甲の直売イベントや農業祭などで配布を行いました。

また、尼崎市そ菜品評会では出品された「あまやさい」を希望する市民や子ども食堂に提供するとともに、農地が少ない地域において効果的に周知するため、開明庁舎、小田南生涯学習プラザ、立花南生涯学習プラザの 3 か所に「あまやさい」販売機を設置し、PR を行いました。



エコバッグ

#### ・尼崎市認定農業者制度の運用（農政課）

貴重な都市農地を維持・保全していくために、尼崎市認定農業者制度に基づき農業経営に関する計画の認定を受けた方を「認定農業者」（新たに農業を始めた方は「認定新規就農者」）として、市の都市農業活性化推進事業での補助上限額のかさ上げのほか、低金利での融資や税制の特例の適用、国の農業次世代人材投資資金の交付などにより意欲ある農業者を支援しています。

令和 5 年度は、2 件の認定がありました。

### ・伝統野菜の普及（農政課）

市内農家や援農ボランティアの協力のもと、伝統野菜である「<sup>あま</sup>尼<sup>いも</sup>蓆」の栽培・収穫を行っています。また、毎年、尼蓆を原材料とした焼酎を、酒販組合が中心となり製造・販売しており、取組が定着してきています。さらに、尼蓆の<sup>つる</sup>蔓を材料とした佃煮などの製造も行われており、農家や農業協同組合（JA）、尼崎商工会議所と連携を図りながら、伝統野菜を活用した特産品の商品化を進めています。

尼蓆については、令和 5 年度は、栽培農家数 3 戸で 264 kg の収穫がありました。



収穫作業の様子

### ・タケノコ掘り体験の実施（農政課）

農業公園にある竹林において、市民を対象としたタケノコ掘り体験を実施しています。普段、体験することのできない農作業を行う機会を提供することで、農業に関心をもってもらうきっかけとするとともに、楽しみながら竹林管理に協力をしてもらっています。

令和 5 年度は、116 組の応募があり、抽選に当選した 10 組 26 人が参加しました。



タケノコ掘りの様子

## ● 緑の保全

### ・生垣設置の推進（公園計画・21 世紀の森担当）

緑視率を高め、まちの景観の向上に役立つだけでなく、防災上の効果もあることから、生垣を新設もしくは改善した市民に対し、一定の助成を行っています。

令和 5 年度は、生垣の設置に対し 1 件の助成を行いました。これまでに 247 件、総延長 3,414.24 m の生垣に対して助成を行いました。



生垣の設置

### ・県民まちなみ緑化事業（公園計画・21 世紀の森担当）

都市における環境の改善や防災性の向上などを目的として、市が作成する緑化計画に適合した緑化活動を実施する場合には、兵庫県により助成が行われます。

令和 5 年度は、5 件が補助金の交付を受け、414.6 m<sup>2</sup> の緑地が造成されました。

## ■ 取組状況

### 方針② 生物の生息・生育環境を保全・創出します

#### ● 緑化の推進

##### ・保護樹木・保護樹林の指定（公園計画・21世紀の森担当）

緑が少ない本市において、点在する景観木や景観林は長年かけて築きあげられた貴重な財産です。本市では、先祖から引き継がれてきた樹木や古木を、尼崎市の環境をまもる条例に基づき、「保護樹木等」として指定しています。また、保護樹木等の保護養生に関する費用の助成も行っています。

令和5年度は、障害枝剪定等に対し4件の助成を行いました。しかし、近年は、樹林の保護よりも周辺住環境の変化に伴う苦情等への対応として剪定が行われていることが多くなってきています。



保護樹木（時友神社）

表 保護樹木・樹林の指定箇所数

| 種類 \ 年度 |                     | R1     | R2     | R3     | R4     | R5     |
|---------|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 樹木（本）   |                     | 63     | 63     | 61     | 60     | 63     |
| 樹林      | 箇所数                 | 44     | 46     | 46     | 47     | 47     |
|         | 面積（m <sup>2</sup> ） | 80,386 | 80,892 | 80,892 | 81,528 | 81,528 |

##### ・工場緑化（公園計画・21世紀の森担当）

本市では尼崎市の環境をまもる条例に基づき10,000 m<sup>2</sup>以上の敷地を有する工場においては、敷地の10%以上の緑化を義務付けています。昭和57年度末には事業者の努力により対象となるすべての工場の緑化が完了しました（昭和57年度末94社、104工場 緑地面積 約651,000 m<sup>2</sup>）。

平成22年4月に尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例が制定され、この条例が適用される事業所については、尼崎市の環境をまもる条例の緑化義務が適用されないこととなりました。

令和5年度末時点では85社、93工場で緑地面積が約575,197 m<sup>2</sup>（累計）となっています。



工場緑化

##### ・地域に応じた工場の緑化（産業政策課）

工場立地法に規定される緑地面積を地域に応じて緩和することにより、工場の操業環境の維持・保全をしながら、工場緑化による周辺地域との調和に努めています。

令和5年度は、本制度の利用が3件ありました。

#### ・開発事業緑化（公園計画・21世紀の森担当）

本市では尼崎市住環境整備条例に基づき、市内で事業施行地積が 500 m<sup>2</sup> 以上 3,000 m<sup>2</sup> 未満の共同住宅又は 500 m<sup>2</sup> 以上の住宅以外の建築物の建設を目的とする開発事業を行う場合には、一定規模の緑地を事業者の協力で造成し、その維持管理等について協定を締結し、地域の環境改善に役立てています。

令和 5 年度は、62 件、計 26,301 m<sup>2</sup> の緑化協定を締結しました。また、新たに制定した沿道緑化の誘導基準により、引き続き、質の高い緑化を進めていきます。



集合住宅における開発緑化

#### ・建築物緑化（公園計画・21世紀の森担当）

本市では、平成 14 年 10 月から環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）に基づき、建築面積が 1,000 m<sup>2</sup> 以上の建築物を新築・増築・改築する場合には、当該建築物の屋上面積の 20 %以上を屋上や壁面等を活用し、建築物上で緑地として確保するよう義務付けられています。

令和 5 年度は、9 件、計 8,482 m<sup>2</sup> の建築物緑化の届出がありました。



商業施設における建築物緑化

### ● 自然環境の保全・創出

#### ・猪名川自然林の再生実験（公園維持課）

本市の北東部を流れている猪名川は、S 字形に蛇行していた河道であったことなどから大雨などによって、たびたび氾濫が発生していたため、昭和 40 年代に河道を直線化する河川改修が行われました。一方で、たびたび氾濫が発生するという環境は河畔に多数のエノキやムクノキからなる特徴的な樹林を成立させることとなり、この自然性の高い樹林は「猪名川自然林」として保全されることとなりました。

しかしながら、河川改修後には氾濫が発生しなくなったことや樹林内に植樹が行われたことなどから樹林の環境が変化し、次第に落葉広葉樹（冬季に落葉する樹木）が優占する樹林からクスノキなどの常緑照葉樹（冬季に落葉しない樹木）が優占する樹林へと変化しており、暗くうっそうとした樹林となっています。こういった状況を改善し、本来の姿を保全していくための活動として、自然と文化の森協会と協力しながら自然林の再生実験を行っています。

令和 3 年度から行っていた芽生えの調査を終え、令和 6 年度からはエノキやムクノキの間引きや下草の処理等の保全生育再生実験を行う予定です。



活動の様子

## ● 有害動物への対応（農政課）

本市では、特定外来生物であるアライグマとヌートリアによる農作物や市民生活への被害等が増加しているため、平成 21 年 3 月に策定した防除実施計画に基づき、防除を行っています。

令和 5 年度は、ヌートリア 1 頭、アライグマ 21 頭を捕獲・処分しました。

## ● 特定外来生物への対応（環境創造課）✍

令和 5 年 4 月に本市南東部において、特定外来生物であるアルゼンチンアリが確認されました。アルゼンチンアリは非常に繁殖力が強く、定着した地域では生態系へ影響を及ぼす恐れがあり、屋内へ侵入し食品に群がるなど不快害虫として日常生活に影響を及ぼす恐れがあります。

令和 5 年度は、注意喚起のチラシを作成し、防除範囲内の住宅及び事業所に配布するとともに、生息が確認された範囲及び生息の可能性のある範囲を防除範囲に設定し、防除作業を行いました。

また、住民向け説明会を 3 回、事業者向け説明会を 2 回実施し、36 人の参加がありました。



チラシ

## 目標 4 安全で快適な生活環境の保全

※ 本節は尼崎市の環境をまもる条例第 22 条に規定される環境の状況についての監視・測定等の結果の公表を兼ねるものとしています。

(監視、測定等及び公表)

第 22 条 市長は、公害の防止に関する施策を適切に実施するため、大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に関し、必要な監視、測定、検査及び研究を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定により監視、測定、検査及び研究を行ったときは、その結果明らかとなった大気の汚染、水質の汚濁、騒音等の状況を公表しなければならない。

### ■ 方針・施策

**方針 空気・水・土・静けさを大切にします**

施策ア 大気環境の保全

施策イ 水環境の保全

施策ウ 静けさの確保

施策エ 土壌・地盤環境の保全

施策オ 公害の歴史の継承・環境に関する情報発信

施策カ 有害物質・環境リスクへの対応

### ■ 指標

| 項 目                         | 基 準          | R5              | 目 標               | 方向性 |
|-----------------------------|--------------|-----------------|-------------------|-----|
| 大気汚染に関する環境基準の達成率 (%)        | 92.1<br>(R4) | 91.9            | 100<br>(R15)      | ↗   |
| 水質汚濁(河川・海域)に関する環境基準の達成率 (%) | 97.1<br>(R4) | 97.6            | 100<br>(R15)      | ↗   |
| 騒音(自動車)に関する環境基準の達成率 (%)     | 97.7<br>(R3) | 97.7<br>(R4) ※1 | 100<br>(R15)      | ↗   |
| 騒音(新幹線)に関する環境基準の達成率 (%)     | 87.5<br>(R4) | 94.4            | 100<br>(R15)      | ↗   |
| 騒音(航空機)に関する環境基準の達成率 (%)     | 100<br>(R4)  | 100             | 100<br>(R15)      | →   |
| 公害規制に係る不利益処分等の件数(件)         | 0<br>(R4)    | 0               | 0 件<br>(R15)      | →   |
| 過去に比べ公害が問題ではないと考える市民の割合 (%) | 49.7<br>(R4) | — ※2            | 現状より改善する<br>(R15) | ↗   |

※1 令和 5 年度実績が未公表のため、令和 5 年度の欄に令和 4 年度実績を記載している。

※2 環境基本計画の策定・改定時に把握する。

## ■ 現状

- ・ 大気については、多くの項目で環境基準の達成率が改善傾向にあり、二酸化硫黄や一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）、二酸化窒素の達成率は 100 %でした。なお、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）については、8 年連続で全測定所（一般環境大気測定所 1 地点、自動車排出ガス測定所 5 地点）で環境基準を達成しました。その一方で、全国的に達成率の低い光化学オキシダントについては本市においても達成が難しく、令和 5 年度の達成率は 0 %でした。
- ・ 水質については、公共用水域（河川・海域）において、一部の項目・水系で環境基準を達成していませんが、水質の状況を示す代表的な指標である BOD（生物化学的酸素要求量）や COD（化学的酸素要求量）については、達成率が 100 %でした。また、地下水については、クロロエチレンが一部の地点で環境基準を達成していませんでしたが、その他の項目は、すべて環境基準を達成していました。
- ・ 幹線道路沿道における騒音については、一部の地域で環境基準が達成できていませんが、高い達成率となっています。また、航空機騒音については、環境基準を達成している状況が続いている一方で、新幹線沿線の騒音については、概ね環境基準を達成しているものの、一部の地点が非達成となっています。

## ■ 取組状況

### 方針 空気・水・土・静けさを大切にします

#### 大気（一般環境）

##### ● 一般環境大気の常時監視（環境保全課）

一般環境大気を監視するため、市内 3 地点（立花北小学校測定所（北部）、国設尼崎大気環境測定所（中部）、琴ノ浦高校測定所（南部））に測定所を設けて状況を監視しており、いずれの物質も過去 10 年の傾向としては減少傾向にあります。



立花北小学校測定所（小学校屋上）

##### ・ 北部

令和 5 年度は、光化学オキシダント以外いずれも環境基準を達成していました。なお、近年は二酸化硫黄については低い濃度で推移しており、二酸化窒素についてもほぼ横ばいで推移しています。

##### ・ 中部

令和 5 年度は、光化学オキシダント以外いずれも環境基準を達成していました。また、PM<sub>2.5</sub>の濃度については減少傾向からほぼ横ばいで推移しており、令和 5 年度は前年度に引き続き環境基準を達成していました。

##### ・ 南部

令和 5 年度は、光化学オキシダント以外いずれも環境基準を達成していました。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質調査においても結果はすべて環境基準を達成していました。

##### ● 大気汚染防止法等に基づく立入検査（環境保全課）

ばい煙発生施設や特定施設等を設置している事業所に対して法令の遵守状況及び事故時、緊急時の状況確認を行うために立入検査を行っています。

令和 5 年度は、43 件の立入検査を行いました。

##### ● 環境保全協定等に基づく大気の調査（環境保全課）

主な固定発生源の汚染物質排出状況を把握するため、環境保全協定等に基づき、排出ガスの多い 39 社 40 事業所を対象に大気汚染物質の排出量、燃料・原料使用量を調査しています。

##### ・ 大気汚染物質の排出状況

令和 5 年度の硫黄酸化物排出量は約 13 t（前年度比 6.7 %減）、窒素酸化物排出量は約 424 t（前年度比 2.4 %減）でした。

## ・ 燃料・原料の使用量

令和 5 年度の液体燃料使用量は約 12 千 kL（前年度比 13.0 %減）、固体燃料使用量は約 2.9 万 t（前年度比 8.0 %減）、気体燃料使用量は約 19 万 kNm<sup>3</sup>（前年度比 8.6 %減）でした。

## ● 光化学スモッグへの対策（環境保全課）

兵庫県では、兵庫県広域大気汚染緊急時対策実施要綱に基づき、光化学スモッグ緊急時対策実施要領を定め、県下各市町の測定局のオキシダント濃度が発令基準に達したとき、広報等（予報・注意報等）を発令するとともに、主要工場に窒素酸化物排出量の削減を要請しています。

本市においても、尼崎市光化学スモッグ緊急時対策実施要綱を定め、特別監視期間中市内 3 地点でオキシダント濃度を常時監視するとともに、広報発令時には本市内における光化学スモッグの広報発令情報をより早く周知するため、各公共施設での広報板掲示、庁内放送、本市ホームページでの発令情報の発信等を行うことにより周知体制を整えています。

令和 5 年度は、本市域における広報等の発令はありませんでした。

## ● 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）への対策（環境保全課）

PM<sub>2.5</sub>は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5 μm（マイクロメートル、1 μm＝0.001 mm）以下の物質のことをいい、工場からのばい煙や自動車からの排出ガスなどの人為的に発生するものと、黄砂や森林火災などの自然から発生するものがあります。

兵庫県では、PM<sub>2.5</sub>の大気中の濃度が「日平均値で 1 m<sup>3</sup>中 70 μg（マイクログラム、1 μg＝0.001 mg）を超えると予想される場合」には、注意喚起情報を発信することとなっています。

兵庫県から注意喚起情報が発信された場合は、屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らすなど吸入を減らすことに留意する必要があります。

本市では注意喚起情報が発信された場合には、本市ホームページへの掲載や尼崎市防災 net による電子メールの送信などにより注意喚起を促すこととしています。

令和 5 年度は、本市域における注意喚起情報の発信はありませんでした。

## ● 大気汚染防止強化期間における市民・事業者への呼びかけ（環境保全課）

冬期は暖房器具の使用や冬特有の気象条件により二酸化窒素濃度が高くなる傾向にあるため、11 月から翌年 1 月までの 3 か月間を「大気汚染防止強化期間」とし、暖房温度の適正化やボイラー等のばい煙発生施設の燃焼管理、貨物自動車等業務用車両の適正な運行管理を本市ホームページ等で市民・事業者呼びかけています。

## 大気（沿道環境）

### ● 沿道環境大気の常時監視（環境保全課）

沿道環境における大気の状態を監視するため、7地点の測定所において測定を行っています。一般環境と比べると沿道環境では二酸化窒素、浮遊粒子状物質、PM<sub>2.5</sub>などは濃度が高くなる傾向にありますが、令和5年度は、いずれの項目も全地点で環境基準を達成しており、全体的には横ばいから僅かに減少傾向にあります。



武庫荘総合高校測定所  
（県道尼崎宝塚線）

### ● 環境測定車（あおぞら号）による環境監視（環境保全課）

測定所における常時監視のほか、測定局のない道路沿道等の局地的な大気汚染の状況を把握するため、環境測定車（あおぞら号）による環境監視を行っています。

令和5年度は、延べ8地点で測定を行いました。測定結果については、市内の測定所と比べて特に問題となる地点はありませんでした。



あおぞら号

### ● 国道43号における道路・沿道対策

#### ・自動車騒音・排出ガス対策（環境保全課）

国道43号の道路・沿道対策として「環境ロードプライシング」や「環境レーン」の取組がなされています。

「環境ロードプライシング」は平成13年11月から試験的にスタートし、大型車の通行量を調整することで国道43号及び阪神高速3号神戸線から、沿道環境への影響の少ない阪神高速5号湾岸線に交通を誘導することを目的としています。

また、平成24年3月から国道43号の沿道側の第1レーンを「環境レーン」として位置づけ、大型車に対して、夜間は最中央の第3レーンを通行するよう規制するとともに、昼間においても極力中央寄りの車線の通行を求めることで、沿道への騒音や排出ガスの影響軽減を図っています。

「環境ロードプライシング」の取組開始前の平成13年

2月と令和5年11月で比較すると、関連する3道路における大型車交通量のうち阪神高速5



通行ルールの案内パンフレット

号湾岸線の占める割合（％）は、21.1 ポイントの増加がみられました。一方で、国道 43 号と阪神高速 3 号神戸線においてはそれぞれ 12.3 ポイント、8.9 ポイントの減少がみられ、「環境ロードプライシング」の取組の効果があらわれています。

さらに、環境レーン開始当初の平成 24 年 4 月と令和 5 年 11 月とで比較すると、環境レーンにおける大型車の交通量比率（％）は、東行き（大阪方面）で 3.1 ポイントの増加、西行き（神戸方面）で 3.2 ポイントの増加が見られました。

こうした取組は川崎市や名古屋市など他市にも広がりを見せております。

#### ・環境防災緑地の整備（都市計画課）

広域防災帯に指定された国道 43 号沿道の防災機能と沿道環境の改善を目的として、環境防災緑地の整備を進めるため、その沿道の土地の買取制度（国土交通省所管）を土地所有者や開発事業者案内しています。国が買い取った土地については、植栽を中心とする緑地整備（国管理）などが行われています。

平成 7 年度の買取制度開始以降、市域内の当該沿道において令和 5 年度末までに整備された緑地などの面積の合計は、約 22,000 m<sup>2</sup> です。

## 悪臭

### ● 悪臭への対応（環境保全課）

本市では、悪臭防止法に基づき、事業活動に伴うもののうち、不快な臭いの原因となり生活環境を損なうおそれのある 22 物質（特定有害物質）に対し濃度規制を行っています。また、苦情や相談があった場合には現地調査を行うほか、定期的なパトロールにより再発防止に努めています。

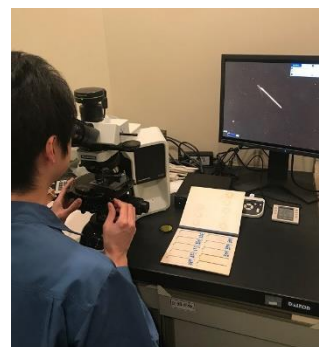
令和 5 年度は、48 件の現地調査を行いました。

## アスベスト（石綿）

### ● アスベスト環境濃度の監視（環境保全課）

令和 5 年度は、4 地点で測定し、総繊維数濃度はいずれも低い濃度でした。

また、大気中の総繊維数濃度が 1 本/L を超えた場合には電子顕微鏡による成分の確認が必要となりますが、令和 5 年度は、1 本/L を超える結果はありませんでした。



衛生研究所での検査の様子

表 一般環境中のアスベスト測定結果

| 項目             | 光学顕微鏡法 |       |       | 電子顕微鏡法  |   |   |
|----------------|--------|-------|-------|---------|---|---|
|                | 総繊維数濃度 |       |       | アスベスト濃度 |   |   |
| 測定月<br>測定地点    | 5      | 9     | 1     | 5       | 9 | 1 |
| 国設尼崎大気環境測定所    | 0.056  | 0.088 | 0.056 | —       | — | — |
| 国設尼崎自動車交通環境測定所 | 0.056  | 不検出   | 不検出   | —       | — | — |
| 衛生研究所          | 0.056  | 不検出   | 不検出   | —       | — | — |
| 浜小学校           | 不検出    | 不検出   | 0.070 | —       | — | — |

(単位：本/L)

備考1 表中の測定結果は測定当時の最新マニュアルである、アスベストモニタリングマニュアル（第4.2版）（令和4年3月環境省）によるもの。

備考2 大気汚染防止法に基づく石綿製品製造工場の敷地境界における規制値：10本/L。

備考3 WHO（世界保健機関）によると、世界の都市部における一般環境中の石綿濃度は1～10本/L。

### ● 解体・改修工事に伴う立入検査（環境保全課）

本市では、建築物の解体等工事に伴うアスベスト含有建材の見直しなどによるアスベストの飛散を防止するため、原則、各種届出書やパトロールにより把握できる解体等工事について、立入検査を行っています。令和5年度は、630件の検査を実施するとともに、不適正な作業が確認された場合は、適宜指導を行いました。

また、飛散性アスベストの除去が行われている解体等工事については、状況に応じてアスベスト濃度の測定を行い、適切にアスベストの飛散防止措置が取られていることを確認しており、令和5年度は、64地点で測定を実施しました。一方、工事の受注者は、建築物等の解体等工事の際に、アスベストの使用の有無について事前調査を行い、その結果を掲示する必要があります。市民の方々には、事前調査結果が掲示されていない場合は市へ通報していただくよう本市ホームページでお知らせしており、市民と協力して不適正な工事の防止に取り組んでいます。

### ● 吹付けアスベスト除去等に係る補助制度（建築指導課）

市内にある民間建築物における吹付け材にアスベストが含まれているかどうかの調査や露出して吹付けされているアスベストの除去等に要する費用の一部を補助しています。

令和5年度は、アスベスト調査費補助が1件、吹付けアスベストの除去費補助が1件でした。

### ● アスベストの適正処理（産業廃棄物対策担当）

アスベスト除去工事を行う際の特別管理産業廃棄物管理責任者の設置状況や除去工事の終了後の産業廃棄物管理票（マニフェスト）などの交付状況について報告を求めることで、アスベストが適切に処理されているかを確認し、適宜、指導を行っています。

令和5年度は、アスベスト除去工事を行った事業者から59件の報告を受けています。

### ● 石綿読影の精度に係る調査（疾病対策課）

本市では、令和2年度から環境省の委託で、「石綿読影の精度に係る調査」を実施しています。この調査は令和元年度まで行った「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」の結果を踏まえ、既存検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備に資するため、自治体の石綿読影の精度向上に向けた知見を収集することを目的としています。

この調査では、市の肺がん検診（胸部検診）と併せて石綿ばく露に関する問診を行うとともに、そのX線画像について市の読影部会（一次読影）及び環境省の二次読影で石綿関連疾患に着目した読影を行い、精密検査が必要と判断された者について指定医療機関で胸部CT検査を実施するものです。

その結果について環境省に報告するとともに、恒久的な健康管理体制の構築に向けて課題等を検討しています。

#### ● 石綿ばく露リスク調査に係る胸部CT検査費用助成制度（疾病対策課）✍

胸部X線画像だけでは、アスベスト診断の所見を行うための診断情報が不足すること、加えて石綿ばく露関連疾患の早期発見、健康に係る不安解消や健康管理の向上のため、石綿読影の精度に係る調査＜環境省委託調査事業＞を新規受診する者等で、一次読影において胸部CT検査不要とされた市民の方が、胸部CT検査を希望し、受診した場合にその費用を助成しています。

令和5年度の受診者数は36人でした。

#### ● 尼崎市アスベスト対策会議の開催（疾病対策課）

アスベスト問題に関する総合的な対策を推進するとともに、庁内での全体調整が必要となる案件について協議し、情報共有を図っています。

令和5年度は、会議の開催はありませんでした。

## 水質（公共用水域 河川・海域）

#### ● 公共用水域の水質の常時監視（環境保全課）

本市では、市内主要河川や周辺海域において、水質汚濁状況を把握するため、市内を流れる神崎川、武庫川、庄下川、蓬川と尼崎港周辺海域について、河川11地点、海域3地点（運河域1地点を含む。）で定期的に水質調査を実施しています。



採水の様子

#### ・ 神崎川水系

神崎川水系は、淀川の一津屋樋門で分岐し、猪名川、藻川と合流して尼崎市と大阪市の市境を流れ大阪湾に注ぐ一級河川です。令和5年度の測定結果をみると、水質の状況を示す代表的な指標であるBODの年間平均値は前年度とほぼ同程度であり、すべての地点で環境基準を達成していました。また、近年の測定結果はほぼ横ばいで推移しています。その他の基準については、人の健康の保護に関する環境基準と水生生物の保全に係る環境基準はすべての地点・項目で達成していましたが、生活環境の保全に関する環境基準は大腸菌数で非達成の

地点がありました。

#### ・武庫川水系

武庫川水系は、丹波丘陵に源を発し、三田盆地、神戸市北部、西宮市北部、宝塚市や伊丹市西部から尼崎市と西宮市の市境を流れ、大阪湾に注ぐ二級河川です。令和 5 年度の測定結果をみると、BOD はすべての地点で環境基準を達成していました。また、近年の測定結果はほぼ横ばいで推移しています。その他の基準については、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準ともにすべての地点・項目で達成していました。

#### ・庄下川水系

庄下川水系は、伊丹市域を流れる伊丹川、昆陽川、富松川等が合流し、本市中央部を流れて大阪湾に注ぐ一級河川です。令和 5 年度の測定結果をみると、BOD の年間平均値は前年度とほぼ同程度であり、すべての地点で環境基準を達成していました。また、近年の測定結果はほぼ横ばいで推移しています。その他の基準については、人の健康の保護に関する環境基準はすべての地点・項目で達成していましたが、生活環境の保全に関する環境基準は水素イオン濃度で非達成の地点がありました。

#### ・蓬川水系

蓬川水系は、武庫川の六樋取水口を源に、本市西部を貫流して尼崎港に注ぐ二級河川です。生活環境の保全に関する環境基準の類型指定はされていませんが、令和 5 年度の測定結果をみると、BOD の年間平均値は前年度とほぼ同程度でした。人の健康の保護に関する環境基準は、すべての地点・項目で環境基準を達成していました。また、近年の測定結果はほぼ横ばいで推移しています。

#### ・大阪湾（海域・運河）

尼崎港周辺海域は、大阪湾の最奥部に位置し、神崎川、武庫川、庄下川や蓬川から河川水が流入しています。令和 5 年度の測定結果をみると、海域での水質の状況を示す代表的な指標である COD の年間平均値は前年度とほぼ同程度であり、すべての地点で環境基準を達成していました。また、近年の測定結果は多少の変動はあるもののほぼ横ばいで推移しています。その他の基準については、人の健康の保護に関する環境基準と水生生物の保全に係る環境基準はすべての地点・項目で達成していました。

生活環境の保全に関する環境基準は、水素イオン濃度、全窒素、全磷において非達成の地点がありました。

### ● 水質汚濁防止法等に基づく立入検査（環境保全課）

工場等の排水の汚染状況を監視するため、一般パトロールをはじめ、臨海部の工場等への海上パトロールを行っています。

令和 5 年度は、42 工場等に延べ 156 回の立入検査を実施し、延べ 54 工場等の排水を検査しました。その結果、2 工場等で排水基準の超過が確認されました。総量規制基準については、12 工場等の排水を検査した結果、総量規制値の超過はありませんでした。

排水基準を超過した工場等には、基準超過の原因究明をした上で対策を講じさせ、報告させることにより、適正な排水となるよう指導を行いました。

### ● 下水の適切な処理（下水道計画課）

生活排水や工場排水などの下水は下水道を通して、終末処理施設（浄化センターなど）へ運ばれます。

終末処理施設に運ばれた下水は、ごみなどを取り除かれたあと、溶解性や浮遊性の汚濁物を微生物のはたらきにより分解・沈殿され、消毒された後に、河川や海域などの公共用水域に放流されています。このため、下水道や終末処理施設は河川や海域などの公共用水域の水質保全には欠かすことのできない施設です。



北部浄化センター

令和 5 年度に本市で処理された下水量は 85,297,020 m<sup>3</sup> となっています。

表 下水の処理状況

| 区域  | 高級処理 (m <sup>3</sup> ) | 簡易処理 (m <sup>3</sup> ) | 合計 (m <sup>3</sup> ) |
|-----|------------------------|------------------------|----------------------|
| 東部  | 21,058,814             | 3,265,596              | 24,324,410           |
| 北部  | 18,129,630             | 3,143,030              | 21,272,660           |
| 武庫川 | 33,353,673             | 6,318,486              | 39,672,159           |
| 原田  | 22,219                 | —                      | 22,219               |
| 庄内  | 5,572                  | —                      | 5,572                |

### ● 下水道法に基づく排除基準への適合状況の監視（下水浄化センター）

除害施設等の運転管理、特定施設の稼働状況や排水設備の状況等の調査、排水調査の採水を行うため、事業場に対して立入調査を行い、必要に応じて施設の改善や運転方法等について指導を行っています。

令和 5 年度は、立入または排水調査を 107 事業場に対して実施し、これらの事業場に延べ 125 回の水質検査を行いました。

### ● 浄化槽の維持管理（生活衛生課）

浄化槽は、適切な使用や維持管理を怠ると汚れたままの水が河川などに流れ出てしまい、水質の悪化や悪臭の発生の原因となります。

浄化槽が本来の機能を発揮するために、浄化槽管理者に対して適切な使用方法や維持管理方法について指導しています。

令和 5 年度は、新たに 8 基の浄化槽が設置されました。

### ● 河川・水路の維持管理（河港課）

本市の河川は、全般的にみて河床勾配が緩やかで平常時における流量・流速が少ないこともあり、河川水に混入した有機物（汚泥）の沈殿・堆積を促進しやすい河川環境となっています。堆積した有機物（汚泥）は、河川水等の溶存酸素を消費するため、河川や海域の水質汚濁源となっています。こうしたことから、兵庫県と本市では、本川への汚濁防止軽減策として、流入

支川や水路の浚渫<sup>しゅんせつ</sup>を実施し、水質浄化に努めています。

令和 5 年度は、本市の事業として市内一円各水路等で 196.41 t を浚渫しました。また、ごみや藻の繁茂等は水質悪化の原因となるため、河川の浮きごみの処理、除草、ポンプ等の河川管理施設の点検・整備等を行っています。浮きごみについては、市内一円各水路等で 1,754.43 t を除去しました。さらに、庄下川については、流量の確保や流れを創出するために、浄化ポンプや可動堰<sup>かどうせき</sup>を設置しており、これらの適切な維持管理により、水質の改善・維持を行っています。

## 水質（地下水）

---

### ● 地下水の常時監視（環境保全課）

本市では市域の地下水の状況を把握するために概況調査地点を 8 地点設定するとともに、過去に環境基準を超えた項目をモニタリングするために継続監視調査地点を 2 地点設定して水質調査を行っています。令和 5 年度は、概況調査についてはすべての地点・項目において環境基準を達成していました。継続監視調査では 1 地点でクロロエチレンが環境基準を達成していませんでした。

## 騒音・振動（一般環境）

---

### ● 騒音・振動の発生防止に関する指導（環境保全課）

#### ・工場・事業場

本市では、特定施設に関する届出や事前協議の際に、公害発生の未然防止を図るため、事前指導を行っています。また、相談が寄せられた場合には、特定施設を有しない事業者であっても、騒音・振動に係る規制等について説明を行っています。

#### ・建設作業

本市では、特定建設作業実施届出書の届出の際に、施工業者に対して、騒音・振動の防止対策を行うとともに、事前に工事説明を行うなど周辺住民の理解を得るよう指導を行っています。

#### ・飲食店等からの騒音の未然防止に関する啓発

本市では、保健所が実施している食品衛生責任者養成講習会において、飲食店営業者を対象にカラオケ等の音響機器を中心とした営業騒音の防止についてパンフレットを配布し、説明することで啓発を行っています。

令和 5 年度は、12 回の講習会で、753 人に対して説明を行いました。

## 騒音・振動（自動車）

### ● 自動車騒音の常時監視（環境保全課）

本市では、沿道における自動車騒音を監視するため、自動車排出ガス測定所 6 カ所において騒音測定を行っています。

令和 5 年度は、昼間・夜間ともに、全測定所で環境基準を達成していました。

### ● 自動車騒音・振動の定点調査（環境保全課）

本市では、測定所を設置していない地点での自動車騒音・振動を把握するために、定点調査を行っています。騒音については、全測定地点（25 地点）のうち、名神高速道路（弥生ヶ丘町 1）、五合橋線（東難波町 3）においては夜間のみ、国道 43 号（南城内 2）及び国道 2 号（杭瀬本町 3）においては昼間・夜間ともに環境基準を達成していませんでしたが、その他 21 地点においては昼間・夜間とも環境基準を達成していました。また、振動については全地点で昼間・夜間ともに要請限度を下回っていました。

### ● 自動車騒音の面的評価（環境保全課）

令和 4 年度までの定点調査の結果をもとに、主要幹線 16 路線（総延長 63.7 km）に面する地域にある評価対象全戸数 72,637 戸に対し、ばく露騒音の予測を行いました。

昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは 70,963 戸（97.7 %）、昼間のみ環境基準を達成したのが 986 戸（1.4 %）、夜間のみ環境基準を達成したのは 6 戸（0.01 %）でした。昼間・夜間とも環境基準を 100 %達成しているのは、山幹通り、園田西武庫線（県道 606 号西宮豊中線）、近松線（主要地方道大阪伊丹線）、長洲線（県道 74 号尼崎停車場線）、園田橋線（主要地方道大阪伊丹線）、西川線（県道 191 号尼崎停車場西川線）、久々知水堂線（主要地方道尼崎池田線）であり、最も達成率が低いのは 86.0 %で国道 43 号でした。

### ● 沿道環境における建築物の騒音対策（環境保全課）

尼崎市の環境をまもる条例で、幹線道路 7 路線の周辺地域を自動車騒音防止地域に指定しています。この地域内において譲渡又は賃貸を目的として新築される長屋や共同住宅を特定建築物と定義し、入居者を自動車騒音からまもるため、建築主に対し、事前に一定の騒音対策を講じるよう義務づけています。

令和 5 年度の届出件数等は次のとおりです。

表 特定建築物の届出状況

| 道路名             | 届出数 | 届出対象戸数 |
|-----------------|-----|--------|
| 名神高速道路          | 2   | 13     |
| 国道43号           | 3   | 144    |
| 国道2号            | 1   | 14     |
| 国道171号          | 0   | 0      |
| 尼宝線（県道尼崎宝塚線）    | 0   | 0      |
| 五合橋線（県道米谷昆陽尼崎線） | 1   | 13     |
| 玉江橋線（県道尼崎池田線）   | 0   | 0      |
| 合計              | 7   | 184    |

## 騒音（航空機）

---

### ● 航空機騒音の常時監視・定点調査（環境保全課）

武庫北小学校において兵庫県が常時監視を行っており、令和 5 年度は、環境基準を達成していました。騒音レベルの推移をみると、令和 2、3 年度は、新型コロナウイルス感染症の流行による減便や機材の小型化の影響を受け、航空機騒音の大幅な減少が見られましたが、令和 4 年度以降は発着回数がコロナ禍前と同程度となったこともあり、令和 5 年度の航空機騒音はコロナ禍前と同程度となりました。

また、本市においても、武庫西生涯学習プラザで、年に 1 回の頻度で定点調査を行っており、県の測定結果と概ね同様の結果となっています。

### ● 国・空港・航空会社に対する要望活動（環境保全課）

本市は、昭和 39 年より周辺市（豊中市、池田市、箕面市、吹田市、尼崎市、西宮市、宝塚市、川西市、芦屋市、伊丹市）と大阪国際空港騒音対策協議会（平成 17 年より大阪国際空港周辺都市対策協議会へ名称変更）を設置し、国や空港等に対して、発生源対策、空港周辺対策や安全対策の推進を要望しています。

令和 5 年度は、逆発着時の騒音対策や低騒音機の積極的な導入などに加え、遅延便の発生抑制対策の継続的な実施や空港機能の高質化と活用等について要望を行いました。

## 騒音・振動（新幹線）

---

### ● 新幹線騒音・振動の定点調査（環境保全課）

本市では、山陽新幹線の騒音・振動の状況を把握するため、定点調査を実施しており、令和 5 年度は、3 地区（小中島・食満・猪名寺）18 地点で調査を行いました。

騒音については、上り線側 9 地点、下り線側 8 地点（軌道中心から 12.5 m 地点の 5 地点、25 m 地点の 6 地点、50 m 地点の 6 地点）の合計 17 地点（94 %）で環境基準を達成していましたが、猪名寺地区の下り線側の 12.5 m 地点において環境基準を達成していませんでした。また、振動については全地点で対策指針値を下回っていました。

### ● 国・西日本旅客鉄道(株)に対する要望活動（環境保全課）

本市は、昭和 55 年度から伊丹市と西宮市とともに、阪神三市山陽新幹線公害対策連絡協議会を設置し、毎年、国・西日本旅客鉄道(株)に対して、管内の発生源対策、周辺対策や安全対策の促進を要望しています。

令和 5 年度は、騒音に係る環境基準の早期達成のために、バラストマット（騒音・振動を軽減するためのゴム製のマット）の早期全線敷設や騒音・振動が高い区間における積極的な対策、高架橋の維持管理の徹底などを要望しました。

## 土壌

---

### ● 「工場跡地に関する取扱要綱」による協議（環境保全課）

2,000 m<sup>2</sup>以上の工場が事業活動を終結するとき、工場跡地に関する取扱要綱に基づき、土壌・地下水の調査対策、廃棄物の管理状況等について協議を行っています。

令和 5 年度は、1 件の協議が行われました。

### ● 土壌汚染対策法に基づく立入検査（環境保全課）

土壌汚染対策法に基づき、形質変更時要届出区域等の土壌汚染が判明した土地における工事が適切に行われているかを確認するため、立入検査を実施しています。

令和 5 年度は、6 事業所等に対して、9 回の立入検査を行いました。

また、汚染土壌処理業の許可業者が適切に汚染土壌を処理しているかなどを確認するため、許可業者に対して、立入検査を行っています。基準違反等の問題があれば指導を行い、改善させることにより、地域の生活環境の保全を図っています。

令和 5 年度は、4 事業所に対して、延べ 11 回の立入検査を行いました。

## 地盤沈下

---

### ● 水準測量（河港課）

土地の上下変動を精密に測り、地盤沈下対策に役立てるため、水準測量を概ね 3 年ごとに実施しています。

令和 3 年度の測量結果は、水準点 123 点、測量延長 102.9 km で、比較可能な平成 30 年度の結果と比べると、全水準点の平均値は -8.71 cm（沈下）でした。また、全観測点からみると、沈下量 1 cm 以下の地点が約 8 割であり、全市的には沈静化の傾向を示しています。

### ● 地盤変動量・地下水位の観測（河港課）

地盤の収縮量と地下水位を観測するため、本市では、昭和 46 年度に塚口本町の旧グンゼ工場内に地盤沈下計と地下水位計を設置しています。また、兵庫県では、昭和 29 年度に西海岸町に地盤沈下計を設置するとともに、昭和 39 年度に中浜町に地下水位計を設置しています。

令和 5 年度と令和 4 年度の測定結果を比較すると、地盤変動量については、旧グンゼ工場調査地点では +0.43 mm、西海岸町では +0.12 mm、地下水位については、旧グンゼ工場地点では +0.32 m、中浜町では +0.01 m となっており、地盤沈下は沈静化の傾向にあります。

## ダイオキシン

---

### ● ダイオキシン類の常時監視（環境保全課）

大気については 1 地点（琴ノ浦高校）で年 4 回、水質と水底の底質については 4 地点（庄下川橋、尾浜大橋、尾浜橋、南豊池橋）で年 1 回、土壌については 1 地点（琴ノ浦高校）で年 1 回の調査を行いました。

令和 5 年度は、すべての地点・項目で環境基準を達成していました。

## 大気汚染公害による健康被害者対策

### ● 健康被害の補償給付・救済と健康被害の予防（疾病対策課）

大気汚染を原因とする公害による健康被害の補償給付・救済については、公害健康被害の補償等に関する法律とこれを補完する尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例に基づき実施しています。また、大気汚染による健康影響を防ぐことを目的に健康被害予防事業を実施しています。

※ 昭和 63 年 3 月の法改正により、大気汚染による公害補償地域の指定が解除され、新たな認定は行われなくなりましたが、既認定患者に対する補償給付は継続されています。

## 公害の歴史の継承

### ● 公害の歴史についての学習（環境創造課）

あまがさき環境オープンカレッジと協力して開発した本市における公害の歴史を学ぶためのプログラムである「KOGAI QUEST（公害クエスト）」を実施しています。本プログラムは、公害が深刻だった当時の様子を聞くことや公害に縁のある場所の見学といった一般的なプログラムではなく、簡単なシナリオを読み、様々な役割・立場（事業者、行政、市民、医者など）を演じるロールプレイング形式のプログラムとすることで、自分の暮らすまちで「公害」という難しい問題に直面した際に、解決に向けてどのように考え、行動をしていくのかをより深く学ぶことができる内容となっています。

令和 5 年度は、みんなのサマーセミナーでプログラムを紹介し、計 16 人の参加がありました。



みんなのサマーセミナーでの様子

### ● アスベストセミナーの開催（疾病対策課）

アスベスト問題を広く知ってもらうとともに、風化させないために、これまでの市や患者家族の取組や健康管理に関する調査などについて学ぶことができるセミナーやパネル展を開催しました。



アスベストセミナーの様子



パネル展の様子

### ● 環境監視測定データからみる尼崎市の環境の展示（環境保全課）

かつて公害のまちと呼ばれていた本市の環境が、市民・事業者・行政の協力による地道な活動により大きく改善してきたことなどをより多くの方に周知し、興味を持ってもらうため、イベント時などに測定値の推移、写真、測定機器などを用いて分かりやすく展示しています。

令和 5 年度は、開明庁舎での常設展示やエコあまフェスタ、市民まつりで展示を行いました。



エコあまフェスタでの展示の様子

## 有害化学物質

### ● ポリ塩化ビフェニル（PCB）の適正処理（産業廃棄物対策担当）

PCB 廃棄物については、法令で定められた期限までに、適正に処分する必要があります。そのため、本市では平成 27 年度から市内自家用電気工作物設置者 1,737 事業者を対象に PCB 含有機器の保有に関する調査を行いました。また、平成 30 年度からは経済センサスデータ（従業員数 10 人以上の事業所）を利用した PCB 使用安定器の保有に関する調査も開始し、市内の PCB 廃棄物の掘り起こしを進めてきました。

令和 5 年度は、新規に判明した事案に対して、環境省近畿地方環境事務所などと連携した対応を進め、処理完了に向け取り組みました。

## 快適環境

### ● 空地の適正管理（開発指導課）

空地の管理が不適切な場合、雑草が繁茂するほか、ごみの投棄場所にされるなど空地周辺の住民の生活環境にさまざまな影響を及ぼすことがあります。本市では、尼崎市の環境をまもる条例の規定に基づき、空地の所有者等に対し、雑草の刈取り、廃棄物が不法に投棄されない措置などの適正な管理を義務付け、管理不十分な空地の解消に取り組んでいます。

令和 5 年度は、61 件の指導を行いました。

## 目標 5 経済のグリーン化

### ■ 方針・施策

#### 方針① 環境配慮型のモノ・サービスを消費・普及します

施策ア 環境配慮型のモノ・サービスの消費

施策イ 環境配慮型のモノ・サービスの普及

#### 方針② 環境に配慮した事業活動をしします

施策ア 環境配慮経営の実践

施策イ 環境影響評価制度の活用

### ■ 指標

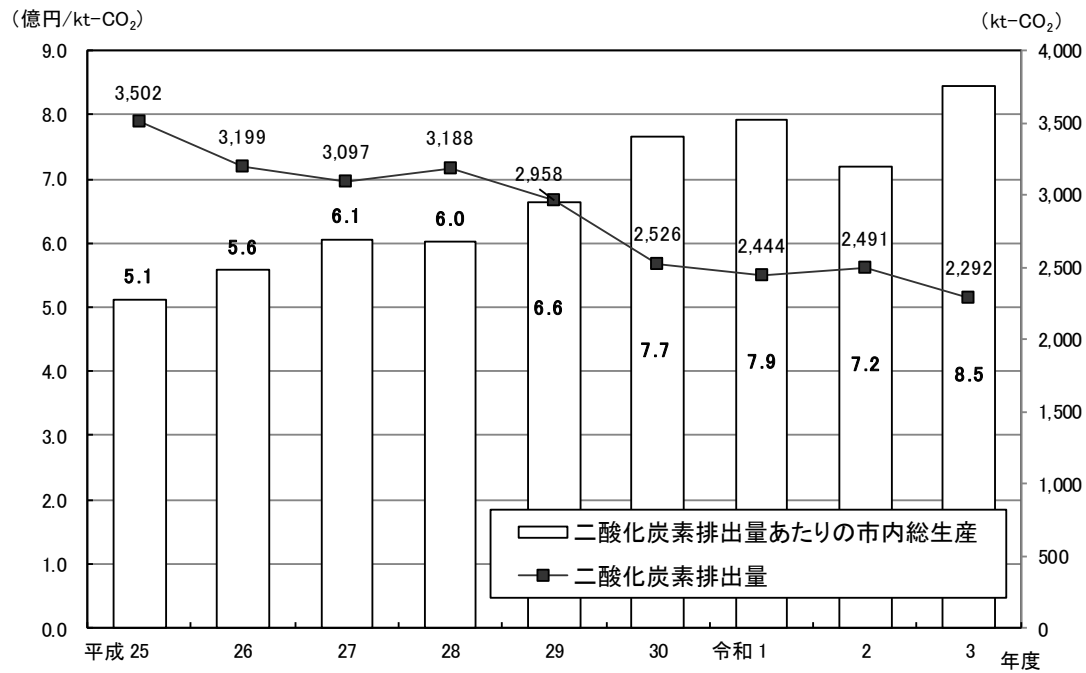
| 項 目                                           | 基 準          | R4  | 目 標               | 方向性 |
|-----------------------------------------------|--------------|-----|-------------------|-----|
| 二酸化炭素排出量あたりの市内総生産<br>(億円/kt・co <sub>2</sub> ) | 8.5<br>(R3)  | — ※ | 現状より改善する<br>(R15) | ↗   |
| 最終処分量あたりの市内総生産<br>(億円/t)                      | 0.32<br>(R3) | — ※ | 現状より改善する<br>(R15) | ↗   |

※ 令和 4 年度実績が未公表のため

## ■ 現状

- ・ 環境と経済の関係性について、二酸化炭素排出量あたりの市内総生産の推移をみると、近年は増加傾向にあり、環境負荷の低減と経済活動の両立が進んでいます。

図 二酸化炭素排出量あたりの市内総生産の推移



備考 1 二酸化炭素排出量の推計を行う際に用いる国の統計資料が平成 30 年度まで遡って改訂されたことに伴い、本市の実績についても遡って修正を行っている。

## ■ 取組状況

### 方針① 環境配慮型のモノ・サービスを消費・普及します

#### ● ココドコドコエコイベントの実施（環境創造課）

あまがさき環境オープンカレッジの主催活動で、経済活動と環境の両立を目指し環境に配慮した取組を行っている事業者による講座や施設見学などを通し、環境負荷の低い製品・サービスについての意識啓発を行います。

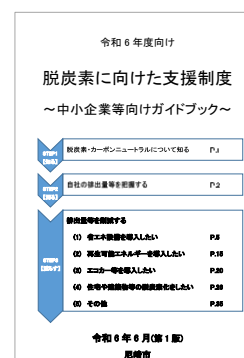
令和5年度は市内企業2社（浜田化学(株)、(株)AtomsWorld）の協力のもと、各社環境課題のレクチャーならびにオフィス見学を行う「ココドコドコエコ - 五合橋線編 -」を実施し、11人の参加がありました。



チラシ

#### ● 脱炭素に向けた支援制度に関するガイドブックの作成（環境創造課）

産業部門や業務部門から排出される二酸化炭素排出量の削減を一層進めていくためには、省エネ設備・再生可能エネルギーなどの導入が必要となります。しかし、一般的にこのような設備は高額な場合が多く、簡単に導入ができるものではありません。そこで、国や兵庫県、本市における補助金・減税などの支援制度をガイドブックとして取りまとめ発行し、尼崎商工会議所との連携などにより市内事業者に配布することで、積極的な導入を促しています。



ガイドブック

#### ● バイオマスプラスチックを使用した地域清掃用ごみ袋の作成（資源循環課、業務課）

令和3年7月にNATS4市（西宮市・尼崎市・豊中市・吹田市）で締結した「地球温暖化対策の自治体間連携に関する基本協定」に基づく取組として、令和4年度に植物などを原料に作られた環境負荷の小さいバイオマスプラスチックを使用した地域清掃用ごみ袋を作成しました。

令和5年度は、令和4年度に引き続き、地域清掃で活用しています。



地域清掃用ごみ袋

## 方針② 環境に配慮した事業活動をします

### ● 環境関連産業の育成（産業政策課）

#### ・起業家への支援

新規・成長分野の担い手となる事業者が尼崎リサーチ・インキュベーションセンターに入居する場合に賃料を補助しており、補助率は月額賃料の 1/4 となっていますが、環境分野に関する事業者については補助率を 1/2 として、重点的に支援を行っています。

令和 5 年度は、新規入居が 1 件、継続入居者が 10 件、そのうち環境分野に該当したのは 1 件でした。

### ● 環境経営の促進

#### ・環境経営に関する情報提供（環境創造課）

環境保全活動に積極的に取り組む事業者間でネットワーク（エコカンパニーネットワーク）を作り、環境保全に関する市・市民団体の取組やネットワークに参加する事業者の取組事例等の情報を発信することで、メンバー間の交流や情報交換等を促し、効率的かつ効果的な環境保全活動を推進しています。

令和 5 年度末時点で 62 事業者がネットワークに参加しています。

#### ・入札における環境マネジメントシステムの評価（契約課）

ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの普及促進を進めていくため、本市での建設工事に関する入札に参加する事業者のうち、市内事業者で環境マネジメントシステムの認証を受けている場合、加点を行っています。

令和 6 年度・令和 7 年度の競争入札参加資格者名簿に登載のある建設工事の市内事業者のうち 51 事業者が加点を受けています。

#### ・エコアクション 21 自治体イニシアティブ・プログラム（環境創造課）

エコアクション 21 を普及させるため、（公財）ひょうご環境創造協会と協力して、エコアクション 21 認証&省エネセミナーを開催し、より多くの事業者が短期チラシ間で効率よくエコアクション 21 に取り組めるよう市域内でエコアクション 21 の認証・登録を目指す事業者を募り、普及プログラムを実施しています。

令和 5 年度において実施はありませんでした。



※ エコアクション 21 とは、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、主に中小企業を対象とした環境経営認証・登録制度です。二酸化炭素・廃棄物排出量などの削減に取り組み、その活動レポートを作成、公表することで、環境にやさしい経営の証明が得られる仕組みです。

・ 中小企業に対する省エネ活動の支援（環境創造課）

無料省エネセミナーを開催し、事業者が活用できる省エネの取組や本市の省エネ支援制度の概要やエコアクション 21 認証取得の啓発などについて講演を実施しています。

令和 5 年度において実施はありませんでした。

・ 脱炭素化設備等の導入促進支援（産業政策課）

脱炭素社会の実現に向け、市内の中小企業の脱炭素経営を推進するため、太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた再生可能エネルギー設備や、高効率空調設備などの省エネルギー設備の導入に際し、エネルギー消費の現状把握のため専門家による省エネ最適化診断の受診費用を補助し、その診断結果に基づいた既存設備の運用改善や新たな設備等の導入などの提案、省エネ設備や再生可能エネルギー設備の導入に対する補助金などにより、切れ目なく伴走型の支援を行っています。

令和 5 年度は、省エネ最適化診断 19 件、省エネ設備 124 件（補助対象設備の内訳（重複申請あり）：空調設備 76 件、LED 照明設備 63 件、その他 7 件）、再生可能エネルギー設備 3 件（太陽光パネル、蓄電池）に補助を行いました。



チラシ

● 環境影響評価（環境創造課）

令和 5 年度末現在で、尼崎市環境影響評価等に関する条例が適用されている事業は、尼崎市新ごみ処理施設整備事業の 1 件となっています。

表 尼崎市環境影響評価等に関する条例の適用状況

|              |                                                  |            |
|--------------|--------------------------------------------------|------------|
| 事業名          | 尼崎市新ごみ処理施設整備事業                                   |            |
| 事業者          | 尼崎市                                              |            |
| 事業の種類        | 廃棄物処理施設の建設                                       |            |
| 事業の規模        | 焼却施設 447 t/日<br>リサイクル施設 55 t/日<br>し尿処理施設 19 kL/日 |            |
| 環境影響評価項目     | 大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水質、土壤汚染、廃棄物、資源循環、地球温暖化         |            |
| 実施計画書に関する手続き | 実施計画書の提出                                         | 令和2年8月20日  |
|              | 意見書の提出数                                          | 0通         |
|              | 審査書の送付                                           | 令和2年12月10日 |
| 準備書に関する手続き   | 準備書の提出                                           | 令和4年7月1日   |
|              | 意見書の提出数                                          | 0件         |
|              | 審査書の送付                                           | 令和5年1月16日  |
| 評価書に関する手続き   | 評価書の提出                                           | 令和5年2月2日   |

## 目標 6 環境意識の向上・行動の輪の拡大

### ■ 方針・施策

#### 方針① 環境問題を知り、行動します

施策ア 効果的・効率的な情報提供・交換

施策イ 関心・理解の度合いやライフスタイルに応じた環境学習・啓発の実施

施策ウ 環境教育の充実

施策エ 環境保全活動の支援

施策オ 環境保全活動の担い手の発掘・育成

#### 方針② 多様な主体と連携し、様々な場面に環境の視点を取り入れます

施策ア 多様な主体との連携・ネットワークの拡大

施策イ マルチベネフィットを意識した取組の実践

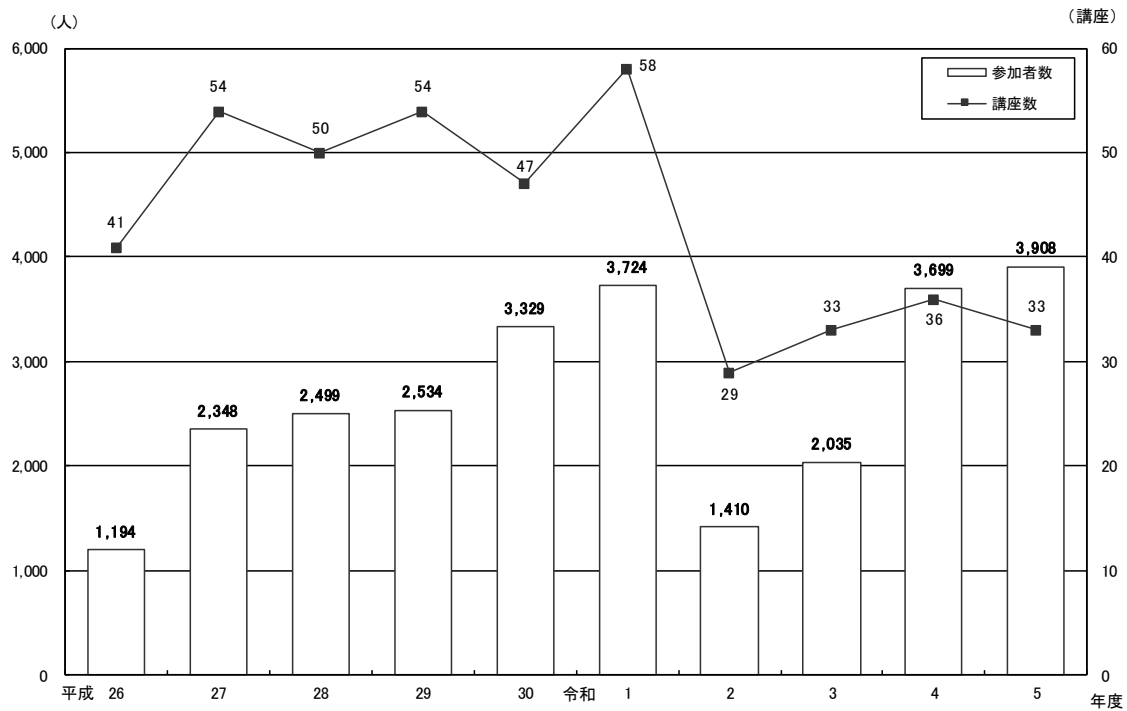
### ■ 指標

| 項 目                                  | 基 準                       | R5    | 目 標                     | 方向性 |
|--------------------------------------|---------------------------|-------|-------------------------|-----|
| あまがさき環境オープンカレッジの開催する講座・イベントへの参加者数（人） | 2,530<br>(H26～R4<br>の平均値) | 3,908 | 2,530 以上を維持<br>(R6～R15) | →   |
| これから実際にやってみたいことがみつかった人の割合（％）         | 39.8<br>(R4)              | 42.6  | 50.0<br>(R15)           | ↑   |
| あまがさき環境教育プログラム実施校（校）                 | 20<br>(R3)                | 33    | 42（全校）<br>(R9)          | ↑   |
| 環境に関する学習・イベントに参加している市民の割合（％）         | 1.2<br>(R4)               | 2.2   | 8.0<br>(R15)            | ↑   |

## ■ 現状

- ・あまがさき環境オープンカレッジを中心として、市民・学校・事業者・市の協働のもと「エコあまフェスタ」をはじめ、子どもから大人まで幅広い層を対象とした環境に関するイベントや講座が多数行われており、令和 5 年度は、主催活動・連携活動として 33 件の講座・イベントが開催され、3,908 人の参加者がありました。

図 あまがさき環境オープンカレッジにおける講座・イベントの開催状況



備考 1 参加者数・講座数の把握の仕方を変更したことに伴い、平成 26 年度まで遡って実績を修正している。

備考 2 不特定多数が参加可能な活動については、参加者への確実な啓発が難しいため実績には含めていない。

## ■ 取組状況

### 方針① 環境問題を知り、行動します

#### ● 「あまがさき通信」の発行（環境創造課）

あまがさき環境オープンカレッジでは市内で開催される環境学習講座・イベントのお知らせや市の環境関連施策の紹介などを広報する情報誌を発行しています。月刊で、市内の図書館、生涯学習プラザ等で配布するほか、あまがさき環境オープンカレッジのホームページにも掲載しています。また、希望者には「あまがさき通信メール版」の配信を行っています。

令和5年度は、毎月号を12回発行しました。



あまがさき通信

#### ● あまがさき環境オープンカレッジを通じた環境への取組（環境創造課）

あまがさき環境オープンカレッジでは、平成22年度の開校以来、身近な自然、地球環境、暮らしやまちづくりなど環境に関連した幅広い啓発活動を行っています。平成26年度には実行委員会の市民等が中心となりNPO法人が設立され、事務局業務を担っています。あまがさき環境オープンカレッジでは多くのイベントや講座を開催しており、令和5年度までの開催講座・イベントへの参加者数は延べ100,000人を超えています。



あまがさき環境オープンカレッジ

#### 問い合わせ先

|          |                                                                                                                                                       |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称       | あまがさき環境オープンカレッジ                                                                                                                                       |
| 運営       | あまがさき環境オープンカレッジ実行委員会                                                                                                                                  |
| 所在地      | 尼崎市南塚口町2丁目1番2-402号 塚口さんさんタウン2番館4階                                                                                                                     |
| TEL/FAX  | 06-6421-0544                                                                                                                                          |
| ホームページ   | <a href="https://www.aoce.info/about/">https://www.aoce.info/about/</a>                                                                               |
| Facebook | <a href="https://ja-jp.facebook.com/amagasaki.opencollege.of.the.environment">https://ja-jp.facebook.com/amagasaki.opencollege.of.the.environment</a> |
| E-mail   | <a href="mailto:aoce@gb4.so-net.ne.jp">aoce@gb4.so-net.ne.jp</a>                                                                                      |
| 休館日      | 水曜日、木曜日、祝日及び年末年始                                                                                                                                      |
| 開館時間     | 午前10時から午後5時まで                                                                                                                                         |

## ・あまがさき環境オープンカレッジでの講座・イベント

あまがさき環境オープンカレッジ実行委員会による活動として、エコあまフェスタや打ち水大作戦などの様々な講座・イベントが企画・運営されています。

市民を対象とした環境啓発講座・イベントのうち実行委員会が企画し、実施する主催活動や、実行委員以外が企画し、運営に際して実行委員会が支援する企画活動を実施しています。

令和5年度は、主催活動として23件の講座・イベントが行われ、7,279人が参加、企画活動として12件の講座・イベントが行われ、96人が参加しました。



エコあまフェスタ 2023



打ち水大作戦 in あまがさき 2023

表 令和5年度に行われた主催活動

| 開催日            | イベント・講座名                       | 内容                                                         | 参加者<br>(人) |
|----------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------|------------|
| 4月1日<br>～3月31日 | ごみレスキュー隊・トングマン<br>毎週木曜日（全29回）  | 阪急塚口駅南側周辺のごみ拾いを行った。                                        | 152        |
| 4月1日<br>～3月31日 | おもちゃ病院 塚口診療所<br>毎月第1土曜日（全12回）  | 物を大切にする心を育むため、おもちゃの修理を行った。                                 | 653        |
| 4月1日<br>～3月31日 | オープンカレッジ広場<br>毎月第2、第4木曜日（全23回） | スカイコムで地方の特産品販売やフードバンクへ寄付する食品の回収、あるもんで交歓会ミニなどを行った。          | 2,811      |
| 4月1日<br>～3月31日 | あるもんで交歓会<br>奇数月の第4土曜日（全6回）     | 不用品を持ち寄り、交換する0円マーケットを行った。                                  | 952        |
| 4月1日<br>～3月31日 | はんつかあるもんで<br>偶数月の最終土曜日         | はんつか広場にて、持ち帰りのみのミニあるもんで交歓会を行った。                            | 678        |
| 4月15日          | みんなでそだてる ぼうけんの森                | コープの森、オープンカレッジの森の見学、横断幕づくりを行った。                            | 31         |
| 5月16日          | ヒメボタル鑑賞会                       | 農業公園でのヒメボタルの観賞と発光数の調査を行った。                                 | 65         |
| 6月10日          | エコあまフェスタ2023                   | 市民への環境情報の発信・啓発や環境学習団体、グループ個人、行政のつながりを広く深めた。                | 842        |
| 6月17日          | みんなでそだてる ぼうけんの森                | 草引き、植樹体験を行った。                                              | 41         |
| 7月28日          | 打ち水大作戦inあまがさき2023              | 小学生を中心に小田南生涯学習プラザで地球温暖化クイズ、打ち水を実施し、地球温暖化対策を啓発した。           | 94         |
| 7月30日          | みんなあつまれ！エコ工作                   | リサイクル工作、自然のものを使った工作を行った。                                   | 121        |
| 7月31日          | 打ち水大作戦inあまがさき2023              | 小学生を中心に大庄北生涯学習プラザで竹の水てっぽう作り、地球温暖化クイズ、打ち水を実施し、地球温暖化対策を啓発した。 | 62         |

| 開催日             | イベント・講座名                 | 内容                                                                              | 参加者<br>(人) |
|-----------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 8月2日            | 打ち水大作戦inあまがさき2023        | 小学生を中心に武庫西生涯学習プラザでエコ工作、打ち水を実施し、地球温暖化対策を啓発した。                                    | 47         |
| 8月5日            | 打ち水大作戦inあまがさき2023        | 小学生を中心に中央北生涯学習プラザで竹の水でっぽう作り、打ち水を実施し、地球温暖化対策を啓発した。                               | 49         |
| 8月6日            | KOGAI QUEST（みんなのサマーセミナー） | みんなのサマーセミナー内で、尼崎の公害の歴史から生まれた「対話の大切さ」を学ぶプログラムを紹介した。                              | 16         |
| 8月7日            | 打ち水大作戦inあまがさき2023        | 小学生を中心に園田東生涯学習プラザで地球温暖化クイズ、打ち水を実施し、地球温暖化対策を啓発した。                                | 109        |
| 8月9日            | 打ち水大作戦inあまがさき2023        | 小学生を中心に立花南生涯学習プラザで環境紙芝居、打ち水を実施し、地球温暖化対策を啓発した。                                   | 162        |
| 8月19日           | みんなでそだてる ぼうけんの森          | はじまりの森の手入れと探検を行った。                                                              | 38         |
| 10月1日           | 尼崎市民まつり                  | 「ごみレスキュー隊・トングマン」のマスクづくりとごみ拾い体験、エコ工作を行った。                                        | 212        |
| 10月5日<br>10月30日 | 求む！エコあま協力隊（全2回）          | 新しくエコあま協力隊に登録する人に向けた説明を実施後、活動への参加、レポートの提出、今後の活動についての話し合いなどを行い、メンバー同士のつながりを強化した。 | 27         |
| 10月14日          | みんなでそだてる ぼうけんの森          | 森の手入れとピザ窯作り、ピザ作りを行った。                                                           | 57         |
| 12月16日          | みんなでそだてる ぼうけんの森          | 森の手入れとクリスマスの飾り作りを行った。                                                           | 49         |
| 2月17日           | ココドコエコ～五合橋線編～            | 市内企業の環境課題のレクチャー、工場・オフィス見学を行った。                                                  | 11         |

表 令和5年度に行われた企画活動

| 開催日   | イベント・講座名      | 内容                                  | 参加者（人） |
|-------|---------------|-------------------------------------|--------|
| 4月6日  | あまがすきエコ通信編集会議 | あまがすきエコ通信のエコあま協力隊活動紹介コーナーの編集会議を行った。 | 7      |
| 5月11日 |               |                                     | 17     |
| 6月1日  |               |                                     | 6      |
| 7月6日  |               |                                     | 7      |
| 8月3日  |               |                                     | 6      |
| 9月7日  |               |                                     | 7      |
| 10月5日 |               |                                     | 8      |
| 11月2日 |               |                                     | 7      |
| 12月7日 |               |                                     | 7      |
| 1月11日 |               |                                     | 13     |
| 2月1日  |               |                                     | 5      |
| 3月7日  |               |                                     | 6      |

# ● あまがさき環境教育プログラムの作成（環境創造課）

地球温暖化防止やごみ減量などの環境問題について、小学生一人ひとりが自分で考え、行動することを促していくために、本市独自の環境教育プログラムを作成し、令和3年度から小学校において授業を実施しています。本プログラムはNPO法人あまがさき環境オープンカレッジや過去に環境活動に携わっていただいた市民の皆さまの協力を得ながら作成しており、総合的な学習の授業だけでなく、社会科や家庭科の授業にも活用できます。

また、本プログラムは、地球温暖化やごみ、公害の歴史、自然に関して詳しい「エコあまレンジャー」という4人の小学生と一緒に学びを進め、授業で学んだことを実践することで児童自身が5人目のエコあまレンジャーになることを目指すものとなっています。

令和5年度においては33校で実施し、2,819人が参加しました。



プログラム冊子

表 令和5年度の授業実施実績

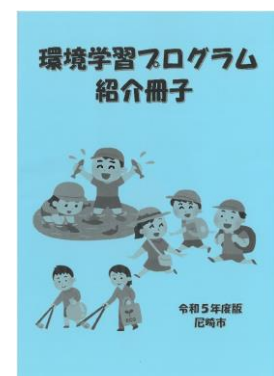
| 授業実施日  | 学校名（実施プログラム）       | 受講人数（人） |
|--------|--------------------|---------|
| 5月17日  | 上坂部小学校（ごみ減量）       | 96      |
| 5月19日  | 浜田小学校（ごみ減量）        | 47      |
| 5月31日  | 浦風小学校（ごみ減量）        | 37      |
| 6月5日   | 大島小学校（ごみ減量）        | 34      |
| 6月13日  | 園田北小学校（ごみ減量）       | 62      |
| 6月17日  | 水堂小学校（ごみ減量）        | 74      |
| 6月19日  | 名和学校（ごみ減量）         | 78      |
| 6月21日  | 金楽寺小学校（ごみ減量）       | 86      |
| 6月22日  | 武庫北小学校（ごみ減量）       | 67      |
| 6月23日  | 浜田小学校（地球温暖化防止）※2回目 | 47      |
| 6月28日  | 潮小学校（ごみ減量）         | 119     |
| 6月29日  | 武庫庄小学校（ごみ減量）       | 118     |
| 7月4日   | 大庄小学校（地球温暖化防止）     | 70      |
| 7月5日   | 尼崎北小学校（ごみ減量）       | 136     |
| 7月6日   | 園和北小学校（ごみ減量）       | 107     |
| 7月7日   | 長洲小学校（ごみ減量）        | 54      |
| 7月10日  | 園田小学校（ごみ減量）        | 143     |
| 7月12日  | 成文小学校（ごみ減量）        | 44      |
| 7月12日  | 武庫の里小学校（ごみ減量）      | 75      |
| 7月13日  | 武庫南小学校（ごみ減量）       | 98      |
| 7月14日  | 立花小学校（ごみ減量）        | 72      |
| 7月18日  | 難波の梅小学校（ごみ減量）      | 91      |
| 7月19日  | 成徳小学校（ごみ減量）        | 46      |
| 9月1日   | 百合学院小学校（地球温暖化防止）   | 24      |
| 9月13日  | 大島小学校（地球温暖化防止）※2回目 | 69      |
| 9月22日  | 園田東小学校（ごみ減量）       | 21      |
| 9月22日  | 清和小学校（地球温暖化防止）     | 31      |
| 10月6日  | わかば西小学校（ごみ減量）      | 52      |
| 10月18日 | 立花南小学校（ごみ減量）       | 106     |

| 授業実施日  | 学校名（実施プログラム）     | 受講人数（人） |
|--------|------------------|---------|
| 10月20日 | 難波小学校（ごみ減量）      | 75      |
| 10月26日 | 明城小学校（地球温暖化防止）   | 64      |
| 11月15日 | 浜小学校（地球温暖化防止）    | 79      |
| 11月23日 | 七松小学校（ごみ減量）      | 69      |
| 11月25日 | 杭瀬小学校（地球温暖化防止）   | 79      |
| 1月29日  | 難波小学校（生物多様性）※2回目 | 63      |
| 2月1日   | 下坂部小学校（ごみ減量）     | 61      |
| 2月8日   | 大庄小学校（生物多様性）※2回目 | 72      |
| 2月20日  | 成文小学校（生物多様性）※2回目 | 40      |
| 2月22日  | 大島小学校（生物多様性）※3回目 | 82      |
| 3月8日   | 成徳小学校（生物多様性）※2回目 | 31      |

### ● 環境学習プログラム紹介冊子の作成（環境創造課）

環境学習を推進するため、環境学習の場で活用できるよう、事業者や市民団体等が実施している環境学習プログラムを冊子にまとめ、市内の小学校や生涯学習プラザ等に配布するほか、本市ホームページに掲載し、情報を発信しています。

令和5年度の掲載講座は、事業者9社9講座、大学1校1講座、市民団体4団体17講座、市7講座、組合1団体1講座で、合計35講座でした。



プログラム冊子

### ● 地域での環境学習の推進（中央地域課、小田地域課、大庄地域課、立花地域課、武庫地域課、園田地域課）

生涯学習プラザなどで行われる各種講座の中で、環境問題について学んでいます。幅広い学習の場の中で環境問題を取り上げるとともに、市民に対して、身近な問題として環境問題を考える機会を提供しています。

表 社会教育における環境学習

| 実施日   | 実施場所       | 講座名及び実施内容                                                                                                            | 参加者（人） |
|-------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 7月28日 | 小田南生涯学習プラザ | 「夏休みみんなで打ち水！2023」<br>子どもを対象に、地球温暖化に関する講和、クイズや打ち水を行うことで、地球温暖化を身近に感じてもらい、日々の小さな行動の選択が地球温暖化防止につながることを知ってもらおうきっかけづくりとした。 | 94     |
| 7月31日 | 大庄北生涯学習プラザ |                                                                                                                      | 62     |
| 8月2日  | 武庫西生涯学習プラザ |                                                                                                                      | 47     |
| 8月5日  | 中央北生涯学習プラザ |                                                                                                                      | 49     |
| 8月7日  | 園田東生涯学習プラザ |                                                                                                                      | 109    |
| 8月9日  | 立花南生涯学習プラザ |                                                                                                                      | 162    |

### ● 打ち水の普及（立花地域課）

#### ・地域との連携による打ち水の実施

生島西連協と連携し、子供たちに竹を使った手作り水鉄砲などを使った打ち水を行う機会などを提供しました。打ち水の効果として気温の変化のデータを確認することで地球温暖化問題についても一緒に考えました。



打ち水の様子

### ● 映画「プラスチックの海」の上映会の開催（小田地域課）✍

令和 5 年度に地域住民に対して環境問題への意識付けを行う活動を行っている団体との共催事業で、映画「プラスチックの海」の上映会を開催し、13 人の参加がありました。参加者が、地球全体が抱える環境問題への理解を深めると同時に、「地球を守ること」を「自分ごと」に置き換えて、「そのさき」を考える機会となりました。



チラシ

### ● 地球にえエコとゼミナールの実施（中央地域課）✍

クリーンエネルギーについての理解を目的として「地球にえエコとゼミナール ～水素と木でできる SDGs と防災を学ぼう！～」を開催しました。「水素」を新しいエネルギーとして考える機会となり、小学生を中心に 39 名の参加がありました。



チラシ

### ● 小学生を対象とした体験型環境学習（学校教育課）

小学校 3 年生を対象に、地域の自然に出かけ、地域の人々等の協力を得ながら、自然観察や栽培・飼育など五感を使って自然に触れ合う体験型環境学習を実施しています。令和 5 年度は、3,255 人の児童が参加しました。

また、例年小学校 5 年生を対象に、4 泊 5 日の日程で、豊かな自然の中で自然観察、登山・ハイキング、星空観察、野外炊飯や農業体験などの活動を通じて、心身ともに調和のとれた子どもの育成を図っています。令和 5 年度は、3,272 人の児童が参加しました。

### ● エシカル消費に関する啓発（生活安全課）

エシカルとは「倫理的な」という意味の単語であり、エシカル消費とは環境や人権などに配慮された商品やサービスを選択して購入することをいいます。

こういった買い物がエシカル消費につながるのか、こういった商品・サービスが環境に優しいといえるのかといったことを学べる講座を開催しています。

令和 5 年度は、くらしの中で無理をせずにできるエシカル消費行動やレジ袋などのごみ削減にも役立つ風呂敷活用術について学べる講座を開催しました。



チラシ

表 取組内容

| 開催日   | 概要                   | 参加者（人） |
|-------|----------------------|--------|
| 6月30日 | 私とお財布と地球にやさしい暮らし方    | 63     |
| 9月20日 | 日本のエコを見直そう！ザ・ふろしき活用術 | 19     |

● **SDGsを活かした環境学習**（小田地域課）

SDGsを知ってもらい、行動を変えていくきっかけとして「SDGsフェア in AMA 2024」を開催しました。

学校における環境活動などの発表があったほか、端材を使った積み木のワークショップやごみの分別ルールが楽しく学べるカードゲームブースが設置されるなど、子どもから大人まで514人の参加がありました。なお、参加者にはSDGsポイントを付与しました。



SDGs フェア in AMA 2024 の様子

● **教職員に対する環境に関する研修**（学び支援課）

教職員を対象に本市の環境に対しての理解を深めるための研修を行い、学校での環境学習に活かしています。

表 教職員に対する研修内容

| 開催日   | 研修講座名     | 研修内容                                                                                               | 参加者（人） |
|-------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 10月3日 | 1年目教員必修研修 | 「尼崎の歴史」をテーマとした講話を実施した。本市における高度経済成長期の大気汚染等の公害被害について、また、その公害に対する本市の対策等の環境行政等について学び、環境問題への取組の大切さを学んだ。 | 40     |

● **環境学習支援用品の貸出**（環境創造課）

環境調査を行う際に役立つ水質検査キット、双眼鏡や虫・魚取り網などの用品のほか、約2,000冊の環境図書の貸出を行っています。

令和5年度は、環境図書の貸出が102冊、双眼鏡等の環境学習用品の利用が8件ありました。



環境図書



環境学習用品

### ● 市民活動団体の支援（協働推進課）

地域の課題解決や魅力向上に向けて、市民活動団体が地域で行う公益的な事業について、初期の活動を支援するために事業経費の一部を補助しています。

令和 5 年度は、「環境保全」の分野に関する取組として、大人を対象とし、2 地区以上にまたがる 1 事業、高校生を対象とした 1 事業に対して補助金を交付しました。

表 令和 5 年度に補助金を交付した事業

| 団体名          | 事業名                  | 事業内容                                                               |
|--------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------|
| poipoi（ポイポイ） | poipoi（ポイポイ）         | 環境問題を意識するきっかけづくりを行うとともに、環境問題への理解を促すため、身近な場所のごみ拾い活動や環境問題の映画上映会を行った。 |
| focus        | 家庭からでる廃食用油による悪影響を減らす | 廃食用油でキャンドルを制作する体験会を実施し、河川への悪影響等の啓発を行った。                            |

### ● NPO 法人への支援（協働推進課）

本市では NPO 法人によって行われる様々な公益的な活動を支援していくために尼崎市特定非営利活動促進基金を設け、市民・事業者の皆さまからの寄付金などを積み立て、NPO 法人に交付しています。

令和 5 年度は、環境の保全を図る事業として、1 事業に対して交付金を交付しました。

表 令和 5 年度に交付金を交付した事業

| 団体名               | 事業名                       | 事業内容                                                       |
|-------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------|
| NPO法人兵庫森林サポートセンター | 尼崎市民のための「山仕事・山遊び体験」環境保全事業 | 森林の役割とその維持が困難となっている現状について、山仕事と山遊び体験をとおして感じ、その解決を考えるきっかけにする |

### ● 環境活動初心者講座の開催（環境創造課）

環境に関心のある人が実際に活動を行うためのきっかけ作りや仲間作りを支援することで新たに環境活動に携わる市民を増やし、市内の環境活動を促進することを目的に環境活動初心者講座を開催しました。講座を修了された方々は「エコあま協力隊」として市内で様々な環境活動に取り組んでいます。

令和 5 年度は、2 人が受講し、エコあま協力隊となりました。

### ● 環境活動団体ミーティングの開催（環境創造課）

市内における環境活動をより活性化させるため、環境活動団体ミーティングを開催しました。ミーティングは市内で活動している環境活動団体を対象に開催され、地域での活動報告や活動に役立つ情報交換、合同イベントの企画などを通じて環境活動を行ううえでの新しい知識や地域で活動する上でのノウハウを学び、団体のスキルアップや団体同士のネットワークの構築が図られました。

令和 5 年度は、4 回のミーティングを通じて団体同士の連携を深めました。また、市内の環境活動団体の名簿を作成し、ホームページにも掲載しました。

## 方針② 多様な主体と連携し、様々な場面に環境の視点を取り入れます

### ● あまがさき環境オープンカレッジと連携して行われた講座（環境創造課）

環境団体等が企画・提案した環境保全に資する講座・イベント等に対し経費の一部を補助することや市報やあまがさき通信などにより広報を行うことを通じて、新たな団体の発掘を行うとともに環境団体や市民の自主的な取組を推進しています。

令和5年度は、14件の活動が行われ、1,798人が参加しました。

表 令和5年度に連携して行われた講座・イベント

| 開催日             | 講座名                           | 主催者                 | 参加者（人） |
|-----------------|-------------------------------|---------------------|--------|
| 6月11日           | お米作りにチャレンジ～田植え                | こどもエコクラブにこにこキッズ     | 34     |
| 6月18日           | 春の里山体験バスツアー～田植えを楽しもう～         | あまびつと               | 12     |
| 7月16日           | お米づくりにチャレンジ～草刈り～              | こどもエコクラブにこにこキッズ     | 17     |
| 8月27日           | 庄下川とあそぼう！                     | 日本ボーイスカウト兵庫連盟尼崎第14団 | 20     |
| 8月27日           | 夏の里山体験バスツアー～草引きと生き物さがし～       | 一般社団法人arika         | 18     |
| 9月23日           | お米作りにチャレンジ～稲刈り～               | こどもエコクラブにこにこキッズ     | 33     |
| 9月24日           | 第18回猪名川・藻川水辺まつり               | 猪名川・藻川水辺まつり実行委員会    | 1,500  |
| 10月15日          | 水辺で楽しもう 藻川の石ころ観察会             | 自然と文化の森協会           | 53     |
| 11月5日           | 棚田で感じる自然体験！稲刈りをして楽しもう         | 特定非営利活動法人 棚田LOVERS  | 11     |
| 11月21日          | 環境学習バスツアー～プラスチックごみ問題を考える～     | 尼崎地区地球温暖化防止活動推進会    | 32     |
| 12月9日<br>12月16日 | 田能のヒメボタル・生息地保全活動              | 自然と文化の森協会           | 44     |
| 12月17日          | 棚田で感じる自然体験！いのちをいただく収穫祭        | 一般社団法人arika         | 4      |
| 1月23日           | 太陽光発電のさらなる普及、ウトロ平和祈念館に学ぶバスツアー | あまっこ市民エネルギープロジェクト   | 20     |

### ● 街の清掃

#### ・10万人わがまちクリーン運動（協働推進課）

市制80周年を契機として、市民・事業者・市が一体となって取り組んだ全市一斉「10万人わがまちクリーン運動」を継続して実施することにより、市民のわがまち意識を醸成し、住みよいさわやかなまちづくりを推進しています。

令和5年度は、21,585人（「わがまちクリーン月間」参加者数を含む）が参加しました。



10万人わがまちクリーン運動

## ● 公園の清掃

### ・宮の北公園をきれいにしよう！（武庫地域課）

令和 4 年度にリニューアルオープンした宮の北公園で、地域の方々が同公園に愛着や興味を持ち、地域とともに育ち続ける公園となるよう、毎月第 2 日曜日に清掃活動を地域の方々と協力して取り組んでいます。

令和 5 年度は、7 回実施で 71 人の参加がありました。



清掃活動の様子

## ● 河川の清掃（河港課）

### ・ラブリバー庄下川作戦

庄下川を「ふるさとの川」として守り、未来に引き継いでいくため、周辺企業や地域団体が中心となった「庄下川ラブリバー委員会」が平成 7 年度より実施している事業です。

令和 5 年度は、73 人が参加し、800 kg のごみを回収しました。

### ・市内一斉☆河川清掃大作戦

河川愛護の輪を広げていくことを目的として、様々な団体が市内各地で一斉に河川清掃を実施しています。

令和 5 年度は、庄下川、昆陽川、東堀運河、武庫川で実施し、ラブリバー庄下川作戦と併せて 85 人が参加し、880 kg のごみを回収しました。



ごみ拾いの様子

### ・猪名川クリーン作戦

河川清掃や水質調査などを通じて、猪名川流域の市民、事業者、自治体のネットワークづくりを目指しながら、猪名川への関心を高め、多様な生物が棲める自然や清流を取り戻すことを目的に、流域で活動する市民団体や事業者が中心となり平成 16 年度から実施している事業です。

令和 5 年度は、流域の 18 箇所で実施され、延べ 1,307 人が参加し、可燃ごみ 598 袋、不燃ごみ 113 袋のほか、タイヤや家電製品などの粗大ごみを回収しました。



チラシ

## ● ポイ捨て防止啓発（業務課）

### ・Good マナー&クリーンキャンペーン

まちの美観を損ねるごみのポイ捨ての防止として市民・事業者・市が協働のもと実施する「Good マナー&クリーンキャンペーン」を実施しています。令和 5 年度は、6 回実施し、延べ 678 人が参加しました。

また、クリーンパートナー（ボランティア）によるクリ



Good マナー&クリーンキャンペーン

ーンキャンペーンでは、令和 5 年度は、計 17 回実施され、延べ 141 人が参加しました。

さらに、まちなみ美化活動を行っている企業や自主活動グループを「あまがさきまちなみクリーンフェローシップ」として認定する制度も設けています。令和 5 年度は、前年度の 19 団体から 54 団体と大幅に増加しました。

#### ・こどもとんぐ作りとペーパークラフトづくり

子どもの頃からまちなみ美化に対する意識をもってもらうために、中学生以下を対象として、ごみ拾いに使用する自分のオリジナルトング作りや牛乳パックをリサイクルしてごみ収集車のクラフト作りの講座を開催しました。

令和 5 年度は、市民まつりで開催し、約 50 人が参加しました。



講座の様子

表 主な美化推進事業

| 事業名                 | 事業内容                               | 場所                     | 実績                                                          |
|---------------------|------------------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 10 万人わがまちクリーン運動     | 5 月の第 3 日曜日に市内一斉のクリーン運動を実施した。      | 市内の駅前広場、河川敷や公園等        | 参加者 17,298 人<br>収集したごみ量 19.2 t<br>可燃ごみ 19.1 t<br>資源ごみ 0.1 t |
| わがまちクリーン月間          | 5 月をクリーン運動月間に指定し、清掃活動を実施した。        | 地域の身近な場所               | 参加者 4,287 人                                                 |
| ラブリバー庄下川作戦          | 10 月 21 日に庄下川の河川内及びその周辺の清掃活動を実施した。 | 鳥洲橋～玉江橋（尼崎城址公園付近を含む）   | 参加者 73 人<br>回収したごみ 800 kg                                   |
| 市内一斉☆河川清掃大作戦        | 10 月 21 日・22 日に市内の河川において清掃活動を実施した。 | 庄下川、昆陽川、東堀運河、武庫川       | 参加者 85 人<br>回収したごみ 880 kg<br>（ラブリバー庄下川作戦を含む）                |
| 猪名川クリーン作戦           | 2 月 17 日に猪名川流域 18 箇所で一斉清掃活動を実施した。  | 猪名川流域 18 箇所（うち市内 4 箇所） | 実施団体 42 団体（うち市内 8 団体）<br>参加者 1,307 人                        |
| Good マナー＆クリーンキャンペーン | 市内での清掃活動の実施                        | 市内の駅周辺 6 箇所            | 参加者 678 人                                                   |
| 駅前クリーンキャンペーン        | 駅周辺の清掃活動の実施                        | 市内の駅周辺 8 箇所            | 参加者 141 人                                                   |

【資料編】

## 【目 次】

### 資料編

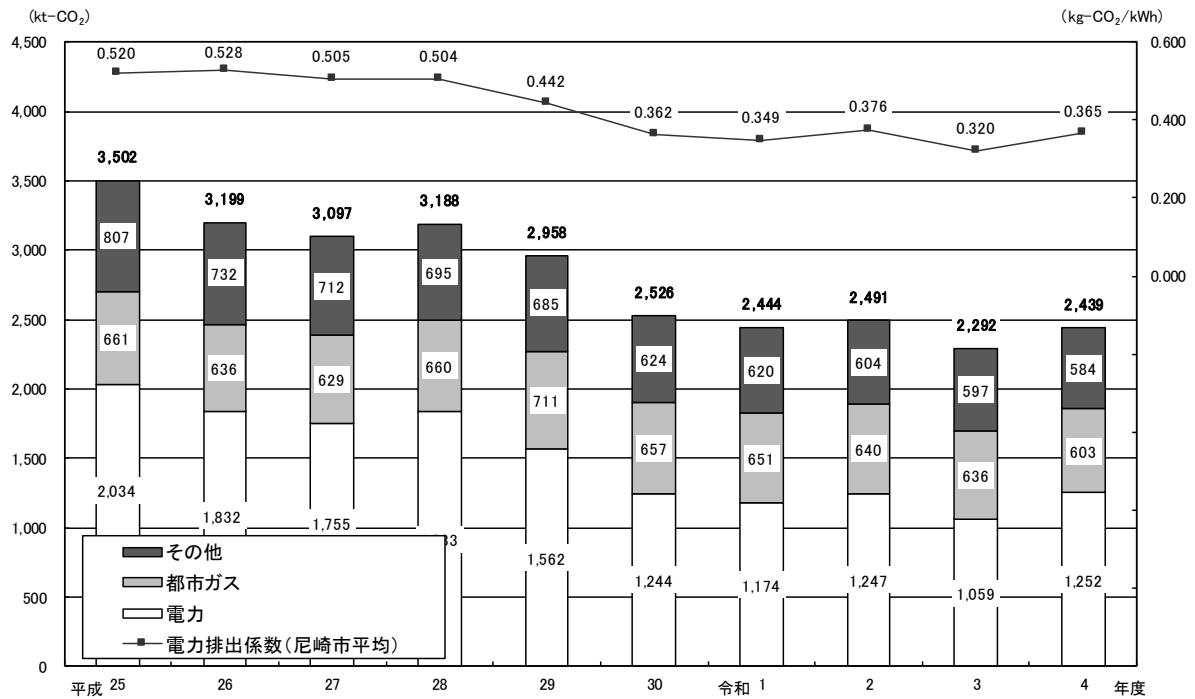
---

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| ・ 二酸化炭素排出量 .....                   | 1  |
| ・ エネルギー使用量 .....                   | 2  |
| ・ 尼崎市地球温暖化対策推進計画に基づく目標・指標の状況 ..... | 3  |
| ・ 再生可能エネルギー .....                  | 4  |
| ・ 尼崎市環境マネジメントシステム .....            | 5  |
| ・ 環境モデル都市における取組の評価 .....           | 6  |
| ・ 気候変動の影響 .....                    | 7  |
| ・ 一般廃棄物 .....                      | 8  |
| ・ 尼崎市一般廃棄物処理基本計画に基づく目標・指標の状況 ..... | 9  |
| ・ 産業廃棄物 .....                      | 10 |
| ・ 尼崎市生物多様性地域戦略に基づく指標の状況 .....      | 13 |
| ・ 緑化 .....                         | 14 |
| ・ 環境基準の達成状況 .....                  | 16 |
| ・ 大気 .....                         | 20 |
| ・ 水質（公共用水域 河川・海域） .....            | 30 |
| ・ 水質（地下水） .....                    | 37 |
| ・ 騒音・振動（自動車） .....                 | 39 |
| ・ 騒音（航空機） .....                    | 44 |
| ・ 騒音・振動（新幹線） .....                 | 48 |
| ・ 土壌 .....                         | 51 |
| ・ 地盤沈下 .....                       | 55 |
| ・ ダイオキシンの .....                    | 57 |
| ・ 環境保全協定 .....                     | 58 |
| ・ 公害に関する苦情・相談 .....                | 59 |
| ・ 尼崎の公害の歴史 .....                   | 60 |
| ・ 尼崎大気汚染公害訴訟 .....                 | 62 |
| ・ 公害健康被害補償制度 .....                 | 63 |
| ・ アスベスト問題に対する取組 .....              | 70 |
| ・ 尼崎市環境基本計画とSDGs（持続可能な開発目標） .....  | 73 |
| ・ 基礎データ .....                      | 75 |

## 二酸化炭素排出量

### ● エネルギー種別の二酸化炭素排出量

図 二酸化炭素排出量の推移



備考 1 令和 4 年度の値は速報値

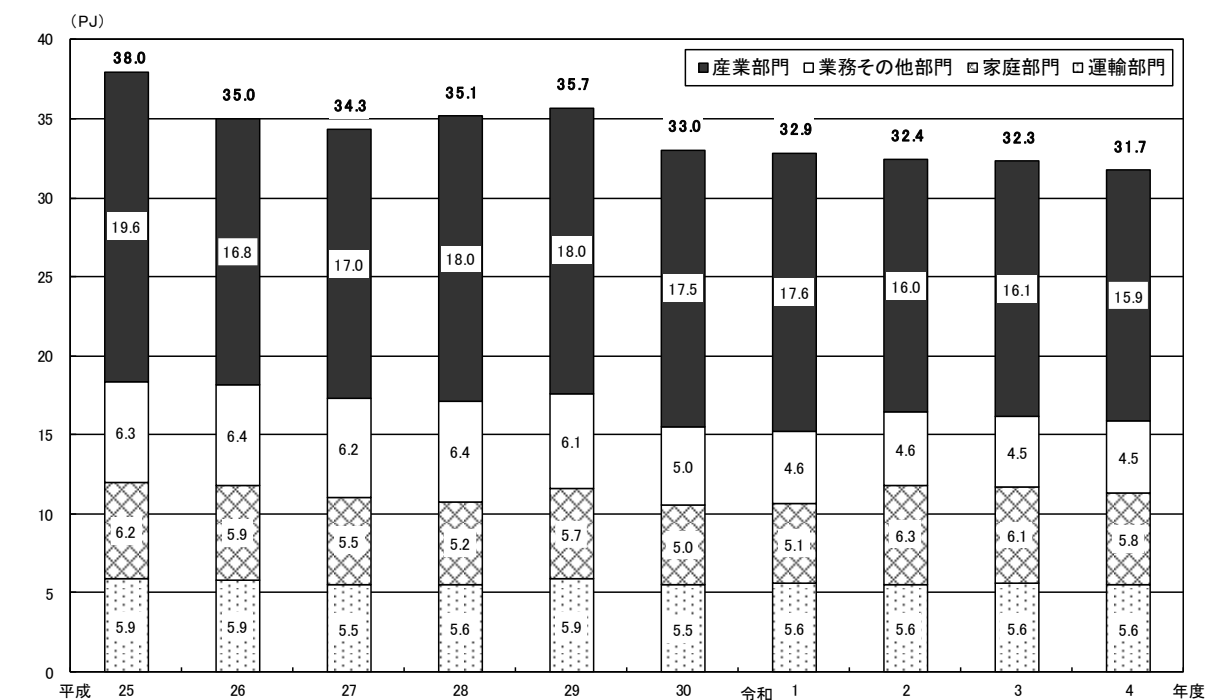
備考 2 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

備考 3 二酸化炭素排出量の推計を行う際に用いる国の統計資料が平成 30 年度まで遡って改訂されたことに伴い、本市の実績についても遡って修正を行っている。

## エネルギー使用量

### ● 部門別のエネルギー使用量

図 エネルギー使用量の推移（部門別）



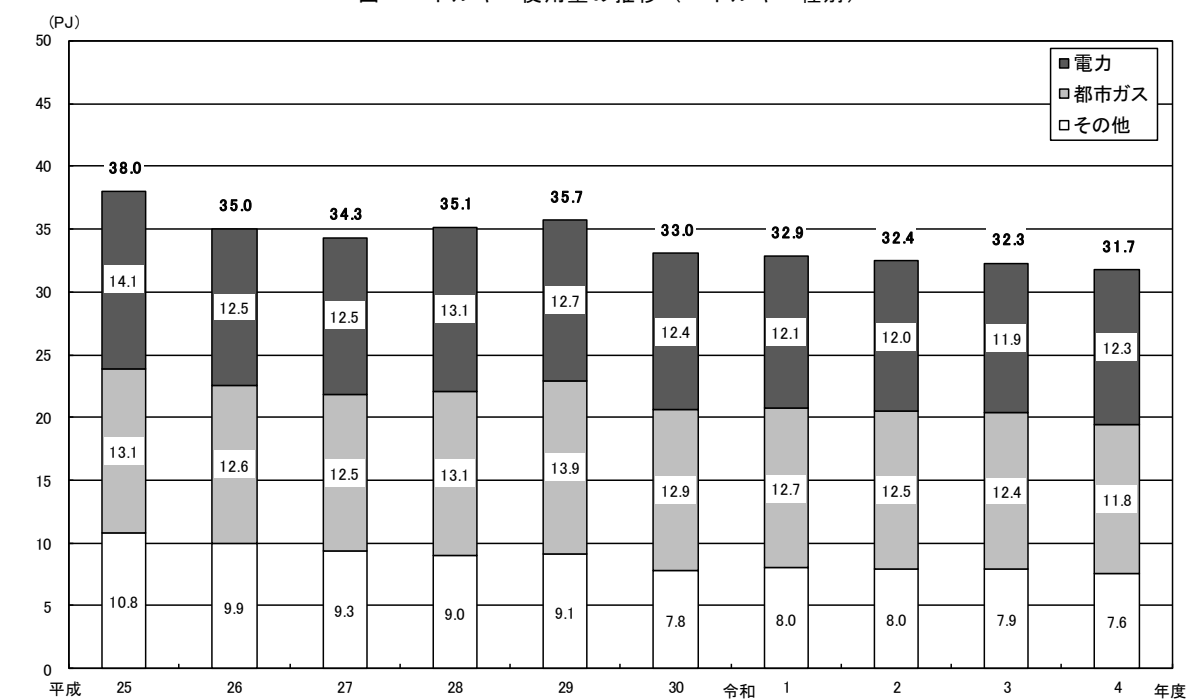
備考 1 令和 4 年度の値は速報値

備考 2 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

備考 3 二酸化炭素排出量の推計を行う際に用いる国の統計資料が平成 30 年度まで遡って改訂されたことに伴い、本市の実績についても遡って修正を行っている。

### ● エネルギー種別のエネルギー使用量

図 エネルギー使用量の推移（エネルギー種別）



備考 1 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

## 尼崎市地球温暖化対策推進計画に基づく目標・指標の状況

### ● 目標

| 項目                              | 基準値<br>(H25) | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5 | 目標値<br>(R12) |
|---------------------------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|----|--------------|
| CO2排出量<br>(kt・CO <sub>2</sub> ) | 3,502        | 2,526 | 2,444 | 2,491 | 2,292 | 2,439 | —  | 1,737        |

### ● 指標

| 項目                                                                        | 基準値<br>(H25) | H30    | R1     | R2     | R3     | R4     | R5 | 目標値<br>(R12) |
|---------------------------------------------------------------------------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|----|--------------|
| エネルギー使用量<br>(TJ)                                                          | 37,990       | 33,041 | 32,852 | 32,441 | 32,308 | 31,738 | —  | 26,752       |
| 市内電力のCO <sub>2</sub> 排出係数<br>(kg・CO <sub>2</sub> /kWh)                    | 0.52         | 0.362  | 0.349  | 0.376  | 0.320  | 0.365  | —  | 0.25         |
| 製造品出荷額等あたりCO <sub>2</sub> 排出量<br>(kg・CO <sub>2</sub> /百万円)                | 1,388        | 877    | 862    | 884    | 736    | 789    | —  | 702          |
| 業務用建築物延床面積あたりCO <sub>2</sub><br>排出量 (kg・CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> ) | 200          | 132    | 116    | 120    | 117    | 124    | —  | 94           |
| 世帯あたりCO <sub>2</sub> 排出量<br>(kg・CO <sub>2</sub> /世帯)                      | 2,867        | 1,764  | 1,763  | 2,380  | 1,973  | 2,142  | —  | 1,108        |

### ● その他

| 項目                                  | 基準値<br>(H25) | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5 | 目標値<br>(R12) |
|-------------------------------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|----|--------------|
| 産業部門<br>(kt・CO <sub>2</sub> )       | 1,825        | 1,271 | 1,260 | 1,156 | 1,074 | 1,151 | —  | 923          |
| 業務その部門<br>(kt・CO <sub>2</sub> )     | 607          | 414   | 357   | 373   | 344   | 365   | —  | 304          |
| 家庭部門<br>(kt・CO <sub>2</sub> )       | 605          | 378   | 382   | 521   | 437   | 476   | —  | 234          |
| 運輸部門<br>(kt・CO <sub>2</sub> )       | 408          | 399   | 379   | 380   | 377   | 384   | —  | 250          |
| その他（廃棄物など）<br>(kt・CO <sub>2</sub> ) | 57           | 64    | 66    | 61    | 60    | 63    | —  | 26           |

## 再生可能エネルギー

### ● 尼崎市が導入した太陽光発電設備

表 尼崎市が導入した太陽光発電設備

| 導入時期<br>(年度) | 導入施設         | 出力規模<br>(kW) | 導入時期<br>(年度) | 導入施設       | 出力規模<br>(kW) |
|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|--------------|
| H10          | 尼崎高等学校【停止中】  | 10.0         | H27          | 立花小学校      | 45.0         |
| H10          | 東部浄化センター     | 3.0          | H27          | 大島小学校      | 20.0         |
| H11          | 市営久々知住宅 1 号棟 | 9.0          | H27          | 名和小学校      | 10.0         |
| H19          | 成良中学校        | 10.0         | H27          | 成文小学校      | 20.0         |
| H20          | 大庄支所（別棟）【廃止】 | 3.0          | H27          | 園田中学校      | 10.0         |
| H20          | 杭瀬小学校        | 10.0         | H27          | 園田小学校      | 45.0         |
| H20          | 開明庁舎         | 3.0          | H27          | 塚口中学校      | 10.0         |
| H21          | 大庄中学校        | 10.0         | H27          | 浜田小学校      | 30.0         |
| H22          | 女性勤労・婦人センター  | 3.0          | H27          | 難波の梅小学校    | 45.0         |
| H22          | 難波小学校        | 10.0         | H27          | 浦風小学校      | 10.0         |
| H22          | 尼崎北小学校       | 3.0          | H27          | 園和小学校      | 45.0         |
| H22          | 尼崎双星高等学校     | 5.5          | H27          | 園田東小学校     | 30.0         |
| H23          | 園田東中学校       | 10.0         | H28          | 市営時友住宅     | 10.0         |
| H24          | 大庄北中学校       | 10.0         | H28          | 市営蓬川住宅     | 10.0         |
| H24          | 園田保育所        | 3.3          | H28          | 武庫西生涯学習プラザ | 15.0         |
| H25          | 上坂部小学校       | 10.0         | H29          | わかば西小学校    | 45.0         |
| H25          | 武庫東小学校       | 10.0         | H29          | 小田中学校      | 49.5         |
| H25          | クリーンセンター     | 64.0         | H30          | 大庄北生涯学習プラザ | 20.0         |
| H25          | 東消防署         | 11.0         | H30          | あまよう特別支援学校 | 45.8         |
| H26          | 塚口保育所        | 5.5          | H30          | 中央北生涯学習プラザ | 17.0         |
| H26          | 金楽寺小学校       | 10.0         | H30          | 時友住宅 2 棟   | 10.0         |
| H26          | 塚口小学校        | 3.0          | R2           | 小田南生涯学習プラザ | 20.0         |
| H26          | 開明庁舎         | 16.5         | R3           | 園田東生涯学習プラザ | 20.0         |
| H26          | 東消防署常光寺出張所   | 5.5          | R4           | 立花南生涯学習プラザ | 20.0         |
| H26          | 水堂小学校        | 10.0         |              |            |              |

備考 1 平成 26 年度と平成 27 年度に実施した公共施設の屋根貸し事業において、民間事業者によってあこや学園（26.4 kW）、尼崎高等学校（39.6 kW）、武庫東生涯学習プラザ（15.4 kW）に太陽光発電設備が導入されている。

## 尼崎市環境マネジメントシステム

### ● 環境目標の実績

表 環境目標の達成状況

| 項目                            | 基準値<br>(H25) | R5                   | 目標値<br>(R12)         | 達成状況 |
|-------------------------------|--------------|----------------------|----------------------|------|
| 二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> ) | 64,900       | 37,806<br>(-41.7%)   | 32,450<br>(-50.0 %)  | ×    |
| エネルギー消費量 (GJ)                 | 1,214,405    | 976,173<br>(-19.6 %) | 947,896<br>(-21.9 %) | ×    |
| 電気使用量 (MWh)                   | 97,755       | 82,749<br>(-15.4 %)  | 82,747<br>(-15.4 %)  | ×    |
| 都市ガス使用量 (km <sup>3</sup> )    | 2,973        | 2,828<br>(-4.9 %)    | 2,223<br>(-25.2 %)   | ×    |

備考1 目標値、令和5年度実績の欄にある( )の数値は基準値に対する削減率を示す。

## 環境モデル都市における取組の評価

---

### ● 本市における環境モデル都市の概要

環境モデル都市とは、低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として国が選定しているもので、本市は市民と地元産業界が一丸となって環境と産業の両立を目指していくという提案が評価を受け、平成 25 年 3 月に選定されています。

また、環境モデル都市に選定された都市は、具体的な取組計画であるアクションプランを策定し、これに基づき事業を進めるとともに、毎年、取組の進捗状況を国に報告し、評価を受ける仕組みとなっています。本市も、平成 26 年 3 月に「尼崎市環境モデル都市アクションプラン」を策定し、その取組期間である平成 30 年度まで取組を推進してきました。令和元年度からは、「尼崎市地球温暖化対策推進計画」と「尼崎市環境モデル都市アクションプラン」を統合した新たな計画に基づき、取組を進めてきました。

令和 3 年度に「尼崎市地球温暖化対策推進計画」を改訂し、「低炭素社会の実現」から「脱炭素社会の実現」へ目標を引き上げたタイミングで、アクションプランを策定しない環境モデル都市へと転向したため、国への取組進捗状況の報告及びフォローアップは令和 4 年度をもって終了しました。

## 気候変動の影響

### ●真夏日・熱帯夜

表 真夏日・熱帯夜の日数の推移

| 測定所                 | 年度  | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 国設尼崎大気環境測定所<br>(中部) | 真夏日 | 66  | 56  | 71  | 75  | 74  | 82 | 74 | 77 | 87 | 88 |
|                     | 熱帯夜 | 40  | 33  | 48  | 57  | 57  | 53 | 57 | 43 | 66 | 68 |

(単位：日)

- 備考1 真夏日は日最高気温が 30℃以上の日、熱帯夜は日最低気温が 25℃以上の日の数を示す(1時間値から算出)。  
備考2 令和5年度は、測定機器が故障しているため、国設尼崎自動車交通環境測定所(国道43号)のデータを示している。

### ●雨の降り方

表 1時間降水量の年間発生回数

| 雨の強さ \ 年度               | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|-------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 10 mm以上の回数<br>(やや強い雨)   | 19  | 23  | 19  | 16  | 24  | 18 | 22 | 16 | 18 | 22 |
| 30 mm以上の回数<br>(激しい雨)    | 1   | 0   | 2   | 0   | 0   | 0  | 1  | 0  | 2  | 1  |
| 50 mm以上の回数<br>(非常に激しい雨) | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |

(単位：回)

- 備考1 雨の強さの区分については、気象庁が公開している情報を基準としている。  
備考2 国設尼崎大気環境測定所での測定結果。

### ●河川・海域の水温

表 年間平均水温

| 測定地点 \ 年度 |       | H26  | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   | R2   | R3   | R4   | R5   |
|-----------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 神崎川       | 戸ノ内橋  | 19.5 | 18.9 | 19.9 | 20.6 | 20.3 | 21.0 | 20.6 | 20.7 | 20.3 | 20.6 |
|           | 藻川橋   | 17.4 | 16.3 | 17.0 | 17.2 | 17.6 | 18.5 | 18.4 | 19.0 | 18.8 | 18.6 |
| 庄下川       | 庄下川橋  | 17.5 | 17.1 | 17.6 | 16.8 | 17.9 | 17.8 | 18.0 | 18.3 | 17.8 | 18.4 |
|           | 尾浜大橋  | 16.6 | 16.0 | 16.7 | 16.7 | 16.9 | 16.9 | 17.0 | 17.4 | 17.2 | 17.5 |
|           | 尾浜橋   | 16.3 | 15.5 | 16.0 | 16.2 | 16.9 | 16.4 | 16.6 | 17.4 | 16.5 | 17.4 |
| 藻川        | 南豊池橋  | 17.2 | 15.7 | 16.5 | 16.7 | 17.0 | 17.0 | 17.2 | 17.4 | 16.9 | 17.8 |
| 武庫川       | 武庫大橋  | 16.6 | 15.7 | 16.3 | 16.9 | 16.8 | 17.4 | 17.3 | 17.4 | 16.9 | 17.8 |
| 尼崎港沖      | B-1-0 | 17.8 | 18.0 | 18.5 | 17.4 | 18.8 | 18.8 | 18.9 | 18.5 | 19.0 | 18.9 |
|           | B-1-1 | 17.9 | 18.1 | 18.3 | 17.8 | 18.8 | 18.8 | 18.7 | 18.4 | 19.0 | 18.8 |
|           | B-1-2 | 17.1 | 17.1 | 17.7 | 16.5 | 17.7 | 18.0 | 17.8 | 17.3 | 17.9 | 18.1 |
| 尼崎港中央     | B-2-0 | 18.0 | 18.1 | 18.9 | 17.2 | 19.1 | 19.0 | 18.8 | 18.6 | 19.1 | 19.1 |
|           | B-2-1 | 18.0 | 18.0 | 18.4 | 17.5 | 18.9 | 19.0 | 18.8 | 18.2 | 19.1 | 18.9 |
|           | B-2-2 | 16.8 | 17.0 | 17.7 | 16.5 | 17.7 | 18.1 | 17.7 | 17.4 | 18.1 | 18.1 |
| 開門        | B-3-0 | 18.3 | 18.5 | 18.8 | 18.4 | 19.9 | 19.2 | 19.7 | 19.6 | 19.6 | 19.5 |

(単位：℃)

### ●熱中症による搬送者数

表 熱中症による搬送者数

| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 268 | 265 | 302 | 596 | 305 | 334 | 212 | 374 | 444 |

(単位：人)

- 備考1 表の値は総務省からの依頼を受け調査したものであり、調査時期は5月から10月1日までである。

## 一般廃棄物

### ● 一般廃棄物の発生・処理状況

表 ごみ発生量・ごみ処理状況の推移

| 年度  | 発生量             |                |                 | 処理量     |              |
|-----|-----------------|----------------|-----------------|---------|--------------|
|     | クリーンセンター<br>搬入量 | 紙類・衣類の<br>日回収量 | 資源集団回収<br>運動回収量 | 焼却量     | 資源化・<br>再利用率 |
| H25 | 144,653         | 10,244         | 8,727           | 135,374 | 22,581       |
| H26 | 142,184         | 9,946          | 8,289           | 138,722 | 22,085       |
| H27 | 141,393         | 9,300          | 7,754           | 141,982 | 21,067       |
| H28 | 139,736         | 8,928          | 7,293           | 133,860 | 20,522       |
| H29 | 139,582         | 8,941          | 6,431           | 128,506 | 20,462       |
| H30 | 142,225         | 8,862          | 5,943           | 134,342 | 20,236       |
| R1  | 138,877         | 8,695          | 5,483           | 132,579 | 19,127       |
| R2  | 135,230         | 8,809          | 4,846           | 131,788 | 18,540       |
| R3  | 132,427         | 9,395          | 4,644           | 127,887 | 18,746       |
| R4  | 129,029         | 9,360          | 4,236           | 129,293 | 18,208       |
| R5  | 120,597         | 9,312          | 3,928           | 115,280 | 17,628       |

(単位：t)

### ● し尿の搬入・処理状況

表 し尿処理状況の推移

| 区分<br>年度 | 搬入量   |       |       | 処理量   |
|----------|-------|-------|-------|-------|
|          | し尿    | 浄化槽汚泥 | 計     |       |
| H24      | 768   | 4,274 | 5,042 | 5,303 |
| H25      | 849   | 4,267 | 5,116 | 5,492 |
| H26      | 917   | 4,499 | 5,416 | 5,888 |
| H27      | 805   | 4,423 | 5,229 | 5,606 |
| H28      | 768   | 3,984 | 4,752 | 5,479 |
| H29      | 878   | 3,835 | 4,713 | 5,303 |
| H30      | 752   | 4,036 | 4,788 | 5,298 |
| R1       | 899   | 4,194 | 5,093 | 5,810 |
| R2       | 1,302 | 3,953 | 5,255 | 5,829 |
| R3       | 1,101 | 4,112 | 5,213 | 6,367 |
| R4       | 1,107 | 4,272 | 5,379 | 6,303 |
| R5       | 780   | 4,115 | 4,895 | 5,412 |

(単位：kL)

## 尼崎市一般廃棄物処理基本計画に基づく目標・指標の状況

### ● 目標

| 項目             | 基準値<br>(R1) | R2      | R3      | R4      | R5      | 目標値<br>(R12) |
|----------------|-------------|---------|---------|---------|---------|--------------|
| 焼却対象ごみ量 (t)    | 134,041     | 130,463 | 127,784 | 124,511 | 116,317 | 119,501      |
| 燃やすごみ量 (g/人・日) | 457         | 452     | 443     | 428     | 413     | 410          |
| 事業系ごみ量 (t)     | 51,133      | 46,626  | 46,535  | 46,581  | 40,742  | 46,020       |

### ● 参考指標

| 項目               | 基準値<br>(R1) | R2  | R3  | R4  | R5  | 目標値<br>(R12) |
|------------------|-------------|-----|-----|-----|-----|--------------|
| 家庭系ごみ量 (g/人・日)   | 500         | 495 | 482 | 465 | 448 | 460          |
| 家庭系食品ロス量 (g/人・日) | 79          | 61  | —   | 51  | 54  | 60           |

備考1 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、組成分析を中止したことにより家庭系食品ロス量は把握していない。

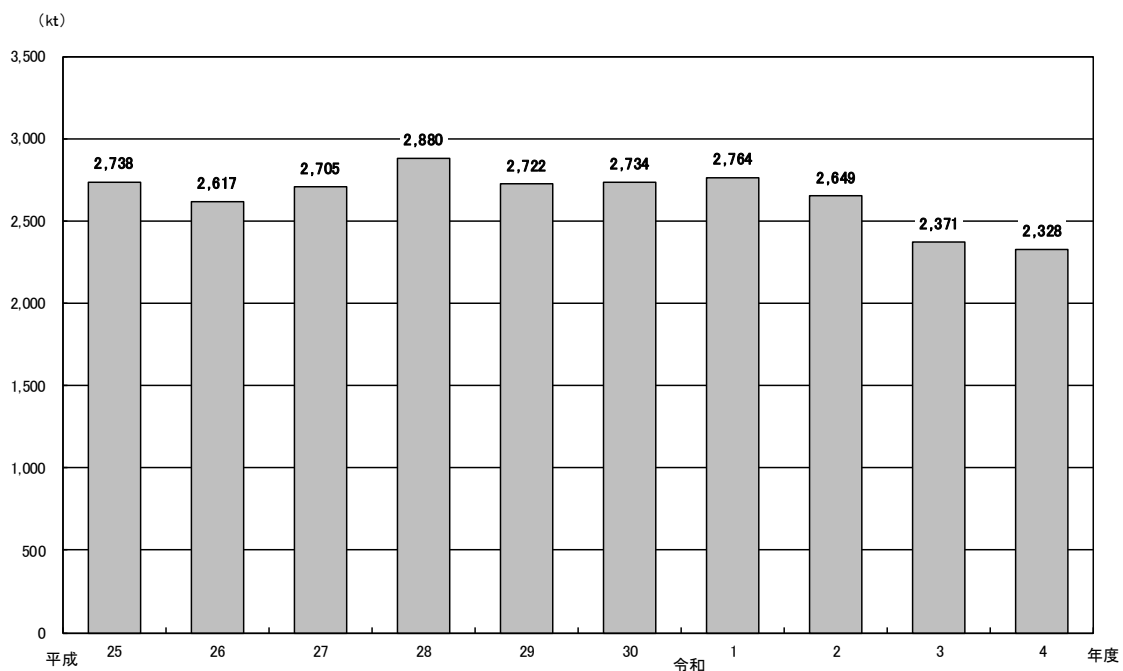
## 産業廃棄物

### ● 産業廃棄物の排出状況

廃棄物処理法により、前年度に産業廃棄物が 1,000 t 以上または特別管理産業廃棄物が 50 t 以上発生した事業場を設置している事業者は「多量排出事業者」として、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用などについて定める処理計画とその実施状況について市長に報告しなければなりません。令和 4 年度の市内における多量排出事業者は 101 事業所（公共施設を含む）です。

市内の多量排出事業者から出される産業廃棄物は令和 4 年度に 2,328 kt となり、令和元年度以降減少傾向にあります。

図 産業廃棄物排出量の推移

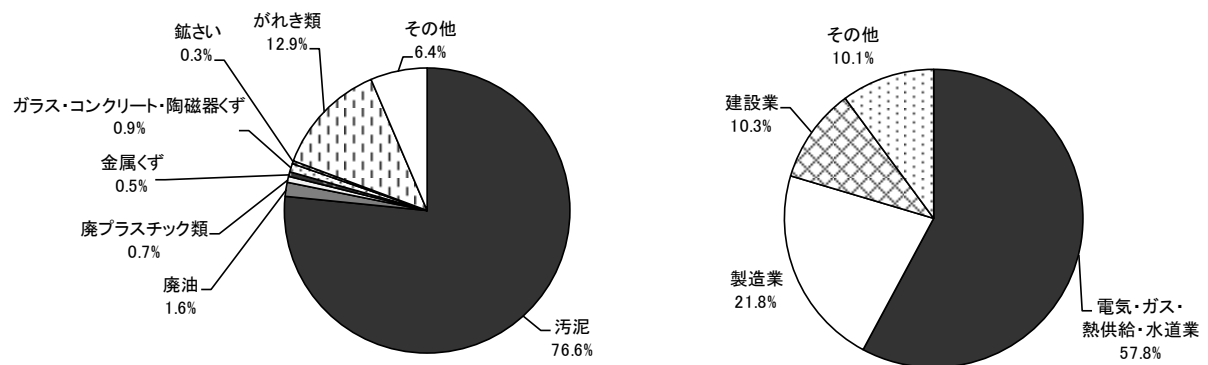


- 備考 1 グラフの値は、多量排出事業者が排出した産業廃棄物量である。なお、市内の産業廃棄物の約 80～90 %は多量排出事業者が排出したものと推計される。
- 備考 2 多量排出事業者実績報告書の性質上、前年度の排出量によって提出する義務が発生するかどうか決まるため、各年度により母数にばらつきが生じ、数字に変動がある。
- 備考 3 令和 6 年度の多量排出事業者実績報告書（令和 5 年度実績）に関しては、集計中であるため令和 5 年度の集計結果（令和 4 年度実績）までを掲載している。

## ● 種類別・業種別の産業廃棄物の排出状況

産業廃棄物の種類別排出量では汚泥が全体の 76.6 %を占めています。また、業種別排出量では、電気・ガス・熱供給・水道業から出る産業廃棄物が最も多く全体の 57.8 %、次いで製造業から排出される産業廃棄物が 21.8 %で、この 2 業種で全体の 79.6 %を占めています。

図 産業廃棄物の内訳（種類別・業種別）



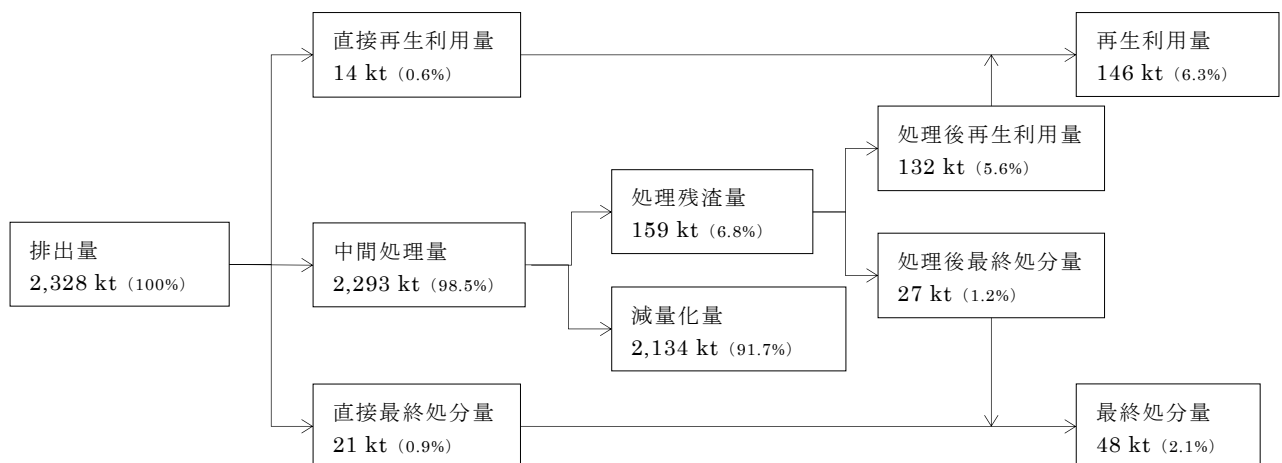
備考 1 令和 4 年度尼崎市多量排出事業者実績報告及び管理票交付等状況報告書より算出している。

備考 2 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

## ● 産業廃棄物の処理の流れ

令和 4 年度の多量排出事業者から発生した産業廃棄物の処理の流れは次のとおりです。総排出量のうち 91.7 %が減量化、6.3 %が再生利用されており、残りの 2.1 %が埋立処分されています。令和 3 年度と比較すると全体的に減少傾向となっています。本市の場合、汚泥の排出量が最も多く、汚泥は水分を多量に含んでいるため、脱水などによる減量化量が多くなっています。

図 産業廃棄物の処理の流れ



備考 1 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

## ● 産業廃棄物処理施設の設置状況

表 産業廃棄物処理施設設置許可数

| 種類                           | 設置許可数の内訳 |      |    | 計  |
|------------------------------|----------|------|----|----|
|                              | 事業者      | 処理業者 | 公共 |    |
| 汚泥の脱水施設                      | 0        | 0    | 4  | 4  |
| 汚泥の乾燥施設                      | 0        | 2    | 0  | 2  |
| 汚泥の焼却施設                      | 2        | 2    | 0  | 4  |
| 廃油の油水分離施設                    | 1        | 8    | 0  | 9  |
| 廃油の焼却施設                      | 2        | 4    | 0  | 6  |
| 廃酸・廃アルカリの中和施設                | 0        | 0    | 0  | 0  |
| 廃プラスチック類の破碎施設                | 0        | 11   | 0  | 11 |
| 廃プラスチック類の焼却施設                | 2        | 5    | 0  | 7  |
| 木くず又はがれき類の破碎施設               | 0        | 18   | 0  | 18 |
| 有害物質を含む汚泥のコンクリート固化施設         | 0        | 0    | 0  | 0  |
| 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設         | 0        | 0    | 0  | 0  |
| 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 | 3        | 0    | 0  | 3  |
| 廃石綿等又は石綿含有廃棄物の熔融施設           | 0        | 0    | 0  | 0  |
| 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設           | 0        | 0    | 0  | 0  |
| PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設    | 0        | 0    | 0  | 0  |
| その他の焼却施設                     | 1        | 2    | 0  | 3  |
| 最終処分場                        | 遮断型      | 0    | 0  | 0  |
|                              | 安定型      | 0    | 0  | 0  |
|                              | 管理型      | 0    | 0  | 1  |
| 合計                           | 11       | 52   | 5  | 68 |

備考 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条に基づく処理施設設置許可数を示す（未設置を含む。）。

## ● 産業廃棄物処理業の許可状況

表 産業廃棄物処理業許可業者数

| 業・事業の区分 |             | 産業廃棄物の種類 | 業者数 |
|---------|-------------|----------|-----|
| 収集運搬業   | 積替え・保管を含まない | 普通       | 42  |
|         |             | 特別管理     | 2   |
|         | 積替え保管を含む    | 普通       | 34  |
|         |             | 特別管理     | 7   |
| 中間処分業   |             | 普通       | 40  |
|         |             | 特別管理     | 5   |

備考 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条に基づき許可を受けている業者数を延べ数で示す。

## 尼崎市生物多様性地域戦略に基づく指標の状況

### ● 指標

| 項 目                         | 基 準<br>(基準年度)   | R5            | 目 標<br>(目標年度)      |
|-----------------------------|-----------------|---------------|--------------------|
| 生物多様性の認知度 (%)               | 35.9<br>(R4)    | — ※ 1         | 50.0<br>(R15)      |
| 自然観察や自然保護活動に参加している市民の割合 (%) | 0.8<br>(R4)     | 1.0           | 4.0<br>(R15)       |
| 確認される種の数 (種)                | 2,233<br>(R4・5) | — ※ 1         | 現状より増やす<br>(R15)   |
| 確認される重要種の数 (種)              | 128<br>(R4・5)   | — ※ 1         | 現状より減らさない<br>(R15) |
| 確認される外来種の数 (種)              | 107<br>(R4・5)   | — ※ 1         | 現状より増やさない<br>(R15) |
| 市民参加型自然調査の結果 (総合評価)         | 1.2/4.0<br>(R4) | — ※ 2         | 現状より改善する<br>(R14)  |
| 生物多様性・生態系に関する環境認証の取得数       | —               | —             | 10年間で5件程度          |
| 市内に農地が必要だと考えている市民の割合 (%)    | 19.5<br>(R4)    | 17.7          | 55.0               |
| 地産地消をしている市民の割合 (%)          | 7.9<br>(R4)     | 8.4           | 19.0               |
| 市民農園の新規開設面積の累計 (㎡)          | 3,055<br>(R3)   | 4,835<br>(R5) | 7,050              |

※ 1 生物多様性地域戦略の策定・改定時に把握する。

※ 2 市立中学校の協力を得ながら 5 年毎に実施している生物調査の結果から把握する。

## 緑化

### ● 公共施設等の緑化状況

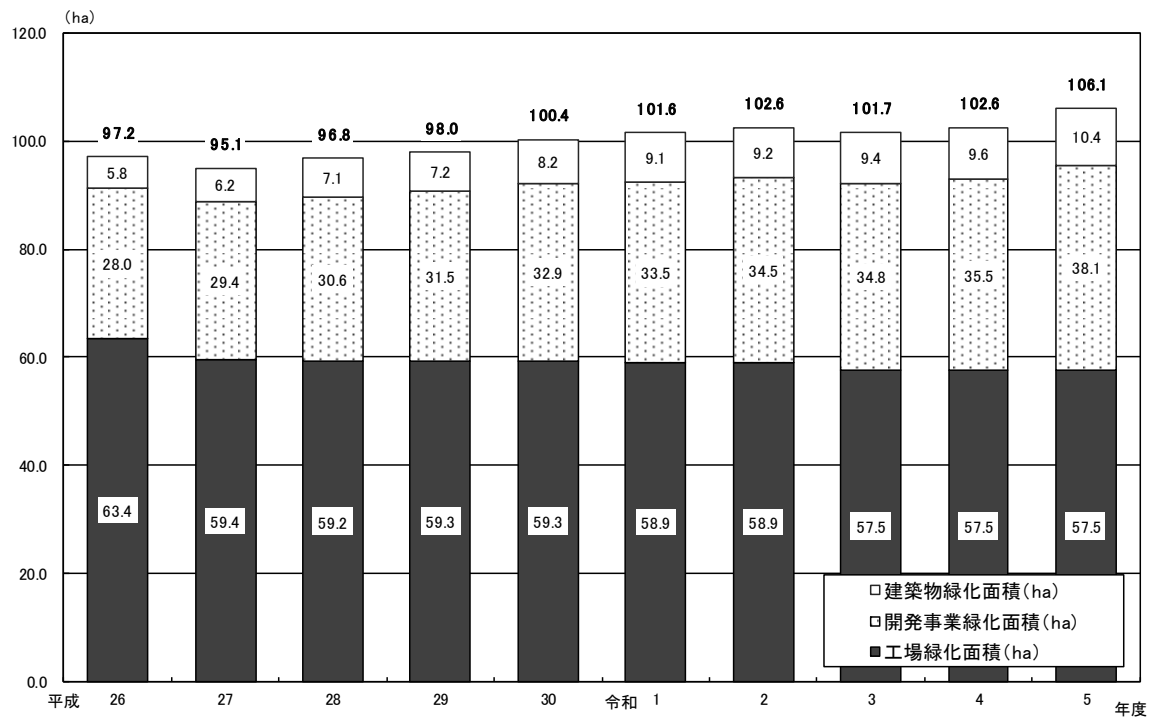
表 植栽状況

| 施設名 \ 年度 | H26       | H27       | H28       | H29       | H30       | R1        | R2        | R3        | R4        | R5        |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 公園       | 2,268     | 9,627     | 270       | 704       | 14,550    | 3,673     | 2,468     | 2,139     | 3,065     | 412       |
| 道路       | 5         | 684       | 320       | 2,694     | —         | 4,805     | 268       | —         | 16        | 157       |
| 緑地・緑道    | —         | 3,221     | —         | —         | —         | —         | 129       | —         | —         | —         |
| 学校       | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         |
| 公共財産     | —         | 2,720     | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         |
| 花壇       | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         |
| 保全林等     | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         | —         |
| 各種施設等    | 1,769     | 2,272     | 3,925     | 2,680     | 2,749     | 4,044     | 1,064     | 410       | —         | —         |
| 合計       | 4,042     | 18,524    | 4,515     | 6,078     | 17,299    | 12,522    | 3,929     | 2,549     | 3,081     | 569       |
| 累計       | 2,819,176 | 2,837,700 | 2,842,215 | 2,848,293 | 2,865,592 | 2,878,114 | 2,882,043 | 2,884,592 | 2,887,673 | 2,888,242 |

(単位：本)

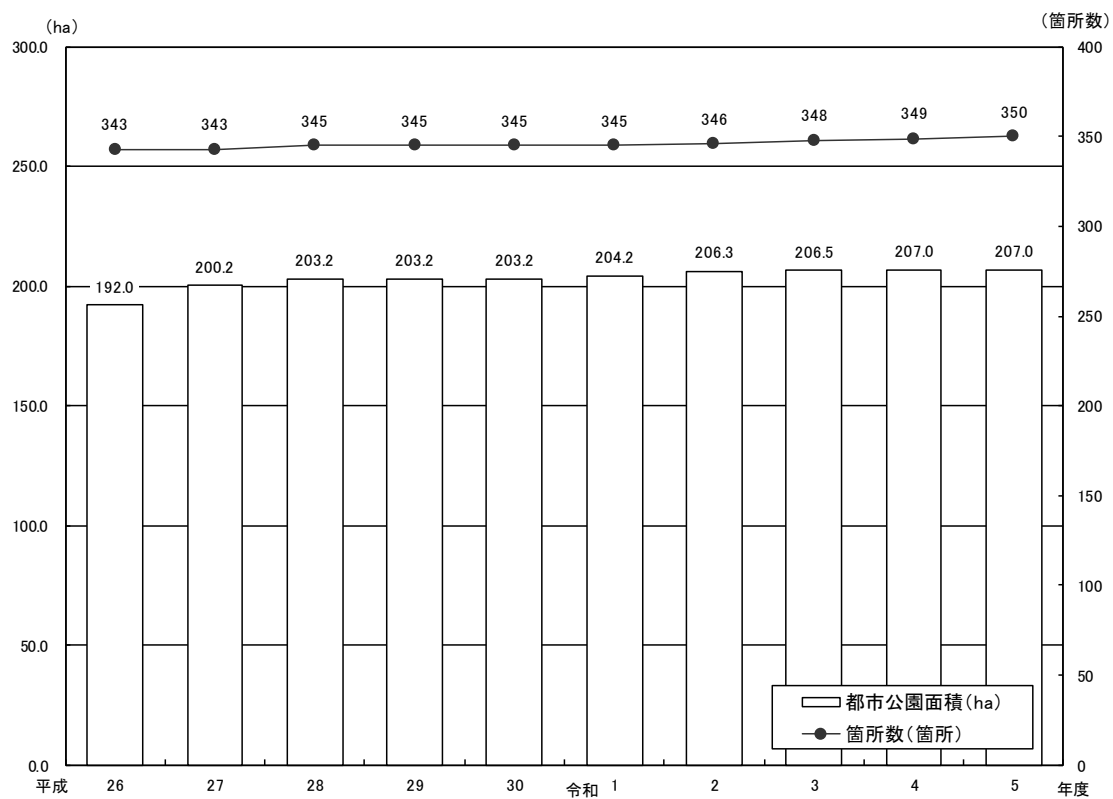
### ● 緑化面積

図 開発事業緑化・工場緑化・建築物緑化の累計面積の推移



● 公園の面積・箇所数の推移

図 都市公園面積・箇所数の推移



## 環境基準の達成状況

本市において環境基準が指定されている項目について、環境改善の目安として、項目ごとに達成率を算出しました。達成率は、環境基準を達成した測定所・測定局または地点数を全測定所・測定局または地点数で除することで算出しており、測定所・測定局を設置する建屋の改修工事などによりやむを得ず測定を行うことができなかった測定所・測定局または地点数があつた場合には、計算の対象とはしません。

なお、環境基準とは、人の健康の保護と生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準のことであり、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。個別の発生源を対象に規制を行う「規制基準」とは別のものであり、「環境基準」で規制を行うものではありません。

$$\text{達成率（\%）} = \frac{\text{環境基準を達成した測定所・測定局または地点数}}{\text{全測定所・測定局または地点数}} \times 100$$

### ●大気

表 大気の汚染に係る環境基準の達成状況

| 測定対象      | 評価方法  | 達成所・達成局数 | 測定所・測定局数 | 達成率（\%） |
|-----------|-------|----------|----------|---------|
| 二酸化硫黄     | 短期的評価 | 3        | 3        | 100     |
|           | 長期的評価 | 3        | 3        | 100     |
| 一酸化炭素     | 短期的評価 | 4        | 4        | 100     |
|           | 長期的評価 | 4        | 4        | 100     |
| 浮遊粒子状物質   | 短期的評価 | 11       | 11       | 100     |
|           | 長期的評価 | 11       | 11       | 100     |
| 光化学オキシダント | —     | 0        | 3        | 0       |
| 二酸化窒素     | —     | 15       | 15       | 100     |
| 微小粒子状物質   | —     | 6        | 6        | 100     |
| 合計        |       | 57       | 60       | 95.0    |

備考1 国土交通省や阪神高速道路(株)が設置しているものなど本市に設置してあるすべての測定所・測定局（移動測定局を除く）を評価の対象としている。

表 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準の達成状況

| 測定対象       | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（\%） |
|------------|-------|-------|---------|
| ベンゼン       | 2     | 2     | 100     |
| トリクロロエチレン  | 2     | 2     | 100     |
| テトラクロロエチレン | 2     | 2     | 100     |
| ジクロロメタン    | 2     | 2     | 100     |
| 合計         | 8     | 8     | 100     |

● 水質（公共用水域 河川・海域）

表 人の健康の保護に関する環境基準の達成状況

| 測定対象            | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） | 測定対象           | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） |
|-----------------|-------|-------|--------|----------------|-------|-------|--------|
| カドミウム           | 14    | 14    | 100    | 1,1,2-トリクロロエタン | 14    | 14    | 100    |
| 全シアン            | 14    | 14    | 100    | トリクロロエチレン      | 14    | 14    | 100    |
| 鉛               | 14    | 14    | 100    | テトラクロロエチレン     | 14    | 14    | 100    |
| 六価クロム           | 14    | 14    | 100    | 1,3-ジクロロプロペン   | 14    | 14    | 100    |
| 砒素              | 14    | 14    | 100    | チウラム           | 10    | 10    | 100    |
| 総水銀             | 14    | 14    | 100    | シマジン           | 10    | 10    | 100    |
| アルキル水銀          | 14    | 14    | 100    | チオベンカルブ        | 10    | 10    | 100    |
| P C B           | 14    | 14    | 100    | ベンゼン           | 14    | 14    | 100    |
| ジクロロメタン         | 14    | 14    | 100    | セレン            | 10    | 10    | 100    |
| 四塩化炭素           | 14    | 14    | 100    | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素  | 14    | 14    | 100    |
| 1,2-ジクロロエタン     | 14    | 14    | 100    | ふっ素            | 9     | 9     | 100    |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 14    | 14    | 100    | ほう素            | 9     | 9     | 100    |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 14    | 14    | 100    | 1,4-ジオキサン      | 10    | 10    | 100    |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 14    | 14    | 100    | 合計             | 348   | 348   | 100    |

備考1 ふっ素・ほう素について、海水の影響を受ける河川2地点（琴浦橋、南武橋）及び海域は評価対象としていない。

表 生活環境の保全に関する環境基準の達成状況

|         | 河川    |       |        | 海域    |       |        |
|---------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|
| 測定対象    | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） |
| 水素イオン濃度 | 7     | 9     | 77.8   | 0     | 3     | 0      |
| BOD     | 9     | 9     | 100    | —     | —     | —      |
| COD     | —     | —     | —      | 3     | 3     | 100    |
| 浮遊物質量   | 9     | 9     | 100    | —     | —     | —      |
| 溶存酸素    | 9     | 9     | 100    | 3     | 3     | 100    |
| 大腸菌数    | 0     | 2     | 0      | —     | —     | —      |
| 全窒素     | —     | —     | —      | 2     | 3     | 66.7   |
| 全燐      | —     | —     | —      | 1     | 3     | 33.3   |
| 合計      | 34    | 38    | 89.5   | 9     | 15    | 60.0   |

表 水生生物の保全に係る環境基準の達成状況

|                      | 河川    |       |        | 海域    |       |        |
|----------------------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|
| 測定対象                 | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） |
| 全亜鉛                  | 3     | 3     | 100    | 3     | 3     | 100    |
| ノニルフェノール             | 3     | 3     | 100    | 3     | 3     | 100    |
| 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 | 3     | 3     | 100    | 3     | 3     | 100    |
| 合計                   | 9     | 9     | 100    | 9     | 9     | 100    |

## ●水質（地下水）

表 地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成状況

| 測定対象           | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） | 測定対象           | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） |
|----------------|-------|-------|--------|----------------|-------|-------|--------|
| カドミウム          | 7     | 7     | 100    | 1,1,2-トリクロロエタン | 7     | 7     | 100    |
| 全シアン           | 7     | 7     | 100    | トリクロロエチレン      | 7     | 7     | 100    |
| 鉛              | 7     | 7     | 100    | テトラクロロエチレン     | 7     | 7     | 100    |
| 六価クロム          | 7     | 7     | 100    | 1,3-ジクロロプロペン   | 7     | 7     | 100    |
| 砒素             | 7     | 7     | 100    | チウラム           | 7     | 7     | 100    |
| 総水銀            | 7     | 7     | 100    | シマジン           | 7     | 7     | 100    |
| アルキル水銀         | 7     | 7     | 100    | チオベンカルブ        | 7     | 7     | 100    |
| P C B          | 7     | 7     | 100    | ベンゼン           | 7     | 7     | 100    |
| ジクロロメタン        | 7     | 7     | 100    | セレン            | 7     | 7     | 100    |
| 四塩化炭素          | 7     | 7     | 100    | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素  | 7     | 7     | 100    |
| クロロエチレン        | 6     | 7     | 85.7   | ふっ素            | 7     | 7     | 100    |
| 1,2-ジクロロエタン    | 7     | 7     | 100    | ほう素            | 7     | 7     | 100    |
| 1,1-ジクロロエチレン   | 7     | 7     | 100    | 1,4-ジオキサン      | 7     | 7     | 100    |
| 1,2-ジクロロエチレン   | 7     | 7     | 100    | 合計             | 195   | 196   | 99.5   |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 7     | 7     | 100    |                |       |       |        |

## ●自動車騒音

表 常時監視における騒音に係る環境基準の達成状況

| 区分 | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） |
|----|-------|-------|--------|
| 昼間 | 6     | 6     | 100    |
| 夜間 | 6     | 6     | 100    |
| 合計 | 12    | 12    | 100    |

表 定点調査における騒音に係る環境基準の達成状況

| 区分 | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率（％） |
|----|-------|-------|--------|
| 昼間 | 23    | 25    | 92.0   |
| 夜間 | 21    | 25    | 84.0   |
| 合計 | 44    | 50    | 88.0   |

表 面的評価における騒音の環境基準の達成状況

| 達成状況         | 達成戸数   | 対象戸数   | 達成率（％） |
|--------------|--------|--------|--------|
| 昼間のみ達成       | 986    | 72,637 | 1.4    |
| 夜間のみ達成       | 6      |        | 0      |
| 合計昼間・夜間とも非達成 | 681    |        | 1.0    |
| 昼間・夜間とも達成    | 70,963 |        | 97.7   |

備考1 達成率については小数第2位を四捨五入しているため、0となる場合がある。

## ● 航空機騒音

表 航空機騒音に係る環境基準の達成状況

| 測定地点   | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率 (%) |
|--------|-------|-------|---------|
| 武庫北小学校 | 1     | 1     | 100     |
| 合計     | 1     | 1     | 100     |

## ● 新幹線騒音

表 新幹線騒音に係る環境基準の達成状況

| 測定地点   | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率 (%) |
|--------|-------|-------|---------|
| 12.5 m | 5     | 6     | 83.3    |
| 25 m   | 6     | 6     | 100     |
| 50 m   | 6     | 6     | 100     |
| 合計     | 17    | 18    | 94.4    |

## ● ダイオキシン

表 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び

土壌汚染に係る環境基準の達成状況

| 測定地点  | 達成地点数 | 測定地点数 | 達成率 (%) |
|-------|-------|-------|---------|
| 大気    | 1     | 1     | 100     |
| 水質    | 4     | 4     | 100     |
| 水底の底質 | 4     | 4     | 100     |
| 土壌    | 1     | 1     | 100     |
| 合計    | 10    | 10    | 100     |

## 大気

### ● 一般環境・沿道環境

図 大気測定所（測定局）の位置

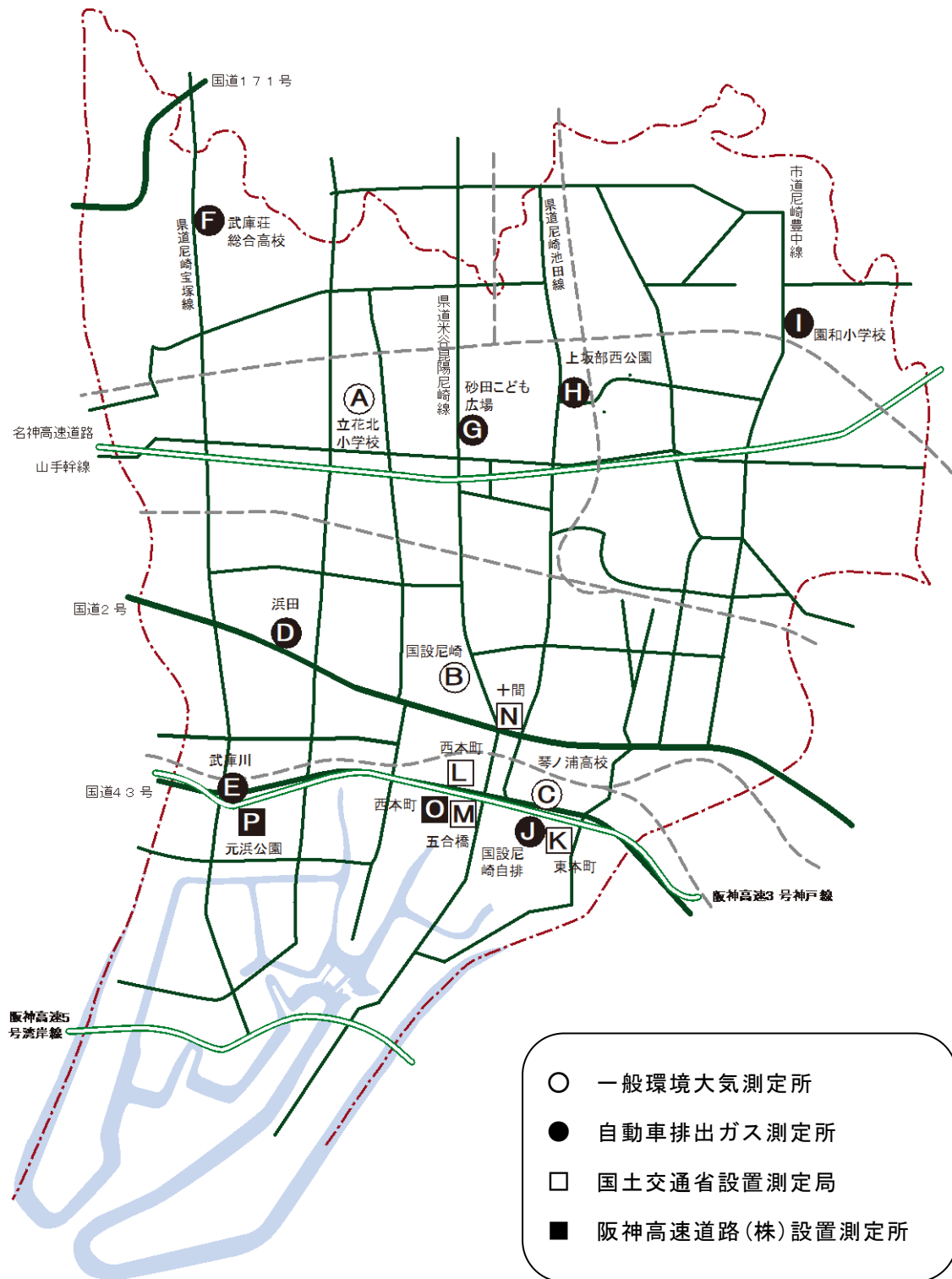


表 尼崎市内に設置された測定所・測定局の測定項目

| 区分           | 地点記号 | 項目                    |            | 測定所・測定局 |       |         |           |     |          |       |       |         |          |       |       |         |         |    |     |  | 設置年月    | 設置者（所有者） | 維持管理  |     |
|--------------|------|-----------------------|------------|---------|-------|---------|-----------|-----|----------|-------|-------|---------|----------|-------|-------|---------|---------|----|-----|--|---------|----------|-------|-----|
|              |      |                       |            | 二酸化硫黄   | 一酸化炭素 | 浮遊粒子状物質 | 光化学オキシダント | メタン | 非メタン炭化水素 | 二酸化窒素 | 一酸化窒素 | 微小粒子状物質 | 有害大気汚染物質 | 風向・風速 | 気温・湿度 | 降水量・日射量 | 酸性雨・紫外線 | 騒音 | 交通量 |  |         |          |       |     |
| 一般環境大気測定所    | A    | 立花北小学校測定所（北部）         | 栗山町2・6・1   | ○       |       | ○       | ○         |     |          | ○     | ○     |         |          | ○     |       |         |         |    |     |  |         | 昭和42年6月  | 尼崎市   | 尼崎市 |
|              | B    | 国設尼崎大気環境測定所（中部）       | 東難波町4・9・12 | ○       | ○     | ○       | ○         | ○   | ○        | ○     | ○     | ○       |          | ○     | ○     | ○       | ○       |    |     |  |         | 昭和41年8月  | 環境省   | 尼崎市 |
|              | C    | 琴ノ浦高校測定所（南部）          | 北城内47・1    | ○       |       | ○       | ○         |     |          | ○     | ○     |         | ○        | ○     |       |         |         |    |     |  |         | 昭和44年6月  | 尼崎市   | 尼崎市 |
| 自動車排出ガス測定所   | D    | 浜田測定所（国道2号）           | 大庄北5・2・1地先 |         |       |         |           |     |          | ○     | ○     |         |          |       |       |         |         | ○  | ○   |  |         | 昭和49年4月  | 尼崎市   | 尼崎市 |
|              | E    | 武庫川測定所（国道43号）         | 武庫川町1・25   |         | ○     | ○       |           | ○   | ○        | ○     | ○     | ○       | ○        |       |       |         |         | ○  | ○   |  |         | 昭和50年4月  | 尼崎市   | 尼崎市 |
|              | F    | 武庫荘総合高校測定所（県道尼崎宝塚線）   | 武庫之荘8・31・1 |         |       | ○       |           |     |          | ○     | ○     | ○       |          |       |       |         |         | ○  |     |  |         | 昭和51年4月  | 尼崎市   | 尼崎市 |
|              | G    | 砂田子ども広場測定所（県道米谷昆陽尼崎線） | 南塚口町7・17   |         | ○     | ○       |           | ○   | ○        | ○     | ○     | ○       |          |       |       |         |         | ○  |     |  |         | 昭和52年4月  | 尼崎市   | 尼崎市 |
|              | H    | 上坂部西公園測定所（県道尼崎池田線）    | 東塚口町2・2    |         |       |         |           |     |          | ○     | ○     | ○       |          |       |       |         |         | ○  |     |  |         | 昭和53年4月  | 尼崎市   | 尼崎市 |
|              | I    | 園和小学校測定所（市道尼崎豊中線）     | 東園田町4・79   |         |       |         |           |     |          | ○     | ○     |         |          |       |       |         |         | ○  | ○   |  |         | 平成元年4月   | 尼崎市   | 尼崎市 |
|              | J    | 国設尼崎自動車交通環境測定所（国道43号） | 東本町4・47地先  |         | ○     |         |           | ○   | ○        |       |       | ○       |          |       |       |         |         |    |     |  |         | 平成14年4月  | 環境省   | 尼崎市 |
| （移動測定局）      | －    | 環境測定車（あおぞら号）          | －          |         |       | ○       |           |     |          | ○     | ○     |         |          | ○     |       |         |         |    |     |  | 昭和49年5月 | 尼崎市      | 尼崎市   |     |
| 国土交通省測定局     | K    | 東本町交差点局（国道43号）        | 東本町4       |         |       | ○       |           |     |          | ○     | ○     |         |          |       |       |         |         |    |     |  |         | 平成14年4月  | 国交省   | 国交省 |
|              | L    | 西本町局（国道43号）           | 西本町5       |         |       | ○       |           |     |          | ○     | ○     |         |          |       |       |         |         |    |     |  |         | 平成10年4月  | 国交省   | 国交省 |
|              | M    | 五合橋局（国道43号）           | 西本町3       |         |       | ○       |           |     |          | ○     | ○     |         |          |       |       |         |         |    |     |  |         | 平成14年4月  | 国交省   | 国交省 |
|              | N    | 十間交差点局（国道2号）          | 東難波町5      |         |       | ○       |           |     |          | ○     | ○     |         |          |       |       |         |         |    |     |  |         | 平成15年4月  | 国交省   | 国交省 |
| 阪神高速道路(株)測定所 | O    | 西本町測定所（阪神高速3号神戸線）     | 西本町3・46    |         |       |         |           |     |          | ○     | ○     |         |          |       |       |         |         |    |     |  |         | 昭和56年5月  | 阪高(株) | 尼崎市 |
|              | P    | 元浜公園測定所（阪神高速3号神戸線）    | 元浜町1・1     |         |       |         |           |     |          |       | ○     | ○       |          |       |       |         |         |    |     |  |         | 昭和56年7月  | 阪高(株) | 尼崎市 |

備考 1 A～J は大気汚染防止法に基づく常時監視測定所。

## ● 気象に関する測定結果

表 最多風向・平均風速

| 測定所                 | 月<br>項目       | 4   | 5   | 6   | 7   | 8   | 9   | 10  | 11  | 12  | 1   | 2   | 3   | 年間  |
|---------------------|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 立花北小学校測定所<br>(北部)   | 最多風向          | WSW | WSW | WSW | WSW | E   | WSW | N   | NNE | NNE | NNE | N   | NNE | NNE |
|                     | 平均風速<br>(m/秒) | 2.7 | 2.9 | 2.4 | 3.1 | 3.1 | 2.7 | 2.1 | 2.0 | 2.1 | 2.1 | 2.3 | 2.5 | 2.5 |
| 国設尼崎大気環境測定所<br>(中部) | 最多風向          | NNE | WSW | WSW | W   | W   | NNE | NNE | NNE | W   | NNE | NNE | NNE | NNE |
|                     | 平均風速<br>(m/秒) | 2.2 | 2.3 | 1.8 | 2.2 | 2.4 | 2.1 | 1.7 | 1.6 | 1.7 | 1.7 | 1.9 | 2.1 | 2.0 |
| 琴ノ浦高校測定所<br>(南部)    | 最多風向          | NE  | WSW | SW  | WSW | WSW | NE  | NE  | NE  | NE  | NE  | NE  | NE  | NE  |
|                     | 平均風速<br>(m/秒) | 2.6 | 2.7 | 2.4 | 3.0 | 3.2 | 2.7 | 2.1 | 2.3 | 2.3 | 2.3 | 2.1 | 2.6 | 2.5 |

備考 1 風向は 16 方位で示している。

表 気温・湿度・降水量・日射量・紫外線

| 測定所                 | 月<br>項目                    | 4     | 5     | 6     | 7     | 8     | 9     | 10    | 11    | 12   | 1    | 2    | 3     | 年間     |
|---------------------|----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|-------|--------|
| 国設尼崎大気環境測定所<br>(中部) | 気温 (℃)                     | 15.9  | 20.0  | 23.7  | 28.6  | 30.3  | 28.3  | 19.5  | 14.3  | 9.2  | 6.9  | 8.4  | 9.5   | 17.9   |
|                     | 湿度 (%)                     | 60    | 61    | 71    | 69    | 65    | 62    | 58    | 62    | 60   | 62   | 64   | 59    | 63     |
|                     | 降水量 (mm)                   | 190.0 | 239.0 | 248.5 | 95.5  | 134.0 | 48.5  | 65.0  | 69.5  | 19.0 | 22.0 | 99.5 | 162.0 | 1392.5 |
|                     | 日射量 (MJ/m <sup>2</sup> ・日) | 17.21 | 20.85 | 16.36 | 20.99 | 19.42 | 16.95 | 13.62 | 10.33 | 8.64 | 8.65 | 9.68 | 13.09 | 14.67  |
|                     | 紫外線 (kJ/m <sup>2</sup> ・日) | 18.9  | 25.0  | 23.0  | 32.6  | 31.6  | 24.2  | 12.9  | 9.6   | 4.4  | 4.7  | 7.0  | 9.9   | 17.7   |

備考 1 降水量は月合計値で示し、それ以外については月平均値で示している。

備考 2 気温・湿度は測定機器が故障しているため、国設尼崎自動車交通環境測定所（国道 43 号）のデータを示している。

## ● 酸性雨に関する測定結果

表 酸性雨

| 測定所                 | 月<br>項目  | 4     | 5     | 6     | 7    | 8     | 9    | 10   | 11   | 12   | 1    | 2     | 3    | 年間      |
|---------------------|----------|-------|-------|-------|------|-------|------|------|------|------|------|-------|------|---------|
| 国設尼崎大気環境測定所<br>(中部) | pH       | 5.46  | 5.32  | 5.24  | 4.84 | 5.64  | 4.64 | 4.80 | 5.41 | 4.86 | 4.63 | 4.94  | 5.96 | 5.16    |
|                     | 降水量 (mm) | 190.0 | 202.5 | 320.0 | 60.5 | 134.0 | 56.5 | 57.0 | 69.5 | 19.0 | 20.0 | 102.0 | 81.5 | 1,312.5 |

備考 1 pH は月平均値、降水量は月合計値。

備考 2 降水量は、酸性雨の pH を測定した際の降水量を示す。

● 監視・測定結果

・環境基準項目

表 大気の汚染に係る環境基準の達成状況

| 測定の対象                               |         | 一般環境              |                     |                  | 沿道環境            |                   |                         |                           |                        |                       |                           |                    |                 |                 |                  |                       |                        |
|-------------------------------------|---------|-------------------|---------------------|------------------|-----------------|-------------------|-------------------------|---------------------------|------------------------|-----------------------|---------------------------|--------------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------------|------------------------|
| 設置者                                 |         | 尼崎市               | 環境省                 | 尼崎市              |                 |                   |                         |                           |                        |                       | 環境省                       | 国土交通省              |                 |                 |                  | 阪神高速道路(株)             |                        |
| 測定項目                                | 測定所・測定局 | A                 | B                   | C                | D               | E                 | F                       | G                         | H                      | I                     | J                         | K                  | L               | M               | N                | O                     | P                      |
|                                     |         | 立花北小学校測定所<br>(北部) | 国設尼崎大気環境測定所<br>(中部) | 琴ノ浦高校測定所<br>(南部) | 浜田測定所<br>(国道2号) | 武庫川測定所<br>(国道43号) | 武庫荘総合高校測定所<br>(県道尼崎宝塚線) | 砂田子ども広場測定所<br>(県道米谷昆陽尼崎線) | 上坂部西公園測定所<br>(県道尼崎池田線) | 園和小学校測定所<br>(市道尼崎豊中線) | 国設尼崎自動車交通環境測定所<br>(国道43号) | 東本町交差点局<br>(国道43号) | 西本町局<br>(国道43号) | 五合橋局<br>(国道43号) | 十間交差点局<br>(国道2号) | 西本町測定所<br>(阪神高速3号神戸線) | 元浜公園測定所<br>(阪神高速3号神戸線) |
| 二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ) [ppm]      |         |                   |                     |                  |                 |                   |                         |                           |                        |                       |                           |                    |                 |                 |                  |                       |                        |
| 短期的評価                               |         | ○                 | ○                   | ○                | －               | －                 | －                       | －                         | －                      | －                     | －                         | －                  | －               | －               | －                | －                     | －                      |
| 1時間値の最高値                            | 0.1     | 0.008             | 0.008               | 0.011            | －               | －                 | －                       | －                         | －                      | －                     | －                         | －                  | －               | －               | －                | －                     | －                      |
| 1日平均値の最高値                           | 0.04    | 0.003             | 0.003               | 0.004            | －               | －                 | －                       | －                         | －                      | －                     | －                         | －                  | －               | －               | －                | －                     | －                      |
| 長期的評価                               |         | ○                 | ○                   | ○                | －               | －                 | －                       | －                         | －                      | －                     | －                         | －                  | －               | －               | －                | －                     | －                      |
| 1日平均値の2 %除外値                        | 0.04    | 0.002             | 0.002               | 0.002            | －               | －                 | －                       | －                         | －                      | －                     | －                         | －                  | －               | －               | －                | －                     | －                      |
| 1日平均値が2日以上連続して<br>0.04 ppmを超えたことの有無 | 無       | 無                 | 無                   | 無                | －               | －                 | －                       | －                         | －                      | －                     | －                         | －                  | －               | －               | －                | －                     | －                      |
| (参考) 1年平均値                          | なし      | 0.001             | 0.001               | 0.001            | －               | －                 | －                       | －                         | －                      | －                     | －                         | －                  | －               | －               | －                | －                     | －                      |
| 一酸化炭素 (CO) [ppm]                    |         |                   |                     |                  |                 |                   |                         |                           |                        |                       |                           |                    |                 |                 |                  |                       |                        |
| 短期的評価                               |         | －                 | ○                   | －                | －               | ○                 | －                       | ○                         | －                      | －                     | ○                         | －                  | －               | －               | －                | －                     | －                      |
| 1時間値の最高値                            | 20      | －                 | 1.2                 | －                | －               | 1.5               | －                       | 2.0                       | －                      | －                     | 1.6                       | －                  | －               | －               | －                | －                     | －                      |
| 1日平均値の最高値                           | 10      | －                 | 0.5                 | －                | －               | 0.6               | －                       | 0.6                       | －                      | －                     | 0.7                       | －                  | －               | －               | －                | －                     | －                      |
| 長期的評価                               |         | －                 | ○                   | －                | －               | ○                 | －                       | ○                         | －                      | －                     | ○                         | －                  | －               | －               | －                | －                     | －                      |
| 1日平均値の2 %除外値                        | 10      | －                 | 0.5                 | －                | －               | 0.5               | －                       | 0.5                       | －                      | －                     | 0.6                       | －                  | －               | －               | －                | －                     | －                      |
| 1日平均値が2日以上連続して<br>10 ppmを超えたことの有無   | 無       | －                 | 無                   | －                | －               | 無                 | －                       | 無                         | －                      | －                     | 無                         | －                  | －               | －               | －                | －                     | －                      |

|                                                |      |       |       |       |   |       |       |       |   |   |     |       |       |       |       |   |   |
|------------------------------------------------|------|-------|-------|-------|---|-------|-------|-------|---|---|-----|-------|-------|-------|-------|---|---|
| (参考) 1年平均値                                     | なし   | —     | 0.2   | —     | — | 0.3   | —     | 0.3   | — | — | 0.4 | —     | —     | —     | —     | — | — |
| <b>浮遊粒子状物質 (SPM)</b> [mg/m <sup>3</sup> ]      |      |       |       |       |   |       |       |       |   |   |     |       |       |       |       |   |   |
| 短期的評価                                          |      | ○     | ○     | ○     | — | ○     | ○     | ○     | — | — | —   | ○     | ○     | ○     | ○     | — | — |
| 1時間値の最高値                                       | 0.20 | 0.120 | 0.072 | 0.098 | — | 0.093 | 0.121 | 0.125 | — | — | —   | 0.110 | 0.060 | 0.064 | 0.084 | — | — |
| 1日平均値の最高値                                      | 0.10 | 0.073 | 0.041 | 0.061 | — | 0.059 | 0.075 | 0.074 | — | — | —   | 0.069 | 0.038 | 0.039 | 0.037 | — | — |
| 長期的評価                                          |      | ○     | ○     | ○     | — | ○     | ○     | ○     | — | — | —   | ○     | ○     | ○     | ○     | ○ | — |
| 1日平均値の2%除外値                                    | 0.10 | 0.041 | 0.028 | 0.037 | — | 0.035 | 0.039 | 0.039 | — | — | —   | 0.036 | 0.030 | 0.031 | 0.032 | — | — |
| 1日平均値が2日以上連続して0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えたことの有無 | 無    | 無     | 無     | 無     | — | 無     | 無     | 無     | — | — | —   | 無     | 無     | 無     | 無     | — | — |
| (参考) 1年平均値                                     | なし   | 0.015 | 0.013 | 0.015 | — | 0.014 | 0.018 | 0.016 | — | — | —   | 0.015 | 0.012 | 0.013 | 0.014 | — | — |
| <b>光化学オキシダント (Ox)</b> [ppm]                    |      |       |       |       |   |       |       |       |   |   |     |       |       |       |       |   |   |
| 短期的評価                                          |      | ×     | ×     | ×     | — | —     | —     | —     | — | — | —   | —     | —     | —     | —     | — | — |
| 昼間の1時間値の最高値                                    | 0.06 | 0.104 | 0.102 | 0.115 | — | —     | —     | —     | — | — | —   | —     | —     | —     | —     | — | — |
| (参考) 昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数                    | なし   | 54    | 55    | 50    | — | —     | —     | —     | — | — | —   | —     | —     | —     | —     | — | — |
| (参考) 昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた時間数                   | なし   | 224   | 215   | 192   | — | —     | —     | —     | — | — | —   | —     | —     | —     | —     | — | — |
| (参考) 監視期間の平均値                                  | なし   | 0.035 | 0.035 | 0.034 | — | —     | —     | —     | — | — | —   | —     | —     | —     | —     | — | — |

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし（■）で示す。

備考3 —は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については短期的評価と長期的評価の2評価を行うこととなっている。

備考5 1日平均値の2%除外値とは、1年間を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%範囲にある測定値を除外した後の最高値。二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質では環境基準の長期的評価の達成状況を評価する際の値として用いる。ただし、1日平均値の環境基準を超えた日が2日以上連続した場合には、このような評価にかかわらず非達成と評価する。

備考6 光化学オキシダントの監視期間は毎年4月20日（土曜の場合は翌々日、日曜日の場合は翌日）から10月19日（土曜日の場合は前日、日曜日の場合は前々日）まで、昼間は5時から20時までの時間帯をいう。

備考7 大気汚染に係る環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/taiki1.html>

表 二酸化窒素に係る環境基準の達成状況

| 測定の対象                          |         | 一般環境              |                     |                  | 沿道環境            |                   |                         |                           |                        |                       |                           |                    |                 |                 |                  |                       |                        |  |
|--------------------------------|---------|-------------------|---------------------|------------------|-----------------|-------------------|-------------------------|---------------------------|------------------------|-----------------------|---------------------------|--------------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------------|------------------------|--|
| 設置者                            |         | 尼崎市               | 環境省                 | 尼崎市              |                 |                   |                         |                           |                        |                       | 環境省                       | 国土交通省              |                 |                 |                  |                       | 阪神高速道路(株)              |  |
| 測定項目                           | 測定所・測定局 | A                 | B                   | C                | D               | E                 | F                       | G                         | H                      | I                     | J                         | K                  | L               | M               | N                | O                     | P                      |  |
|                                |         | 立花北小学校測定所<br>(北部) | 国設尼崎大気環境測定所<br>(中部) | 琴ノ浦高校測定所<br>(南部) | 浜田測定所<br>(国道2号) | 武庫川測定所<br>(国道43号) | 武庫荘総合高校測定所<br>(県道尼崎宝塚線) | 砂田子ども広場測定所<br>(県道米谷昆陽尼崎線) | 上坂部西公園測定所<br>(県道尼崎池田線) | 園和小学校測定所<br>(市道尼崎豊中線) | 国設尼崎自動車交通環境測定所<br>(国道43号) | 東本町交差点局<br>(国道43号) | 西本町局<br>(国道43号) | 五合橋局<br>(国道43号) | 十間交差点局<br>(国道2号) | 西本町測定所<br>(阪神高速3号神戸線) | 元浜公園測定所<br>(阪神高速3号神戸線) |  |
| 二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) [ppm] |         |                   |                     |                  |                 |                   |                         |                           |                        |                       |                           |                    |                 |                 |                  |                       |                        |  |
| 評価                             |         | ○                 | ○                   | ○                | ○               | ○                 | ○                       | ○                         | ○                      | ○                     | —                         | ○                  | ○               | ○               | ○                | ○                     | ○                      |  |
| 1日平均値の年間98%値                   | 0.06    | 0.025             | 0.031               | 0.040            | 0.031           | 0.037             | 0.030                   | 0.032                     | 0.029                  | 0.027                 | —                         | 0.041              | 0.036           | 0.037           | 0.035            | 0.039                 | 0.039                  |  |
| (参考) 1年平均値                     | なし      | 0.009             | 0.012               | 0.017            | 0.013           | 0.017             | 0.014                   | 0.014                     | 0.013                  | 0.012                 | —                         | 0.023              | 0.016           | 0.020           | 0.017            | 0.017                 | 0.021                  |  |

- 備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。
- 備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし（■）で示す。
- 備考3 —は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。
- 備考4 1日平均値の年間98%とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に該当する値。二酸化窒素の環境基準の達成状況を評価する際の値として用いる。
- 備考5 二酸化窒素に係る環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/taiki2.html>

表 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準の達成状況

| 測定局の対象                                            |         | 一般環境              |                     |                  | 沿道環境            |                   |                         |                           |                        |                       |                           |                    |                 |                 |                  |                       |                        |  |
|---------------------------------------------------|---------|-------------------|---------------------|------------------|-----------------|-------------------|-------------------------|---------------------------|------------------------|-----------------------|---------------------------|--------------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------------|------------------------|--|
| 設置者                                               |         | 尼崎市               | 環境省                 | 尼崎市              |                 |                   |                         |                           |                        |                       | 環境省                       | 国土交通省              |                 |                 |                  |                       | 阪神高速道路(株)              |  |
| 測定項目                                              | 測定所・測定局 | A                 | B                   | C                | D               | E                 | F                       | G                         | H                      | I                     | J                         | K                  | L               | M               | N                | O                     | P                      |  |
|                                                   |         | 立花北小学校測定所<br>(北部) | 国設尼崎大気環境測定所<br>(中部) | 琴ノ浦高校測定所<br>(南部) | 浜田測定所<br>(国道2号) | 武庫川測定所<br>(国道43号) | 武庫荘総合高校測定所<br>(県道尼崎宝塚線) | 砂田子ども広場測定所<br>(県道米谷昆陽尼崎線) | 上坂部西公園測定所<br>(県道尼崎池田線) | 園和小学校測定所<br>(市道尼崎豊中線) | 国設尼崎自動車交通環境測定所<br>(国道43号) | 東本町交差点局<br>(国道43号) | 西本町局<br>(国道43号) | 五合橋局<br>(国道43号) | 十間交差点局<br>(国道2号) | (阪神高速3号神戸線)<br>西本町測定所 | (阪神高速3号神戸線)<br>元浜公園測定所 |  |
| 微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> ) [μg/m <sup>3</sup> ] |         |                   |                     |                  |                 |                   |                         |                           |                        |                       |                           |                    |                 |                 |                  |                       |                        |  |
| 評価                                                |         | —                 | ○<br>(—)            | —                | —               | ○<br>(—)          | ○<br>(—)                | ○<br>(—)                  | ○<br>(—)               | —                     | ○<br>(—)                  | —                  | —               | —               | —                | —                     | —                      |  |
| 1日平均値の年間98パーセントایل値 (短期基準)                        | 35      | —                 | 23.0                | —                | —               | 22.9              | 24.8                    | 23.2                      | 21.0                   | —                     | 23.4                      | —                  | —               | —               | —                | —                     | —                      |  |
|                                                   |         | —                 | (—)                 | —                | —               | (—)               | (—)                     | (—)                       | (—)                    | —                     | (—)                       | —                  | —               | —               | —                | —                     | —                      |  |
| 1年平均値 (長期基準)                                      | 15      | —                 | 10.3                | —                | —               | 9.6               | 11.6                    | 9.9                       | 8.8                    | —                     | 11.0                      | —                  | —               | —               | —                | —                     | —                      |  |
|                                                   |         | —                 | (—)                 | —                | —               | (—)               | (—)                     | (—)                       | (—)                    | —                     | (—)                       | —                  | —               | —               | —                | —                     | —                      |  |

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。なお、短期基準・長期基準の両方について基準値内であった場合を「達成」とする。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし(■)で示す。

備考3 —は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 ( )は黄砂の影響を除いた場合の結果を示すが、環境基準を達成している場合は算出、評価していない((—)として示す。)

備考5 1日平均値の年間98パーセンタイル値とは、1年間を通じて得られた1日平均値のうち低い方から数えて98%目に該当する値。微小粒子状物質では短期基準の達成状況の評価する際の値として用いる。

備考6 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/taiki4.html>

表 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準の達成状況

| 測定局の種類             |       | 一般環境              |                     |                  | 沿道環境            |                   |                         |                           |                        |                       |                           |                    |                 |                 |                  |                       |                        |
|--------------------|-------|-------------------|---------------------|------------------|-----------------|-------------------|-------------------------|---------------------------|------------------------|-----------------------|---------------------------|--------------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------------|------------------------|
| 設置者                |       | 尼崎市               | 環境省                 | 尼崎市              |                 |                   |                         |                           |                        |                       | 環境省                       | 国土交通省              |                 |                 |                  | 阪神高速道路(株)             |                        |
| 測定所・測定局            | 環境基準  | A                 | B                   | C                | D               | E                 | F                       | G                         | H                      | I                     | J                         | K                  | L               | M               | N                | O                     | P                      |
|                    |       | 立花北小学校測定所<br>(北部) | 国設尼崎大気環境測定所<br>(中部) | 琴ノ浦高校測定所<br>(南部) | 浜田測定所<br>(国道2号) | 武庫川測定所<br>(国道43号) | 武庫荘総合高校測定所<br>(県道尼崎宝塚線) | 砂田子ども広場測定所<br>(県道米谷昆陽尼崎線) | 上坂部西公園測定所<br>(県道尼崎池田線) | 園和小学校測定所<br>(市道尼崎豊中線) | 国設尼崎自動車交通環境測定所<br>(国道43号) | 東本町交差点局<br>(国道43号) | 西本町局<br>(国道43号) | 五合橋局<br>(国道43号) | 十間交差点局<br>(国道2号) | 西本町測定所<br>(阪神高速3号神戸線) | 元浜公園測定所<br>(阪神高速3号神戸線) |
| ベンゼン [mg/m³]       |       |                   |                     |                  |                 |                   |                         |                           |                        |                       |                           |                    |                 |                 |                  |                       |                        |
| 評価                 |       | －                 | －                   | ○                | －               | ○                 | －                       | －                         | －                      | －                     | －                         | －                  | －               | －               | －                | －                     | －                      |
| 1年平均値              | 0.003 | －                 | －                   | 0.00085          | －               | 0.00084           | －                       | －                         | －                      | －                     | －                         | －                  | －               | －               | －                | －                     | －                      |
| トリクロロエチレン [mg/m³]  |       |                   |                     |                  |                 |                   |                         |                           |                        |                       |                           |                    |                 |                 |                  |                       |                        |
| 評価                 |       | －                 | －                   | ○                | －               | ○                 | －                       | －                         | －                      | －                     | －                         | －                  | －               | －               | －                | －                     | －                      |
| 1年平均値              | 0.13  | －                 | －                   | 0.0014           | －               | 0.00033           | －                       | －                         | －                      | －                     | －                         | －                  | －               | －               | －                | －                     | －                      |
| テトラクロロエチレン [mg/m³] |       |                   |                     |                  |                 |                   |                         |                           |                        |                       |                           |                    |                 |                 |                  |                       |                        |
| 評価                 |       | －                 | －                   | ○                | －               | ○                 | －                       | －                         | －                      | －                     | －                         | －                  | －               | －               | －                | －                     | －                      |
| 1年平均値              | 0.2   | －                 | －                   | 0.00022          | －               | 0.00022           | －                       | －                         | －                      | －                     | －                         | －                  | －               | －               | －                | －                     | －                      |
| ジクロロメタン [mg/m³]    |       |                   |                     |                  |                 |                   |                         |                           |                        |                       |                           |                    |                 |                 |                  |                       |                        |
| 評価                 |       | －                 | －                   | ○                | －               | ○                 | －                       | －                         | －                      | －                     | －                         | －                  | －               | －               | －                | －                     | －                      |
| 1年平均値              | 0.15  | －                 | －                   | 0.0021           | －               | 0.0016            | －                       | －                         | －                      | －                     | －                         | －                  | －               | －               | －                | －                     | －                      |

備考1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

備考2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし（■）で示す。

備考3 —は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考4 ベンゼン等に係る環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/taiki3.html>

## ● 主要な物質の年間平均値の推移

図 二酸化窒素濃度の推移（年間平均値）

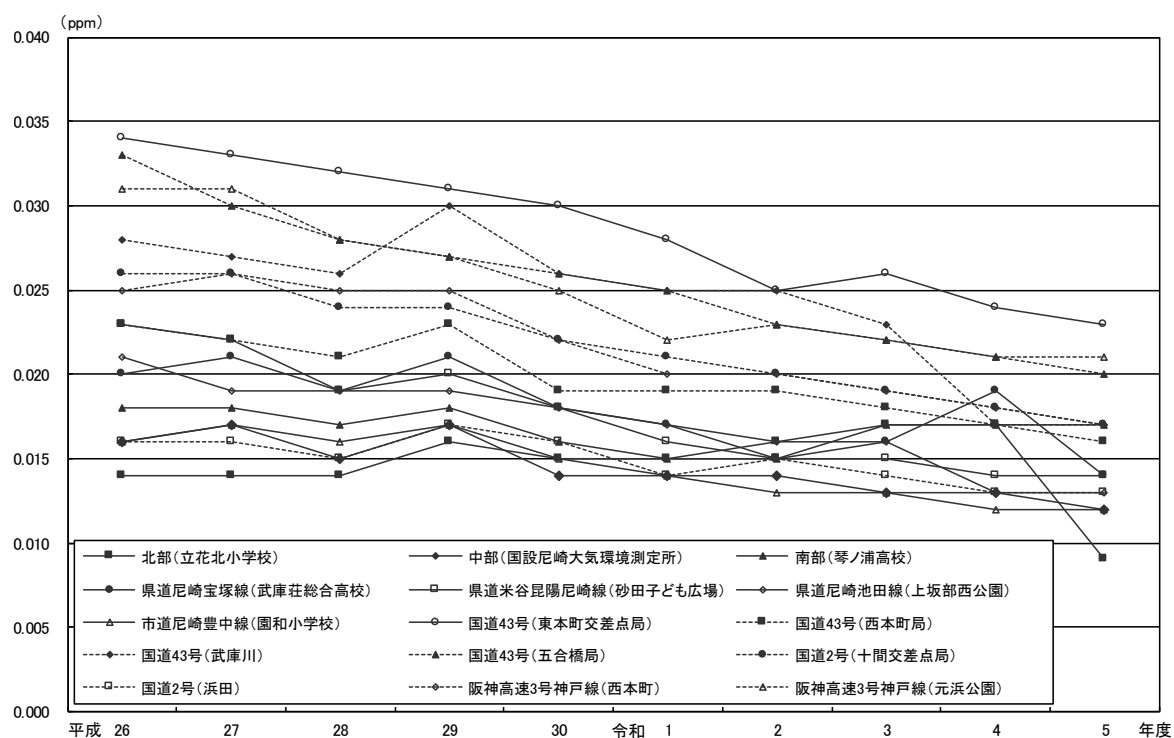


図 浮遊粒子状物質濃度の推移（年間平均値）

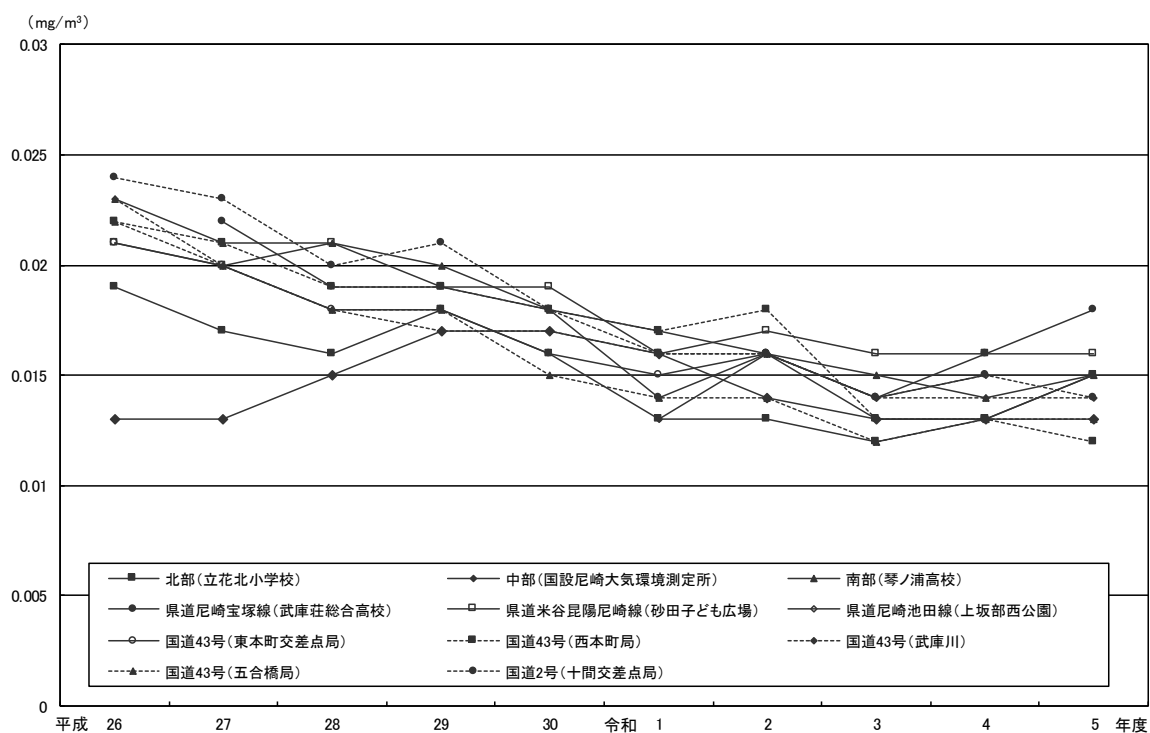
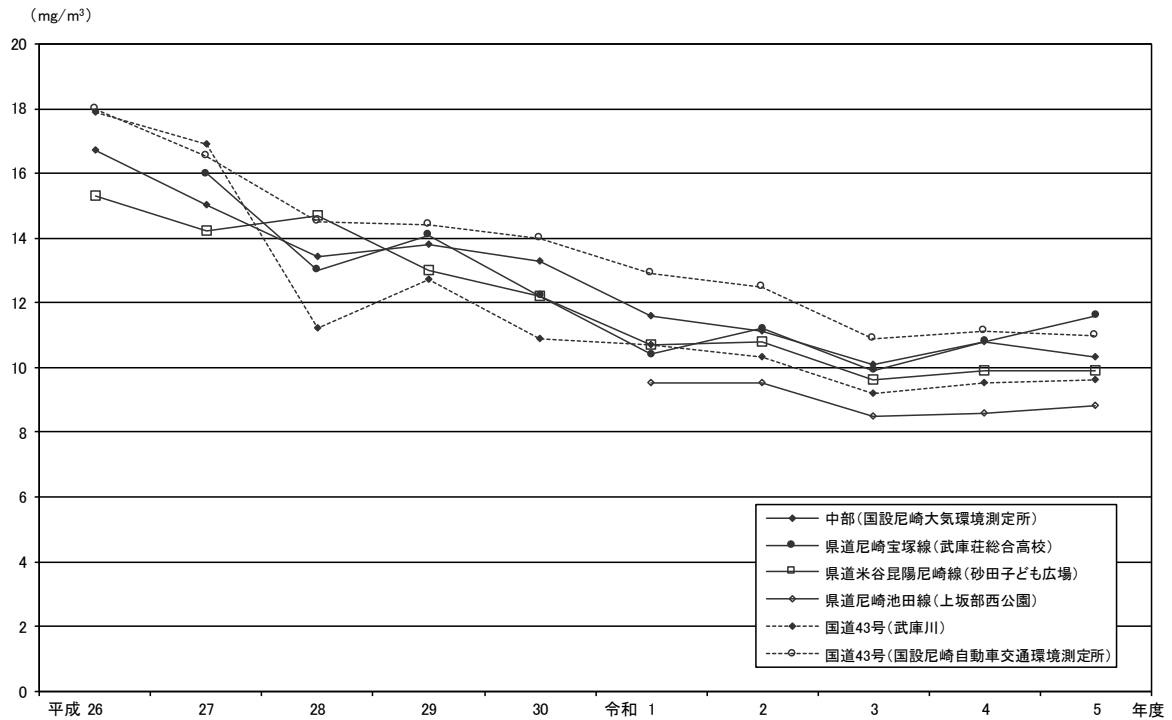


図 微小粒子状物質濃度の推移（年間平均値）



## ● 環境測定車（あおぞら号）による測定結果

表 環境測定車（あおぞら号）の測定結果

| 測定地点    |           | 測定期間      | 測定日数<br>(日) | 期間平均値                                 |                |                |
|---------|-----------|-----------|-------------|---------------------------------------|----------------|----------------|
|         |           |           |             | 浮遊粒子状物質<br>( $\text{mg}/\text{m}^3$ ) | 一酸化窒素<br>(ppm) | 二酸化窒素<br>(ppm) |
| 国道 43 号 | 東本町 2 丁目  | 4/25～5/25 | 29          | 0.012                                 | 0.004          | 0.014          |
| 道意線     | 道意町 6 丁目  | 5/30～6/22 | 22          | 0.013                                 | 0.006          | 0.016          |
| 昭和東本町線  | 東大物町 1 丁目 | 6/27～7/20 | 22          | —                                     | 0.003          | 0.012          |
| 国道 43 号 | 東本町 2 丁目  | 7/25～8/17 | 22          | 0.012                                 | 0.008          | 0.012          |
| 昭和東本町線  | 東大物町 1 丁目 | 10/3～11/2 | 29          | 0.010                                 | 0.002          | 0.012          |
| 大物線     | 東松島町 3 丁目 | 11/7～12/7 | 29          | 0.011                                 | 0.008          | 0.019          |
| 山手幹線    | 栗山町 2 丁目  | 1/9～2/8   | 29          | 0.007                                 | 0.003          | 0.013          |
| 尼崎港線    | 東向島東之町    | 2/15～3/12 | 25          | 0.008                                 | 0.005          | 0.014          |

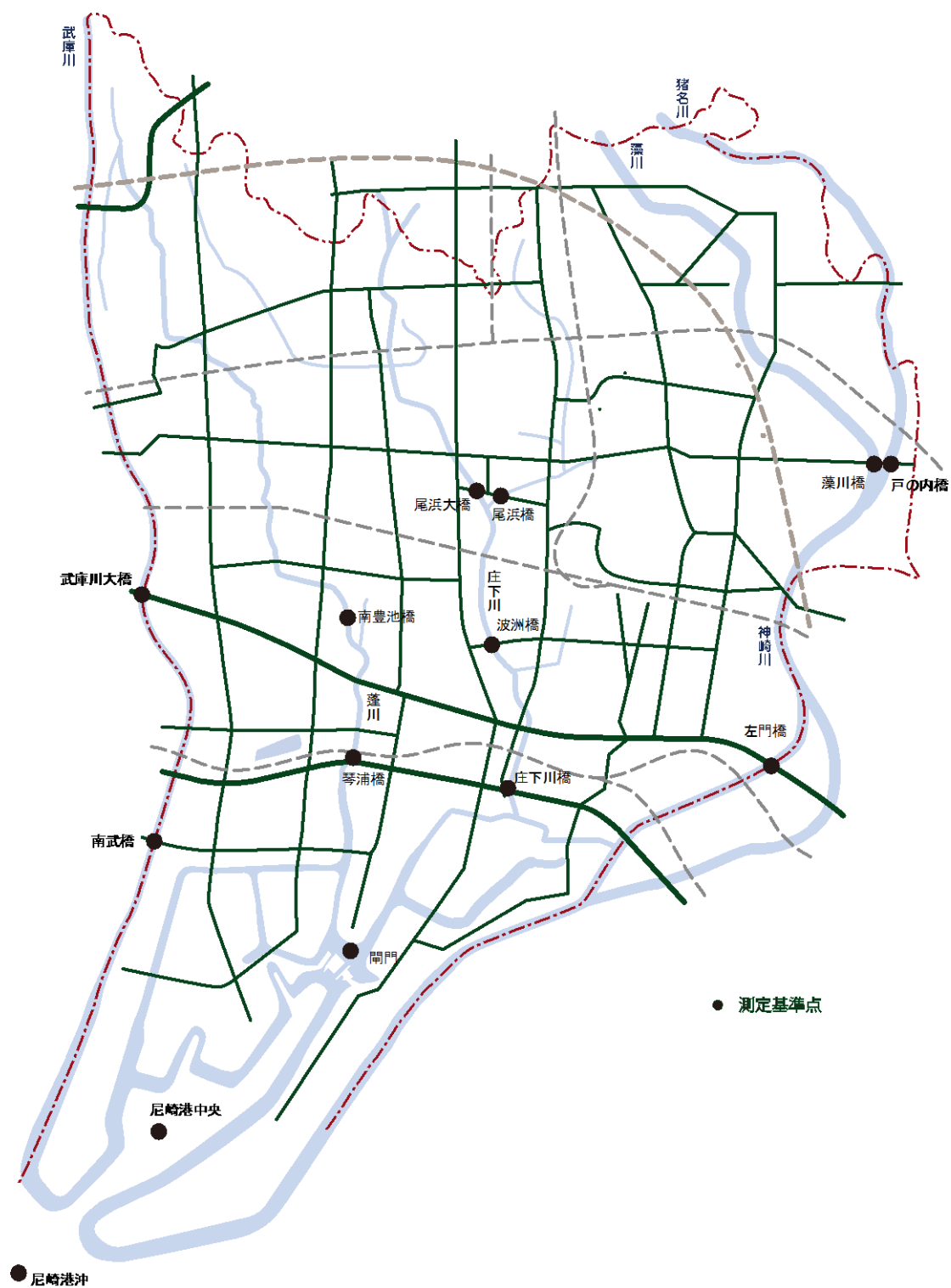
備考 1 測定日数は 207 日（設置から撤収に至る日数）

備考 2 昭和 49 年 5 月から継続的に測定を行っている。

備考 3 昭和東本町線 測定期間 6/27～7/20 での浮遊粒子状物質について、測定機器の故障のため欠測。

## 水質（公共用水域 河川・海域）

図 河川・海域における水質調査地点



● 監視・測定結果

・環境基準項目

表 人の健康の保護に関する環境基準の達成状況

| 項目              | 測定地点<br>環境基準 | 河川       |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          | 海域       |          |          |
|-----------------|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                 |              | 神崎川水系    |          |          | 武庫川水系    |          | 庄下川水系    |          |          |          | 蓬川水系     |          | 大阪湾      |          |          |
|                 |              | 神崎川      | 猪名川      | 藻川       | 武庫川      |          | 庄下川      |          |          | 昆陽川      | 蓬川       |          | 大阪湾      |          |          |
|                 |              | 左門橋      | 戸ノ内橋     | 藻川橋      | 南武橋      | 武庫大橋     | 庄下川橋     | 波洲橋      | 尾浜大橋     | 尾浜橋      | 琴浦橋      | 南豊池橋     | 尼崎港沖     | 尼崎港中央    | 開門       |
| カドミウム           | 0.003 mg/L   | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 |
| 全シアン            | 検出されないこと。    | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       |
| 鉛               | 0.01 mg/L    | 0.001    | < 0.001  | < 0.001  | 0.001    | 0.001    | 0.001    | 0.001    | 0.001    | 0.001    | 0.001    | 0.001    | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  |
| 六価クロム           | 0.02 mg/L    | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   |
| 砒素              | 0.01 mg/L    | 0.002    | 0.002    | 0.002    | 0.001    | 0.001    | 0.001    | 0.001    | 0.001    | 0.001    | 0.001    | 0.001    | 0.001    | 0.001    | 0.001    |
| 総水銀             | 0.0005 mg/L  | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 |
| アルキル水銀          | 検出されないこと。    | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       |
| PCB             | 検出されないこと。    | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       | ND       |
| ジクロロメタン         | 0.02 mg/L    | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  |
| 四塩化炭素           | 0.002 mg/L   | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 |
| 1,2-ジクロロエタン     | 0.004 mg/L   | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 | < 0.0004 |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 0.1 mg/L     | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   | < 0.01   |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L    | < 0.004  | < 0.004  | < 0.004  | < 0.004  | < 0.004  | < 0.004  | < 0.004  | < 0.004  | < 0.004  | < 0.004  | < 0.004  | < 0.004  | < 0.004  | < 0.004  |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 1 mg/L       | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | 0.006 mg/L   | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 |
| トリクロロエチレン       | 0.01 mg/L    | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  |
| テトラクロロエチレン      | 0.01 mg/L    | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 | < 0.0005 |
| 1,3-ジクロロプロペン    | 0.002 mg/L   | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 | < 0.0002 |
| チウラム            | 0.006 mg/L   | －        | < 0.0006 | < 0.0006 | －        | < 0.0006 | < 0.0006 | －        | < 0.0006 | < 0.0006 | －        | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 | < 0.0006 |

|               |            |         |          |          |         |          |          |         |          |          |         |          |          |          |          |
|---------------|------------|---------|----------|----------|---------|----------|----------|---------|----------|----------|---------|----------|----------|----------|----------|
| シマジン          | 0.003 mg/L | —       | < 0.0003 | < 0.0003 | —       | < 0.0003 | < 0.0003 | —       | < 0.0003 | < 0.0003 | —       | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 | < 0.0003 |
| チオベンカルブ       | 0.02 mg/L  | —       | < 0.002  | < 0.002  | —       | < 0.002  | < 0.002  | —       | < 0.002  | < 0.002  | —       | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  | < 0.002  |
| ベンゼン          | 0.01 mg/L  | < 0.001 | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001 | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001 | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001 | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  |
| セレン           | 0.01 mg/L  | —       | < 0.001  | < 0.001  | —       | < 0.001  | < 0.001  | —       | < 0.001  | < 0.001  | —       | < 0.001  | < 0.001  | < 0.001  | 0.003    |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 mg/L    | 2.1     | 4.6      | 1.7      | 0.42    | 0.50     | 0.61     | 0.82    | 0.71     | 0.48     | 0.56    | 0.38     | 0.32     | 0.24     | 0.93     |
| ふっ素           | 0.8 mg/L   | 0.12    | 0.13     | 0.15     | —       | 0.34     | 0.27     | 0.35    | 0.35     | 0.31     | —       | 0.41     | —        | —        | —        |
| ほう素           | 1 mg/L     | 0.88    | 0.25     | 0.30     | —       | 0.18     | 0.18     | 0.19    | 0.19     | 0.17     | —       | 0.24     | —        | —        | —        |
| 1,4-ジオキサン     | 0.05 mg/L  | —       | < 0.005  | < 0.005  | —       | < 0.005  | < 0.005  | —       | < 0.005  | < 0.005  | —       | < 0.005  | < 0.005  | < 0.005  | < 0.005  |

- 備考 1 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし（■）で示す。
- 備考 2 —は測定していないことを示す。
- 備考 3 < は 1 年間を通じて得られたすべての値が報告値下限値未満を示す。ND は検出限界以下を示す。
- 備考 4 環境基準及び測定結果は年間平均値であり、年間測定回数は測定項目により異なる。
- 備考 5 水質汚濁に係る環境基準について 別表 1 人の健康の保護に関する環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>

表 生活環境の保全に関する環境基準の達成状況

| 項目                     | 測定地点           | 河川             |                |                |                |                |                |                |                |     |      | 海域               |                  |                  |    |
|------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----|------|------------------|------------------|------------------|----|
|                        |                | 神崎川水系          |                |                | 武庫川水系          |                | 庄下川水系          |                |                |     | 蓬川水系 |                  | 大阪湾              |                  |    |
|                        |                | 神崎川            | 猪名川            | 藻川             | 武庫川            |                | 庄下川            |                |                | 昆陽川 | 蓬川   |                  | 大阪湾              |                  |    |
|                        |                | 左門橋            | 戸ノ内橋           | 藻川橋            | 南武橋            | 武庫大橋           | 庄下川橋           | 波洲橋            | 尾浜大橋           | 尾浜橋 | 琴浦橋  | 南豊池橋             | 尼崎港沖             | 尼崎港中央            | 開門 |
| 環境基準の水域類型              |                | B              | D              | B              | C              | C              | C              | C              | C              | C   | なし   | なし               | C                | C                | C  |
| 水素イオン濃度（pH）            |                |                |                |                |                |                |                |                |                |     |      |                  |                  |                  |    |
| 評価                     | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              | ×              | ×              | ○              | ○              | －   | －    | ×                | ×                | ×                |    |
| 環境基準                   | 6.5以上<br>8.5以下 | 6.0以上<br>8.5以下 | 6.5以上<br>8.5以下 | 6.5以上<br>8.5以下 | 6.5以上<br>8.5以下 | 6.5以上<br>8.5以下 | 6.5以上<br>8.5以下 | 6.5以上<br>8.5以下 | 6.5以上<br>8.5以下 | なし  |      | 7.0 以上<br>8.3 以下 | 7.0 以上<br>8.3 以下 | 7.0 以上<br>8.3 以下 |    |
| 日間平均値の最小値              | 7.0            | 6.8            | 6.9            | 7.7            | 7.8            | 7.7            | 7.6            | 7.6            | 7.6            | 7.5 | 7.7  | 7.7              | 7.9              | 7.8              |    |
| 日間平均値の最大値              | 7.7            | 7.5            | 7.7            | 8.3            | 8.4            | 8.6            | 8.6            | 8.0            | 8.5            | 8.3 | 8.6  | 8.4              | 8.6              | 9.2              |    |
| （参考）年間平均値              | 7.3            | 7.2            | 7.4            | 7.9            | 8.0            | 7.9            | 7.9            | 7.9            | 7.9            | 7.9 | 7.9  | 8.0              | 8.1              | 8.3              |    |
| 生物化学的酸素要求量（BOD） [mg/L] |                |                |                |                |                |                |                |                |                |     |      |                  |                  |                  |    |
| 評価                     | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              | －   | －    | －                | －                | －                |    |
| 環境基準                   | 3 以下           | 8 以下           | 3 以下           | 5 以下           | 5 以下           | 5 以下           | 5 以下           | 5 以下           | 5 以下           | なし  |      | なし               |                  |                  |    |
| 75 %水質値                | 2.5            | 1.5            | 1.0            | 1.6            | 1.0            | 1.8            | 1.8            | 1.1            | 1.5            | 2.2 | 0.9  | －                | －                | －                |    |
| （参考）年間平均値              | 2.2            | 1.4            | 1.0            | 1.5            | 1.0            | 1.3            | 1.2            | 0.9            | 1.1            | 1.7 | 0.8  | －                | －                | －                |    |
| 化学的酸素要求量（COD） [mg/L]   |                |                |                |                |                |                |                |                |                |     |      |                  |                  |                  |    |
| 評価                     | －              | －              | －              | －              | －              | －              | －              | －              | －              | －   | －    | ○                | ○                | ○                |    |
| 環境基準                   | なし             |                |                | なし             |                | なし             |                |                |                | なし  |      | 8以下              | 8以下              | 8以下              |    |
| 75 %水質値                | －              | －              | －              | －              | －              | －              | －              | －              | －              | －   | －    | 4.2              | 4.5              | 7.1              |    |
| （参考）年間平均値              | －              | －              | －              | －              | －              | －              | －              | －              | －              | －   | －    | 3.8              | 3.9              | 6.3              |    |
| 浮遊物質量（SS） [mg/L]       |                |                |                |                |                |                |                |                |                |     |      |                  |                  |                  |    |
| 評価                     | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              | －   | －    | －                | －                | －                |    |
| 環境基準                   | 25 以下          | 100 以下         | 25 以下          | 50 以下          | 50 以下          | 50 以下          | 50 以下          | 50 以下          | 50 以下          | なし  |      | なし               |                  |                  |    |
| 日間平均値の最大値              | 10             | 5              | 10             | 11             | 16             | 11             | 11             | 6              | 19             | 6   | 7    | －                | －                | －                |    |
| （参考）年間平均値              | 5              | 2              | 3              | 6              | 3              | 5              | 6              | 3              | 6              | 4   | 3    | －                | －                | －                |    |

| 溶存酸素量 (D0) [mg/L]     |          |        |          |       |       |        |       |       |       |       |       |        |       |       |
|-----------------------|----------|--------|----------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 評価                    | ○        | ○      | ○        | ○     | ○     | ○      | ○     | ○     | ○     | —     | —     | ○      | ○     | ○     |
| 環境基準                  | 5以上      | 2以上    | 5以上      | 5以上   | 5以上   | 5以上    | 5以上   | 5以上   | 5以上   | なし    |       | 2以上    | 2以上   | 2以上   |
| 日間平均値の最小値             | 5.4      | 5.7    | 5.6      | 6.6   | 6.8   | 6.7    | 7.5   | 6.2   | 6.3   | 6.8   | 6.5   | 4.2    | 5.8   | 6.7   |
| (参考) 年間平均値            | 7.5      | 7.6    | 8.1      | 9.1   | 9.5   | 9.3    | 9.8   | 9.0   | 9.3   | 9.1   | 8.3   | 7.8    | 7.9   | 11    |
| 大腸菌数 [CFU/100 mL]     |          |        |          |       |       |        |       |       |       |       |       |        |       |       |
| 評価                    | ×        | —      | ×        | —     | —     | —      | —     | —     | —     | —     | —     | —      | —     | —     |
| 環境基準                  | 1,000 以下 | なし     | 1,000 以下 | なし    |       | なし     |       |       |       | なし    |       | なし     |       |       |
| 90 %水質値               | 58,000   | 13,000 | 5,100    | 980   | 950   | 14,000 | 2,900 | 1,400 | 540   | 680   | 6,500 | 20,000 | 190   | 17    |
| (参考) 年間平均値            | 18,492   | 3,533  | 1,367    | 264   | 254   | 2,752  | 862   | 597   | 267   | 207   | 1,828 | 5,069  | 105   | 9     |
| n-ヘキサン抽出物（油分等） [mg/L] |          |        |          |       |       |        |       |       |       |       |       |        |       |       |
| 評価                    | —        | —      | —        | —     | —     | —      | —     | —     | —     | —     | —     | —      | —     | —     |
| 環境基準                  | なし       |        |          | なし    |       | なし     |       |       |       | なし    |       | なし     |       |       |
| 日間平均値の最大値             | < 0.5    | < 0.5  | < 0.5    | < 0.5 | < 0.5 | < 0.5  | < 0.5 | < 0.5 | < 0.5 | < 0.5 | < 0.5 | < 0.5  | < 0.5 | < 0.5 |

| 環境基準の水域類型  | なし   | なし   | なし   | なし    | なし    | なし    | なし    | なし    | なし    | なし    | なし    | IV      | IV      | IV      |
|------------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|---------|
| 全窒素 [mg/L] |      |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |         |         |         |
| 評価         | —    | —    | —    | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | ○       | ○       | ×       |
| 環境基準       | なし   |      |      | なし    |       | なし    |       |       |       | なし    |       | 1 以下    | 1 以下    | 1 以下    |
| 年間平均値      | 3.3  | 5.6  | 2.1  | 0.90  | 0.74  | 1.1   | 1.2   | 1.1   | 0.90  | 1.0   | 0.62  | 0.90    | 0.81    | 1.6     |
| 全磷 [mg/L]  |      |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |         |         |         |
| 評価         | —    | —    | —    | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | ×       | ×       | ○       |
| 環境基準       | なし   |      |      | なし    |       | なし    |       |       |       | なし    |       | 0.09 以下 | 0.09 以下 | 0.09 以下 |
| 年間平均値      | 0.30 | 0.55 | 0.16 | 0.072 | 0.042 | 0.085 | 0.066 | 0.055 | 0.057 | 0.068 | 0.061 | 0.13    | 0.10    | 0.068   |

備考 1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。

備考 2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし（■）で示す。

備考 3 —は測定していないこと、評価を行っていないことを示す。

備考 4 < は報告値下限値未満を示す。

備考 5 75 %水質値とは、1 年間の測定を通じて得られた日間平均値のうち低い方から数えて 75 %目に該当する値。河川の BOD や海域での COD の環境基準の達成状況を評価する際の値として用いる。

備考 6 水質汚濁に係る環境基準について 別表 2 生活環境の保全に関する環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>

備考 7 90 %水質値とは、1 年間の測定を通じて得られた日間平均値のうち低い方から数えて 90 %目に該当する値。大腸菌数の環境基準の達成状況を評価する際の値として用いる。

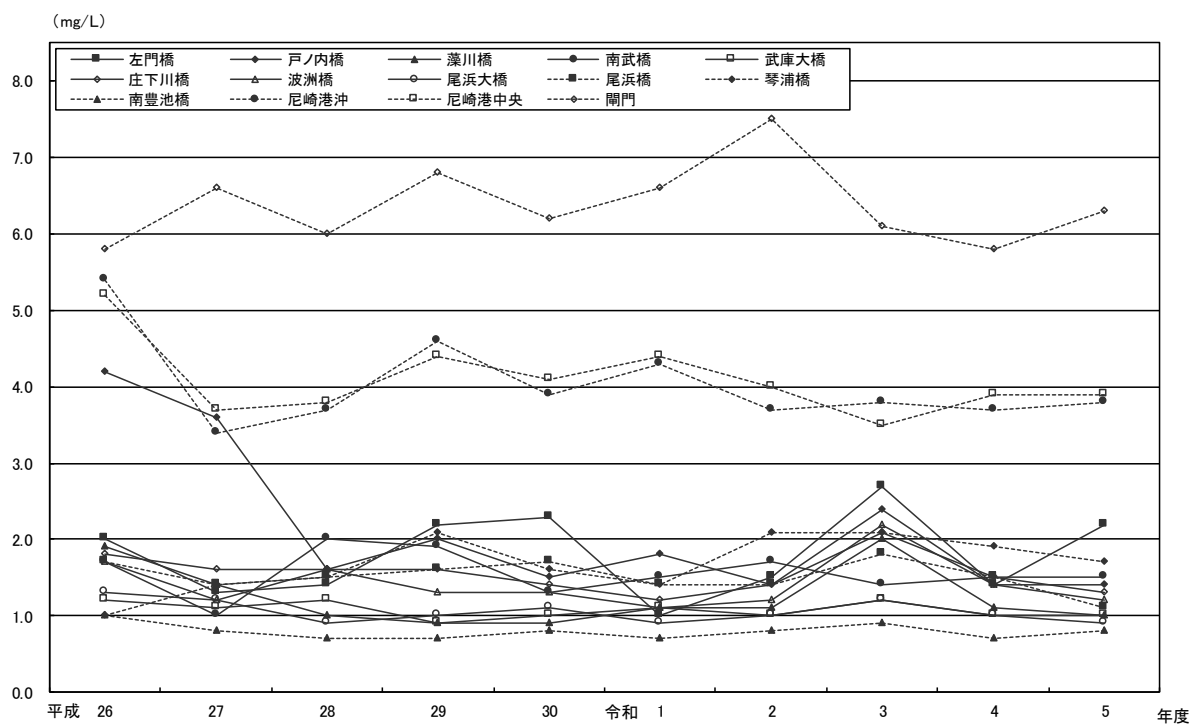
表 水生生物の保全に係る環境基準の達成状況

| 項目                          | 測定地点 | 河川       |          |          |       |         |         |       |         |         |       | 海域      |          |          |          |
|-----------------------------|------|----------|----------|----------|-------|---------|---------|-------|---------|---------|-------|---------|----------|----------|----------|
|                             |      | 神崎川水系    |          |          | 武庫川水系 |         | 庄下川水系   |       |         |         | 蓬川水系  |         | 大阪湾      |          |          |
|                             |      | 神崎川      | 猪名川      | 藻川       | 武庫川   |         | 庄下川     |       |         | 昆陽川     | 蓬川    |         | 大阪湾      |          |          |
|                             |      | 左門橋      | 戸ノ内橋     | 藻川橋      | 南武橋   | 武庫大橋    | 庄下川橋    | 波洲橋   | 尾浜大橋    | 尾浜橋     | 琴浦橋   | 南豊池橋    | 尼崎港沖     | 尼崎港中央    | 開門       |
| 環境基準の水域類型                   |      | 生物B      | 生物B      | 生物B      | なし    | なし      | なし      | なし    | なし      | なし      | なし    | なし      | 生物A      | 生物A      | 生物A      |
| 全亜鉛 [mg/L]                  |      |          |          |          |       |         |         |       |         |         |       |         |          |          |          |
| 評価                          |      | ○        | ○        | ○        | －     | －       | －       | －     | －       | －       | －     | －       | ○        | ○        | ○        |
| 環境基準                        |      | 0.03 以下  | 0.03 以下  | 0.03 以下  | なし    |         | なし      |       |         |         | なし    |         | 0.02 以下  | 0.02 以下  | 0.02 以下  |
| 年間平均値                       |      | 0.013    | 0.020    | 0.008    | 0.008 | 0.007   | 0.011   | 0.014 | 0.012   | 0.016   | 0.007 | 0.007   | 0.012    | 0.009    | 0.013    |
| ノニルフェノール [mg/L]             |      |          |          |          |       |         |         |       |         |         |       |         |          |          |          |
| 評価                          |      | ○        | ○        | ○        | －     | －       | －       | －     | －       | －       | －     | －       | ○        | ○        | ○        |
| 環境基準                        |      | 0.002 以下 | 0.002 以下 | 0.002 以下 | なし    |         | なし      |       |         |         | なし    |         | 0.001 以下 | 0.001 以下 | 0.001 以下 |
| 年間平均値                       |      | 0.00007  | 0.00006  | 0.00007  | －     | 0.00007 | 0.00007 | －     | 0.00007 | 0.00007 | －     | 0.00006 | 0.00007  | 0.00006  | 0.00008  |
| 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 [mg/L] |      |          |          |          |       |         |         |       |         |         |       |         |          |          |          |
| 評価                          |      | ○        | ○        | ○        | －     | －       | －       | －     | －       | －       | －     | －       | ○        | ○        | ○        |
| 環境基準                        |      | 0.05 以下  | 0.05 以下  | 0.05 以下  | なし    |         | なし      |       |         |         | なし    |         | 0.01 以下  | 0.01 以下  | 0.01 以下  |
| 年間平均値                       |      | 0.0009   | 0.0031   | 0.0024   | －     | 0.0010  | 0.0041  | －     | 0.0009  | 0.0010  | －     | 0.0020  | 0.0007   | 0.0020   | 0.0008   |

- 備考 1 環境基準の達成状況については、達成：○、非達成：×で示す。
- 備考 2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし（■）で示す。
- 備考 3 ーは測定していないこと、評価を行っていないことを示す。
- 備考 4 < は報告値下限値未満を示す、ND は検出限界以下を示す。
- 備考 5 水質汚濁に係る環境基準について 別表 2 生活環境の保全に関する環境基準 <http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>

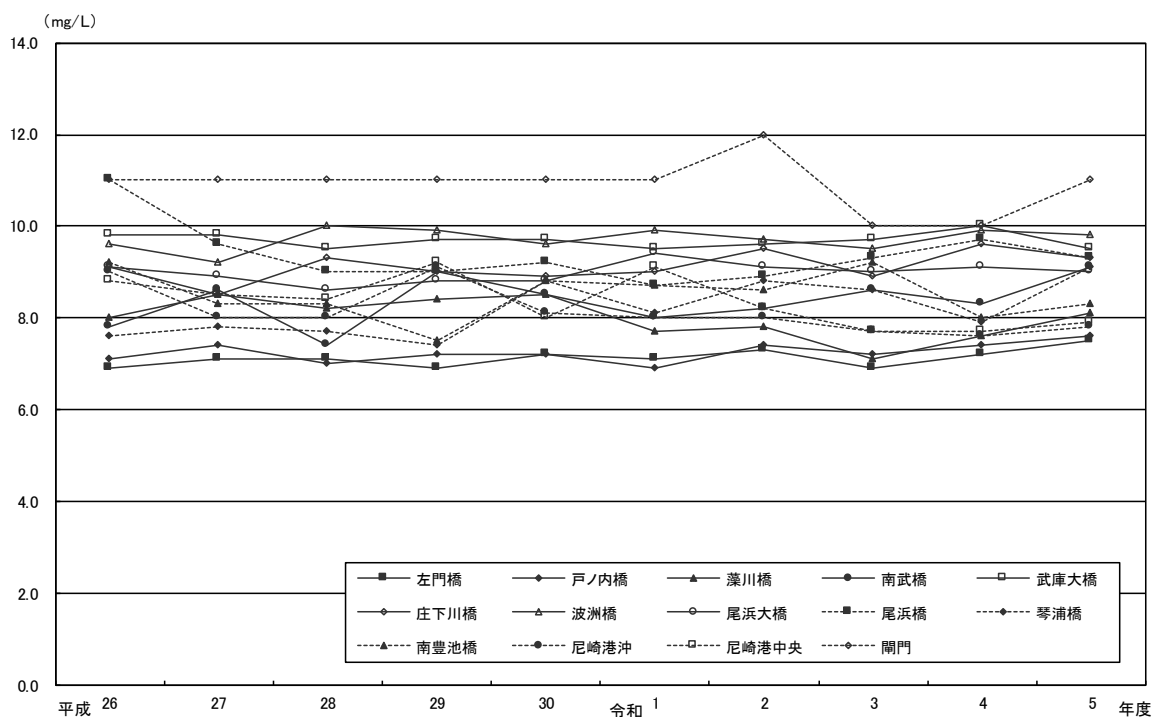
## ● 主要な物質の年間平均値の推移

図 BODの推移（年間平均値）



備考1 海域についてはCODの値を示す。

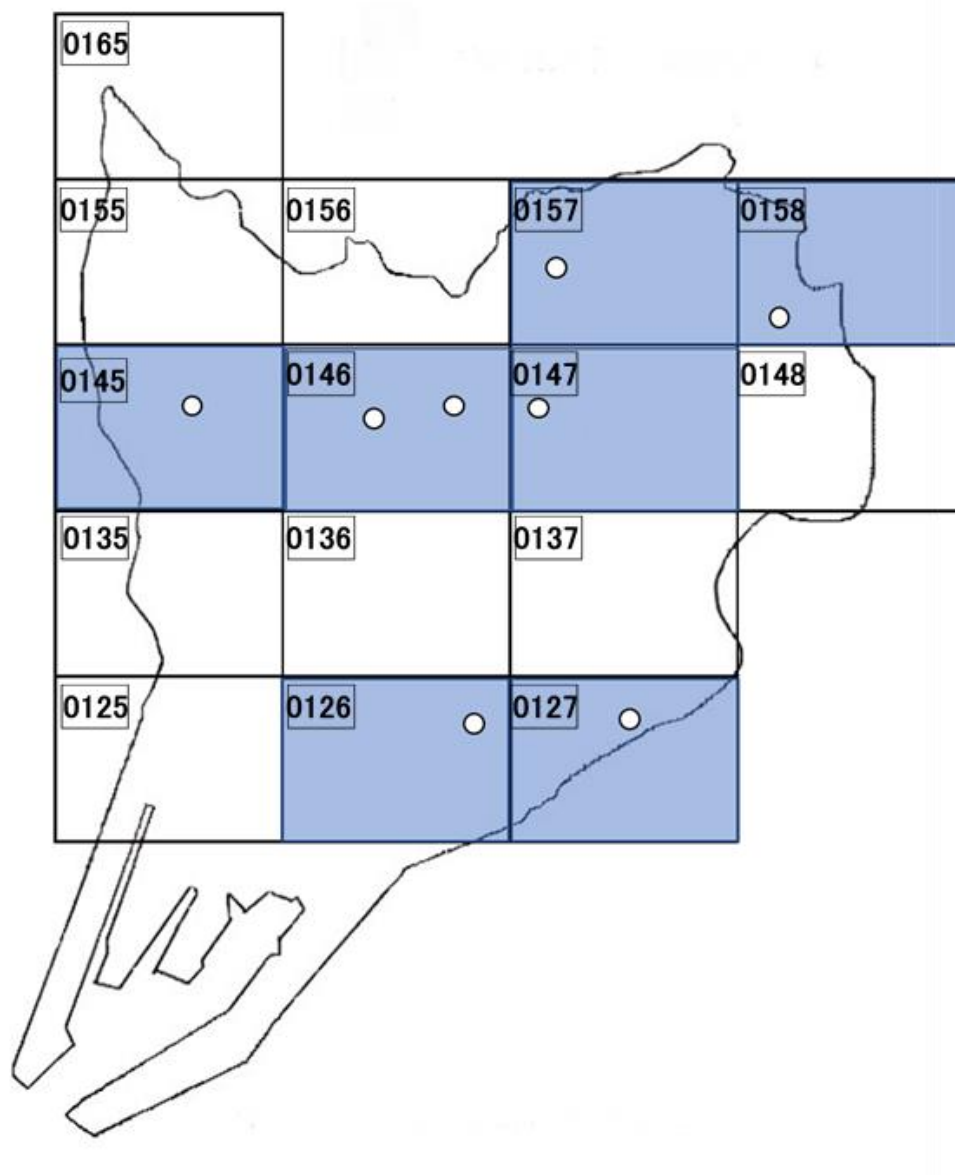
図 溶存酸素量の推移（年間平均値）



## 水質（地下水）

---

図 地下水における水質調査地点



備考1 ○は調査地区を示す。

備考2 番号は調査地域番号を示す。

● 監視・測定結果

・環境基準項目

表 地下水における水質汚濁に係る環境基準の達成状況

| 調査地域番号         |             | 0126        | 0127                  | 0145                  | 0146             | 0146-2           | 0146-3      | 0147             | 0147-2           | 0157        | 0158             |
|----------------|-------------|-------------|-----------------------|-----------------------|------------------|------------------|-------------|------------------|------------------|-------------|------------------|
| 調査区分           |             | 概況          | 概況                    | 概況                    | 概況               | 継続監視             | 概況          | 概況               | 継続監視             | 概況          | 概況               |
| 項目             | 調査地区        | 北<br>城<br>内 | 杭<br>瀬<br>南<br>新<br>町 | 南<br>武<br>庫<br>之<br>荘 | 南<br>塚<br>口<br>町 | 南<br>塚<br>口<br>町 | 栗<br>山<br>町 | 東<br>塚<br>口<br>町 | 東<br>塚<br>口<br>町 | 南<br>清<br>水 | 東<br>園<br>田<br>町 |
|                | 環境基準        |             |                       |                       |                  |                  |             |                  |                  |             |                  |
| カドミウム          | 0.003 mg/L  | <0.0003     | <0.0003               | —                     | <0.0003          | —                | <0.0003     | <0.0003          | —                | <0.0003     | <0.0003          |
| 全シアン           | 検出されないこと。   | ND          | ND                    | —                     | ND               | —                | ND          | ND               | —                | ND          | ND               |
| 鉛              | 0.01 mg/L   | 0.001       | <0.001                | —                     | <0.001           | —                | <0.001      | <0.001           | —                | 0.001       | <0.001           |
| 六価クロム          | 0.02 mg/L   | <0.002      | <0.002                | —                     | <0.002           | —                | <0.002      | <0.002           | —                | <0.002      | <0.002           |
| 砒素             | 0.01 mg/L   | 0.001       | 0.002                 | —                     | <0.001           | —                | <0.001      | <0.001           | —                | 0.003       | 0.003            |
| 総水銀            | 0.0005 mg/L | <0.0005     | <0.0005               | —                     | <0.0005          | —                | <0.0005     | <0.0005          | —                | <0.0005     | <0.0005          |
| アルキル水銀         | 検出されないこと。   | ND          | ND                    | —                     | ND               | —                | ND          | ND               | —                | ND          | ND               |
| P C B          | 検出されないこと。   | ND          | ND                    | —                     | ND               | —                | ND          | ND               | —                | ND          | ND               |
| ジクロロメタン        | 0.02 mg/L   | <0.002      | <0.002                | —                     | <0.002           | —                | <0.002      | <0.002           | —                | <0.002      | <0.002           |
| 四塩化炭素          | 0.002 mg/L  | <0.0002     | <0.0002               | —                     | <0.0002          | —                | <0.0002     | <0.0002          | —                | <0.0002     | <0.0002          |
| クロロエチレン        | 0.002 mg/L  | <0.0002     | <0.0002               | —                     | —                | 0.0064           | <0.0002     | —                | <0.0002          | <0.0002     | <0.0002          |
| 1,2-ジクロロエタン    | 0.004 mg/L  | <0.0004     | <0.0004               | —                     | <0.0004          | —                | <0.0004     | <0.0004          | —                | <0.0004     | <0.0004          |
| 1,1-ジクロロエチレン   | 0.1 mg/L    | <0.01       | <0.01                 | —                     | —                | <0.01            | <0.01       | —                | <0.01            | <0.01       | <0.01            |
| 1,2-ジクロロエチレン   | 0.04 mg/L   | <0.004      | <0.004                | —                     | —                | <0.004           | <0.004      | —                | <0.004           | <0.004      | <0.004           |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/L      | <0.0005     | <0.0005               | —                     | —                | <0.0005          | <0.0005     | —                | <0.0005          | <0.0005     | <0.0005          |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 mg/L  | <0.0006     | <0.0006               | —                     | —                | <0.0006          | <0.0006     | —                | <0.0006          | <0.0006     | <0.0006          |
| トリクロロエチレン      | 0.01 mg/L   | <0.001      | <0.001                | —                     | —                | <0.001           | <0.001      | —                | 0.002            | <0.001      | <0.001           |
| テトラクロロエチレン     | 0.01 mg/L   | <0.0005     | <0.0005               | —                     | —                | <0.0005          | <0.0005     | —                | 0.0019           | <0.0005     | <0.0005          |
| 1,3-ジクロロプロペン   | 0.002 mg/L  | <0.0002     | <0.0002               | —                     | <0.0002          | —                | <0.0002     | <0.0002          | —                | <0.0002     | <0.0002          |
| チウラム           | 0.006 mg/L  | <0.0006     | <0.0006               | —                     | <0.0006          | —                | <0.0006     | <0.0006          | —                | <0.0006     | <0.0006          |
| シマジン           | 0.003 mg/L  | <0.0003     | <0.0003               | —                     | <0.0003          | —                | <0.0003     | <0.0003          | —                | <0.0003     | <0.0003          |
| チオベンカルブ        | 0.02 mg/L   | <0.002      | <0.002                | —                     | <0.002           | —                | <0.002      | <0.002           | —                | <0.002      | <0.002           |
| ベンゼン           | 0.01 mg/L   | <0.001      | <0.001                | —                     | <0.001           | —                | <0.001      | <0.001           | —                | <0.001      | <0.001           |
| セレン            | 0.01 mg/L   | <0.001      | <0.001                | —                     | <0.001           | —                | <0.001      | <0.001           | —                | 0.001       | <0.001           |
| 硝酸性窒素・亜硝酸性窒素   | 10 mg/L     | 1.0         | <0.055                | —                     | 0.063            | —                | 0.057       | 0.46             | —                | 5.2         | 1.7              |
| ふっ素            | 0.8 mg/L    | 0.21        | 0.14                  | —                     | 0.12             | —                | 0.19        | 0.14             | —                | 0.19        | 0.30             |
| ほう素            | 1 mg/L      | 0.14        | 0.22                  | —                     | 0.23             | —                | 0.16        | 0.09             | —                | 0.06        | 0.05             |
| 1,4-ジオキサン      | 0.05 mg/L   | <0.005      | <0.005                | —                     | 0.005            | —                | <0.005      | 0.005            | —                | <0.005      | <0.005           |

備考1 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし（■）で示す。

備考2 —は測定していないことを示す。

備考3 < は報告値下限値未達を示す。ND は検出限界以下を示す。

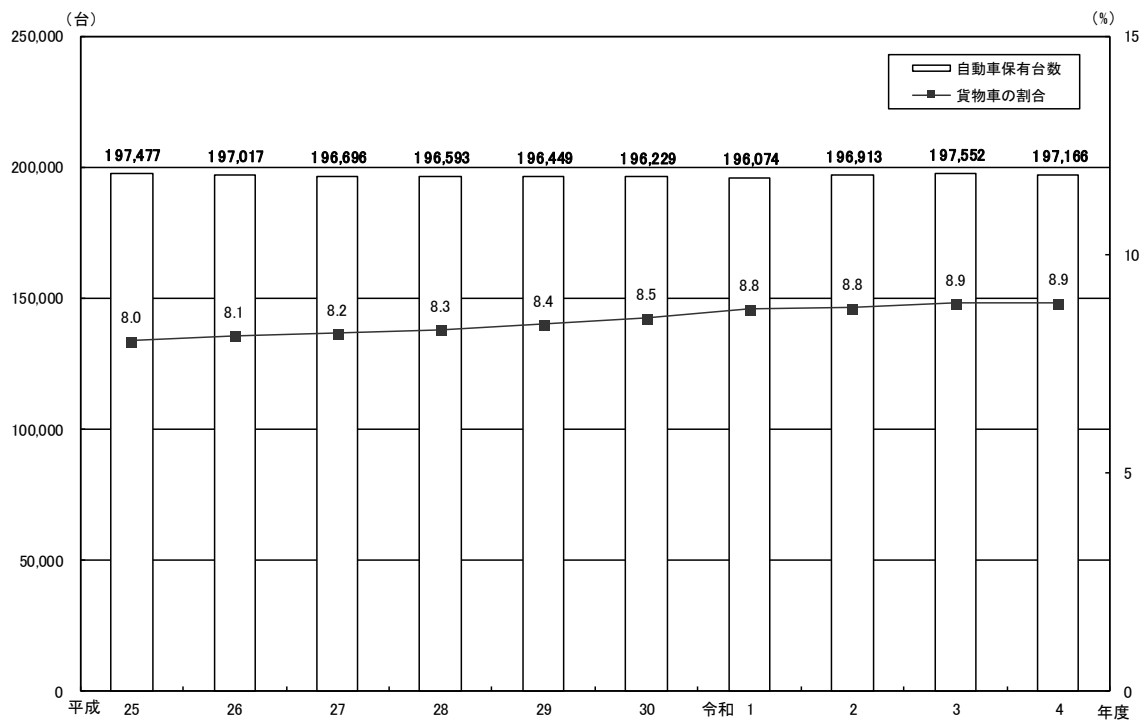
備考4 「概況」は概況調査（本市の地下水の水質の概況を把握するための調査）を示し、「継続監視」は継続監視調査（過去の調査で環境基準を超えた項目を継続的にモニタリングするための調査）を示す

備考5 地下水の水質汚濁に係る環境基準について <http://www.env.go.jp/kijun/tika.html>

## 騒音・振動（自動車）

### ● 自動車保有台数

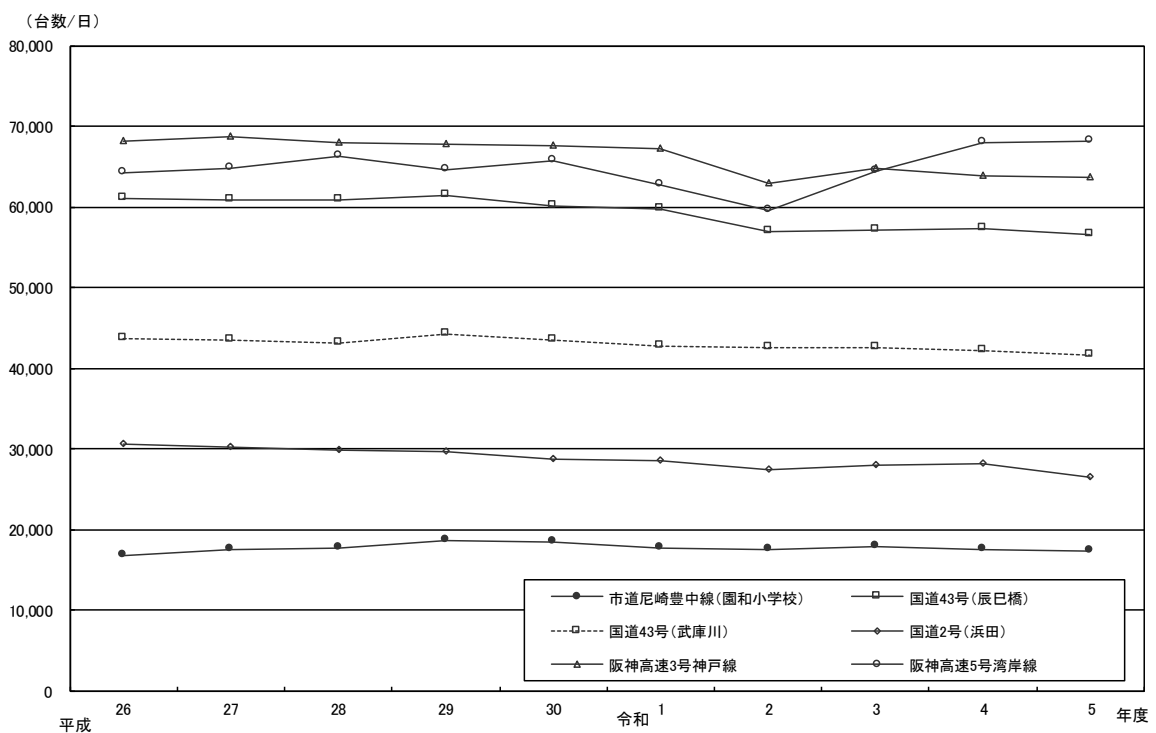
図 自動車保有台数の推移



備考 1 ニ崎市統計書より作成

### ● 日平均交通量

図 日平均交通量の推移



## ● 騒音に係る監視・測定結果

表 道路に面する地域における騒音に係る環境基準の達成状況

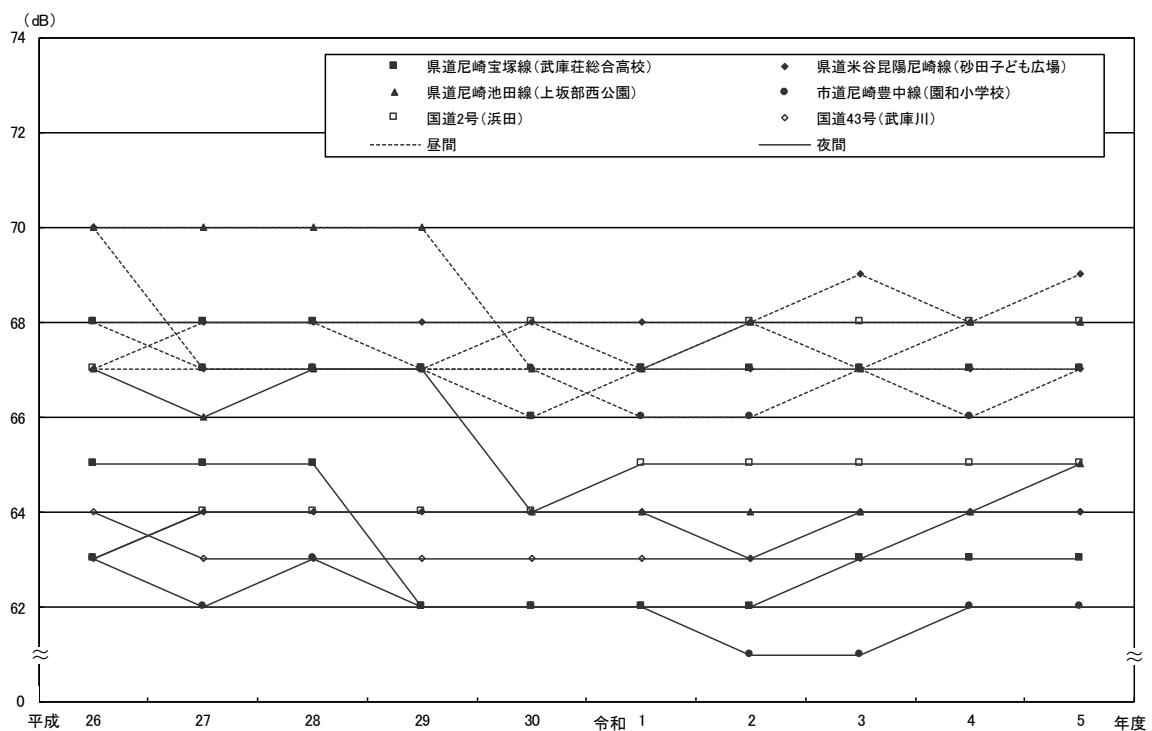
| 区分 | 環境基準 | 武庫荘総合高校測定所<br>(県道尼崎宝塚線) | 砂田子ども広場測定所<br>(県道米谷昆陽尼崎線) | 上坂部西公園測定所<br>(県道尼崎池田線) | 園和小学校測定所<br>(市道尼崎豊中線) | 浜田測定所<br>(国道2号) | 武庫川測定所<br>(国道43号) |
|----|------|-------------------------|---------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------|-------------------|
| 昼間 | 70   | 67                      | 69                        | 68                     | 67                    | 68              | 67                |
| 夜間 | 65   | 63                      | 64                        | 65                     | 62                    | 65              | 64                |

(単位：dB)

備考1 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし（■）で示す。

## ● 騒音の推移

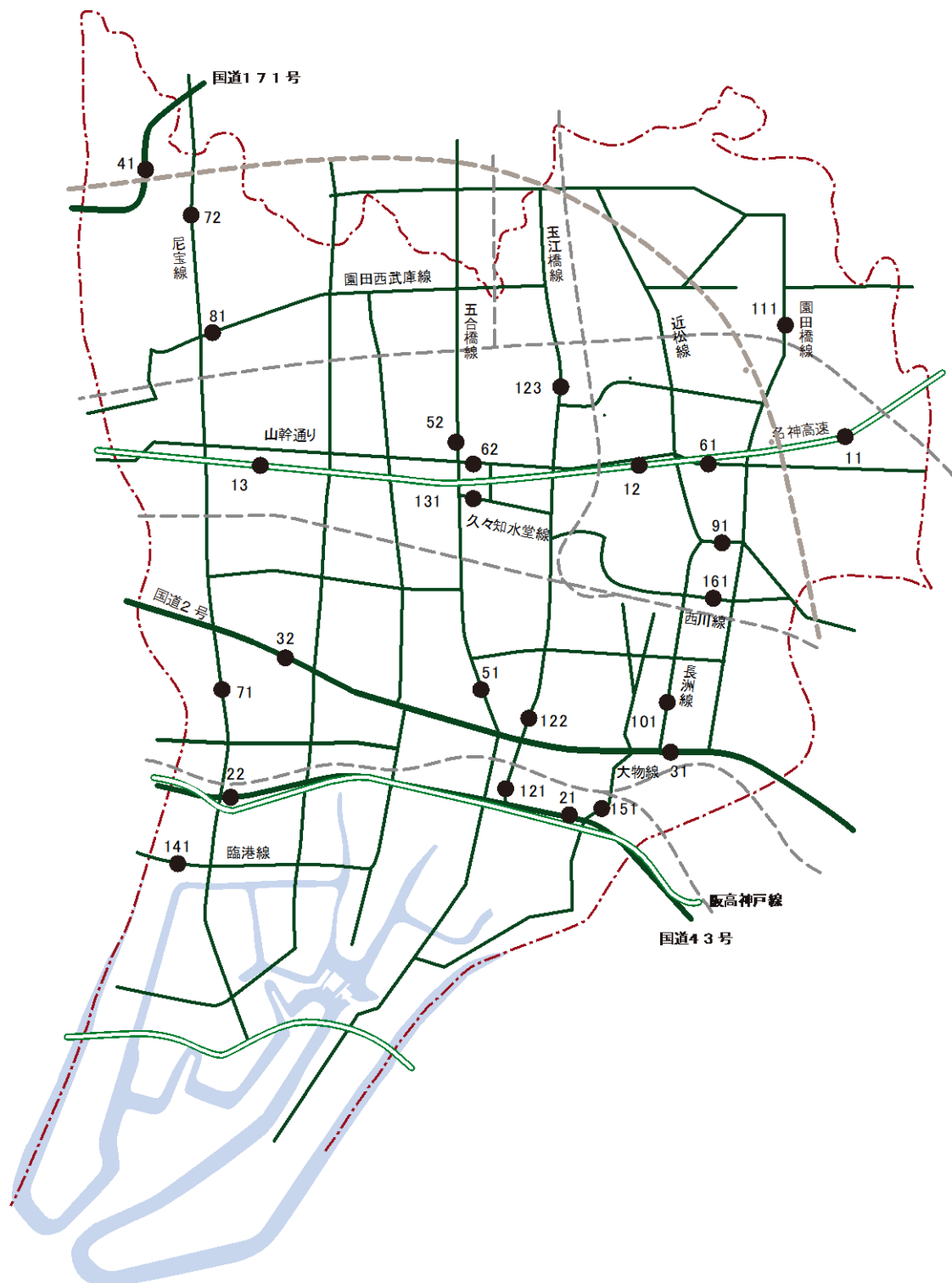
図 騒音 (L<sub>Aeq</sub>) の推移



備考1 県道米谷昆陽尼崎線(砂田子ども広場)、国道43号(武庫川)は通年測定。その他は、年間約3ヶ月間の測定の結果である。

● 騒音・振動・交通量に係る定点調査・測定結果

図 主要幹線道路自動車騒音等測定地点



備考1 数字は地点番号

表 調査地点の騒音・振動・交通量結果

| 路線<br>番号 | 道路名    | 地点<br>番号 | 測定場所        | 車線数 | 用途地域    | 騒音 L <sub>Aeq</sub> (dB) |    |     | 振動 L <sub>10</sub> (dB) |    |     | 交通量<br>(昼間・夜間：台/時間、日平均：台/日) |     |        |      | 大型車混入率 (%) |    | 速度 (km/h) |      | 備考        |
|----------|--------|----------|-------------|-----|---------|--------------------------|----|-----|-------------------------|----|-----|-----------------------------|-----|--------|------|------------|----|-----------|------|-----------|
|          |        |          |             |     |         | 昼間                       | 夜間 | 日平均 | 昼間                      | 夜間 | 日平均 | 昼間                          | 夜間  | 日平均    | 前年比  | 昼間         | 夜間 | 大型        | 小型   |           |
| 1        | 名神高速   | 11       | 弥生ヶ丘町1      | 4   | 第2種住居地域 | 70                       | 66 | 69  | -                       | -  | -   | —                           | —   | 53,661 | 1.07 | —          | —  | —         | —    | 令和 5 年度測定 |
|          |        | 12       | 久々知2・29・13  | 4   | 工業地域    | 66                       | 61 | 65  | -                       | -  | -   | —                           | —   | 53,616 | 1.07 | —          | —  | —         | —    |           |
|          |        | 13       | 水堂町1・11・18  | 4   | 第1種住居地域 | 69                       | 64 | 68  | 45                      | 44 | 44  | —                           | —   | 44,465 | 1.06 | —          | —  | —         | —    |           |
| 2        | 国道43号  | 21       | 南城内2・35     | 6   | 準工業地域   | 66                       | 63 | 65  | -                       | -  | -   | (3,252)                     | -   | —      | -    | (25.6)     | —  | 41.4      | 44.7 |           |
|          |        | 22       | 武庫川町1・25    | 6   | 準住居地域   | 66                       | 62 | 65  | 44                      | 41 | 43  | 2,390                       | 649 | 43,435 | 1.01 | (24.6)     | —  | 46.6      | 51.0 |           |
| 3        | 国道2号   | 31       | 杭瀬本町3・3     | 4   | 近隣商業地域  | 71                       | 67 | 70  | 36                      | 31 | 34  | (1,845)                     | -   | —      | -    | (11.1)     | —  | 43.8      | 47.5 |           |
|          |        | 32       | 大庄北5・2      | 4   | 近隣商業地域  | 68                       | 64 | 67  | -                       | -  | -   | 1,547                       | 435 | 28,225 | 0.99 | (9.5)      | —  | 43.6      | 44.8 |           |
| 4        | 国道171号 | 41       | 西昆陽1・26     | 4   | 準住居地域   | 69                       | 65 | 68  | 32                      | 29 | 31  | (2,061)                     | -   | —      | -    | (9.3)      | —  | 41.2      | 42.2 |           |
| 5        | 五合橋線   | 51       | 東難波町3・20    | 4   | 準住居地域   | 69                       | 66 | 68  | 41                      | 37 | 39  | (1,065)                     | -   | —      | -    | (22.5)     | —  | 37.2      | 38.7 |           |
|          |        | 52       | 南塚口町7・17    | 4   | 準住居地域   | 68                       | 62 | 67  | 35                      | 29 | 32  | (1,194)                     | -   | —      | -    | (11.1)     | —  | 36.8      | 43.2 |           |
| 6        | 山幹通り   | 61       | 下坂部3・21・18  | 4   | 準工業地域   | 62                       | 56 | 61  | 38                      | 36 | 37  | (1,167)                     | -   | —      | -    | (12.3)     | —  | 37.3      | 40.7 |           |
|          |        | 62       | 南塚口町6・10    | 6   | 工業地域    | 65                       | 61 | 64  | -                       | -  | -   | (1,722)                     | -   | —      | -    | (8.9)      | —  | 41.3      | 42.3 |           |
| 7        | 尼宝線    | 71       | 大庄西町2・4     | 4   | 準住居地域   | 68                       | 64 | 67  | 41                      | 34 | 38  | (903)                       | -   | —      | -    | (24.6)     | —  | 45.1      | 45.4 |           |
|          |        | 72       | 武庫之荘8・31    | 4   | 第2種住居地域 | 66                       | 61 | 65  | 36                      | 32 | 34  | (1,236)                     | -   | —      | -    | (22.1)     | —  | 44.9      | 47.9 |           |
| 8        | 園田西武庫線 | 81       | 武庫之荘3・15    | 2   | 第1種住居地域 | 65                       | 59 | 63  | 32                      | 26 | 29  | (717)                       | -   | —      | -    | (7.9)      | —  | 37.7      | 38.9 |           |
| 9        | 近松線    | 91       | 次屋2・3・1     | 4   | 工業地域    | 65                       | 60 | 64  | 38                      | 31 | 34  | (678)                       | -   | —      | -    | (11.1)     | —  | 40.9      | 43.0 |           |
| 10       | 長洲線    | 101      | 長洲東通2・12・1  | 4   | 第1種住居地域 | 60                       | 54 | 59  | 34                      | 25 | 29  | (525)                       | -   | —      | -    | (16.6)     | —  | 40.9      | 42.3 |           |
| 11       | 園田橋線   | 111      | 東園田町4・79    | 4   | 第1種住居地域 | 66                       | 61 | 65  | 40                      | 33 | 36  | 956                         | 278 | 17,515 | 1.00 | (13.1)     | —  | 38.2      | 39.5 |           |
| 12       | 玉江橋線   | 121      | 開明町1・80     | 4   | 第2種住居地域 | 68                       | 65 | 67  | 46                      | 43 | 45  | (729)                       | -   | —      | -    | (32.5)     | —  | 26.1      | 28.9 |           |
|          |        | 122      | 東難波町5・29・55 | 6   | 工業地域    | 68                       | 65 | 67  | 45                      | 40 | 42  | (1,455)                     | -   | —      | -    | (28.0)     | —  | 28.8      | 32.1 |           |
|          |        | 123      | 東塚口町2・2     | 2   | 第1種住居地域 | 67                       | 63 | 66  | -                       | -  | -   | (2,067)                     | -   | —      | -    | (23.7)     | —  | 35.6      | 35.5 |           |
| 13       | 久々知水堂線 | 131      | 名神町1・2・32   | 4   | 準工業地域   | 66                       | 60 | 65  | -                       | -  | -   | (795)                       | -   | —      | -    | (24.2)     | —  | 33.9      | 35.8 | 令和 4 年度測定 |
| 14       | 臨港線    | 141      | 元浜町5・71・1   | 4   | 第1種住居地域 | 70                       | 64 | 69  | 44                      | 41 | 43  | (843)                       | -   | —      | -    | (31.0)     | —  | 39.1      | 44.9 | 令和 5 年度測定 |
| 15       | 大物線    | 151      | 大物町1・8・18   | 4   | 準工業地域   | 70                       | 62 | 68  | -                       | -  | -   | (828)                       | -   | —      | -    | (33.7)     | —  | 38.0      | 41.5 | 令和 3 年度測定 |
| 16       | 西川線    | 161      | 浜1・3・1      | 4   | 第1種住居地域 | 65                       | 59 | 64  | -                       | -  | -   | (750)                       | -   | —      | -    | (11.6)     | —  | 38.0      | 38.6 |           |

備考 1 騒音における環境基準は、昼間：70 dB、夜間：65 dB、振動における要請限度は、昼間：75 dB、夜間：70 dB である。

※地点番号 21 のみ「幹線交通を担う道路に近接する空間」に該当せず、環境基準は昼間：65dB、夜間：60 dB となる。

備考 2 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし（■）で示す。

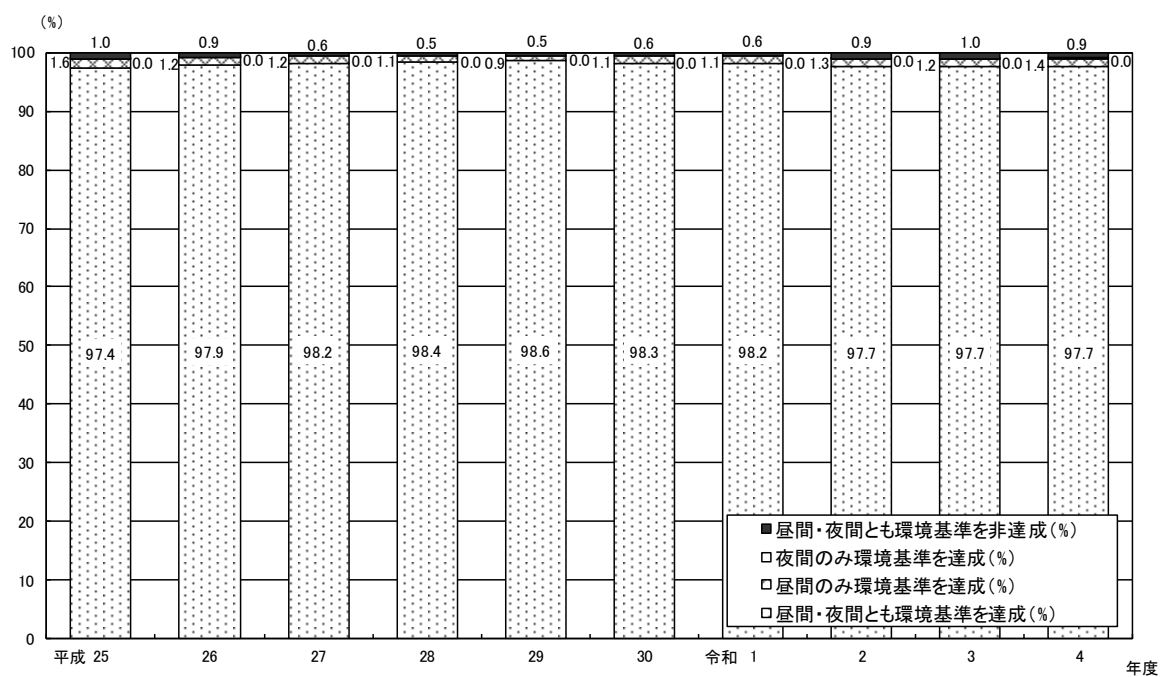
備考 3 —は測定していないことを示し、<は測定下限値未満を示す。

備考 4 （ ）については、10 時台・14 時台における 10 分交通量からの推計値

備考 5 騒音・大型車混入率の時間区分は、昼間：午前 6 時～午後 10 時、夜間：午後 10 時～午前 6 時、振動の時間区分は、昼間：午前 8 時～午後 7 時、夜間：午後 7 時～午前 8 時

## ● 騒音に係る面的評価結果

図 面的評価結果



備考1 定点調査を行った16路線が評価対象である。

備考2 1路線につき5年ごとの評価となる。

備考3 四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

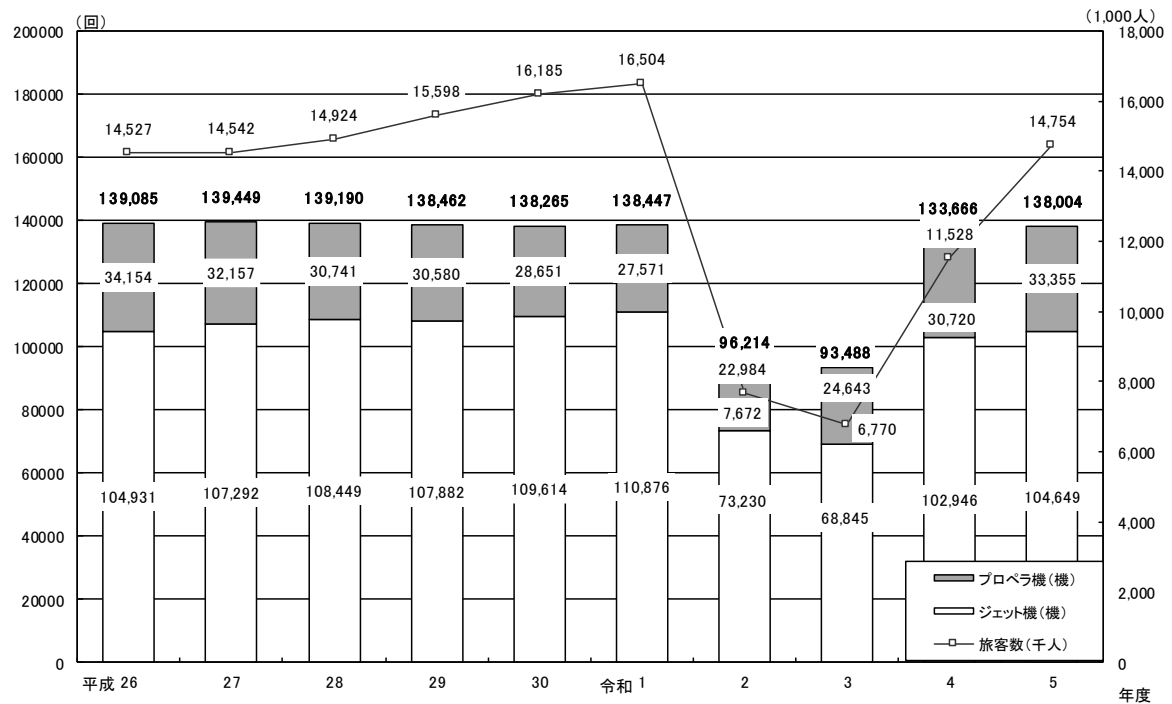
## 騒音（航空機）

### ● 大阪国際空港の概要

現空港の施設能力は、311 ha の空港敷地に 1,828 m と 3,000 m の 2 本の滑走路を有しており、年間の処理能力は 175,000 発着です。

令和 5 年度は、航空機の年間発着回数は 138,004 回（378 回/日）で、新型コロナウイルス感染症が流行する以前の令和元年度に比べ 99.7 % となっています。このうちジェット機の発着回数は 104,649 回（287 回/日 臨時便、空港での点検・整備を含む。）となっています。

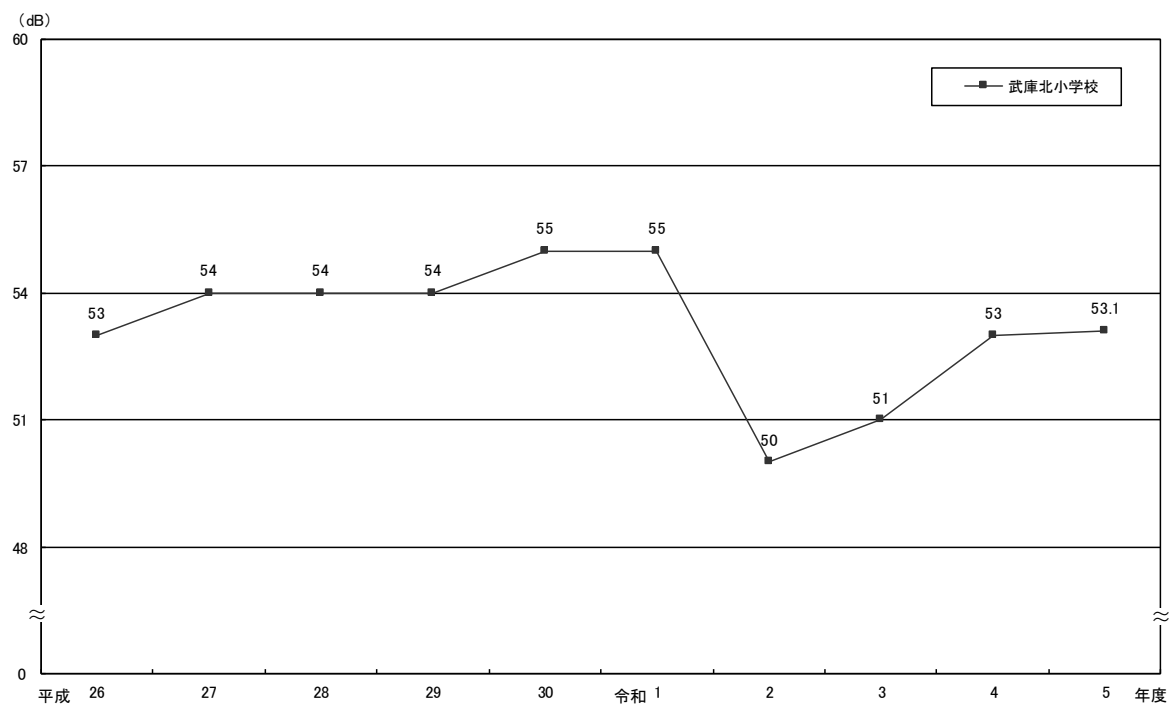
図 大阪国際空港の発着回数・旅客数



## ● 定点調査・測定結果

### ・時間帯補正等価騒音レベル ( $L_{den}$ )

図 騒音 ( $L_{den}$ ) の推移

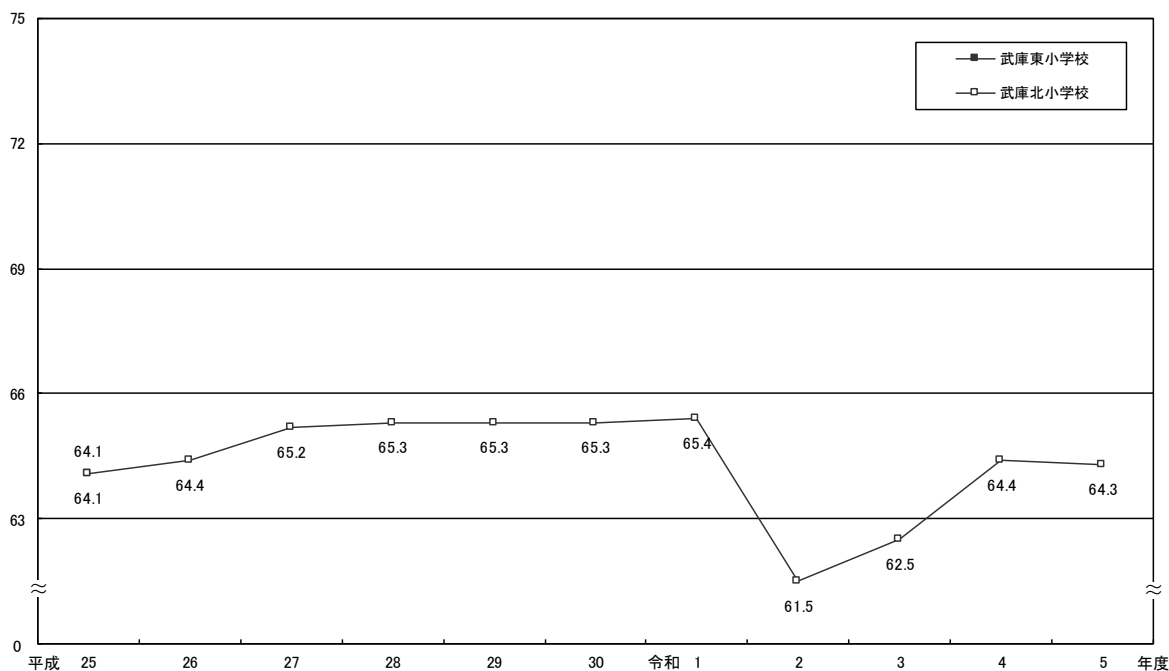


備考 1 平成 25 年度から航空機騒音に係る環境基準の評価方法が WECPNL から  $L_{den}$  へと変更されている。

備考 2 航空機騒音に係る環境基準は 57 dB である。

### ・加重等価平均感覚騒音レベル (WECPNL)

図 騒音 (WECPNL) の推移



備考 1 武庫東小学校については、校舎の建替えに伴い、平成 25 年 8 月 29 日に新関西国際空港(株)が測定局を廃止した。

## ● 発着枠別の騒音状況

本市では、武庫西生涯学習プラザにおいて年に1度、1日の始発便から最終便までの航空機騒音を測定しています。各機の騒音値 $L_{AE}$ を発着枠の種類に応じてジェット機、低騒音ジェット機、プロペラ機の3つの区分に分けて示しました。令和5年度の測定結果は次のとおりです。

表 発着枠別の航空機騒音

|       | ジェット機 | 低騒音ジェット機 | プロペラ機 |
|-------|-------|----------|-------|
| 最大    | 84.3  | 83.8     | 76.2  |
| 最小    | 80.7  | 76.2     | 72.1  |
| パワー平均 | 82.8  | 80.6     | 74.4  |

(単位：dB)

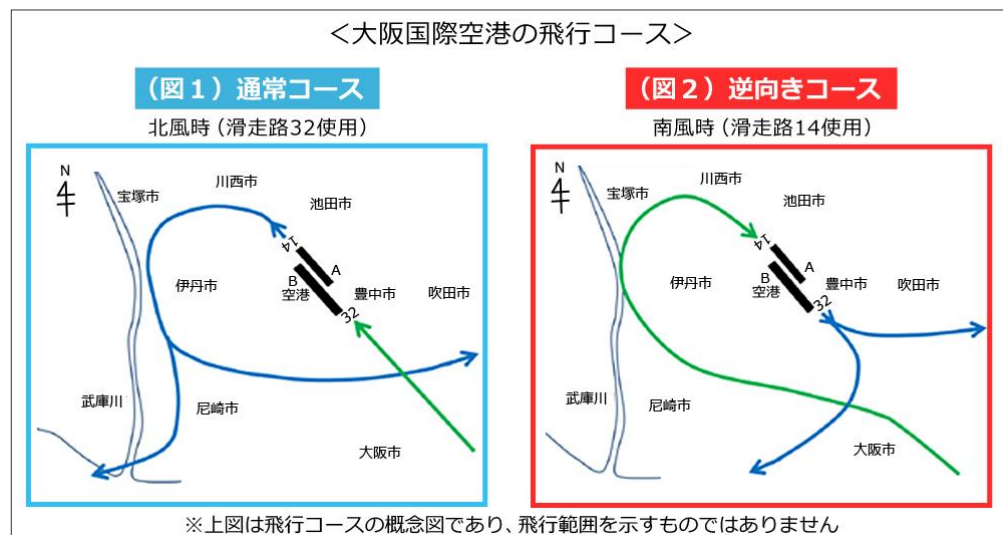
## ● 飛行コース

航空機は、風に向かって離陸する方が揚力を得られるため、東又は南よりの風が強くなると通常コースと逆方向の発着となります。

通常コースでは本市域においては、県道尼崎宝塚線を中心とする武庫地区が特に離陸機の騒音の影響を受けています。逆発着時には航空機が本市上空を低空で飛行するため、本市の北部及び東部地域が騒音の影響を受けます。

逆発着の発生する日数の頻度は、令和3年度は6.6% (1.1%)、令和4年度は3.8% (0.9%)、令和5年度は3.8% (1.2%)で、春から夏にかけて多くなります。(( )内は、運行機数に対する逆発着した航空機の割合)

図 飛行コース



備考1 図については関西エアポート(株)ホームページから引用している。

● 大阪国際空港における騒音対策

表 大阪国際空港における騒音対策

|        |                  |                                        |                           |
|--------|------------------|----------------------------------------|---------------------------|
| 発生源対策  | 機材改良             | 低騒音機の導入                                |                           |
|        |                  | 現用機エンジンの低騒音改良                          |                           |
|        | 運用規制             | 定期便の発着回数370回/日（ジェット機200回/日・低騒音機170回/日） |                           |
|        | 運航方式の改良          | 運用時間の短縮（7時～21時）                        |                           |
|        |                  | 騒音軽減運航方式（急上昇方式等）                       |                           |
| 空港周辺対策 | 土地利用<br>（本市は対象外） | 立地規制                                   |                           |
|        |                  | 計画的土地利用<br>（空港周辺整備計画）                  | 緩衝緑地帯等の整備                 |
|        |                  |                                        | 空港周辺再開発等                  |
|        | 補償等              | 防音工事                                   | 教育施設等の防音工事                |
|        |                  |                                        | 住宅防音工事（本市は平成12年4月1日より対象外） |
|        |                  | 共同利用施設整備（本市は平成23年4月1日より対象外）            |                           |
|        |                  | テレビ受信料助成等（本市は平成17年4月1日より対象外）           |                           |
|        |                  | ※平成25年3月31日をもって廃止                      |                           |
|        |                  | 移転補償（本市は対象外）                           |                           |

## 騒音・振動（新幹線）

### ● 山陽新幹線の概要

山陽新幹線は、昭和 47 年 3 月 15 日に新大阪 - 岡山間で営業を開始し、昭和 50 年 3 月 10 日に博多までの全線が開通しました。また、平成 23 年 3 月から九州新幹線と相互乗り入れを専用車両で開始しました。山陽新幹線は、阪神間の住宅が密集する市街地を通過するため、列車走行に伴う騒音・振動が沿線住民の生活環境に大きな影響を与えています。

表 本市における山陽新幹線の運行状況

| 距離     | 陸地部     |         | 河川部   |       | 通過列車本数<br>(定期) | 列車速度 (km/h) |         |
|--------|---------|---------|-------|-------|----------------|-------------|---------|
|        | 住居系     | 工業系     | 神崎川   | 武庫川   |                | 上り          | 下り      |
| 6,104m | 4,195 m | 1,360 m | 400 m | 149 m | 212本／日         | 189～218     | 200～225 |
|        | 5,555 m |         | 549 m |       |                |             |         |

備考 1 通過列車本数は臨時・季節列車・回送を除く。(令和 5 年 3 月 18 日 ダイヤ改正時 新大阪 - 姫路間)

備考 2 列車速度は令和 5 年の実測で、測定地点ごとに平均速度を算出し、最高・最低速度を掲載

### ● 騒音・振動の監視・測定結果

表 新幹線鉄道騒音に係る環境基準・振動に係る指針値の達成状況

| 区分<br>地区名 | 上下線側の別 | 騒音 (dB) |      |      | 振動 (dB) |      |      | 列車速度 (km/h) |
|-----------|--------|---------|------|------|---------|------|------|-------------|
|           |        | 12.5 m  | 25 m | 50 m | 12.5 m  | 25 m | 50 m |             |
| 武庫地区      | 上り     | —       | —    | —    | —       | —    | —    | —           |
|           | 下り     | —       | —    | —    | —       | —    | —    | —           |
| 猪名寺地区     | 上り     | 69      | 69   | 63   | 52      | 51   | 49   | 218         |
|           | 下り     | 71      | 70   | 66   | 50      | 49   | 46   | 215         |
| 食満地区      | 上り     | 70      | 68   | 62   | 53      | 55   | 53   | 217         |
|           | 下り     | 70      | 68   | 66   | 62      | 58   | 48   | 225         |
| 小中島地区     | 上り     | 69      | 64   | 60   | 64      | 59   | 50   | 189         |
|           | 下り     | 68      | 64   | 60   | 54      | 50   | 52   | 200         |

備考 1 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし（■）で示す。

備考 2 騒音の環境基準は 70 dB

備考 3 振動の環境保全上緊急を要する対策指針値は 70 dB

備考 4 武庫地区は測定場所となる県営西昆陽住宅の建て替え工事を行っていることから、令和 5 年度は測定を見送ることとした。

## ● 騒音の推移

図 騒音の推移（軌道中心から 12.5 m の地点の結果）

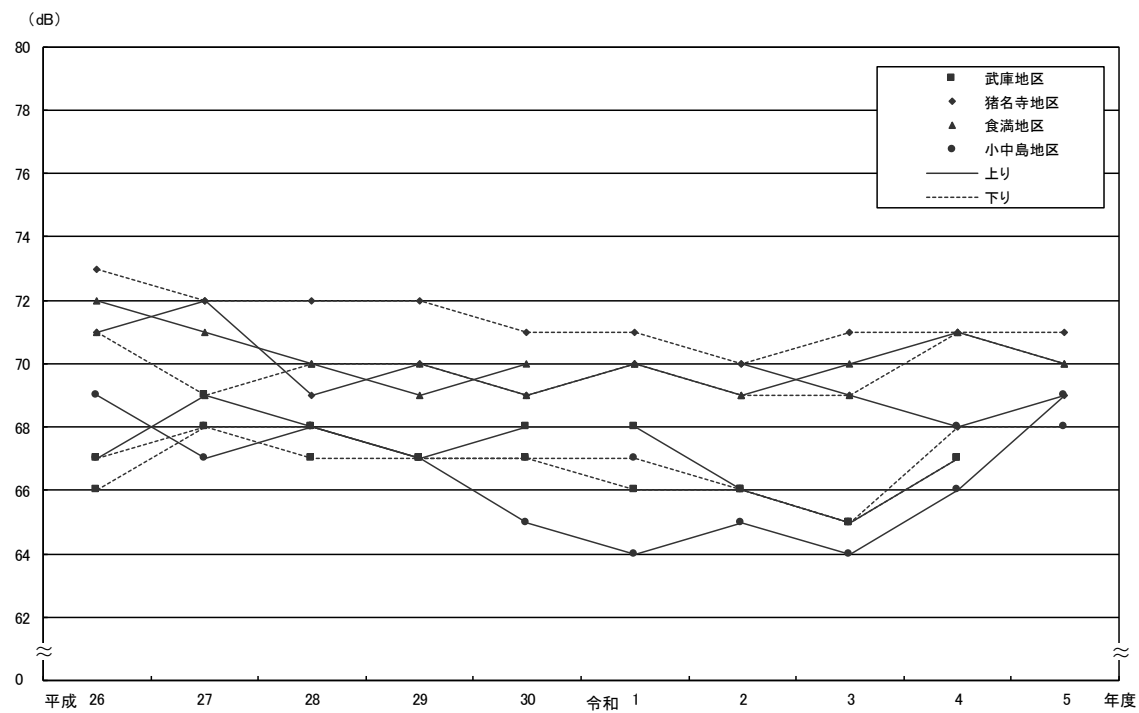
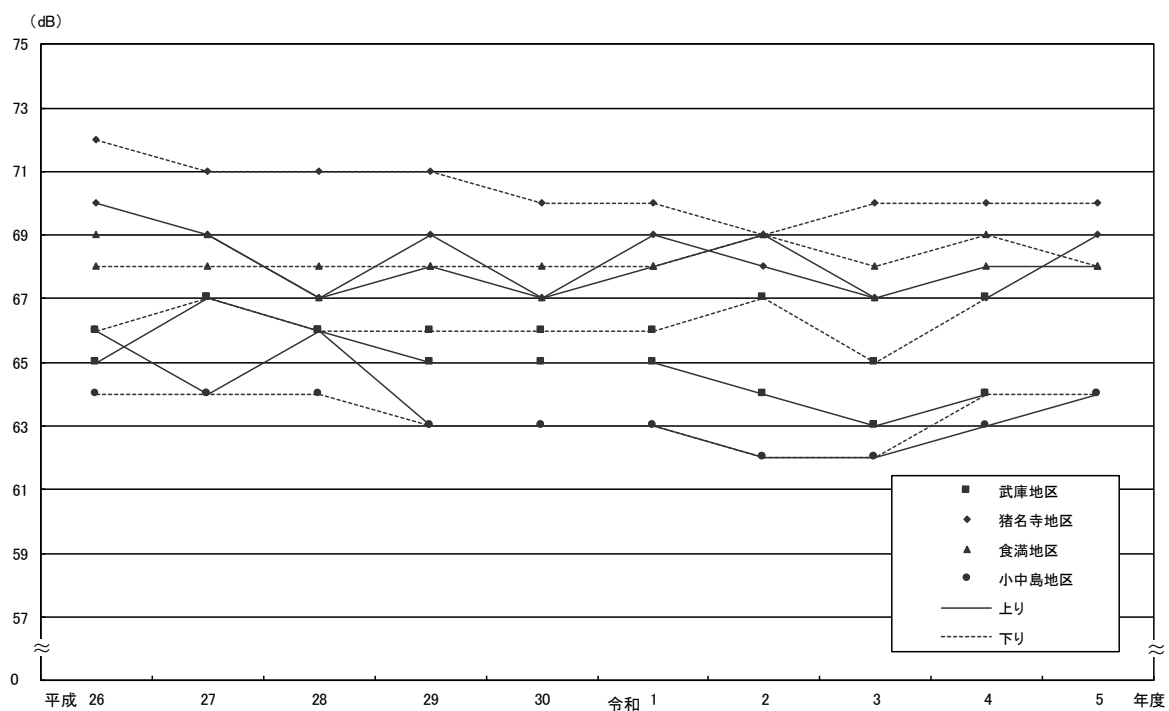


図 騒音の推移（軌道中心から 25 m の地点の結果）



● これまでの対策

表 山陽新幹線における環境対策実施状況

| 区分    | 項目         | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発生源対策 | 車両の改良      | 軽量車両への転換                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|       | 弾性枕木の設置    | 小中島地区 24 m（平成 7 年度）、54 m（平成 9 年度）<br>瓦宮地区 120 m（平成 14 年度）<br>瓦宮、食満地区 474 m（平成 4 年度）、123 m（平成 5 年度）、<br>食満地区 108 m（平成 6 年度）<br>食満、南清水地区 1,540 m（平成 2 年度）<br>武庫、食満、南清水地区 1,094 m（平成 3 年度）<br>武庫地区 977 m（平成元年度）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|       | バラストマットの敷設 | 神崎地区 400 m（昭和 51 年度）、80 m（平成 16 年度）、100 m（平成 19 年度）<br>善法寺地区 179 m（平成 20 年度）、<br>小中島地区 50 m（平成 22 年度）、53 m（平成 27 年度）、120 m（平成 28 年度）、<br>60 m（平成 30 年度）、43 m（令和 2 年度）<br>瓦宮地区 506 m（昭和 51 年度～平成元年度）、186 m（平成 17 年度）、274 m（平成 27 年度）、71 m（平成 28 年度）<br>食満地区 240 m（昭和 47 年度）、110 m（平成 6 年度）、177 m（平成 21 年度）、<br>143 m（平成 22 年度）、251 m（平成 23 年度）、264 m（平成 24 年度）、261 m（平成 26 年度）、97 m（平成 29 年度）、27 m（令和元年度）<br>猪名寺地区 38 m（平成 22 年度）、100 m（平成 24 年度）、29 m（平成 28 年度）、<br>150 m（令和 2 年度）、180 m（令和 3 年度）<br>武庫地区 193 m（平成 2 年度）、44 m（平成 6 年度）、120 m（平成 8 年度）、58 m（平成 29 年度）、134 m（平成 30 年度）、60 m（令和元年度） |
|       | レールの研磨     | 全線にわたり、レールの平坦性を保つために研磨（1～2 年に 1 回、頻度や場所はレール状態による）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|       | 運行方法の改善    | 騒音、振動の継続時間の短い短編成列車の運行（昭和 62 年度）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|       | 防音壁等の設置    | 側壁に吸音板の内張り（昭和 49 年度完成）<br>側壁（軌道面から高さ 1.3 m）の上に高さ 1 m の防音壁を日照問題のある部分を除き、ほぼ全線に設置（昭和 53 年度、平成 6 年度）<br>防音壁上に音の干渉作用を利用したラムダ型防音壁の設置（昭和 61 年度、平成 2 年度）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 周辺対策  | 民家防音工事助成   | 昭和 53 年度から、80 dB を超える家屋 646 戸、75～80 dB の家屋 1,207 戸について実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|       | 教育施設防音工事助成 | 沿線の園田小学校（昭和 59 年度）、園田中学校（昭和 59 年度）、小田北中学校（昭和 60 年度）について実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|       | 民家防振工事助成   | 振動対策指針値 70 dB を超える家屋について実施（昭和 59 年度）2 棟 5 戸                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|       | 電波障害対策     | 昭和 53 年度に共同受信施設の工事を実施、平成 20 年度ケーブル TV に切替え                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|       | 振動実害補償     | 振動による被害の申し出のあった住宅のうち、65 dB 以上等の要件を満たす 5 戸について旧国鉄が実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

## 土壌

### ● 土壌汚染対策法に基づく要措置区域等一覧（令和6年3月31日現在）

#### ・要措置区域

土壌汚染による有害物質の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

| 指定番号 | 指定年月日 | 区域の所在地 | 区域の面積（㎡） | 指定基準に適合しない特定有害物質 |
|------|-------|--------|----------|------------------|
| 指定なし |       |        |          |                  |

#### ・形質変更時要届出区域

土壌汚染による有害物質の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染除去等の措置が不要な区域

| 指定番号    | 指定年月日                                                                          | 区域の所在地                                                         | 区域の面積（㎡）  | 指定基準に適合しない特定有害物質                                                                                      |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指 - 3号  | 平成 23 年 11 月 10 日                                                              | 塚口本町 8 丁目 1 番の一部                                               | 1,817.62  | シス - 1, 2 - ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物 |
| 指 - 5号  | 平成 24 年 2 月 27 日                                                               | 扇町 22 番 2、43 番の各一部                                             | 1,393.4   | シス - 1, 2 - ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物                                |
| 指 - 6号  | 平成 24 年 5 月 21 日                                                               | 塚口本町 6 丁目 37 番 4～6、225 番 5・6、塚口本町 8 丁目 1 番 20・23～24・28・29 の各一部 | 832.96    | 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                                               |
| 指 - 9号  | 平成 24 年 10 月 22 日                                                              | 南塚口町 8 丁目 996 番、997 番                                          | 411.7     | 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                                                                  |
| 指 - 10号 | 平成 24 年 10 月 30 日                                                              | 潮江 5 丁目 103 番 11、445 番 1 の各一部                                  | 1,133.5   | ふっ素及びその化合物                                                                                            |
| 指 - 12号 | 平成 24 年 12 月 11 日<br>平成 25 年 3 月 7 日                                           | 金楽寺町 2 丁目 64 番の一部                                              | 4,232.10  | 六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物                                                                                   |
| 指 - 13号 | 平成 24 年 12 月 17 日                                                              | 潮江 5 丁目 524 番 2 の一部                                            | 291.28    | ふっ素及びその化合物                                                                                            |
| 指 - 14号 | 平成 24 年 12 月 27 日                                                              | 塚口本町 8 丁目 1 番の一部                                               | 2,361.24  | 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                                                         |
| 指 - 15号 | 平成 25 年 1 月 22 日<br>平成 26 年 7 月 15 日                                           | 高田町 99 番 1、112 番 1 の各一部                                        | 8,488.51  | 六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                                     |
| 指 - 16号 | 平成 25 年 4 月 26 日<br>平成 30 年 1 月 15 日                                           | 大庄北 5 丁目 71 番の一部                                               | 27,650.28 | 1, 1 - ジクロロエチレン、シス - 1, 2 - ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1 - トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物 |
| 指 - 17号 | 平成 25 年 6 月 6 日                                                                | 武庫之荘 8 丁目 298 番 1・2 の各一部                                       | 22        | 鉛及びその化合物                                                                                              |
| 指 - 20号 | 平成 26 年 7 月 30 日<br>平成 26 年 10 月 1 日<br>平成 26 年 12 月 24 日<br>平成 27 年 10 月 22 日 | 平左衛門町 68 番 2                                                   | 3,706.7   | 鉛及びその化合物                                                                                              |
| 指 - 21号 | 平成 26 年 10 月 16 日                                                              | 扶桑町 1 番、13 番 1・2、14 番 5 の各一部                                   | 690.0     | 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                                                          |
| 指 - 22号 | 平成 26 年 11 月 18 日                                                              | 塚口本町 8 丁目 1 番 35 の一部                                           | 1,015.1   | 鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                                                                   |

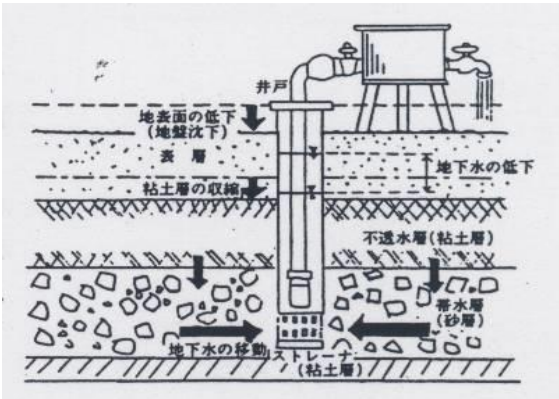
| 指定番号    | 指定年月日                                                                                      | 区域の所在地                                                                                                                                             | 区域の面積 (m <sup>2</sup> ) | 指定基準に適合しない特定有害物質                                                                                                                                                  |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指 - 25号 | 平成 27 年 2 月 19 日<br>平成 27 年 3 月 31 日                                                       | 塚口本町 8 丁目 1 番の一部                                                                                                                                   | 4,873.172               | 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                                                                                                                     |
| 指 - 26号 | 平成 27 年 4 月 9 日<br>平成 30 年 5 月 29 日                                                        | 大庄川田町 74 番の一部                                                                                                                                      | 3,331.22                | 1, 1 - ジクロロエチレン、シス - 1, 2 - ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、砒素及びその化合物                                                                                               |
| 指 - 28号 | 平成 27 年 6 月 18 日                                                                           | 塚口本町 8 丁目 1 番の一部                                                                                                                                   | 2,399.00                | 水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                                                                                                |
| 指 - 29号 | 平成 27 年 12 月 21 日<br>平成 28 年 5 月 2 日<br>平成 28 年 6 月 1 日                                    | 末広町一丁目 5 番 2・3・15、末広町二丁目 16 番 18～20 の各全部、扇町 15 番、16 番 1、20 番、21 番の各一部                                                                              | 61,599.51               | 1, 1 - ジクロロエチレン、シス - 1, 2 - ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物 |
| 指 - 31号 | 平成 28 年 2 月 26 日<br>平成 28 年 6 月 22 日<br>平成 28 年 11 月 7 日                                   | 南塚口町 6 丁目 156 番 1 の全部、156 番 4 の一部                                                                                                                  | 2,864.7                 | 六価クロム化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                                                                                                                     |
| 指 - 32号 | 平成 28 年 2 月 26 日<br>平成 28 年 6 月 22 日<br>平成 29 年 8 月 30 日                                   | 南塚口町 6 丁目 160 番 1・2 の各一部                                                                                                                           | 2,557.6                 | 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                                                                                                                              |
| 指 - 34号 | 平成 28 年 5 月 2 日                                                                            | 長洲中通 2 丁目 23 番の全部                                                                                                                                  | 396.69                  | カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物                                                                                                       |
| 指 - 35号 | 平成 28 年 5 月 20 日<br>平成 29 年 8 月 9 日                                                        | 塚口本町 8 丁目 1 番 31・35 の各一部、水路                                                                                                                        | 1,548.29                | 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                                                                                                                     |
| 指 - 36号 | 平成 28 年 8 月 22 日<br>令和 4 年 2 月 3 日<br>令和 4 年 2 月 10 日<br>令和 4 年 3 月 3 日<br>令和 5 年 2 月 21 日 | 東海岸町 21 番 1・10、27 番 1・2 の各一部                                                                                                                       | 23,459.54               | 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物                                                                                                                          |
| 指 - 37号 | 平成 28 年 9 月 28 日<br>平成 29 年 5 月 26 日                                                       | 扇町 15 番、16 番 1 の各一部                                                                                                                                | 12,215.99               | 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物                                                                                                                          |
| 指 - 38号 | 平成 28 年 10 月 3 日<br>平成 28 年 10 月 13 日<br>平成 28 年 12 月 6 日<br>平成 29 年 1 月 30 日              | 塚口本町 8 丁目 1 番、1 番 29・30・32・35 の各一部                                                                                                                 | 5,502.39                | トリクロロエチレン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                                                                                      |
| 指 - 39号 | 平成 28 年 11 月 10 日                                                                          | 東難波町 2 丁目 161 番 1 の一部                                                                                                                              | 864.1                   | 鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                                                                                                                               |
| 指 - 40号 | 平成 28 年 11 月 22 日                                                                          | 御園 1 丁目 243 番 10・15 の各一部                                                                                                                           | 6.4                     | 六価クロム化合物、鉛及びその化合物                                                                                                                                                 |
| 指 - 42号 | 平成 29 年 4 月 26 日<br>平成 29 年 5 月 22 日<br>平成 29 年 9 月 7 日                                    | 末広町 1 丁目 4 番 4・6、5 番 1 の各全部、2 丁目 8 番 2 の一部、8 番 5・8・9、16 番 1・2・3 の各全部、16 番 4・5 の各一部、16 番 6 の全部、16 番 7・8 の各一部、16 番 9・10・13・14・17・21・22、17 番 4・7 の各全部 | 160,869.73              | カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物                                                                                        |
| 指 - 43号 | 平成 29 年 7 月 14 日                                                                           | 船出 23 番の一部                                                                                                                                         | 19,499.18               | ふっ素及びその化合物                                                                                                                                                        |

| 指定番号    | 指定年月日                                              | 区域の所在地                                                                   | 区域の面積 (m <sup>2</sup> ) | 指定基準に適合しない特定有害物質                                                                  |
|---------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 指 - 44号 | 平成 29 年 7 月 14 日                                   | 猪名寺 1 丁目 1 番 12                                                          | 635.43                  | 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物                                                          |
| 指 - 45号 | 平成 29 年 9 月 20 日                                   | 御園 1 丁目 243 番 9・10・14・15 の各一部                                            | 208.58                  | ふっ素及びその化合物、鉛及びその化合物                                                               |
| 指 - 46号 | 平成29年9月21日                                         | 高田町 99 番 1、112 番 1、115 番 2、126 番 4・5、131 番 1、242 番、243 番の各一部、121 番 2 の全部 | 11,852.4                | 六価クロム及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                        |
| 指 - 47号 | 平成29年9月27日<br>平成30年3月1日                            | 北城内 26 番 1・2 の各全部、27 番の一部、88 番 9・37・54・68・92 の各全部                        | 5,981.79                | カドミウム及びその化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物                                            |
| 指 - 48号 | 平成29年10月10日<br>令和元年9月25日<br>令和2年3月12日<br>令和2年7月31日 | 潮江 4 丁目 65 番 2 の一部                                                       | 19,457.02               | 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物                                                   |
| 指 - 49号 | 平成29年10月30日                                        | 若王寺 3 丁目 104 番の一部                                                        | 216.3                   | 砒素及びその化合物                                                                         |
| 指 - 50号 | 平成30年2月5日<br>令和元年8月28日                             | 末広町 1 丁目 1 番 13、5 番 10、8 番 6 の各全部                                        | 7,038                   | 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                                     |
| 指 - 51号 | 平成30年2月28日<br>令和元年5月24日                            | 食満 5 丁目 206 番 1 の一部、206 番 2 の全部、206 番 4・10 の各一部                          | 2,846.99                | 砒素及びその化合物                                                                         |
| 指 - 52号 | 平成30年4月9日                                          | 塚口本町 8 丁目 1 番 29～32 の各一部                                                 | 2,482.17                | 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                           |
| 指 - 53号 | 平成30年6月1日                                          | 扶桑町 11 番 2、11 番 10、14 番 6、31 番、36 番の各一部                                  | 2,193.6                 | 六価クロム化合物、鉛及びその化合物                                                                 |
| 指 - 54号 | 平成30年8月2日<br>平成31年3月4日                             | 塚口本町 8 丁目 1 番の一部                                                         | 1,656.42                | ふっ素及びその化合物                                                                        |
| 指 - 56号 | 平成31年2月27日                                         | 御園 1 丁目 243 番 14、水路の各一部                                                  | 1,558.66                | 鉛及びその化合物                                                                          |
| 指 - 57号 | 令和元年5月28日                                          | 猪名寺 1 丁目 571 番の一部                                                        | 741.39                  | 鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                                               |
| 指 - 58号 | 令和元年11月21日                                         | 平左衛門町 65 番 10、68 番 1・2、68 番 6～8、70 番、71 番の各一部                            | 7,981.6                 | 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                     |
| 指 - 59号 | 令和2年1月21日                                          | 南初島町 15 番の全部                                                             | 4,914.12                | 全ての特定有害物質                                                                         |
| 指 - 60号 | 令和2年6月12日                                          | 三反田町 1 丁目 7 番 2・3 の各一部                                                   | 77.83                   | クロロエチレン、テトラクロロエチレン                                                                |
| 指 - 61号 | 令和2年10月6日                                          | 若王寺 3 丁目 102 番の一部                                                        | 6,319.1                 | 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                                     |
| 指 - 62号 | 令和2年10月13日                                         | 東難波町 5 丁目 438 番、441 番、442 番の各一部                                          | 307.8                   | シアン化合物、鉛及びその化合物                                                                   |
| 指 - 63号 | 令和3年1月6日<br>令和3年1月19日                              | 平左衛門町 13 番 1 の一部                                                         | 25,645.7                | 四塩化炭素、ジクロロメタン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物 |
| 指 - 64号 | 令和3年5月27日<br>令和5年2月17日<br>令和5年6月12日                | 食満 5 丁目 206 番 3 の一部                                                      | 2,859.07                | 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                                              |

| 指定番号    | 指定年月日                   | 区域の所在地                                 | 区域の面積 (m <sup>2</sup> ) | 指定基準に適合しない特定有害物質                                                                                                                        |
|---------|-------------------------|----------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指 - 65号 | 令和3年11月11日<br>令和4年9月28日 | 平左衛門町 65 番 8・10・17、<br>68 番 1・6～9 の各一部 | 23,072.02               | カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物                                              |
| 指 - 66号 | 令和3年12月21日              | 道意町 6 丁目 36 番 1 の全部                    | 14,203.28               | 砒素及びその化合物                                                                                                                               |
| 指 - 67号 | 令和4年2月1日                | 道意町 7 丁目 1 番 13 の一部                    | 3,460.95                | 六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                                                                       |
| 指 - 68号 | 令和4年3月25日               | 大高洲町 2 番、2 番 2 の各一部、<br>14 番 1・2       | 9,646.97                | カドミウム及び化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、有機りん化合物                                        |
| 指 - 69号 | 令和4年4月7日                | 猪名寺 3 丁目 162 番の一部                      | 1,004.46                | 六価クロム化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                                                                                           |
| 指 - 70号 | 令和4年5月20日               | 塚口本町 8 丁目 1 番 35 の一部                   | 777.98                  | 六価クロム化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                                                                                           |
| 指 - 71号 | 令和4年6月15日               | 平左衛門町 18 番 17・18 の各一部                  | 60.77                   | 砒素及びその化合物                                                                                                                               |
| 指 - 73号 | 令和4年9月22日<br>令和5年2月24日  | 道意町 7 丁目 1 番 10・17 の各全部                | 162,875.04              | クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル |
| 指 - 74号 | 令和4年10月5日               | 船出 12 番 1、19 番、20 番 1                  | 28,243.41               | ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物                                                                                                                   |
| 指 - 75号 | 令和4年11月14日              | 塚口本町 8 丁目 1 番の一部                       | 21.31                   | ふっ素及びその化合物                                                                                                                              |
| 指 - 76号 | 令和5年2月15日               | 塚口本町 8 丁目 1 番、1 番 35 の各一部              | 482.76                  | 六価クロム化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                                                                                           |
| 指 - 77号 | 令和5年2月17日<br>令和6年1月12日  | 西向島町 1 番 4・5 の各一部                      | 31,480.93               | 六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物                                                                            |
| 指 - 78号 | 令和5年2月28日               | 船出 21 番 1 の一部                          | 314.25                  | ふっ素及びその化合物                                                                                                                              |
| 指 - 79号 | 令和5年4月21日               | 塚口本町 8 丁目 1 番 35 の一部                   | 2,500.12                | ふっ素及びその化合物                                                                                                                              |
| 指 - 80号 | 令和5年6月16日               | 塚口本町 8 丁目 1 番の一部                       | 3,201.23                | 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                                                                                 |
| 指 - 81号 | 令和5年7月12日               | 西向島町 15 番 8                            | 16,694.54               | カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物                                              |
| 指 - 82号 | 令和5年9月19日               | 塚口本町 8 丁目 1 番の一部                       | 40.52                   | 砒素及びその化合物                                                                                                                               |
| 指 - 83号 | 令和6年1月12日               | 水明町 199 番 1・23 の各一部                    | 1,508.63                | 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                                                                                           |
| 指 - 84号 | 令和6年1月19日               | 西長洲町 1 丁目 10 番 1、19 番、<br>20 番の各一部     | 1,880.9                 | 鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                                                                                                     |
| 指 - 85号 | 令和6年1月22日               | 道意町 7 丁目 1 番 2・4 の各一部                  | 178.19                  | 鉛及びその化合物                                                                                                                                |
| 指 - 86号 | 令和6年3月25日               | 鶴町 7 番 1 の一部                           | 747.79                  | 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物                                                                                                  |

地盤沈下

● 地盤沈下の仕組み



地盤沈下の仕組み

地下水を農業用水や工業用水として長期にわたり過剰に揚水したり、建設（掘削）工事現場等で地下水を排除した結果、粘土層の中の間隙水がしぼり出され、粘土層が脱水し、圧密されて収縮します。これが地表における地盤沈下となって現れます。

本市では、昭和 40 年代前半まで地盤沈下が続いていましたが、その後は一部地域を除いて沈静化の傾向にあります。

● 水準測量の結果

表 水準測量結果

| 測量水準点数 | 平成30年度との標高差（cm） |       |       |
|--------|-----------------|-------|-------|
|        | 最高沈下量           | 最低沈下量 | 平均沈下量 |
| 123点   | -3.19           | -0.15 | -8.71 |

備考1 結果は令和3年度の測量結果である。

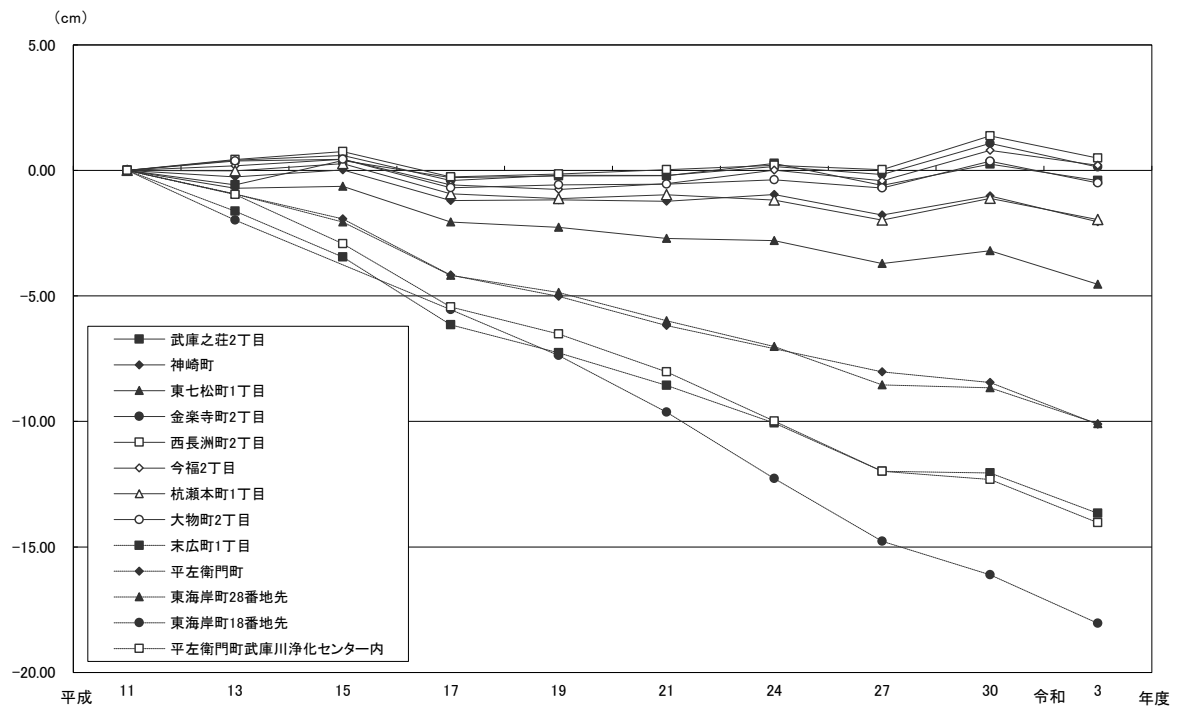
備考2 地盤が沈下した場合マイナス表記、隆起した場合プラス表記とする。

表 主な水準点の累計沈下量

| 地区           | 測定地点                  | 測定開始年度 | 累計沈下量（cm） | 標高（m）  |        |        |        |        |        |        |
|--------------|-----------------------|--------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|              |                       |        |           | 平成17年度 | 平成19年度 | 平成21年度 | 平成24年度 | 平成27年度 | 平成30年度 | 令和3年度  |
| 北部           | 武庫之荘2丁目               | 昭和26年度 | 14.20     | 8.0493 | 8.0500 | 8.0501 | 8.0550 | 8.0462 | 8.0547 | 8.0482 |
| 中部           | 神崎町                   | 昭和7年度  | 101.83    | 3.1960 | 3.1963 | 3.1957 | 3.1984 | 3.1902 | 3.1978 | 3.1875 |
|              | 東七松町1丁目               | 昭和34年度 | 40.97     | 2.5695 | 2.5674 | 2.5630 | 2.5621 | 2.5530 | 2.5581 | 2.5447 |
|              | 金楽寺町2丁目               | 昭和7年度  | 146.90    | 3.2895 | 3.2916 | 3.2915 | 3.2950 | 3.2919 | 3.3043 | 3.2949 |
| 南部           | 西長洲町2丁目               | 昭和7年度  | 160.85    | 1.0715 | 1.0727 | 1.0744 | 1.0761 | 1.0744 | 1.0879 | 1.0790 |
|              | 今福2丁目                 | 昭和7年度  | 154.54    | 1.3643 | 1.3625 | 1.3648 | 1.3702 | 1.3660 | 1.3781 | 1.3721 |
|              | 杭瀬本町1丁目               | 昭和7年度  | 225.87    | 0.6415 | 0.6396 | 0.6411 | 0.6390 | 0.6310 | 0.6397 | 0.6312 |
|              | 大物町2丁目                | 昭和7年度  | 219.97    | 1.8150 | 1.8161 | 1.8164 | 1.8182 | 1.8149 | 1.8256 | 1.8169 |
| 臨海部<br>(埋立地) | 末広町1丁目                | 昭和26年度 | 142.22    | 6.2149 | 6.2037 | 6.1908 | 6.1758 | 6.1565 | 6.1559 | 6.1398 |
|              | 平左衛門町                 | 昭和41年度 | 83.46     | 5.5951 | 5.5866 | 5.5750 | 5.3798 | 5.3613 | 5.3571 | 5.3405 |
|              | 東海岸町28番地先             | 昭和49年度 | 56.42     | 4.2592 | 4.2524 | 4.2411 | 4.2308 | 4.2156 | 4.2144 | 4.2001 |
|              | 東海岸町18番地先             | 昭和49年度 | 126.36    | 3.5309 | 3.5127 | 3.4901 | 3.4637 | 3.4387 | 3.4253 | 3.4060 |
|              | 平左衛門町<br>(武庫川浄化センター内) | 昭和53年度 | 57.80     | 5.0650 | 5.0542 | 5.0391 | 5.0195 | 4.9995 | 4.9963 | 4.9791 |

備考1 累計沈下量は測定開始年度から直近測定年度までの累計量

図 主な水準点の累計沈下量



備考1 平成11年度を基準として沈下量の累計を示している。

## ● 地盤変動量・地下水位の推移

表 地盤変動量・地下水位の推移

| 測定地点   | 項目    | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 旧グンゼ工場 | 地盤変動量 | +0.92 | +0.69 | +0.89 | +0.72 | +1.62 | -0.13 | +0.64 | +0.80 | +0.68 | +1.11 |
| 西海岸町   | (mm)  | 0.00  | +0.02 | 0.00  | 0.00  | -0.04 | -0.31 | -0.89 | -0.91 | -0.40 | -0.52 |
| 旧グンゼ工場 | 平均水位  | 14.11 | 13.62 | 12.81 | 12.43 | 11.98 | 11.52 | 11.08 | 10.62 | 10.32 | 10.00 |
| 中浜町    | (m)   | 4.58  | 4.24  | 3.91  | 4.28  | 3.96  | 3.63  | 3.66  | 3.82  | 3.98  | 3.99  |

備考1 変動量については沈下・低下した場合にはマイナス表記、隆起・上昇した場合にはプラス表記とする。

## ダイオキシン

### ● 監視・測定結果

表 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準の達成状況

| 項目    | 環境基準                      | 琴ノ浦高校 | 庄下川橋 | 尾浜大橋  | 尾浜橋  | 南豊池橋  |
|-------|---------------------------|-------|------|-------|------|-------|
| 大気    | 0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> | 0.013 | —    | —     | —    | —     |
| 水質    | 1 pg-TEQ/L                | —     | 0.19 | 0.087 | 0.26 | 0.011 |
| 水底の底質 | 150 pg-TEQ/g              | —     | 7.2  | 0.44  | 3.7  | 0.63  |
| 土壌    | 1000 pg-TEQ/g             | 2.3   | —    | —     | —    | —     |

備考1 環境基準について非達成の数値がある場合は、灰色の塗りつぶし（■）で示す。

備考2 —は測定していないことを示す。

備考3 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準  
<http://www.env.go.jp/kijun/dioxin.html>

### ● ダイオキシン類の推移

表 ダイオキシン類濃度の推移

|                                |        | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    |
|--------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大気<br>(pg-TEQ/m <sup>3</sup> ) | 琴ノ浦高校  | —     | —     | 0.025 | 0.018 | 0.017 | 0.013 | 0.019 | 0.015 | 0.014 | 0.011 | 0.013 |
|                                | 開明庁舎   | 0.017 | 0.029 | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     |
|                                | 小田南中学校 | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     |
|                                | 尼崎東高校  | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     |
| 水質<br>(pg-TEQ/L)               | 庄下川橋   | 0.14  | 0.40  | 0.10  | 0.11  | 0.10  | 0.26  | 0.17  | 0.26  | 0.36  | 0.12  | 0.19  |
|                                | 尾浜大橋   | 0.050 | 0.10  | 0.040 | 0.045 | 0.030 | 0.060 | 0.047 | 0.095 | 0.079 | 0.049 | 0.087 |
|                                | 尾浜橋    | 0.31  | 0.17  | 0.22  | 0.37  | 0.091 | 0.23  | 0.16  | 0.26  | 0.29  | 0.20  | 0.26  |
|                                | 南豊池橋   | 0.045 | 0.023 | 0.076 | 0.027 | 0.022 | 0.11  | 0.10  | 0.17  | 0.074 | 0.098 | 0.11  |
| 水底の底質<br>(pg-TEQ/g)            | 庄下川橋   | 43    | 4.0   | 3.6   | 3.6   | 5.4   | 17    | 9.4   | 6.1   | 25    | 6.1   | 7.2   |
|                                | 尾浜大橋   | 0.38  | 0.37  | 0.45  | 0.42  | 0.18  | 0.23  | 0.34  | 0.39  | 0.32  | 0.42  | 0.44  |
|                                | 尾浜橋    | 12    | 7.4   | 4.7   | 1.5   | 9.0   | 13    | 5.4   | 8.2   | 7.3   | 7.3   | 3.7   |
|                                | 南豊池橋   | 0.46  | 0.35  | 0.65  | 0.74  | 0.68  | 0.87  | 0.72  | 1.1   | 0.79  | 1.4   | 0.63  |
| 土壌<br>(pg-TEQ/g)               | 琴ノ浦高校  | 4.0   | 0.91  | 1.5   | 2.0   | 2.7   | 1.9   | 1.3   | 0.93  | 1.2   | 3.4   | 2.3   |

備考1 —は測定していないことを示す。

備考2 大気については、平成22年度の尼崎東高校の廃校により、測定を停止。平成23年度からは測定地点を2地点から1地点へ変更したが、測定回数を年2回から年4回とした。

備考3 大気については、平成25年度と平成26年度に琴ノ浦高校で学校耐震化工事が行われたため、近隣の開明庁舎で測定を実施した。

## 環境保全協定

昭和初期、南部臨海地域の埋め立てが進むと、火力発電所や大規模工場が集中的に建設され、本市は鉄と電力の街として栄えました。その一方で、工場等の煙突から排出される降下ばいじんや二酸化硫黄が急増し、大気環境は悪化しました。

昭和40年代に入ると、石炭から重油への燃料転換により、降下ばいじん量は減少しましたが、硫黄酸化物による汚染が深刻化しました。このような状況を受けて、昭和44年に兵庫県・尼崎市・市内62者3企業団地の3者は硫黄酸化物の環境基準の早期達成を目指して、大気汚染防止協定を締結しました。その後、時代や社会的状況に応じて協定の内容を強化・更新し、平成18年2月には、地球温暖化や省エネルギー、廃棄物の増大等の新たな環境課題に対応するため、協定の一部改定を行うとともに、名称も「環境保全協定」に変更しました。平成21年4月には中核市への移行に合わせて尼崎市と事業者の2者で環境保全協定を締結し、事業者が環境課題に自主的かつ率先的に取り組むとともに、それらの内容についてより積極的に情報公開を行うことなどを新たに盛り込みました。令和元年度には、市内の環境が大きく改善されたことや各種環境法令等が整備されたことなどから、協定内容の全面的な改定を行いました。

各協定事業所が前年度に実施した環境保全対策の実績については、本市ホームページで公開しています。

URL：[http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kankyo/tosi\\_kogai/034kankyouhozenkyoutei.html](http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kankyo/tosi_kogai/034kankyouhozenkyoutei.html)

表 環境保全協定内容

| 協定名      |     | 年月日                     | 事業所数              | 主な内容                                                                                                                                                                                                 |
|----------|-----|-------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大気汚染防止協定 |     | 昭和44年<br>6月30日<br>9月24日 | 62社69事業所<br>3企業団地 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・硫黄酸化物の抑制</li> <li>・集中被害を避けるための高煙突化・新設時の事前協議制</li> <li>・市の立入権限</li> </ul>                                                                                     |
| 公害防止協定   | 第1次 | 昭和47年<br>2月16日          | 66社73事業所<br>3企業団地 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・硫黄酸化物を工場重合着地濃度で規制</li> <li>・自主測定の強化</li> <li>・損害補償の明確化</li> <li>・住民参加</li> <li>・違反工場の公表</li> </ul>                                                           |
|          | 第2次 | 昭和50年<br>3月28日          | 62社67事業所<br>2企業団地 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気、水質、騒音、振動、産業廃棄物の分野の総合協定となる</li> <li>・窒素酸化物を新たに対象とする</li> <li>・排煙監視テレメータ装置の設置（16社19工場）</li> <li>・設備指導基準の導入</li> <li>・事業者ごとに硫黄酸化物の協定値を設定し、総排出量を抑制</li> </ul> |
|          | 第3次 | 昭和58年<br>3月23日          | 52社56事業所          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地整備、工場地の景観の確保、工場跡地利用、自動車公害の防止を加えて環境全般の総合協定となる</li> <li>・窒素酸化物の総量抑制（増加も認める）</li> <li>・水質汚濁防止対策として、COD、BOD、SSに加えて窒素、リンも低減に努める</li> </ul>                      |
| 環境保全協定   | 第1次 | 平成18年<br>2月28日          | 41社42事業所          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染、水質汚濁等の産業型公害への対応</li> <li>・新たな課題への対応（自動車公害問題、土壌汚染問題、アスベスト問題など）</li> <li>・情報公開の取組</li> </ul>                                                              |
|          | 第2次 | 平成21年<br>4月1日           | 36社37事業所          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中核市への移行に伴い、兵庫県、尼崎市及び事業者の三者から尼崎市と事業者の二者で協定締結</li> <li>・環境管理の徹底</li> <li>・事故時等の臨機応変な対応</li> <li>・情報公開の推進</li> </ul>                                            |
|          | 第3次 | 平成31年<br>4月1日           | 33社34事業所          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の自主的な環境対策の実施・発信</li> <li>・事業者の環境保全活動の対象範囲の拡充</li> </ul>                                                                                                   |

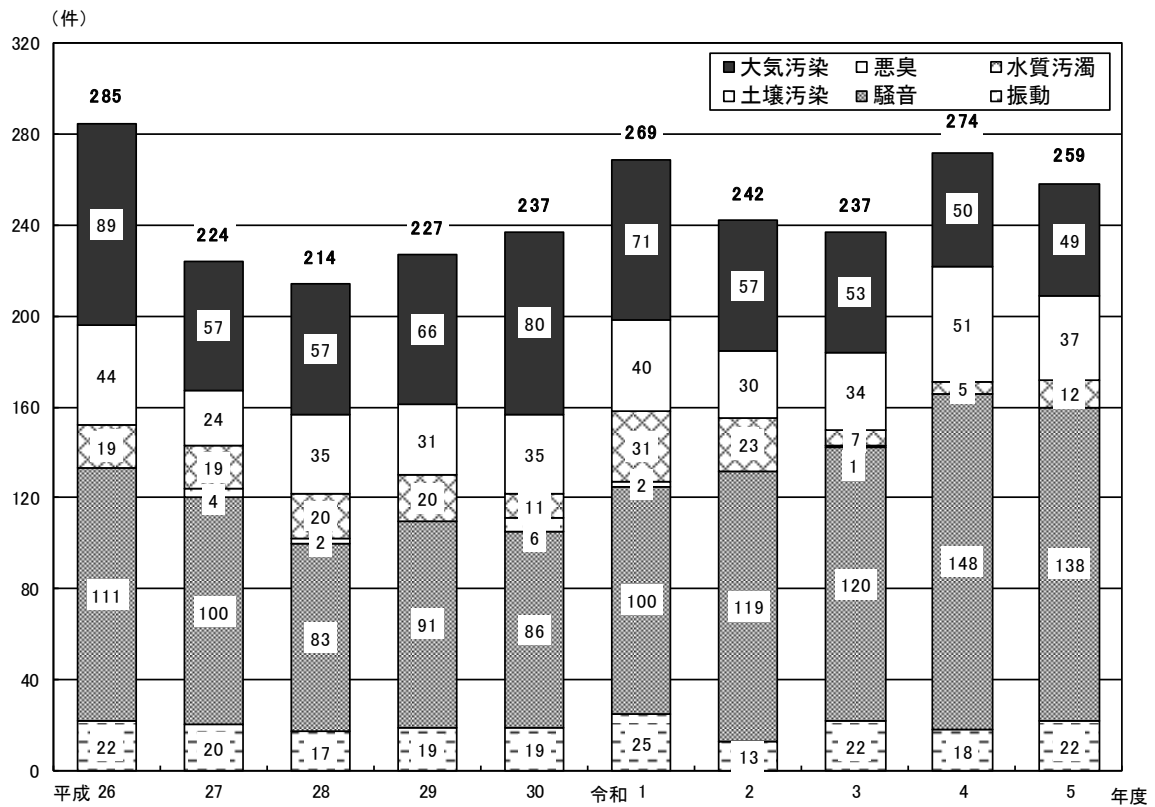
## 公害に関する苦情・相談

令和5年度に市民から寄せられた公害に関する苦情は、259件で、前年度と比較して5%（15件）減少しました。

公害の種類別にみると、騒音に関する苦情が全体の53%（138件）と最も多く、次いで大気汚染が19%（49件）となっています。

被害の種類別にみると、「感覚的・心理的」が95%（245件）と最も多く、被害の発生地域別にみると、住居地域が61%（158件）と最も多くなっています。また、発生源の主な産業では、建築業が49%（128件）で最も多くなっています。

図 苦情・相談件数の推移



## 尼崎の公害の歴史

表 尼崎の公害の歴史

| 年代 | 環境の状況                                                                                                           | 市民の動き                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 市の動き                                                                                                                                                                                                                                      | 国・兵庫県の動き                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 明治 |                                                                                                                 | 43 カマル製鐵所立ち退きを請願（尼崎の公害第1号といわれている。）                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 大正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場の地下水汲み上げによる地下水位の低下</li> <li>・工場排水による河川の水質悪化</li> </ul>                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 5 尼崎市が誕生（尼崎町と立花村の東難波、西難波地区に市制が実施される。その後、小田村、大庄村、立花村、武庫村、園田村と合併し、現在の尼崎市になる）<br>6 上水道整備開始                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 昭和 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和初期、南部臨海地域に製鐵所、発電所の新設・増設が相次ぐ。</li> </ul> 5 尼崎築港(株)が南部臨海地域において工場用地の造成開始 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 3 淀川に上水道の水源を移す                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    |                                                                                                                 | 11 煤煙防止河川浄化委員会発足                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    |                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 26 防潮堤建設開始<br>29 衛生局衛生課に公害防止担当職員配置<br>29 降下ばいじん量、浮遊ばいじん量、亜硫酸ガス濃度等調査実施<br>29 騒音防止条例公布                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | 32 一部地域で降下ばいじん量67.6t/km <sup>3</sup> /月を記録<br>38 国道43号供用開始<br>39 大阪国際空港ジェット旅客機就航                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 32 尼崎市大気汚染対策本部発足<br>32 大気汚染立体調査実施<br>32 工業用水供給開始<br>34 下水道供用開始<br>36 大気汚染広報開始<br>39 大阪国際空港騒音対策協議会発足                                                                                                                                       | 31 工業用水法公布<br>33 公共用水域の水質の保全に関する法律公布<br>33 工場排水等の規制に関する法律公布<br>37 ばい煙の排出の規制等に関する法律公布                                                                                                                                                                                                                            |
|    | 45 国道43号全線開通<br>45 一部地域で二酸化硫黄濃度年間平均値0.087 ppmを記録<br>47 山陽新幹線営業開始（新大阪～岡山）<br>48 関西電力㈱尼崎第一発電所運転停止                 | 41 山陽新幹線尼崎地区乗入れ反対期成同盟発足<br>42 山陽新幹線対策特別委員会発足<br>42 山陽新幹線公害対策三市議会連絡協議会発足<br>42 阪神地区山陽新幹線対策協議会発足<br>44 杭瀬地区公害対策市民の会発足<br>45 尼崎から公害をなくす市民連絡会発足<br>46 尼崎公害患者・家族の会発足<br>46 国道43号線公害対策尼崎連合会発足<br>47 国道43号線公害対策尼崎連合会が阪神高速道路建設反対の座り込み開始<br>47 尼崎から公害をなくす市民連絡会が関西電力㈱尼崎第一発電所・第二発電所の立入調査を実施<br>48 市内16団体が公害対策統一要求書提出（以降、昭和62年まで毎年提出される。） | 40 大阪国際空港騒音対策委員会発足<br>41 国設尼崎大気汚染測定所測定開始<br>44 大気汚染防止協定締結（事業者・兵庫県・市による三者協定）<br>45 国道43号・阪神高速道路公害対策三市連絡協議会発足<br>47 公害調整課、青空課、水質課、騒音課の4課体制で公害行政にあたる（現在の環境創造課・環境保全課に該当）<br>47 公害防止協定（第一次）締結<br>48 尼崎市民の環境をまもる条例公布<br>49 蓬川水系の5事業所と水質汚濁防止協定締結 | 42 公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（航空機騒音防止法）公布<br>42 公害対策基本法公布<br>43 大気汚染防止法公布<br>43 騒音規制法公布<br>44 兵庫県公害防止条例公布<br>44 硫黄酸化物に係る環境基準設定<br>45 水質汚濁防止法公布<br>45 水質汚濁に係る環境基準設定<br>46 環境庁発足<br>46 悪臭防止法公布<br>46 騒音に係る環境基準設定<br>47 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道騒音対策について勧告<br>48 瀬戸内海環境保全臨時特別措置法公布<br>48 大気汚染に係る環境基準設定（二酸化窒素、二酸化硫黄など） |

| 年代 | 環境の状況                              | 市民の動き                                                                               | 市の動き                                                                                                                                                  | 国・兵庫県の動き                                                                                                                                          |
|----|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |                                    | 49 航空機騒音について尼崎調停団が公害等調整委員会に調停申請                                                     |                                                                                                                                                       | 48 航空機騒音に係る環境基準設定                                                                                                                                 |
|    | 50 関西電力㈱尼崎第二発電所運転停止                | 50 航空機騒音対策特別委員会発足                                                                   | 50 公害防止協定（第二次）締結                                                                                                                                      | 50 新幹線鉄道騒音に係る環境基準設定                                                                                                                               |
|    | 50 硫酸化物の環境基準達成                     | 51 国道43号・阪神高速道路騒音排気ガス規制等請求事件（国道43号公害訴訟）を神戸地裁に提訴                                     | 52 地域環境を予防的に保全するため、事前協議制度導入                                                                                                                           | 51 振動規制法公布                                                                                                                                        |
|    | 50 山陽新幹線全線開通                       |                                                                                     | 53 工場跡地に関する取扱要綱制定                                                                                                                                     | 51 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について勧告                                                                                                                     |
|    | 56 阪神高速道路3号神戸線供用開始                 | 54 阪神高速道路建設反対の座り込み解除                                                                | 54 尼崎市環境影響評価指導要綱制定                                                                                                                                    | 53 特定空港周辺航空騒音対策特別措置法公布                                                                                                                            |
|    | 57 国道43号車線数減少（10車線から8車線へ）          |                                                                                     | 55 阪神三市新幹線公害対策連絡協議会発足                                                                                                                                 | 55 新幹線沿道の整備に関する法律公布                                                                                                                               |
|    | 62 日本国有鉄道が民営化                      | 63 尼崎有害物質排出規制等請求事件（尼崎大気汚染公害訴訟）を神戸地裁に提訴                                              | 58 公害防止協定（第三次）締結                                                                                                                                      | 57 市域一部を航空機騒音対策区域に指定                                                                                                                              |
| 平成 | 6 阪神高速道路5号湾岸線供用開始                  | 7 国道43号公害訴訟最高裁判決                                                                    | 2 あまがさき快適環境プラン制定（市の環境政策のマスタープラン）<br>4 庄下川水質浄化短期対策事業着手<br>6 尼崎市環境審議会発足<br>8 ローカルアジェンダ21あまがさき策定（地球環境保全のための行動計画）<br>8 新幹線鉄道公害対策連絡会発足<br>9 あまがさき快適環境プラン改定 | 3 大阪国際空港周辺対策基金設置<br>3 土壌汚染に係る環境基準設定<br>4 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布<br>5 環境基本法公布<br>7 環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）公布<br>9 地下水の水質汚濁に係る環境基準設定 |
|    | 10 国道43号車線数減少（8車線から6車線へ）           | 10 国道43号公害訴訟和解及び連絡会設置                                                               | 12 尼崎市の環境をまもる条例公布<br>12 微小粒子状物質（PM <sub>2.5</sub> ）測定開始                                                                                               | 12 市域全部の航空機騒音対策区域指定を解除                                                                                                                            |
|    | 13 関西電力㈱尼崎第三・尼崎東発電所運転停止            | 11 尼崎大気汚染公害訴訟原告団が企業9社と和解                                                            | 15 尼崎市環境基本計画策定                                                                                                                                        | 13 環境庁から環境省へ                                                                                                                                      |
|    | 13 環境ロードプライシング開始                   | 12 尼崎大気汚染公害訴訟一審判決                                                                   | 17 尼崎市環境影響評価等に関する条例公布                                                                                                                                 | 13 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布                                                                                               |
|    | 17 阪神高速道路公団が民営化                    | 12 尼崎大気汚染公害訴訟原告団が国・阪神高速道路公団と和解<br>14 尼崎大気汚染公害訴訟原告団があっせん申し立て<br>15 尼崎大気汚染公害訴訟のあっせん成立 | 17 大阪国際空港騒音対策協議会が大阪国際空港周辺都市対策協議会に名称変更<br>18 環境保全協定（第一次）締結                                                                                             | 14 土壌汚染対策法公布<br>16 大型ディーゼル自動車等運行規制施行                                                                                                              |
|    | 23 国道43号沿道の全測定局において二酸化窒素濃度の環境基準を達成 | 25 尼崎大気汚染公害訴訟の和解条項に基づく協議が終結                                                         | 21 環境保全協定（第二次）締結（事業者・市による二者協定）<br>26 尼崎市環境基本計画改定                                                                                                      | 24 新関西国際空港(株)が発足し、大阪国際空港の運営を開始<br>28 新関西国際空港(株)に代わり、関西エアポート(株)が大阪国際空港の運営を開始                                                                       |
|    | 24 国道43号通行ルール（兵庫県域）設定              |                                                                                     |                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                   |
|    |                                    | 30 尼崎大気汚染公害訴訟原告団及び弁護団が解散                                                            | 31 環境保全協定（第三次）締結                                                                                                                                      |                                                                                                                                                   |
|    |                                    |                                                                                     |                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                   |
|    |                                    |                                                                                     |                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                   |
| 令和 |                                    | 1 尼崎公害患者・家族の会が解散                                                                    | 1 国道43号・阪神高速道路公害対策三市連絡協議会解散、市独自の活動に移行                                                                                                                 |                                                                                                                                                   |

## 尼崎大気汚染公害訴訟

---

本市は南部臨海地域に鉄鋼などに関連する工場や火力発電所が立ち並び、日本屈指の重化学工業都市として阪神工業地帯の一翼を担い発展しましたが、工場からのばい煙による大気汚染などが発生し、昭和 30 年以降の高度経済成長期には、これらの公害問題が深刻化していきました。

昭和 29 年に大気汚染の実態調査を開始するとともに、昭和 32 年には「人命の尊重がすべてに優先する」という信念と「公害をなくそう」という市民運動を背景に、市長を本部長として、学識経験者や市民、産業界、行政機関の代表からなる「尼崎市大気汚染対策本部」を設置し、対策に取り組みました。また、昭和 38 年の国道 43 号の供用開始、昭和 56 年の阪神高速 3 号神戸線供用開始に伴う排出ガスや騒音・振動により交通公害が引き起こされました。本市では、西宮市・芦屋市とともに「国道 43 号・阪神高速道路公害対策三市連絡協議会」を発足し、対策などについて国などに対する要望活動を始めました。

昭和 63 年には、健康被害の救済と次世代に公害のない住みよいまちを引き継ぐことを願い、市民運動により大気汚染物質の排出差し止めと損害賠償を求め、国や阪神高速道路公団、9 企業を相手に「尼崎大気汚染公害訴訟」が起こされました。

その後、平成 11 年に和解金の支払いと今後の公害防止対策を条件に被告企業との間で和解が成立しました。また、平成 12 年には、一定条件のもとに道路公害と健康被害の因果関係と被告（国・阪神高速道路公団）の責任が認められたことを受け、和解が成立しました。和解にあたり、国・阪神高速道路公団による排出ガス削減や大型車交通規制をはじめとする施策の検討・実施を条件に、原告団は道路供用の差し止め請求・損害賠償を放棄しました。

その後、原告団と国・阪神高速道路公団は 50 回にも及ぶ連絡会を通じて協議を重ね、平成 25 年には、国道 43 号通行ルールを導入などにより沿道環境の改善に一定の成果が見られ、今後も改善・保持が見込まれるとして、尼崎大気汚染公害訴訟の和解条項に基づく協議が終結し平成 30 年には、国などが進めた一連の環境改善策が一定の成果を上げたと判断し、原告団と弁護団が解散することとなりました。

## 公害健康被害補償制度

### ● 公害健康被害補償の経緯

公害による健康被害の救済は、昭和 45 年 11 月に施行した本市の大気汚染に係る健康被害の救済措置に関する要綱により始まりましたが、同年 12 月に、市域の一部が公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和 44 年法律第 90 号〔公害健康被害補償法の施行に伴い廃止〕）に基づく救済対象地域となり、その後、公害健康被害補償法（昭和 48 年法律第 111 号）に基づく第 1 種指定地域に市域の約 3 分の 2 が指定され、さまざまな事業を実施してきました。

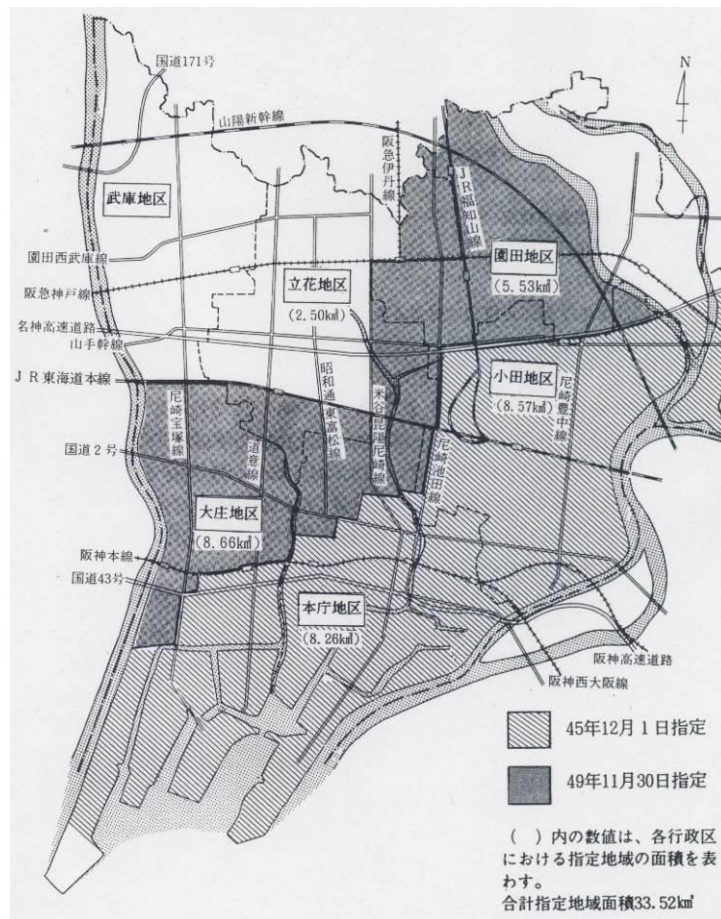
しかしながら、我が国の大気汚染をめぐる情勢が変化したことなどにより補償制度の見直しが行われ、現在は、旧補償法の一部を改正した公害健康被害の補償等に関する法律（以下「新補償法」という。）及び、これを補完する尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例（昭和 48 年尼崎市条例第 20 号）に基づき、健康被害の救済並びに予防に係る事業を実施しています。

表 補償制度の沿革

| 年代    | 国                                             | 年代    | 尼崎市                                                                                                                              |
|-------|-----------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和    |                                               | 昭和    |                                                                                                                                  |
| 42.8  | 「公害対策基本法」施行                                   | 45.11 | 「大気汚染に係る健康被害の救済措置に関する要綱」施行                                                                                                       |
| 44.12 | 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」（以下この表において「救済法」という。）公布 | 48.3  | 尼崎商工会議所と「公害病認定患者救済事業に関する協定」締結                                                                                                    |
| 45.2  | 「救済法」施行                                       | 48.4  | 「尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例」施行「救済事業基金」設立                                                                                                |
| 45.12 | 「救済法」本市に適用                                    | 49.10 | 「尼崎市公害健康被害認定審査会条例」施行                                                                                                             |
| 48.10 | 「公害健康補償法」（以下、この表において「旧補償法」という。）公布、「救済法」廃止     |       | 「尼崎市公害健康被害診療報酬審査委員会条例」施行                                                                                                         |
| 49.9  | 「旧補償法」施行                                      |       | 「尼崎市立健康の家設置条例」施行                                                                                                                 |
| 49.11 | 「旧補償法」の一部が改正され、本市の指定地域拡大                      | 50.10 | 「尼崎市公害病認定患者救済資金貸付条例」施行                                                                                                           |
| 62.2  | 「旧補償法」一部改正案国会提出                               | 53.3  | 尼崎商工会議所と「公害病認定患者救済事業に関する協定」（S48.3.31の協定書に基づく事業の強化拡充）締結                                                                           |
| 62.9  | 一部改正案可決成立、「新補償法」公布                            | 55.4  | 「尼崎市立いぶきの家設置条例」施行                                                                                                                |
| 63.3  | 「新補償法」施行                                      | 56.4  | 「尼崎市公害病認定患者葬祭費の助成に関する条例」施行                                                                                                       |
|       | ※「公害健康被害の補償等に関する法律」に名称改正（改正内容）                | 平成    |                                                                                                                                  |
|       | ・第一種地域（大気系）の全面指定解除（新規認定の廃止）                   | 元.4   | 「尼崎市特定呼吸器疾病調査研究事業」実施                                                                                                             |
|       | ・認定者の認定更新・給付継続                                | 5.12  | 「尼崎市特定呼吸器疾病調査研究事業に係る情報の評価等について」（報告）健康被害予防事業（ぜん息児童水泳訓練事業）追加                                                                       |
|       | ・公害健康被害予防事業実施                                 | 11.4  | 「尼崎市公害病認定患者救済資金貸付条例」廃止                                                                                                           |
| 平成    |                                               |       | 「尼崎市公害病認定患者団体補助金」廃止                                                                                                              |
| 16.4  | （独）環境再生保全機構の設立（川崎市）（内容）                       | 12.3  | 「尼崎市立いぶきの家設置条例」廃止                                                                                                                |
|       | ・公害健康被害補償予防協会を解散                              | 12.4  | 「尼崎市公害病認定患者葬祭費の助成に関する条例」一部改定（5万円→10万円）、「在宅酸素療法助成事業要綱」施行、「一泊二日リハビリテーション事業要綱」施行、「転地保養事業助成金」改定、「水泳鍛錬奨励事業年齢制限」撤廃、「療養器具貸与事業」改定（加湿器追加） |
|       | ・公害健康被害補償予防協会業務を継承                            | 13.7  | 現行事業の効果測定作業開始 現行事業転換計画の検討開始                                                                                                      |
|       |                                               | 14.9  | 事業アンケート調査の検討開始                                                                                                                   |
|       |                                               | 14.10 | 成人の健康回復事業における高齢者対策の実施（介護スタッフ導入・カリキュラムの見直し）                                                                                       |
|       |                                               | 15.7  | ぜん息キャンプ事業におけるアレルギー施策の強化（アレルギー食・カリキュラムの見直し及び専門スタッフの導入）                                                                            |
|       |                                               | 15.10 | 救済事業の効果測定作業のまとめ<br>救済事業転換計画のまとめ（一次案）                                                                                             |
|       |                                               | 16.2  | 事業アンケート調査の実施（対象：尼崎市公害病認定患者）                                                                                                      |
|       |                                               | 16.4  | 「健康の家運営管理委託料」改定（管理体制の見直し）                                                                                                        |

| 年代 | 国 | 年代    | 尼崎市                                                                                |
|----|---|-------|------------------------------------------------------------------------------------|
|    |   | 17.4  | 「転地保養事業負担金」改定、「転地保養事業」指定施設追加（6施設→11施設）「健康の家利用補助負担金」改定<br>「リフレッシュ事業」開始              |
|    |   | 18.4  | 「インフルエンザ予防接種助成事業」開始（65歳以上対象）                                                       |
|    |   | 21.11 | 「新型インフルエンザ（A/H1N1）予防接種助成事業」追加（全患者対象）                                               |
|    |   | 22.4  | 「転地保養事業負担金」改定<br>「ぜん息教室」を「呼吸器教室」に統合、出前型事業実施<br>「水泳鍛錬奨励事業」利用施設追加（2施設→3施設）           |
|    |   | 22.11 | 「新型インフルエンザ（A/H1N1）3種混合ワクチン予防接種助成事業」実施（全患者対象）                                       |
|    |   | 23.10 | 「インフルエンザ予防接種助成事業」開始（全患者対象）                                                         |
|    |   | 24.4  | 「転地保養事業」指定施設追加（11施設→14施設）                                                          |
|    |   | 25.12 | 救済事業アンケート調査の実施（対象：尼崎市公害病認定患者）                                                      |
|    |   | 27.4  | 「ぜん息キャンプ事業及び成人の健康回復事業」の廃止<br>「転地保養事業」の年間利用可能回数の変更（1回→2回）                           |
|    |   | 29.3  | 「尼崎市立健康の家設置条例」廃止                                                                   |
|    |   | 29.4  | 「家庭療養指導事業」開始                                                                       |
|    |   | 29.6  | 「短期滞在型療養事業」開始                                                                      |
|    |   | 31.4  | 「転地保養事業負担金」改定                                                                      |
|    |   | 令和    |                                                                                    |
|    |   | 2.4   | 「一泊二日リハビリテーション事業」の廃止                                                               |
|    |   | 2.9   | 救済事業アンケート調査の実施（対象：尼崎市公害病認定患者）                                                      |
|    |   | 4.3   | 「短期滞在型療養事業」の廃止                                                                     |
|    |   | 4.4   | 「転地保養事業」の年間利用可能回数の変更（2回→12回）<br>「転地保養事業」の認定患者の付添者半額助成開始<br>「転地保養事業」指定施設 2減3増（13施設） |
|    |   | 5.4   | 「転地入院事業」の廃止                                                                        |
|    |   | 6.4   | 転地保養事業指定施設 1減1増（14施設）                                                              |

図 旧第一種指定地域



備考1 昭和63年3月1日に解除されている。

## ● 健康被害の救済

### ・認定患者の状況

新補償法の施行に伴い、昭和 63 年 3 月 1 日以後、新規の患者の認定は行われなくなりました。

しかしながら、既認定患者に対する有効期間（慢性気管支炎、気管支ぜん息及び肺気しゅは 3 年、ぜん息性気管支炎は 2 年）の更新の認定は引き続き行うことになっており、尼崎市公害健康被害認定審査会の意見をきいて市長が認定しています。

累計認定患者数については、昭和 45 年 11 月に認定を開始して以来、令和 5 年度末現在 11,208 人で、このうち死亡 4,496 人等の異動があり、実認定患者数は 1,342 人です。また、認定疾病別にみると、気管支ぜん息 1,257（93.7 %）慢性気管支炎 80 人（6.0 %）、肺気しゅ 5 人（0.3 %）、ぜん息性気管支炎 0 人となっています。

表 被認定患者異動状況

| 区分<br>累計認定数 | 異動  |      |        |      |        |      |         | 実認定<br>患者数 |
|-------------|-----|------|--------|------|--------|------|---------|------------|
|             | 転入  | 転出   | 死亡     | 辞退   | 期間満了   | 否更新  | 計       |            |
| 11,208      | 249 | △394 | △4,496 | △462 | △3,902 | △861 | △10,115 | 1,342      |

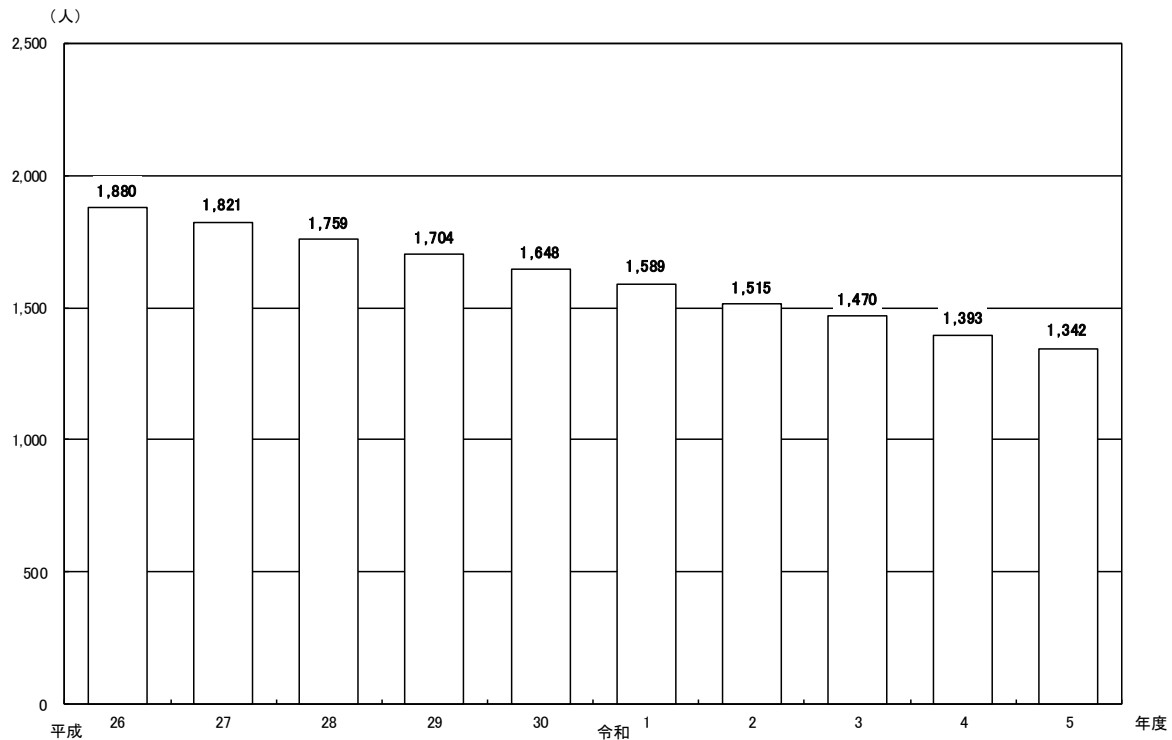
表 性別・年齢別死亡者の状況

| 年齢<br>区分        | 年齢 | 0～4 | 5～9 | 10～14 | 15～19 | 20～29 | 30～39 | 40～49 | 50～59 | 60～64 | 65以上  | 計     |
|-----------------|----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 令和 5 年度         | 男  | —   | —   | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | 14    | 14    |
|                 | 女  | —   | —   | —     | —     | —     | —     | 1     | —     | 1     | 22    | 24    |
| 令和5年度末<br>までの累計 | 男  | 4   | 2   | 3     | 4     | 11    | 14    | 47    | 119   | 165   | 1,856 | 2,225 |
|                 | 女  | 2   | 4   | —     | 3     | 7     | 7     | 30    | 93    | 116   | 2,009 | 2,271 |
|                 | 計  | 6   | 6   | 3     | 7     | 18    | 21    | 77    | 212   | 281   | 3,865 | 4,496 |

表 疾病別認定者状況

| 疾病     | 人数    |
|--------|-------|
| 肺気しゅ   | 5     |
| 気管支ぜん息 | 1,257 |
| 慢性気管支炎 | 80    |
| 計      | 1,342 |

図 認定患者数の推移



## ● 補償給付

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定を受けた公害健康被害者（公害病認定患者）は、認定疾病に必要な医療を受けられるほか、認定疾病の障害の程度に応じた障害補償費等が支給されます。また、認定疾病に起因して死亡した公害病認定患者の遺族に対しても遺族補償費等が支給されます。令和 5 年度の補償給付費の総額は 22,300,067,689 円（令和 4 年度比 2.8 %減）となりました。

表 補償給付の状況

| 給付の種類      | 給付内容                                                                | 令和 5 年度  |               |
|------------|---------------------------------------------------------------------|----------|---------------|
|            |                                                                     | 支給件数 (件) | 支給金額 (円)      |
| 療養の給付及び療養費 | 認定疾病に関する医療の現物給付等                                                    | 27,243   | 745,649,779   |
| 障害補償費      | 法で定める障害の程度が3級以上である満15歳以上の者に支給する。支給月額、性別、年齢、障害の程度によって異なる。            | 13,678   | 1,115,192,510 |
| 児童補償手当     | 法で定める障害の程度が3級以上である満15歳未満の被認定者を養育している者に支給する。支給月額、性別、年齢、障害の程度によって異なる。 | 該当なし     |               |
| 療養手当       | 認定疾病について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の日数に応じて支給する。                          | 11,579   | 280,757,400   |
| 遺族補償費      | 認定疾病により死亡した被認定者の遺族のうち、一定の要件を満たす者に支給する。                              | 426      | 53,850,650    |
| 遺族補償一時金    | 遺族補償費を受ける遺族がいない場合、一定の範囲の遺族に支給する。                                    | 10       | 30,088,350    |
| 葬祭料        | 認定疾病により死亡した被認定者の葬祭を行った者に支給する。                                       | 12       | 4,529,000     |
| 合計         |                                                                     | 52,948   | 2,230,067,689 |

表 公害保健福祉事業の状況

| 事業名                                        | 事業概要                                                                   | 令和5年度実績                                               |
|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 公害健康被害の補償等に関する法律に基づくもの（公害保健福祉事業）           |                                                                        |                                                       |
| リフレッシュ事業                                   | 公害病認定患者が気軽に日帰りで参加し、健康講座・保健指導等を行っている。                                   | 参加者 73 人                                              |
| 呼吸器教室事業                                    | 呼吸器疾患に関する知識の普及を図ることを目的に、月2回程度の呼吸器訓練等の教室を行っている。また、年12回程度の出前講座を行っている。    | 参加者 133 人                                             |
| インフルエンザ予防接種助成事業                            | インフルエンザリ患による呼吸器症状の重症化を予防するため、インフルエンザ予防接種に係る自己負担額を助成している。               | 受診者 539 人                                             |
| 水泳鍛錬奨励事業                                   | 公害病認定患者にプール利用権を交付することで、プール利用による体力練成を自主的に行ってもらい、健康回復の促進と福祉の増進を図っている。    | 利用件数<br>サンビック 60 件<br>ハーティ 21 43 件                    |
| 公害健康被害の補償等に関する法律・尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例に基づくもの |                                                                        |                                                       |
| 療養器具貸与事業                                   | 公害病認定患者に対し、認定疾病の療養に必要な器具を貸与している。                                       | 貸出件数<br>空気清浄機 1台<br>加湿器 2台<br>吸入器 54 台                |
| 家庭療養指導事業                                   | 保健師または看護師が公害病認定患者の家庭を訪問し、療養指導等を行って、病気を自己管理して快適な生活を送れるように支援する。          | 訪問件数 212件                                             |
| 尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例に基づくもの                  |                                                                        |                                                       |
| 転地保養事業                                     | 空気清浄地にある公共的宿泊施設等を中心に14箇所を市が指定し、公害病認定患者が自身の保養のために施設を利用した際の経費の一部を助成している。 | 宿泊 (患者) 88人<br>(付添) 47人<br>日帰り (患者) 43 人<br>(付添) 25 人 |
| 在宅酸素助成事業                                   | 医師の管理の下で、在宅酸素療法を行っている公害病認定患者に対し、酸素濃縮機の使用にかかる費用の一部を助成している。              | 助成人数 37 人                                             |
| 尼崎市公害病認定患者葬祭費の助成に関する条例に基づくもの               |                                                                        |                                                       |
| 葬祭費助成事業                                    | 認定疾病に起因せずに死亡した公害病認定患者の葬祭を行った者に葬祭に係る費用の一部を助成している。                       | 件数 25件                                                |

## ● 健康被害予防事業

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する事業を地域住民を対象に実施しています。

表 健康被害予防事業の状況

| 事業名                               | 事業概要                                                         | 令和5年度実績                                                    |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 公害健康被害の補償等に関する法律に基づくもの            |                                                              |                                                            |
| 健康相談事業                            | 地域住民を対象として、ぜん息等に関する相談及び指導を行っている。                             | 相談者<br>乳幼児 561人<br>一般成人 0人<br>(令和5年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止) |
| 健康診査等事業                           | 乳幼児を対象として、問診等を行い、発症防止のための適切な指導を行うことにより、気管支ぜん息の発症の未然防止を図っている。 | 受診者 3,482人<br>指導対象者 714人                                   |
| ぜん息児童水泳等訓練事業<br>(あまっこ水泳運動教室・運動教室) | 気管支ぜん息患児童を対象として、療養上有効な水泳等訓練を行っている。                           | 参加者 363人                                                   |

## アスベスト問題に対する取組

### ● 経緯

平成 17 年 6 月に、本市域にあった(株)クボタ旧神崎工場の従業員や周辺住民にアスベスト（石綿）による健康被害が発生していることが明らかとなり、市民等からアスベストについて不安の声や相談が数多く寄せられました。

### ● 石綿読影の精度に係る調査＜環境省委託調査事業＞

石綿読影の精度に係る調査は、令和2年度から環境省からの委託で、市の肺がん検診（胸部検診）と併せて石綿ばく露に関する問診を行うとともに、そのX線画像について市の読影部会（一次読影）及び環境省の二次読影で石綿関連疾患に着目した読影を行い、精密検査が必要と判断された者について指定医療機関で胸部CT検査を実施するものです。

その結果について環境省に報告するとともに、恒久的な健康管理体制の構築に向けて課題等を検討しています。

#### ・調査対象者

原則として、次の①②を満たすものを調査対象者としています

①尼崎市に居住している者で石綿ばく露の不安があり、尼崎市が実施する読影調査の内容を理解し、読影調査への協力に同意する者

②既存の胸部エックス線画像を提供可能な者

ただし、参加時に呼吸器疾患で医療機関を受診している又は受診する必要がある者（既存検診等において要精密検査とされている者など）は、対象外となります。

#### ・対象者の募集

対象者の募集については、市報やホームページにより行いました。

#### ・調査期間

令和 5 年度は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

全体の調査期間は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で予定

#### ・調査内容

##### 保健所による確認及び検査

調査対象者に対し、調査事業の説明、調査協力に対する同意をとり、調査登録台帳に登録を行い、保健師により、居住歴や職歴等の問診を実施します。

##### 読影部会による一次読影

既存検診（市の肺がん検診）の胸エックス線画像を取り寄せ、読影部会において石綿関連疾患に着目して一次読影を行います。これに当たっては、問診の結果（ばく露歴など）や過去の胸部エックス画像、過去のCT画像を参考に判定します。

一次読影の結果、要精密検査と判定された者については、指定医療機関で精密検査（胸部CT検査）を行います。

精密検査不要と判定された者については、環境省に胸部エックス線画像等を送付し、環境省において二次読影が行われます。二次読影の結果は市にフィードバックされ、市の読影部会において再度検討し、精度の向上に役立てます。

##### 指定医療機関による検査

本市が指定する医療機関（県立尼崎総合医療センター、兵庫医科大学病院）が調査対象者に対し診察の上、胸部CT検査を実施し、これらの結果説明を行います。また、診断結果及び胸部CT画像を市に取り寄せます。

##### 国への報告

本市は、上記の検査等の結果を集計し、環境省へ報告を行います。

## ・結果

令和 5 年度の受診者の項目別人数及び年齢階層別人数の集計結果は次のとおりでした。

表 受診者の項目別人数

| 項目             | 合計  |
|----------------|-----|
| 既存検診の受信 調査同意   | 398 |
| 問診（石綿ばく露の聴取調査） | 398 |
| 一次読影           | 398 |
| 胸部CT検査         | 135 |
| 二次読影           | 244 |
| 胸部CT検査（二次読影後）  | 12  |

表 受診者の年齢階層別人数

| 年齢階層    | 合計  | 男   | 女   |
|---------|-----|-----|-----|
| 40～49 歳 | 4   | 1   | 3   |
| 50～59 歳 | 32  | 19  | 13  |
| 60～69 歳 | 88  | 54  | 34  |
| 70～79 歳 | 182 | 102 | 80  |
| 80～89 歳 | 88  | 52  | 36  |
| 90 歳以上  | 4   | 4   | 0   |
| 合計      | 398 | 232 | 166 |

## ● アスベストによる健康被害の救済制度

### ・制度の概要

この制度は、石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿による健康被害を受けられた方とそのご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対し迅速な救済を図ることを目的として、平成 18 年 3 月 27 日に施行された「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）」に基づくものです。

なお、平成 22 年 7 月 1 日法施行令の一部を改正する政令が施行され、石綿による健康被害で救済給付の対象となる「指定疾病」は、「中皮腫」及び石綿による「肺がん」に加えて、「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」が追加されました。

表 救済給付の概要

| 給付の種類             | 給付請求者                                                                                         | 給付の内容・給付額                                     |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 医療費               | 被認定者で認定疾病にかかる医療を受け、自己負担額が発生した方<br>なお、被認定者が亡くなり、被認定者が請求していない医療費があったときは、ご遺族の方が当該医療費を請求することができる。 | 療養を開始した日以降の、健康保険等による給付の額を控除した自己負担額            |
| 療養手当              | 被認定者                                                                                          | 療養を開始した日の翌月から、支給する事由が消滅した日の属する月まで月額 103,870 円 |
| 葬祭料               | 当該認定疾病に起因し死亡した方の葬祭を行う方                                                                        | 199,000 円                                     |
| 特別遺族<br>弔慰金・特別葬祭料 | 当該指定疾病に起因し死亡した方と同一生計にあったご遺族のうち最優先順位の方                                                         | 特別遺族弔慰金として 2,800,000 円<br>特別葬祭料として 199,000 円  |
| 救済給付<br>調整金       | 当該認定疾病に起因し死亡した方と同一生計にあったご遺族のうち最優先順位の方                                                         | 特別遺族弔慰金の額から当該認定疾病に関し支給された医療費及び療養手当の合計額を控除した金額 |

（（独）環境再生保全機構ホームページより抜粋）

・申請状況

表 尼崎市における申請受付状況

| 申請件数<br>年度 | 療養中 | 遺族 | 計  |
|------------|-----|----|----|
| H24        | 41  | 7  | 48 |
| H25        | 34  | 3  | 37 |
| H26        | 36  | 3  | 39 |
| H27        | 36  | 5  | 41 |
| H28        | 29  | 6  | 35 |
| H29        | 22  | 3  | 25 |
| H30        | 39  | 7  | 46 |
| R1         | 30  | 4  | 34 |
| R2         | 29  | 4  | 33 |
| R3         | 19  | 5  | 24 |
| R4         | 18  | 6  | 24 |
| R5         | 9   | 3  | 12 |

(単位：件)

## 尼崎市環境基本計画とSDGs（持続可能な開発目標）

### ● SDGsとは

平成 27 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。アジェンダでは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として宣言され、目標が掲げられました。この目標は「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」と呼ばれる 17 の目標から構成されており（SDGs には、さらに、169 のターゲット（具体的な目標）と 230 のインディケーター（指標）が設定されている。）、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、経済・社会・環境を不可分なものと捉え、世界の課題に統合的に取り組むために掲げられたものです。

我が国では、平成 28 年 5 月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」（本部長：内閣総理大臣、構成員：全国務大臣）を設置し、同年 12 月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定しており、あらゆるステークホルダーと協力しながら取り組んでいくことが示されています。

図 持続可能な開発目標（SDGs）

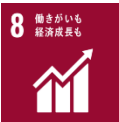


## ●SDGsに取り組む必要性と尼崎市環境基本計画における対応状況

アジェンダや実施指針では、SDGs を達成するためには、地方自治体を含め様々な主体が積極的に連携・協力しながら取り組んでいくことが必要であるとされているだけでなく、政府は地方自治体に各種計画などの策定などにあたっては、SDGs の要素を反映することを奨励しています。

尼崎市環境基本計画で掲げる目標についても SDGs と対応している部分があり、計画を推進することで SDGs の達成に寄与することができると考えられ、その対応状況を整理すると次のようになります。

表 SDGs への尼崎市環境基本計画の対応状況

| 尼崎市環境基本計画            | 持続可能な開発目標 (SDGs)                                                                                                                                                           |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目標 1 脱炭素社会の構築        |       |
| 目標 2 循環型社会の構築        |                                                                                          |
| 目標 3 自然共生社会の構築       |       |
| 目標 4 安全で快適な生活環境の保全   |     |
| 目標 5 経済のグリーン化        |   |
| 目標 6 環境意識の向上・行動の輪の拡大 |   |

## 基礎データ

基礎データとして、人口、製造業、商業や農業に関するデータを尼崎市統計書から抜粋しています。

### ● 人口

表 人口・世帯数・1世帯あたり人員の推移

| 年度    | 人口     |                    |                       |                    | 世帯数     | 1世帯当たり人員（人） |
|-------|--------|--------------------|-----------------------|--------------------|---------|-------------|
|       | 総数（万人） | 年少人口<br>（0～14歳）（%） | 生産年齢人口<br>（15～64歳）（%） | 老年人口<br>（65歳以上）（%） |         |             |
| 昭和35年 | 40.6   | 26.9               | 69.8                  | 3.3                | 101,854 | 3.99        |
| 昭和40年 | 50.1   | 23.4               | 72.9                  | 3.6                | 135,938 | 3.69        |
| 昭和45年 | 55.4   | 23.9               | 71.7                  | 4.4                | 162,027 | 3.42        |
| 昭和50年 | 54.6   | 24.6               | 69.6                  | 5.8                | 170,999 | 3.19        |
| 昭和55年 | 52.4   | 23.3               | 69.2                  | 7.5                | 178,151 | 2.94        |
| 昭和60年 | 50.9   | 20.6               | 70.5                  | 8.9                | 177,817 | 2.86        |
| 平成2年  | 49.9   | 16.7               | 72.7                  | 10.6               | 185,819 | 2.69        |
| 平成7年  | 48.9   | 14.5               | 72.7                  | 12.9               | 191,407 | 2.55        |
| 平成12年 | 46.6   | 13.5               | 70.5                  | 16.0               | 190,894 | 2.44        |
| 平成17年 | 46.3   | 13.2               | 67.6                  | 19.2               | 198,653 | 2.33        |
| 平成23年 | 45.4   | 12.8               | 64.4                  | 22.8               | 209,443 | 2.17        |
| 平成24年 | 45.2   | 12.7               | 63.9                  | 23.4               | 210,125 | 2.15        |
| 平成25年 | 45.0   | 12.5               | 63.2                  | 24.3               | 210,939 | 2.13        |
| 平成26年 | 44.9   | 12.4               | 62.4                  | 25.3               | 211,650 | 2.12        |
| 平成27年 | 45.3   | 12.2               | 61.7                  | 26.1               | 210,433 | 2.15        |
| 平成28年 | 45.2   | 12.1               | 61.2                  | 26.7               | 210,520 | 2.15        |
| 平成29年 | 45.1   | 11.9               | 60.9                  | 27.1               | 212,273 | 2.13        |
| 平成30年 | 45.1   | 11.8               | 60.8                  | 27.4               | 214,100 | 2.11        |
| 令和元年  | 45.1   | 11.7               | 60.8                  | 27.5               | 216,540 | 2.08        |
| 令和2年  | 45.2   | 11.6               | 60.8                  | 27.6               | 218,813 | 2.06        |
| 令和3年  | 45.9   | 11.5               | 60.9                  | 27.6               | 221,659 | 2.07        |
| 令和4年  | 45.7   | 11.4               | 61.0                  | 27.6               | 222,207 | 2.06        |
| 令和5年  | 45.5   | 11.3               | 61.3                  | 27.5               | 223,922 | 2.03        |

備考1 国勢調査が実施されている年については、国勢調査人口を掲載しており、それ以外の年については1月現在における住民基本台帳法に基づく増減数を加減して算出される推計人口を掲載している。

● 製造業

表 事業所数・従業員数・製造品出荷額等総額の推移

|       | 事業所数  | 従業員数    | 製造品出荷額等総額（百万円） |
|-------|-------|---------|----------------|
| 昭和35年 | 1,051 | 82,846  | 287,111        |
| 昭和40年 | 1,301 | 95,182  | 450,342        |
| 昭和45年 | 2,398 | 103,906 | 924,932        |
| 昭和50年 | 2,816 | 83,161  | 1,317,839      |
| 昭和55年 | 2,921 | 71,355  | 1,814,954      |
| 昭和60年 | 2,884 | 67,454  | 1,920,889      |
| 平成2年  | 1,824 | 62,478  | 2,090,822      |
| 平成7年  | 1,579 | 56,517  | 1,815,921      |
| 平成12年 | 1,282 | 42,898  | 1,575,100      |
| 平成17年 | 1,018 | 35,005  | 1,321,233      |
| 平成23年 | 878   | 33,908  | 1,410,339      |
| 平成24年 | 836   | 34,103  | 1,347,363      |
| 平成25年 | 824   | 34,085  | 1,315,212      |
| 平成26年 | 783   | 32,645  | 1,314,443      |
| 平成27年 | -     | -       | 1,377,550      |
| 平成28年 | 809   | 34,009  | 1,361,983      |
| 平成29年 | 732   | 33,261  | 1,368,173      |
| 平成30年 | 716   | 32,647  | 1,449,763      |
| 令和元年  | 701   | 33,101  | 1,461,335      |
| 令和2年  | 654   | 31,951  | 1,308,746      |
| 令和3年  | 802   | 34,219  | 1,459,525      |
| 令和4年  | 796   | 33,286  | 1,536,640      |

備考1 令和元年度までの値については、経済産業省所管の「工業統計調査」に基づき本市に関する部分を集計・抜粋している（年によっては、日本標準産業分類の改訂が行われているが、そのまま掲載している）。

備考2 令和2年度の値については、総務省及び経済産業省所管の「令和3年度経済センサス-活動調査」に基づき本市に関する部分を集計・抜粋している。

備考3 令和3年度以降の値については、経済産業省所管の「経済構造実態調査」に基づき本市に関する部分を集計・抜粋している。

● 商業

表 事業所数・従業員数・年間商品販売額の推移

|       | 事業所数  | 従業員数   | 年間商品販売額（百万円） |
|-------|-------|--------|--------------|
| 昭和35年 | 5,819 | 17,141 | 36,439       |
| 昭和37年 | 5,815 | 17,962 | 51,024       |
| 昭和39年 | 5,627 | 19,769 | 69,361       |
| 昭和41年 | 6,715 | 25,928 | 112,466      |
| 昭和43年 | 7,243 | 28,504 | 166,929      |
| 昭和45年 | 7,247 | 28,114 | 209,537      |
| 昭和47年 | 7,827 | 30,123 | 290,658      |
| 昭和49年 | 7,950 | 30,523 | 352,477      |
| 昭和51年 | 8,255 | 31,374 | 480,394      |
| 昭和54年 | 9,050 | 35,090 | 652,394      |
| 昭和57年 | 9,127 | 36,654 | 824,932      |
| 昭和60年 | 8,440 | 34,951 | 844,413      |
| 昭和63年 | 8,415 | 38,798 | 979,720      |
| 平成3年  | 8,180 | 38,454 | 1,234,347    |
| 平成6年  | 7,572 | 38,883 | 1,232,689    |
| 平成9年  | 6,640 | 35,146 | 1,092,522    |
| 平成11年 | 6,587 | 38,311 | 1,001,198    |
| 平成14年 | 5,742 | 34,763 | 811,823      |
| 平成16年 | 5,362 | 34,373 | 791,322      |
| 平成19年 | 4,875 | 33,078 | 831,068      |
| 平成24年 | 3,080 | 22,608 | 891,382      |
| 平成26年 | 3,014 | 23,972 | 914,502      |
| 平成28年 | 3,081 | 26,930 | 1,037,380    |
| 令和3年  | 2,754 | 25,693 | 1,063,023    |

備考1 平成 26 年度までの値については、経済産業省所管の「商業統計調査」に基づき本市に関する部分を集計・抜粋している。なお、昭和 35 年から昭和 57 年の値については、「飲食店」に関する値を減じたものを掲載している。

備考2 平成 28 年度以降の値については、総務省及び経済産業省所管の「経済センサス・活動調査」に基づき本市に関する部分を集計・抜粋している。なお、経済センサス・活動調査の年間商品販売額は百万円単位の為、過去の値も百万円単位に修正し、掲載している。

● 農業

表 農家数・田畑の面積の推移

|       | 農家数   | 地積 (ha) |       |
|-------|-------|---------|-------|
|       |       | 田       | 畑     |
| 昭和35年 | 2,330 | 1055.3  | 110.5 |
| 昭和40年 | 1,836 | 696.4   | 75.2  |
| 昭和45年 | 1,411 | 438.9   | 54.9  |
| 昭和50年 | 1,088 | 258.8   | 48.8  |
| 昭和55年 | 952   | 201.1   | 55.1  |
| 昭和60年 | 899   | 181.8   | 50.8  |
| 平成2年  | 606   | 159.5   | 42.8  |
| 平成7年  | 433   | 112.2   | 31.8  |
| 平成12年 | 400   | 93.1    | 26.2  |
| 平成17年 | 359   | 85.8    | 24.5  |
| 平成22年 | 334   | 79.6    | 22.4  |
| 平成23年 | -     | 78.9    | 22.2  |
| 平成24年 | -     | 77.7    | 21.9  |
| 平成25年 | -     | 75.1    | 21.6  |
| 平成26年 | -     | 73.9    | 21.0  |
| 平成27年 | 294   | 72.1    | 20.8  |
| 平成28年 | -     | 70.6    | 20.4  |
| 平成29年 | -     | 68.8    | 20.1  |
| 平成30年 | -     | 66.5    | 20.4  |
| 令和元年  | -     | 65.7    | 20.4  |
| 令和2年  | 260   | 64.2    | 20.4  |
| 令和3年  | -     | 62.8    | 20.2  |
| 令和4年  | -     | 60.8    | 20.2  |
| 令和5年  | -     | 60.1    | 19.8  |

備考1 農家数は農林水産省所管の「農林業センサス」に基づき本市に関する部分を集計・抜粋している。

執筆協力所属一覧

|         |           |          |               |
|---------|-----------|----------|---------------|
| 危機管理安全局 | 企画管理課     | 都市整備局    | 業務課           |
|         | 災害対策課     |          | クリーンセンター      |
| 総合政策局   | 生活安全課     | 都市整備局    | 都市戦略推進担当      |
|         | 協働推進課     |          | 都市計画課         |
|         | 生涯、学習！推進課 |          | 開発指導課         |
|         | 中央地域課     |          | 建築指導課         |
|         | 小田地域課     |          | 道路課           |
|         | 大庄地域課     |          | 道路維持担当        |
|         | 立花地域課     |          | 河港課           |
|         | 武庫地域課     |          | 公園維持課         |
|         | 園田地域課     |          | 公園計画・21世紀の森担当 |
|         |           |          |               |
| 資産統括局   | 公有財産課     | 消防局      | 財務担当          |
|         | 庁舎管理課     |          | 救急課           |
| 総務局     | 契約課       | 公営企業局    | 水道計画課         |
| 福祉局     | 重層の支援推進担当 |          | 下水道計画課        |
| 保健局     | 保健企画課     | 教育委員会事務局 | 下水道建設課        |
|         | 疾病対策課     |          | 浄水センター        |
|         | 感染症対策担当   |          | 下水浄化センター      |
|         | 生活衛生課     |          | 施設課           |
| 経済環境局   | 産業政策課     | 教育委員会事務局 | 学校教育課         |
|         | 商業観光課     |          | 保健体育課         |
|         | 農政課       |          | 学校給食課         |
|         | 環境創造課     |          | 学校給食センター担当    |
|         | 環境保全課     |          | 学び支援課         |
|         | 産業廃棄物対策担当 |          | 社会教育課         |
|         | 資源循環課     |          | 中央図書館         |

環境基本計画年次報告書 - 令和6年度版 -

編集・発行 経済環境局環境部環境創造課

TEL 06-6489-6301 FAX 06-6489-6300